平成２１年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２１年3月１１日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長施政方針ならびに予算編成方針及び行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	副　町　長	小　針　　弘　君
教　育　長	渡　邊　　浩　君	総　務　課　長	鈴　木　博　志　君
企画調整課長	外　岡　茂　徳　君	建　設　課　長	奥　村　　豊　君
産業観光課長	山　田　昌　平　君	町　民　課　長	大　野　　寛　君

健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵

平成２１年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２１年3月１１日（水）午前９時３０分開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期の決定

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　町長施政方針ならびに予算編成方針及び行政報告

日程第　５　一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	副　町　長	小　針　　弘　君
教　育　長	渡　邊　　浩　君	総　務　課　長	鈴　木　博　志　君
企画調整課長	外　岡　茂　徳　君	建　設　課　長	奥　村　　豊　君
産業観光課長	山　田　昌　平　君	町　民　課　長	大　野　　寛　君

健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵

開会　午前　９時３０分

◎開会宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより、平成21年３月の南伊豆町議会定例会を開会いたします。

◎議事日程説明

○議長（渡邉嘉郎君）　議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎開議宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　これより本会議第１日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎会期の決定

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から３月25日までの15日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は３月11日から３月25日までの15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第３、諸般の報告を申し上げます。

昨年12月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付いたしましたとおりであります。各行事に参加しましたので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長施政方針並びに予算編成方針及び行政報告

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第４、行政報告を行います。

町長より施政方針並びに予算編成方針及び行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　おはようございます。

本日より３月定例会、よろしくお願いをいたします。

平成21年３月定例町議会の開会に当たり、去る１月から２月にかけての本町職員による相次ぐ不祥事に対し、町民の皆様並びに町議会を初めとする関係者の皆様に大変なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くおわびを申し上げます。今後は、職員一丸となって町民の信頼回復に努めることをお誓いいたしますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げます。

それでは、平成21年度施政方針並びに予算編成方針について申し上げます。

我が国経済は、世界の金融市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中、外需面に加え国内需要も停滞し、実体経済に深刻な影響を与え、雇用情勢も急激に悪化するとともに、企業業績も厳しいものとなっております。今後も世界の金融情勢によっては、景気はさらに下方局面を迎えることも考えられます。このような状況の中、国は当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長と３段階の経済財政対策を進めるとして、平成20年度の１次補正で、安心実現のための緊急総合対策、２次補正で生活対策、21年度予算では生活防衛のための緊急対策を予算化するなど、総額75兆円の経済対策を実施するとしています。

また、地方分権については、首相は分権社会が我が国の目指す形であると位置づけ、地方自治体に対する国の義務づけを見直し、自由度を拡大する方針を示しており、地方自治体はみずからの判断と責任、創意工夫のもとで、ますます複雑化、多様化するさまざまな行政課題に的確かつ迅速に対応することが強く求められてきており、まさに地方自治体の力量が問われる時代であると考えております。

本町におきましては、商工会動向調査によりますと、食料品製造業は原料高騰により収益が圧迫されており、建設業も景気後退による投資控えにより発注が減少しています。衣料品や食料品などの小売業は全般に消費低迷、小規模零細業者は非常に厳しい状況が続いております。また雇用状況は製造業も少ないため、従業員の解雇等は行われていない状況となっております。今後、景気後退の影響により、消費低迷による観光入りこみ客の伸び悩みなど地域経済はますます厳しくなることが予想されます。この状況を注意深く観察し、さらなる経済対策を模索する所存であります。

こうした状況の中、平成21年度におきましては不断の行財政改革を徹底し、経費の節減に努め第４次南伊豆町総合計画、過疎地域自立促進後期計画により、事業の必要性や緊急性などを検証し、必要な財源を重点的、効率的に配分し、産業振興、少子化、医療、福祉、防災対策、教育問題等、各種施策を堅実に実行し、町民が安心して暮らしていける明るく希望の持てるまちづくりを進めていく所存であります。

次に、平成21年度の主な施策の方針について申し上げます。

市町村合併について。

南伊豆地区１市３町の合併協議につきましては、昨年各市町での議会の議決や住民投票の結果を受け、１市３町合併協議会が設置され、現在までに10回の合併協議会が行われました。各市町の首長、議会議員、学識経験者及び住民代表者等を構成委員とした合併協議会では、

合併における諸問題の解決を含めて、合併の方法、合併の方式、合併の期日、新市の名称、地域自治組織の取り扱いや新市基本計画の策定等について協議が行われております。

特に地域自治組織については、新市において地域住民の意見を行政に反映させ、地域の特性を生かした新たなまちづくりを推進するため、合併時に、旧市町単位に地域自治区を設置することとなりました。本町といたしましては、町民に対する行政サービスの低下を防ぎ、安心して暮らせることを基本に、平成22年３月20日の合併に向けて全力で取り組んでまいる所存でありますので、議員の皆様を初め、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

共立湊病院建設について。

共立湊病院の建設につきましては、平成15年度に共立湊病院建設検討委員会が設置され、老朽化した建物について、耐震性や地理的状況の観点から新築移転か現在地での建てかえか協議検討を重ねてまいりましたが、結論には至りませんでした。そこで、昨年９月に医療各方面の専門的な見識と豊富な実績をお持ちの方々８名を選定し、共立湊病院改革推進委員会を設置し、公開による委員会運営を経て貴重な提言をいただくことができました。昨年11月の最終委員会で示された共立湊病院改革推進に関する答申書に基づき、平成23年３月を目標に、新病院の建設に向けて取り組むことを決定しました。

このため、新病院建設予定地の確保、公募による指定管理者の選定及び事業費抑制を踏まえた設計施工プロポーザル総合評価方式に向けて取り組んでまいりますので、本議会のご理解とご協力をお願いいたします。

以上、平成21年度の当面する町政運営の基本方針について申し上げました。

次に、予算編成方針について申し上げます。

我が国経済の状況は、世界の金融市場の危機を契機に世界的な景気後退が見られる中で、国内需要も停滞し雇用情勢が急速に悪化しつつあり、企業の資金繰りも厳しいものになっています。このような状況の中で、政府は平成21年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度を閣議決定し、前述のような３段階の経済財政対策を進め、平成21年度は安心実現のための緊急総合政策、生活対策及び生活防衛のための緊急対策による効果が見込まれるとともに、年度後半には民間需要の持ち直しなどから低迷を脱していくことが期待されるとしています。また、静岡県の平成21年度予算においては、急激な景気悪化に伴い、歳入の県税収入の大幅な減収が見込まれることから、極めて厳しい財政環境下での予算編成となったとしています。

このような状況の中、本町の財政状況は、歳入では、景気後退の影響から町税収入の減収

や、雇用創出や地域の元気回復のための財源としての地方交付税と臨時財政対策債を合せた実質的な地方交付税総額の増額はある程度見込めるものの、それを上回る国庫補助金、地方譲与税、交付金の減額など、20年度以上に厳しい状況になると思われ、財源の確保は困難が予想されます。特に自主財源である町税の確保は最重要課題であり、各種料金等も含め職員が一丸となり、より一層の町税徴収に努める必要があります。

一方歳出では、過疎地域自立促進計画等に基づく投資的経費の抑制はある程度可能でありますが、年々増加の一途をたどる社会保障費、交際費及び削減努力継続中の人件費等の義務的経費は経費削減に即効性がなく、極端な減少は見込まれず、より一層の効率的行政運営に努めながら、住民サービスの維持向上を目指すことが重要な課題となっています。

平成21年度の予算編成に当たっては、第４次南伊豆町総合計画も最終年度になることから、計画実施の確認及び事業の品質向上、めり張りある施策展開、市町合併を考慮した予算編成の３重点項目を掲げて編成いたしました。また、本年５月に私の町長任期が満了となることから、経常経費及び継続事業を主とした骨格予算とし、将来負担の軽減に備え、財政調整基金への積み立てや町債発行の抑制を図り、経常経費の削減、事務事業の合理化を図る一方、財政調整基金に頼らないこととし、財源に見合った歳出の削減に留意し、町民本位の視点に立ち、限りある財源の有効かつ適正な運用はもちろんのこと、国・県の予算編成の動向にも留意した上で、安定した住民サービスの提供を目指して予算編成を行いました。

平成21年度の一般会計及び12特別会計並びに水道事業会計の予算総額は、緊急経済支援対策事業、介護保険法等による社会保障関係事業、観光振興事業、防災対策事業、公共下水道事業、妻良漁業集落排水事業、道路維持改良事業、公共土木施設災害復旧事業等を執行する予算を計上し、前年対比6.9％減の72億6,130万6,000円となりました。

なお、各会計別の予算総額、前年度比較は次のとおりであります。

次のページに、平成21年度南伊豆町当初予算、一般会計平成21年度予算額39億7,300万円、前年対比で3.9％の減、以下、特別会計、一般会計款別予算明細書はごらんのとおりでありますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、各会計別に予算の概要についてご説明を申し上げます。

一般会計予算。

第１款議会費につきましては、町議会の運営活動に要する経費として、前年度対比157万9,000円減額の5,583万6,000円を計上いたしました。

第２款総務費につきましては、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳等で前年度対比１

億1,668万3,000円増額の６億7,469万円を計上いたしました。その主なものは、路線バス維持事業補助金6,375万円、基幹業務電算事務経費3,558万8,000円、22団体の各種補助金5,000万円、戸籍電算化事業データ作成委託料4,032万4,000円、財政調整基金積立金5,006万3,000円、南伊豆地区１市３町合併協議会負担金154万7,000円等であります。

第３款民生費につきましては、前年度対比1,893万4,000円増額の９億129万6,000円を計上いたしました。その主なものは、重度心身障害者医療扶助費2,000万円、自立支援介護給付費7,560万円、老人福祉施設事業費2,970万7,000円、国保会計保険基盤安定繰出金3,717万4,000円、介護保険特別会計繰出金１億2,609万円、後期高齢者医療事務費１億3,538万2,000円、社会福祉法人伊豆つくし会補助金1,088万7,000円、児童手当事務費6,339万6,000円、６歳以下の小学校就学前児童に対し一部負担金の町補てんを含めた乳幼児医療費助成事業費1,355万円を含む子育て支援事業1,554万2,000円等であります。

第４款衛生費につきましては、前年度対比1,282万3,000円増額の４億3,545万8,000円を計上いたしました。その主なものは、老人保健ヘルス事業2,154万9,000円、共立湊病院組合負担金及び出資金4,174万5,000円、南豆衛生プラント組合負担金8,206万1,000円、焼却施設維持事業8,544万4,000円、ごみ収集事業6,452万4,000円、焼却灰等の最終処分事業3,031万円等であります。

第５款農林水産業費につきましては、前年度対比7,519万4,000円減額の9,953万円を計上いたしました。その主なものは、遊休農地美化業務委託料310万円、松くい虫防除事業費506万1,000円、子浦・中木・妻良地区漁業集落排水事業特別会計繰出金3,015万6,000円、入間漁業集落排水事業費375万7,000円等であります。

第６款商工費につきましては、前年度対比１億9,845万2,000円減額の１億8,783万1,000円を計上いたしました。その主なものは、観光協会への宣伝委託料380万円、湯の花観光交流館指定管理委託料660万円、妻良海上アスレチック整備工事2,500万円と子浦地区観光トイレ整備工事1,000万円、町営温泉会館の銀の湯会館運営事業費に5,956万2,000円、弓ヶ浜温泉公衆浴場管理事業に956万円と緊急経済対策として観光宿泊者に対するプレミアム利用券事業に250万円、短期経営改善資金等小口資金の利子補給補助金を合せて401万2,000円を計上いたしました。

第７款土木費につきましては、前年度対比6,325万8,000円減額の３億9,721万8,000円を計上いたしました。その主なものは、道路維持改良事業費5,510万円、急傾斜地崩壊防止対策事業費1,551万円、妻良漁港整備事業負担金1,710万円等であります。さらに、公共下水道事

業特別会計繰出金２億3,416万1,000円を計上いたしましたが、内容につきましては後述させていただきます。

第８款消防費につきましては、前年度対比334万円増額の２億3,078万2,000円を計上いたしました。その主なものは、下田地区消防組合負担金１億7,476万7,000円、消防団活動のための非常備消防事務2,710万8,000円等であります。

第９款教育費につきましては、前年度対比4,976万円増額の４億1,915万5,000円を計上いたしました。その主なものは、英語教育事業300万5,000円、複式学級への対応としての指導支援事業526万5,000円、小中学生定期券購入費1,697万2,000円、南中小屋内運動場耐震補強工事8,600万円、図書館管理運営費1,838万9,000円等であります。

第10款災害復旧費につきましては、前年度対比247万2,000円減額の1,467万2,000円を計上いたしました。その主なものは、農林水産業施設災害復旧費392万4,000円及び公共土木施設災害復旧費1,074万8,000円であります。

第11款公債費は、前年度対比1,858万5,000円減額の５億4,853万2,000円を計上いたしました。

第12款予備費は、前年度対比500万円減額の800万円を計上いたしました。

次に、歳入予算の概要について申し上げます。

歳入予算につきましては、財政運営の基盤をなすものであり、安定した住民サービスを行っていくため財源確保が重要であります。景気回復基調が見えない現状で、本町では地方交付税を中心とする依存財源に大きく左右され財源確保が非常に厳しく、今後の財政運営を思慮し財政調整基金からの繰入金に頼らない、見込まれる歳入実態に合わせた予算を計上いたしました。

自主財源は13億2,422万8,000円で、前年度対比1,512万4,000円の増額となり、構成比は33.3％となりました。本町歳入の根幹であります町税収入につきましては、前年度対比3,123万円減額の９億2,348万2,000円を計上いたしました。その他、自主財源の主なものは、繰越金１億7,000万円、分担金及び負担金6,178万4,000円、諸収入4,610万6,000円、さらに使用料及び手数料１億528万2,000円であります。

一方、依存財源につきましては26億4,877万2,000円で、前年度対比１億7,812万4,000円の減額で、構成比は66.7％となりました。

本町財政の最大のウエートを占める地方交付税は、地域間の財政力格差に対応するため地方再生対策に従って交付税配分の重点化を図るとしていますが、国の厳しい財政状況の中、

500万円の減額で、構成比45.6％の18億1,000万円、地方譲与税は200万円減額の7,300万円、地方消費税交付金9,300万円、自動車取得税交付金4,800万円、その他の各種交付金の合計で2,690万1,000円及び国県支出金は、湯の花観光交流館建設事業や下流漁港沖防波堤建設工事等の大型工事終了により7,422万4,000円減額の３億2,137万1,000円を計上、さらに地方債では地方財政計画通常収支不足分に対する臨時財政対策債１億9,800万円、観光整備事業のための商工債450万円、道路橋梁建設のための道路橋梁費1,440万円等の町債が前年度対比7,750万円減額で、構成比７％の２億7,650万円であります。

以上で、平成21年度一般会計当初予算全般についての予算編成方針及び概要説明を終わらせていただきます。

次に、国民健康保険特別会計。

国民健康保険特別会計予算の編成につきましては、最近における医療費の動向や平成20年度医療制度改革の毎年度化に対応する予算を国の予算編成数値に基づき編成し、歳入歳出予算総額は前年度対比1,088万3,000円の増額で、それぞれ14億5,131万4,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、保険給付費９億9,338万9,000円、後期高齢者支援給付費１億6,982万9,000円、介護納付金7,592万円、共同事業拠出金１億9,000万3,000円及び保険事業費1,311万3,000円であります。

歳入の主なものは、国保会計の主要財源であります国民健康保険税が３億5,319万円、国庫支出金３億9,268万9,000円、退職者医療に対する療養給付費交付金8,299万円、前期高齢者の医療費についての財政調整に係る前期高齢者交付金２億8,646万2,000円、県支出金6,358万9,000円、共同事業交付金１億7,673万4,000円及び繰入金6,086万1,000円であります。

近年は医療制度が複雑化しておりますが、医療費等の動向を見きわめながら適切に対処してまいります。

老人保健特別会計。

老人保健特別会計予算の編成につきましては、過年度分の精算に係る予算を編成し、歳入歳出予算総額は前年度対比１億2,276万8,000円の減額で、それぞれ251万6,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、医療諸費251万円、歳入につきましては、法定負担割合により支払基金交付金126万円、国庫支出金83万3,000円、県負担金20万9,000円及び一般会計繰入金20万8,000円を計上いたしました。

医療制度改革により老人保健制度による医療制度は、平成20年３月診療をもって廃止され、平成21年度から平成22年度までは、請求遅延分、過誤調整分等の整理期間となります。

介護保険特別会計。

介護保険特別会計予算の編成につきましては、20年度に策定した第４次介護保険事業計画に基づき、地域包括支援センターが行う介護予防事業等の状況を加味して予算編成をいたしました。

歳入歳出予算総額は、前年度対比8,403万7,000円の増額で、歳入歳出それぞれ８億9,858万6,000円を計上いたしました。

歳出の第１款総務費は、介護保険に対する事業費、認定調査費等で1,125万2,000円を計上いたしました。

第２款保険給付費は、要介護認定者が利用する居宅・施設介護サービス等の給付に要する介護サービス等諸費７億8,415万1,000円、要支援認定者が利用する介護予防サービス等諸費1,816万9,000円、高額介護サービス等費1,277万3,000円、施設入所の低所得者に対し食費・居住費を補足給付する特定入所者介護サービス等費4,010万2,000円等で８億5,614万円を計上いたしました。

地域包括支援センターが行う第５款地域支援事業費は、介護予防事業費1,543万3,000円、包括的支援事業及び任意事業費1,445万4,000円、さらに予備費として100万円を計上いたしました。

歳入につきましては、第１款保険料は、第１号被保険者の保険料１億2,801万7,000円を計上いたしました。

第４款国庫支出金は、保険給付費に対する国庫負担金と調整交付金及び地域支援事業に要する補助金２億2,483万円を計上いたしました。

第５款支払基金交付金は、第２号被保険者の保険料及び地域支援事業に要する交付金２億6,117万4,000円を計上いたしました。

第６款県支出金は、保険給付費に対する県負担金と地域支援事業に要する補助金１億3,420万円を計上いたしました。

第９款繰入金は、保険給付費と地域支援事業に対する町負担分及び事務費分１億4,831万7,000円を計上いたしました。

第10款繰越金は、100万円を計上いたしました。

第11款諸収入は、介護予防事業の利用者負担金等101万5,000円を計上いたしました。

後期高齢者医療特別会計。

後期高齢者医療特別会計予算の編成につきましては、保険料の徴収事務並びに広域連合への保険料納付事務について予算編成し、歳入歳出予算総額は前年度対比836万2,000円の増額で、それぞれ１億3,603万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、広域連合納付金のうち保険料等の負担金１億2,523万2,000円、事務費負担金721万3,000円であります。

歳入の主なものにつきましては、保険料9,531万円、繰入金4,021万1,000円であります。

平成20年４月から制度が施行され２年目となりますが、運営主体である静岡県後期高齢者医療広域連合と密接に連携し、適切な制度運営をしてまいります。

南上財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ109万7,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費109万7,000円で財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産収入３万4,000円と繰越金106万2,000円が主なものであります。

南崎財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ47万2,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費47万2,000円で、財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産収入33万9,000円と繰越金13万2,000円が主なものであります。

三坂財産区特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ905万6,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、総務管理費905万6,000円で、その主なものは財政調整基金積立金768万8,000円、三坂地区の公共事業等に対応するための一般会計繰出金115万円、その他財産区管理運営事務費であります。

歳入につきましては、財産貸付収入884万5,000円、繰越金10万円が主なものであります。

土地取得特別会計。

歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ5,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、繰出金5,000円であります。

歳入につきましては、財産運用収入等5,000円を計上いたしました。

公共下水道事業特別会計。

供用開始から９年目となりました本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比で9,246万2,000円の減額で、歳入歳出それぞれ４億101万8,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、下賀茂処理区管渠築造工事費１億2,300万円、上水道等移設補償費1,000万円、南伊豆町クリーンセンター等の下水道施設管理費2,582万2,000円及び公債費１億6,543万7,000円であります。

歳入につきましては、受益者負担金1,123万7,000円、下水道使用料5,160万1,000円、国庫支出金6,000万円、一般会計繰入金２億3,416万1,000円及び下水道債4,400万円が主なものであります。

子浦漁業集落排水事業特別会計。

平成８年４月の供用開始から14年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比28万円の増額で、歳入歳出それぞれ1,377万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料504万円、町債元金償還金453万1,000円及び利子償還金365万円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金843万1,000円及び使用料収入504万円が主なものであります。

中木漁業集落排水事業特別会計。

平成14年４月の供用開始から８年目を迎える本事業の歳入歳出予算総額は、前年度対比50万4,000円の減額で、歳入歳出それぞれ2,148万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料516万円、町債元利償還金1,426万円及び利子償還金151万5,000円であります。

歳入につきましては、一般会計繰入金1,602万5,000円及び使用料収入516万円が主なものであります。

妻良漁業集落排水事業特別会計。

平成21年４月に供用開始する本事業の歳入歳出予算総額は、歳入歳出それぞれ1,040万1,000円を計上いたしました。

歳出の主なものは、管理委託料438万円、町債元金償還金212万5,000円及び利子償還金333万円であります

歳入につきましては、一般会計繰入金570万円及び使用料収入438万円が主なものであります。

水道事業会計。

業務の予定量を総配水量192万1,000立方メートル、給水戸数5,212戸、受託工事540万円、建設改良事業１億1,893万1,000円を見込み予算編成いたしました。

収益的収支予算は、事業収入額を前年度対比4.2％増の２億3,970万8,000円を計上いたしましたが、このうち給水収益は前年度比4.3％増の２億3,390万円を見込んでおります。

事業費用は、上水道第５次拡張事業や石綿セメント管更新事業を推進してきたため減価償却費が増加しておりますが、その他の支出を抑制することで2.2％増の２億8,247万4,000円としました。このことから、本年度の予定損益は4,644万5,000円の純損失となる見込みであります。

資本的収支予算の支出予算額につきましては、前年度対比12.3％増の１億6,758万2,000円を計上いたしました。

支出の主なものは、下水道事業に伴う配水管布設がえ工事等の水道施設改良費や国庫補助事業による簡易水道等施設整備事業、また水道台帳管理システムの委託料等１億1,893万1,000円及び企業債償還金4,815万1,000円であります。

これに対する収入予算額は、給水装置新設に伴う給水負担金300万円、建設改良工事負担金1,920万円で、合計2,220万円を計上いたしました。

また、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額１億538万2,000円は、損益勘定留保資金と当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんする予定であります。

なお、事業経営に当たりましては、地方公営企業である水道事業は、独自採算が基本原則でありますから、極めて厳しい経営環境にあることを認識し、より一層経済性を追求して経営の合理化と安定給水に努めてまいる所存であります。

以上で、平成21年度における施政方針並びに予算編成方針を終わらせていただきますが、詳しい内容につきましては、それぞれ議案として上程されました際に、各主管課長から説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、行政報告を行います。

平成21年度南伊豆町議会３月定例会の開会に当たり、次の７項目について行政報告をいたします。

１、職員の不祥事について。

本年１月から２月にかけての１カ月間に、職員２人が逮捕されるという前代未聞の不祥事が発生し、議会の皆様を初め町民の皆様に大変なご迷惑、ご心配をおかけしました。私は常日ごろから庁議等を通じて、綱紀粛正、秘密保持について訓辞及び通知等を発してきたところでありますが、職員個々の自覚が足りなかったことは残念でなりません。私が言うまでもなく、日本国憲法や地方公務員法等の関係法令において、公務員は全体の奉仕者であると規

定されています。全体の奉仕者を前提とした町民の信頼、負託に基づき私たちは行政活動を行っていますが、今回のような不祥事は公務外とはいえ、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行で、町民の信頼を著しく損なう行為であり、法令の手続に基づき厳正に対処しなければならないものと認識をしております。

不祥事が発生した後、緊急庁議の開催や規則改正などにより対応してまいりましたが、平成21年度におきましては、今議会に追加上程させていただきます南伊豆町職員等の倫理保持に関する条例を制定し、１年間かけて職員信頼回復実践活動等により、職員一丸となり町民の皆様の信頼回復に努めてまいる所存であります。

２、市町村合併について。

南伊豆地区１市３町の合併協議につきましては、12月定例町議会以降合併協議会が４回開催をされました。第７回合併協議会は、12月24日に下田市民文化会館小ホールで行われ、報告事項１件、協議事項９件、提案事項７件について確認及び協議がなされ、新市の名称につきましては委員の投票の結果、下田市で確認をされました。

第８回合併協議会は、１月21日、南伊豆町中央公民館において行われ、報告事項１件、協議事項７件、提案事項６件について確認及び協議がなされ、平成20年度合併協議会補正予算並びに財務規則の一部改正や、平成21年度合併協議会予算及び事業計画について原案どおり確認をされました。

第９回合併協議会は、２月13日、河津町役場において行われ、協議事項８件、提案事項９件について確認及び協議がなされ、合併の期日を平成22年３月20日とすることや、町・字の名称の取り扱いについて原案どおり確認されました。

第10回合併協議会は、３月３日、松崎町環境センターにおいて行われ、協議事項10件、提案事項４件について確認及び協議がなされ、地方自治、地域自治組織の取り扱いや新市基本計画等について原案どおり確認されました。合併協議会については既に10回を数え終盤を迎えておりますが、それぞれの市町において６月の配置分合の議決に向けて取り組んでいるところであります。当町といたしましては、今後も広報「みなみいず」や町のホームページ並びに合併協議会事務局が発行しております合併協議会だよりや事務局のホームページ等により、町民の皆様を初め議員の皆様へ随時お知らせいたしますので、１市３町合併協議についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

３、春のイベントの入り込み状況について。

１、第11回みなみの桜と菜の花まつりの入り込みについて。

ことしで11回目を迎えたみなみの桜と菜の花まつりは、南伊豆町最大の観光イベントであり、春を呼ぶイベントとして県内外に広く知れ渡るようになりました。これにはＪＲを初めとする交通事業者や多くの関係機関の皆様方にご協力していただき、広域に宣伝できたたまものと考えております。２月１日には町内の小中学校の児童生徒、その他各地域のボランティア、関係者を合わせ約80人が祭りの舞台となる青野川河畔と湊、下賀茂の会場周辺で設置準備、清掃、草刈りなどの奉仕作業に参加していただきました。

スタートは２月５日の菜の花畑において安全祈願の神事で開幕いたしましたが、会場となった菜の花畑は、町と農業振興会により昨年まで県天城放牧場バイオガスプラントより堆肥の提供を受け、畑の土壌改良を行った効果のあらわれと、追加で新たに堆肥20袋を投入、種まき後の天候に恵まれたため、生育も非常によく一面黄色の花畑に育ちました。

２月８日には、商工会青年部の企画運営により、菜の花結婚式がとり行われ、千葉県の大矢勝士氏・洋子さんカップルが大勢の観光客や町民に見守られ祝福されました。また、今回も県立下田高等学校吹奏楽部による菜の花コンサートも行われ、聴衆を魅了しました。

一方、みなみの桜の開花状況は、暖冬の影響により例年に比べ10日ほど開花が早まり、祭りスタートから二、三分咲きの開花となり、見ごろ満開日は２月中旬となりました。その後雨風の悪天候が多く、３月に入った現在葉桜となり、祭り後半の入り込みは厳しくなりました。メーン会場は来宮橋隣接の鬼怒川プラザホテル所有地を借用し、祭り本部として、また、出店会場として活用させていただきました。土曜、日曜日は役場駐車場も開放し、大型バス、普通乗用車の駐車場として対応いたしました。

また、普通乗用車では、昨年に引き続き日本サイエンス株式会社社長鴨田様の所有地をご厚意により駐車場として無償で借り受けるとともに、各旅館の駐車場、そして、メーン会場付近の有限会社渡辺電気商会様、菜の花畑付近では大型バス駐車場に内藤稔様など、関係者の皆様に無償で提供していただき、ご協力に感謝申し上げる次第であります。

３月８日現在の入り込み客数は33万5,000人で、前年同日期の対比は約84.6％となりました。

祭り期間中のイベントは、菜の花結婚式で周囲約800人の祝福があり、夜桜日を２月21日、28日の土曜日に２回実施し宿泊客に非常に喜ばれたところであります。さらに、祭り期間中、午後５時半から９時半まで銀の湯橋から九条橋までの両岸の桜のライトアップを行い、来遊客は幻想的な夜桜に感動しました。今後も夜桜のライトアップを宣伝し、宿泊へと結びつけた観光商品として期待するものであります。

ことしの第11回みなみの桜と菜の花まつりにおきましては、期間中延べ約1,000人を超える方々にボランティアとして携わっていただき、その他、イベント会場周辺住民の皆様などにもご理解、ご協力を賜り、関係各位に厚くお礼申し上げます。

２、湯の花観光交流館オープンからの入り込み客数について。

２月１日にオープンいたしました湯の花観光交流館は、町民や観光客の交流拠点として、また２月５日に開幕したみなみの桜と菜の花まつりのイベント広場としてにぎわいました。ここで２月中の当施設の入り込み状況の結果がまとまりましたので報告させていただきます。

下の表に施設名、イベントとして観光案内所から下のオープニングセレモニー等の前年度対比で掲載してございます。ごらんいただきたいと思います。

以上のような結果となりました。

湯の花観光交流館につきましては、道の駅の指定に向け準備を進めており、指定された場合はさらなる来遊客の増加が見込まれます。今後は町民はもとより町外からの観光客の皆様にも愛される交流館を目指していく所存でございます。

３、町営温泉銀の湯会館、みなみの桜と菜の花まつり開催中の入り込み客数について。

ことしも、銀の湯会館駐車場を花見客に開放し営業しましたが、花見客の駐車が多く、若干入館に影響が出ました。祭り期間中の休館日は、衛生上の関係から従来どおり水曜日を休館日としました。また、本年も玄関前に祭り案内所兼売店を設け、来館者や花見客に大変喜ばれました。

３月８日現在における入館者数は6,542人で、前年同日期7,208人に対し約９％の減となりました。主な原因といたしましては、暖冬の影響により祭りスタートから二、三分咲きの開花となり、見ごろ満開期は２月中旬となり、その後雨風の悪天候が多く、祭り後半の入り込みが厳しくなったことなどが挙げられます。

また、足湯湯の花につきましては、昨年同様祭り期間中のみ夜間営業をしました。

４、定住交流居住体験モニターツアーについて。

町では都市から地方への定住交流居住のニーズが高まっている現況において、定住交流居住対策として昨年度一般公募により応募された先輩定住者、農業振興会、商工会、観光協会、漁協、農協、ＮＰＯ未来塾、議員、区長など多くのボランティアの方々によるワークショップを何度も開催し提案を受け、「みなみへ行こう」の定住交流居住の冊子を作成し、町内外への情報提供に努めてまいりました。

本年度は、昨年度に引き続いてワークショップを開催して提案を受けて、定住交流居住に

関する実践的情報提供事業として静岡県市町村振興協会の定住交流居住助成金による補助を受け、南伊豆町観光協会に委託して昨年11月29日から30日、ことし２月19日から20日にかけて定住交流居住体験モニターツアーを実施いたしました。

参加者は２組のご夫婦と２人の男性の合計６人で、長野県、奈良県、神奈川県にお住まいの方が参加されました。年齢層は40代から60代の方たちで、就業希望の方や退職後の終の棲家として温暖な気候や自然豊かな風土にあこがれてのお申し込みでありました。初回のツアーでは下流区長さんから地域のルール説明、漁協職員による漁業施設見学、農業振興会による自然薯収穫体験、先輩定住者との意見交換会など各種体験を実施し、２回目のツアーでは、みなみの桜と菜の花まつりの見学、漁協職員の講師によるひものづくり、南豆味会の講師によるふるさと料理体験ツアーなどを実施して好評を博しました。

６人のうち１人の方はその後すぐに南伊豆町に就職して移住し、近々家族も呼び寄せることになっており、２人の方は既に家を購入されて移住されております。その他の方々も移住について非常に積極的な姿勢でおります。

今回のツアーは原則として11月と２月の両方のツアーに参加することや、夫婦であることなど参加条件を厳しく設定したせいか、参加者は少なかったものの、その分本気度が高く、真摯におつき合いいただき実のあるツアーになりました。本町にとっては初めての体験モニターツアーでしたが、ワークショップのメンバーの熱心なご協力により実施することができ、定住者の増加につながる手ごたえを感じた次第であります。改めてワークショップのメンバーの方たちのご尽力並びにご協力に対しまして感謝申し上げます。

５、詩人石垣りん文学記念室について。

平成20年３月定例会において、石垣りん文学記念基金条例が制定され４月１日より施行されました。マスコミ関係の報道の影響もあり、町内はもとより全国から多くのご支援をいただくことができました。支援の内訳は平成21年２月20日現在で72件、団体５件、連名４件、個人62件、匿名１件、金額は1,440万8,326円に上ります。この場をおかりしてご厚志を賜りました方々に改めて厚くお礼を申し上げます。この基金の一部1,200万円を取り崩し、石垣りん文学記念室を木造平屋建て、カラーステンレスで面積は35.12平方メートル、総工事費1,534万7,430円で図書館に増築しました。今月29日の日曜日にはオープニングセレモニーをとり行い、式典には故石垣りんさんと親交のあった詩人の谷川俊太郎先生、石垣りんさんの詩集を多く出版している童話屋社長田中和雄氏をお招きし、記念対談も予定をしております。

故石垣りんさんは大正９年に東京で生まれ、昭和９年、14歳で日本興業銀行に事務見習い

で就職し、女性だけの詩の同人誌「断層」を発表するとともに、余暇は投稿に専念し、56歳で退職、作品では「私の前にある鍋とお釜と燃える火と」「表札など」「略歴」など数々あり、H氏賞、田村俊子賞、地球賞などの受賞もされています。

なお、平成16年、84歳で亡くなられ、父母の眠る子浦の西林寺に永眠されています。

石垣りん文学記念室図書館が、町民はもとより多くの方々に利活用されることを心から切望いたします。

６、主要建設事業の完成について。

本年度をもって完成した主要事業についてご報告をいたします。

１、湯の花観光交流館建設事業について。

湯の花観光交流館の建設事業につきましては、従来から旧厚生省伊豆薬用植物栽培試験場の跡地利用として検討がなされ、ふるさとづくり推進委員会の答申を踏まえて事業を推進してまいりました。農林水産物直売所、観光案内展示施設、休憩施設、多目的施設を有し、道の駅を想定したトイレを16基、駐車場は66台、他の敷地は交流広場として利用しやすいよう配慮した施設として計画を進めてまいりましたが、４月中旬に完成し、平成21年４月19日に竣工式をとり行いました。事業費は本体工事が２億2,284万5,000円、附帯工事が4,326万2,000円、合計２億6,610万7,000円であります。

同交流館の完成は、毎年40万人以上の観光交流人口を見込まれるみなみの桜と菜の花まつりのイベント主要会場としての活用を初め、道の駅の指定を視野に入れた利活用、特に農林水産物直売施設につきましては、地産地消面からその効果を期待されているところであります。この湯の花観光交流館は町民から観光客を含めたすべての方々の交流の拠点として多くの人々に親しまれ、町のシンボルとなることはもとより、各種産業面に貢献するものと確信をしております。

２、妻良漁港漁業集落環境整備事業について。

平成14年度に基本計画を策定し事業を進めてまいりました妻良集落排水処理施設が、本年３月下旬に完成し、４月１日より供用を開始する運びとなりました。施設は、妻良漁港の公有水面を静岡県の漁港施設用地の埋め立てにあわせ造成した2,075平方メートルの土地に建設されました。管路の総延長は2,620メートル、処理対象人口940人、計画日平均汚水量254㎥／日、総事業費は８億3,088万7,000円を見込んでおります。

妻良漁港では、平成８年４月に子浦集落排水施設が供用されており、本施設が供用開始されることにより地域住民の生活環境の向上はもとより、妻良漁港海域のより一層の環境保全

が図られるものと思われます。

３、下流漁港沖防波堤建設工事。

漁港機能高度化事業として、平成16年度から進めてまいりました下流漁港沖防波堤の建設工事が本年３月下旬に完成する運びとなりました。沖防波堤は、下流漁港の沖合に消波ブロックより各魚介類の増殖機能を備える延長50メートルの施設を建設するもので、総事業費は２億5,000万円を見込んでおります。本施設の完成により好天時における下流漁港の後部及び構内の静穏度が向上されたことにより、漁業労働環境が改善されるとともに、漁獲物の安定供給が見込まれることから、地元漁業の振興が図られるものと思われます。

４、青市区内１号線道路改良工事。

町単独道路改良工事として、平成７年度に基本計画を策定し、平成12年度から10年計画――平成17年、18年度は休止――で進めてまいりました青市区内１号線の拡幅改良工事がこのほど完成しました。施行延長は492メートルで最小幅員は４メートル、総事業費は１億100万9,000円となりました。本施設の完成により地域住民の生活環境の向上はもとより、災害時の迂回路としての活用を図れるものと思われます。

７、主要建設事業等の発注状況について。

平成20年度第４四半期１月から３月における主要建設事業等の発注状況は、次のとおりであります。

平成20年災40号町道荒井沢金ケ谷戸線道路災害復旧工事、601万6,500円、朝倉建設株式会社。平成20年度20年災41号町道天神原伊浜線道路災害復旧工事、215万2,500円、有限会社山崎建設。平成20年度湯の花観光交流館直売所空調設備工事、541万5,900円、有限会社渡辺電気商会。平成20年度単独事業湊処理分区管渠築造工事（第２工区）231万円、株式会社長谷川建設。

以上で、平成21年３月定例会の行政報告を終わります。

○議長（渡邉嘉郎君）　これにて施政方針並びに予算編成方針及び行政報告を終わります。

ここで10時40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時３０分

再開　午前１０時４０分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第５、これより一般質問を行います。

◇　竹　河　十九巳　君

○議長（渡邉嘉郎君）　１番議員、竹河十九巳君の質問を許可いたします。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　通告書に従って一般質問をさせていただきます。

最初に、１市３町合併協議について伺います。

本年２月８日、毎日新聞の「余禄」で田中秀征氏の「日本リベラルと石橋湛山」から引用文が載っておりました。演説の構想はじっくり練り上げられてきたし、日記にも、演説の骨子と草稿づくりには２週間もかけたことがうかがえると、田中秀征氏は石橋湛山を同書で紹介しております。責任ある立場として、その姿勢が本来の姿であるでしょう。石橋湛山氏を評価している評論家の一人に佐高信氏がおります。東京大学の姜尚中氏との対談「日本論」の中で、映画「おくりびと」の舞台となった山形県庄内地方の山形県鶴岡市と三川町との合併の話を紹介しております。三川町町長は、佐高信氏が庄内農業高校で教師をしていたときの教え子であります。三川町の町長は最初、合併に賛成だったそうです。でも途中から反対に変わりました。古だぬきの鶴岡市長とやっているうちにだめだと、そして三川町の町長は町長を辞職して、再度町長選挙に立候補して、鶴岡市長が知事まで合併の応援にぶっつけてきたけれども、町長選挙に勝ったと紹介しております。県議会や県の合併構想で決まっていることと、県がなりふり構わない形でやったどこかの住民投票と似ております。

ところで、２月18日付伊豆新聞で、黒船ホテル会長山本政喜氏は、合併問題を解くかぎ、伊豆の未来像との寄稿文に応じて、総括として、昨今言われている合併は国や県に言われたから従わなければならないという発想で、いかにも後ろ向きで夢がない。もっと積極的にあ

したの伊豆を夢見るために合併したほうがよいのではなかろうかという発想が、出てこないのはなぜなんでしょうと述べております。まさに国や県に言われたからでは、前向きの合併論ではありません。

そこで町長に伺います。新市基本計画に、夢ある伊豆の未来像はどのように盛り込まれているのか、夢を語ってください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

夢のある伊豆の未来像ということでありますけれども、これについては人それぞれの受けとめ方あるいは考えもあると思いますけれども、３月４日の新市の基本計画案が合併協議会に提案され、確認が行われたところであります。この新市の基本計画につきましては、新市の基本計画策定小委員会の活発な協議、そして各市町の住民の代表からのご提案等、たくさんの方のご協力を得て作成されたものであります。

新市のまちづくりでは、１市３町が取り組んできた総合計画によるまちづくりの方向性を基本として、１市３町の個性と魅力を大切にしたまちづくりの推進をしていくこととしています。

そして、新市の基本理念といたしましては、新市の現況やまちづくりの課題等を踏まえ、新市全体の魅力を一体として高め、住みよいまちづくりを進めていくために、１つとして、人と自然が花開くだれもが住みよい安心なまちづくり、２つ目に、ずっと住みたくなる活力あふれる元気なまちづくり、３つ目に、未来を担う温かい人材をはぐくむまちづくり、４つ目に、市民の思いを生かしたまちづくり、この４つの基本理念を打ち出して計画の整合性等を図っておるところであります。

そして、新市の将来像としましては、人と自然と多彩な回廊がきらきら輝くふるさと発信空間として、市民の参加と協力のもとに総合的かつ計画的なまちづくりを図るため、将来像の実現に向けて、１つとして、豊かな自然に包まれた安らぎを誇れるまち、２つ目が、暮らしやすさが実感できるまち、そして３つ目が、観光交流から広がる元気と活力にあふれるまち、４つ目が、地域を誇れる豊かな心と文化をはぐくむ、５つ目に、人々が支え合いだれもが生き生き元気なまち、６つ目が、市民の知恵で未来を築くみんなのまちの６つの基本目標を定めております。

新市基本計画は、目指すべき将来像や主要施策の方針を述べており、この計画をもとにし

た具体的な実施計画につながっていくわけでありますが、合併の状況分析を常に行いながら、新市全体の体系的、網羅的な計画としていくために、住民の意向を十分に踏まえながら主要事業等の調整を進め、新市住民の共感を得られる行政運営を進めていくこととなりますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、新市財政計画・地域自治組織について伺います。

平成20年12月30日付毎日新聞によれば、静岡市では東静岡地区に新庁舎を建設する計画を取りやめ、老朽化した県立草薙体育館を同地区に移設誘致をしたほうがよいと判断したためと報道されております。しかし、同地区への新庁舎建設は2003年旧清水市との新市建設計画の決定事項となっており、それを翌年2004年新庁舎検討委員会が財政的裏づけが固まるまでは、既存施設を有効利用するとの報告書をまとめ、凍結されております。旧清水市側からは約束が違うとの反発の声が上がっております。

ところで、12月議会において全国町村会、「平成の合併」をめぐる実態と評価については、町長は、全国の事例を頭に入れながら参考にしていくと答弁をしております。財政を理由に事業を凍結され、挙句に約束を破られたのではたまったものではありません。旧清水市側が怒るのも無理はありません。１市３町合併協議会においても、地域自治組織の関連協議の中で、ある委員から、10年の縛りは長いので５年ぐらいにしたらどうかとの意見に対し、経済状況の変化によっては計画変更があると県の職員、県から選出されている委員が述べております。１市３町の合併においても、合併協議の合意協定書は破られることがあるということです。

長野県松本市と四賀村の合併を初めとして、合併協定書は全国で財政を理由に破られてきております。財政を理由に合併をして、財政を理由に合併協定書という紳士協定は破られるのであります。経済状況の変化によって計画変更があるのを、県の職員はそれを認めているのです。

そこで町長に伺います。新市財政計画・地域自治組織について、静岡市の例や全国の例をどのように参考にして反映したかを町長に伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、今の静岡県の既に合併した市の例あるいは全国的な例を今竹河議員は申されました。私も実は先般、全国の町村会で発行をいたしました「平成の合併」をめぐる実態と評価というものが出ました。これを私も見ました。その中ではいろいろ合併についての検証が行われて述べられております。

そこで、今議員の言われるようなことについてどうかということでありますけれども、まず新市の財政計画、それから地域自治組織について、今言われた鶴岡市あるいは全国の例が言われましたけれども、新市の財政計画につきましては、合併後の10年間、平成31年度までの財政運営の指針として歳入歳出を項目ごとに、過去の実績や財政状況、国おける地方財政対策等を踏まえ、普通会計ベースにより作成をしたところであります。昨今の地方財政を取り巻く厳しい環境の中で、合併後も健全な財政運営を堅持していくことを基本姿勢としております。そして、項目ごとに平成19年度までの決算数値及び平成20年度の決算見込み額等を基礎として、これまでの実績や今後の人口推計等を踏まえ、あわせて合併による歳出削減効果も推計をしておるところであります。

財政計画の歳出項目、投資的経費の中に普通建設事業費が含まれておりますけれども、この中には地域自治組織への事業配分額も組まれております。この事業費の配分方法につきましては各市町の思惑が複雑に絡まり、財政担当者、それから実施計画担当者が幾度となく検討協議を行った結果、そしてまとまったのが先月23日の議会全員協議会において示した配分方法となったわけであります。

ここまで行き着くまでには全国でも数例しかないと言われていますけれども、いわゆる島根県の浜田市の方式――浜田方式といいますけれども――であるとか、それから新潟県の上越市の方式、こういったことも検討がなされたわけでありますし、しかし、これらは我が南伊豆地区１市３町の合併協議の中にはそぐわないということで、いわゆる南伊豆地域の現状に合った配分方法が検討なされできたわけであります。もちろんこれについては、１市３町すべての市町が両手を挙げて全部が賛成だということは、もちろん理想でありますけれども、そこはやはり合併となりますと、お互いが多少のことは譲り合ったり理解し合いながら進めていくということにならないと前へ進まないわけですので、そういう点を踏まえながらまとまったのが、我が南伊豆地区のいわゆる協議会で確認された内容であります。

私が、では、それについてどうかというご質問ですけれども、このことは我が町では合併推進委員会あるいは庁内会議、この合併協議会に案として上程されるまでには、いわゆるそ

の下に幹事会があり、部会があり、分科会があります。そこでいろいろ担当者から始まって検討なされるわけですけれども、そういった庁内会議があります。そして私はそこで逐次説明を受け相談を受けておりますので、そこで私の考えは反映をしているという考えでおります。

そういうことで今回の合併協議会については、そういうふうなことで南伊豆地区１市３町のいわゆる方式ということで、地域自治組織が確認されたということになったわけであります。

以上であります。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　定額給付金問題で、小泉元首相の発言が話題を呼んでおりました。小泉元首相の真意はどこにあるかは別として、民は善、官は悪という二者選択を迫ったのは小泉首相でありました。市町村合併についても、単独か合併かの白か黒の二者選択を財政を理由に迫ってきました。白と黒の間には色は存在しないのでしょうか。存在はします。一部事務組合や広域連合という制度があります。12月議会で財政状況の悪い自治体同士の合併で、さらに財政が悪化した等の理由により、総務省は合併推進の方針転換をしたことは紹介したところであります。合併論をもう一度立ちどまって検証すべき時期にあるのでしょう。時代の流れは変わりつつあります。近隣の合併の検証から始める必要があるでしょう。

この間、１市３町合併協議会で、松崎町議会の議会代表の委員から、松崎町議会では合併反対が多数で合併は成立しない、合併協議会を解散したらどうかという発言がありました。それに対してある委員から、松崎町議会に公開質問状を出したらどうかという提案もありました。これは地方自治の精神、団体自治の精神に反するものであります。合併協議は外交交渉と同じであり、力による政治ではうまくいくはずがありません。これは歴史が証明しているところであります。もし合併を成立させたいならば、松崎町議会の意見を謙虚に受けとめ譲歩する必要も大切であります。この姿勢がなければ合併しても新市の運営は円滑にいかないだろうと思います。

また、会長である下田市長は、県職員の発言に説明を求める委員に対し、協議事項には関係ないと発言を封殺しております。たとえ合併してもこのような議会運営が新市で行われるなら、周辺部の意見、少数意見は尊重されないだろうと思います。強引な合併ではうまくいくはずがありません。合併は１市３町の歩調がそろったとき成立するものであり、松崎町議

会では合併反対が多数であるならば、配置分合の議決は当然通りません。合併は成立しないのです。

そこで町長に伺います。平成21年４月からの配置分合までの予算が１市３町いずれかの議会で成立しなかったとき、合併協議はどのようになるのかを伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この南伊豆地区１市３町の合併につきましては、今言われた松崎町の住民投票などいろいろ問題がありながらも、昨年６月25日に正式に合併協議会が設置をされて、そして今月４日の第10回法定協議会まで１市３町の議会代表であるとか、あるいは学識経験者など26人の方々が真剣に合併協議を積み重ねてきております。そしてまた、今後もまだ今月27日とそれから４月のあと２回の協議が残っております。

そういう状況の中で、合併協負担金予算が否決されることを想定しての発言というのは、この際控えさせていただきたいと思います。１市３町のすべての議会で本予算の趣旨をご理解いただいて、そしてご承認をいただけるものと確信しております。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　市町村合併は合併特例法による合併だけでなく、地方自治法による合併もできるのであります。合併協議は国や県に言われたから従わなければならないものではありません。まして国や県や県議会のための合併ではありません。そして、内需拡大の名のもとに公共事業を地方に押しつけ、国は地方交付税で面倒を見る、補てんするとしましたが、小泉改革で地方を切り捨て、財政で市町村合併を迫ってきました。伊豆の未来像を語り合い、夢のある合併でなくてはなりません。地方自治の戦後システムも変更され、道州制導入の時期、その時期を待って大きな合併、夢ある合併をすべきではないでしょうか。

そこで町長に伺います。町長は次期町長選挙に立候補するわけですけれども、１市３町の合併が成立しないときは、次の合併をどのように思考していくのかを伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、私のいわゆる考え方としては、合併については先ほどの施政方針、そして予算編成、

この後上程いたします新年度の予算に負担金が計上してあります。これらが私の姿勢であります。そして、先ほどもお答えしましたが、現在もまさに協議中のことでありますので、今の段階で次のことについては考えておりません。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、共立湊病院改革推進に関する答申について伺います。

平成20年11月21日付で共立病院改革推進に関する答申が出されております。今後の経営環境や人口の動向などを考慮すれば、利用者の８割を占める下田市及び南伊豆のうち下田市への移転が望ましいとしている。下田南高跡地が第一候補として考えられる、静岡県所有の土地なので地域医療充実のため無償貸与などの協力について、県に強力に働きかける必要があると答申をしております。また、病院を下田市へ移転するときは、現在の共立病院のある土地は売却を考慮せず上手に土地利用する必要があると答申はしております。しかし、合併を期に現在の共立病院の敷地を財政を理由に売却される可能性もあります。また、東伊豆町稲取にある伊豆東部病院が既に下田市に土地を取得して、下田市へ新病院建設を予定しております。官よりも民間のするほうがスピードが速いのが通例であります。合併が成立したとき、静岡市役所の問題と同様に財政を理由に現在の共立病院の敷地と下田南高の敷地を新市と静岡県の間で交換されることも考えられます。

そこで町長に伺います。下田南高跡地の県からの無償貸与、無償譲渡の見込みはあるのかどうか。また、伊豆東部病院が下田市へ進出してきた場合の経営環境の変化を、どのように考えているかを伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今病院組合では、病院の建てかえ問題につきましては、先般の第三者機関の答申を受けて、それを尊重しながら進めております。それに沿って進めております。まず、これが基本であります。そこで、病院のいわゆる今言われた土地の問題とかでありますけれども、場所につきましては、下田の南高跡地ということで上がってまいりまして、そしてこれについて県のほうへも協議を、要望等をしてきております。

そこで、本年２月に県の総務部で発表したいわゆる県有財産の売却計画及び利活用計画によりますと、この下田南高の跡地も含めて平成24年度までに売却処分、または有償貸し付け

の対象地というのが上がっております。そういう中で、この南高跡地もその中に入っておるわけですので、いわゆる県の未利用地有償処分ということの非常に強い姿勢がうかがわれます。したがって、県知事も２月の定例会で答弁として、いわゆる新病院の建設用地として容認のような答弁をされております。まだ直接知事とは公式には要望等で我々はお会いしていませんけれども、そういうふうなことで、県としては土地については容認いただけるんではないかというふうなことで、我々は思っておるところであります。

しかし、先ほど申し上げたような中で、やはり無償ということは非常に難しいというふうに、厳しいという印象を受けております。したがって、これからはそういう状況を踏まえながら病院議会はもちろん、それぞれの市町の議会と首長が説明をしながら、そして今後の用地については進めていくべきではないかなというふうに、現時点では思っております。

それから、伊豆東部総合病院についてということですけれども、これは下田市への進出ということはまだ現時点では詳細なことであるとか、いわゆる確定したという事実関係等も我々としては確認しておりませんので、これについては答弁は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　病院経営については、従来どおり指定管理者制度に基づき運営することが必要である。そして、平成23年度からの指定管理の公募については多くの法人に参加してもらえるよう、社団法人賀茂医師会が求める病院機能などを参考に、共立病院組合の条件を提示し、早い段階から事前に幅広くいろいろな法人に対して働きかける必要があると答申はしております。医療の質の高い、住民が満足する医療を提供できる法人に指定管理を行ってほしいところであります。

そこで町長に伺います。新病院建設に関する病院機能についての社団法人賀茂医師会との話し合いは行われているのか。また、話し合いが行われているとしたら、その結果はどうなっているのか。そして、指定管理者の公募はいつからどのように行うのかを町長に伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

賀茂医師会からの意見ということですけれども、これは昨年開催をされました第２回の改革推進委員会において、医師会長にも出席をしていただきました。そしてご意見をいただい

ておりますので、委員会からの答申には当然医師会からの考え、ご意見を十分反映しているものと認識をしております。

そして、指定管理者の公募ということですけれども、これは組合としては本年４月から外部の専門家による新病院の指定管理者選考委員会を立ち上げましてこれを設置して、同委員会からの選定結果を尊重することにしておりますので、まさにこれからその作業を進めていきたいというふうな今段階であります。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　建設工事の積算は官庁と民間とは方式は異なるとして、官庁工事は民間に比べ２割から３割高いと言われている。病院の建設コストを比較すると、3.3平方メートル当たりで官庁工事が80万から150万円、民間工事60万円と大きな差がある。公立病院の経営破たんの理由として、高資本費と過大な人件費が上げられる。収益で支払える範囲で病院を建設することを基本に、病院建設の全体コストを民間業者の例にならって建設すべきであると答申はしております。

また、静岡県保険医療計画所既存病床数基準を超えていることから、現行の一般病床150床を増床することは困難であるとし、平成23年３月までに竣工を目指すようと答申をしております。

そこで町長に伺います。建設費は坪当たり60万円を目標に150床で建設すると、病院の建設費は総額でどのくらいの負担になるのか。また、各市町村の負担、債務はどのくらいになるかを伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　現時点で、組合としては新病院建設に係る事業費を総額で約25億円と予定をしております。この財源としましては、自己資金、それから企業債であります。先ほど申し上げた答申に基づいて、いわゆる年間の医業収益に見合った企業債として、指定管理者からの減価償却費と国からの交付金、こういったもので償還をする予定でおります。それ以上の今具体的なことについてはまだ検討に入っておりません。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　答申では、救急体制にも触れられております。１次救急については一定の決まった場所に休日夜間救急診療所を設け、一定時間診療を行う方法が考えられると答申はしております。２次救急についても共立病院内での一定時間、開業医の参加を加えて、第１次救急の対応を行うと同時に、重症者は病院の当直医が対応する方法を検討すべきであると答申はしております。また、賀茂地区医療協議会においても、賀茂医師会から救急体制についての提案がなされております。

そこで町長に伺います。指定管理者である地域医療振興協会と地元賀茂医師会との救急医療に対する話し合いは持たれたことがあるのか、また、地域医療振興協会と地元賀茂医師会との医療連携については話されているのか。そして、賀茂医師会と各市町村、そして共立病院の連携をどのようにとっていくのかを町長に伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　共立湊病院の先生方ですけれども、これは小田院長も含めて、賀茂医師会の会員であるということでありますから、院長は医師会の理事でもありますので、救急に限らず医療連携に伴う関連協議は随時行われているものと理解をしております。そしてまた、高度な医療設備あるいはマンパワーも含めて診療所では対応が難しい例も、そして病院とのいわゆる紹介であるとか、また逆の紹介の実績も報告をされております。また同時に、圏域診療所の医師との病理研修、こういったことも開催されているというふうに伺っております。

そして、救急医療についてでありますが、昨年の改革推進委員会の中で、湊病院の救急外来は常勤医師の限界を超えた献身的対応によるものという紹介がされ、私は感銘を受けたことを記憶しております。この救急問題ですけれども、これは賀茂地域での広域的な対応が必要とされますので、保健所も含めたいわゆる医療協議会で医師会の意見も伺いながら、早急かつ慎重に検討していかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　次に、まちづくりについて伺います。

2008年に発表されたＯＥＣＤ（経済協力機構）のレポートによれば、1985年と2005年の貧困率を比較すると、日本においては所得再分配前の貧困率が12.5％から26.9％に、貧困者の

割合が２割以上になっているとしております。貧困率とは、それぞれの国の勤労者の中で、中位所得者が稼いでいる所得の半分以下の所得しか稼いでいない貧困者が、勤労者に占める比率のことであります。日本は４世帯に１世帯が貧困に分類される国になってきております。

アジアにブータンという国があります。1972年にブータン国王は国民の幸福は決して経済発展でははかれないとして、国民総生産（ＧＤＰ）の追求よりも国民総幸福量（ＧＮＨ）の向上を目指すとして、国家理念として掲げております。ブータンは2008年王制から民主制に移行しましたが、国王が民主制に移行する旨を発表したら、国民の90％が政治の民主化に反対しております。驚くべきことであります。しかし、ブータン王室は多くの国民の反対を押し切って、国王主導により立憲君主制に移行しております。これは国民が国王を慕い敬愛していることであり、国王の政策に満足感、幸福感を持っているということであります。

そこで町長に伺います。町長は４年前、長い行政経験を生かしまちづくり、町政に当たるとして町長選挙に立候補して当選をしました。町民の幸福量、幸福感は向上したかどうか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私は平成17年５月15日に町長に就任以来、私の政治姿勢、方針として町民が安心して暮らせ、そして希望の持てるまちづくりということで３つの政治信条を掲げて行政を進めてきております。まさに文字どおり町民の幸せを願って、私は行政を進めてきたというつもりでおります。

そこで、いわゆる町が取り組んでいる事業それぞれが第４次南伊豆町総合計画あるいは南伊豆町過疎自立促進計画、これをもとにして、それぞれの実施計画をローリングを重ねながら時代に即した諸事業を展開してきておるわけであります。産業振興、少子高齢化に伴う医療、福祉の問題あるいは介護、そしてまた教育、防災、それぞれの事業を進めてまいりました。そこで今、議員の言われる、では幸福感はどうなのかということですけれども、これは私はこの受けとめ方というのは人それぞれにあると思います。非常に難しいなという思いがしております。少なくとも私はそれを願って、そして先ほど申し上げた各般にわたって財政の将来にわたっての見通しがつく中で、事業を進めてきたということであります。

そして、町民にとって幸福の定義というのが、では何なのかということになるわけですけれども、これは非常に難しいわけでありまして、私のやってきたことに対する幸福感、それ

からそういった受けとめ方については町民の皆さんにご判断をお任せしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　年号が平成に変わって20年が経過しております。平成は消費税の導入から始まっております。麻生首相は消費税の引き上げにこだわっているようです。消費税とは貧しい人たちに負担の重い、低所得者の負担が相対的に重くなる逆進性を避けることができません。昨年実施された国民に不評を買った後期高齢者制度があります。後期高齢者と指定された人たちは、日本を経済大国にした立役者にほかなりません。日本の国づくりに貢献した人たちに感謝の心のかけらもない制度であります。75歳を超えた人たちにむち打つようなものであります。そこで、我が町を考えると、我が町は高齢化率が28％を超えて超高齢化社会になっております。

そこで町長に伺います。次期町長選挙に当たり、高齢者が安全・安心で生活できるまちづくりをどのように考えているのか、町長の考えを伺います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。本町は65歳以上の高齢者のいわゆる５割、半分以上が75歳以上であるという、いわゆる長寿の町であります。高齢になっても漁業あるいは農業等に就業している方が多いわけでして、また大部分の高齢者が趣味のいろんな同好会であるとか老人クラブ、何らかのそういった地域活動に参加をして、比較的活動が活発といいますか、そういった面が見られております。そこで一昔前の余生を送るといったイメージからは大きく異なるいわゆるみずからの個性的なライフスタイルを追求する人たちも多くなってきております。そのために、介護や福祉サービスにおいても、多様なライフスタイルや価値観に基づいた一人一人の生活の幸福感を高めるための支援としての政策が求められてきております。高齢期に限らないで人が生き生きと暮らしていくためには、近隣の人々や友人との交流を保ちながら、さまざまな活動へ参加していくことが重要ではないかというふうに思います。

そこで、今後はより一層、保健福祉、医療サービス、それから生涯学習、それから就労支援、これらをよりサービスを高め、そして効果的に活用していきながら、まさに地域の中で高齢者自身が活躍できるような環境づくりに努めていきたいと思います。

これは、先般オープンした観光交流館もその一つであるわけであります。私は先日あるところでお年寄りに会って、毎日が楽しいよと、我々が本当に一生懸命につくった野菜、これをあの交流館へ持っていくと、すぐそういった収入につながると、これはお金だけではなくて、我々が本当に体を動かして農作業に励みが出てきたという生の声を私は聞きました。これがやはりそういった環境づくりの一面ではないかというふうに思います。

そういうことで、この観光交流館であります。私としてはさらにあそこを設備等もまだまだオープンしたばかりで不都合な点もあるいは出てくると思いますけれども、そういった点でさらにさらに充実をさせながら、それぞれの第１次産業と関連づけながら、観光、第３次産業に結びつけた、地産地消も含めて取り組んでいきたい。これがやはりそういった高齢者に対する環境づくりではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　独立行政法人日本スポーツ振興センター健康安全部が発行した「学校の管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点」という書籍があります。この書籍は保育園から高等学校、そして高等専門学校までの事故事例を扱っております。そこには、災害には予期しないものを防ぐことが非常に困難な事例がある一方、前もって危険の予測が可能であったり、事後の処理を的確に行えば被害を最小限度に抑えることが可能であるものがあります。事故の発生メカニズムを知り、それぞれの学校設備、施設の点検、改善を行っていただくために活用してほしいと、「学校の管理下の死亡・傷害事例と事故防止の留意点」という書籍は言っております。

私の小学校から高校時代までのことを思い出しても、いろいろな事故がありました。例えば通学途中に川へ転落して死亡する、遠足から帰り学校から下校途中に行方不明になる、修学旅行中にけがをする、鉄棒から落ちて大けがをする、学校の校舎から転落する等、数え切れません。私の小学校から高校までの学校生活の記憶をたどってみてもこれだけあります。

ハインリッヒの法則というものがあります。１件の重大災害の下に29件の軽災害、またその下に300件のけがのないひやりとした体験という、労働災害の発生率があるという理論であります。これは学校災害にも言えるだろうと思います。子供たちが安全に安心して生活できる環境をつくっていくのが大人の責務であり、行政の責任だと思います。

大学においても、東京大学先端科学研究センターでは、２月19日に大学におけるバリアフ

リーについてのシンポジウムを開いております。

そこで町長に伺います。次期町長選挙に当たり、子供たちが安全・安心で生活できるまちづくりをどのように考えているのか、町長の考えをお伺いします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、子供たちにとって家庭があるわけであります。そして、ここはやはり何といっても一番安心できる場所ではないかというふうに思います。そしてまた、これには地域があります。この温かく見守る温かさがある家庭、そして厳しく見守る地域、これが必要ではないかというふうに思います。そして、では集団の中で子供たちの可能性を開花させるとなると、やはりこれが学校であります。いわゆるこの３つの果たす役割というのが子供たちの成長過程では非常に大事ではないかというふうに私は思っております。３者が一体となった取り組みを進めるということ、そして命であるとか人権、それから社会的な規範、そういったことを尊重するいわゆる豊かな心と社会性を身につけ、そしてみずからが考えて行動できるいわゆる生きる力を備えた子供たちを育成する必要があると思っております。

私は前から言っておりますけれども、今は少子化が進む中で、もう子供の数が全国的にどんどん減ってきている。そのことがいろんな意味で社会の基盤整備、これらに影響をしてきている。我が町でも学校の統合をせざるを得ない状況下に置かれております。それを考えると、やはり私は将来にわたってこの子供というのは宝であるということを、私はもう町長に就任する前から言ってきております。ですから、子供を大切にして、そして幼児教育、社会の中でもそうですけれども、子供を本当に育てるという気持ちが、これは家庭だけではなくて社会全般が思うべきであるということを私は常々言ってきました。そういうことで、一人一人の個性あるいは能力が生かされて、そしてまさに生き生きと育つことができる社会環境、これはやはり先ほど言った３つが連携をとりながら進めていくべきではないかというふうに思います。

いわゆる安心・安全の確保ということでありますが、これはやはり外部からは今度は自然災害であるとか、あるいは凶悪犯罪等もふえております。こういったことは連携をしながら子供を見守るということになるわけであります。こういった環境が非常に不安要素がつきまとっております。こうした中で、いわゆる安心・安全な生活ができること、特に将来を担う子供たちの安心・安全ということですから、これは最優先で考えなければならないというこ

とであります。よく言われる弱者という言葉で言われますけれども、高齢者とともに子供たちはまさにその対象であります。こういった点で、私は子供たちはまさに町の宝として今後もいろんな面で対策を講じ、考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　石垣文学記念室が完成をしておりますけれども、文化放送のもとアナウンサーである落合恵子さんは、ことし１月１日に石垣りんさんの詩を読み返したとある雑誌で書いております。そして、落合恵子さんが20代半ばに石垣りんさんから、言葉には２つの力、役目のようなものがあると言われた。１つが、傷ついた心をやわらかく包み込む包帯のようなもの、もう一つは非力ながら賢明に生きる人を容赦なく踏みつける権力と闘う力、そして役目があると言われたことを思い出すと書いております。落合恵子さんは石垣さんのおっしゃる言葉を磨きたいとも思っているそうです。

私の高校時代のクラスメートには、毎年知人たちが書いた詩を年賀状に載せてくる旧友がおります。私などは詩を読み解く感性が足りないためよくわかりません。心の安定を保ち、詩を読み解く感性を持ちたいと思っているところです。南伊豆町にとっては、石垣文学記念室は宝でもあります。ところで、ＮＨＫの「知るを楽しむ　人生の歩き方」という番組があります。昨年８月には澤地久枝さんが「声なき声を聞く」、ことし１月には三國連太郎さんが「虚と実を生きる」と題して自分の人生について語っております。２人ともこの伊豆に縁がある人です。

安全・安心のまちづくりには心の豊かさ、心の安定を住民が保つことができるまちづくりの視点も必要だと思います。この町には心の豊かさ、心の安定を欠いた人たちがどうもいるようです。心の豊かさ、心の安定を欠いた人間は人の痛みはわかりません。ましてや人に奉仕するなどということは無理な話です。

そこで町長に伺います。心の豊かさをはぐくむまちづくりが必要だと思いますが、町長は石垣文学記念室をどのように活用していくのか、町長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　平成20年３月定例会におきまして、石垣りん文学記念基金条例が制定をされました。そして４月１日より施行され、多くの皆様のご協力をいただきまして、２

月20日現在ですが、寄附金が72件、内訳が個人で62件、団体５件、連名４件、匿名１件で金額が1,442万8,326円ありました。この場をおかりして厚くお礼を申し上げるわけであります。そして、石垣りん文学記念室でありますが、これは３月29日、今月ですけれども、オープンセレモニーを予定する運びとなっております。

セレモニーでありますが、これは故石垣りんさんと親交のありました詩人の谷川俊太郎先生もご列席いただくことになっております。そして故石垣りんさんの作品には一人一人感じ方は違うと思いますけれども、心に訴えるものがある上、さらに生き方にも感銘を受けるところであります。個人的にはやはり言葉の大事さ重要性を改めて感じているところであります。そして、石垣りん記念室、図書館ですが、これは資料や情報を提供して学習や研究を支援するための施設でありますので、多くの町民あるいは町外者もそうですし、こういった方たちに利用、活用されるよう望むところであります。そして生涯学習の観点からも学習の場の一つとして、一つの拠点として考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　本議会の冒頭に町職員の不祥事について町長の謝罪がありましたが、最後に私はこの町職員の不祥事、事件に対して、町長は町民に対し説明責任を果たすとともに、町民と職員の信頼関係を再構築していただくことを最後に要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君の質問を終わります。

◇ 漆　田　　修　君

○議長（渡邉嘉郎君）　８番議員、漆田修君の質問を許可いたします。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　通告に従い、自治体の合併問題について一般質問をいたします。

ことしの新春早々でありますが、宇都宮におかれて総務大臣が国民対話集会というものを行いました。その席上、市町村合併について非常に後ろ向きな発言をされたと。これは首長

である町長もよくその辺は事実として理解されていると思いますが、その中で、さきの平成の大合併で立ちおくれた自治体についての個別の施策を総務省としては展開していると。そしてなおかつ、市町村合併はもういいよと、そういうニュアンスの話をされたということであります。

一方、この賀茂郡下の１市３町の合併は昨年２月27日の臨時議会、そしてその間、松崎町の否決を受けて住民投票、そして５月２日の改めて臨時議会、そこで４つの市町の出足がそろったという背景がございます。そこで法定協議会は６月に第１回目は立ち上げて、現在もう10回目が今月の３月４日に、先ほど町長が答弁されましたとおり、３月４日に松崎町において第10回が開催されたと。そして今回、法定協議会の一番の核心のテーマである地域自治組織制度、これについて町長ご自信の見解を、見解もしくは既に確認済みでありますからよろしいんですが、個別の見解、それを承りたいなということで、これからお話をさせていただきたいと思います。

これは、さきに１番議員も申されましたので、一部重複すると思いますが、私はさきの12月定例議会では10月の全国町村会の発表した平成大合併の検証と報告、これは12月のときも町長はよく精読したと。それで今回また議会答弁用の勉強をされたと思うんで、改めて開いたと思うんですが、それにあらわされているように、その個別の問題提起とその地域自治組織の有用性について私は12月に述べてまいりました。その中ではご承知のとおり地域再生のため、または地域共同社会創生のため、自治組織のありようは、その必要性は言うまでもないんでありますが、具体的には地域協議会という組織をつくって、その新たな市とはまた別にコミュニティの区ともまたちょっと異なりますが、そういう協議会の組織を立ち上げて、権限や法人格等の正確づけなど、そういった制限を受けながら議会と並存する形で、その住民自治に寄与せしめるのが本来の自治組織であります。その経常経費を除く普通一般建設事業費を旧自治体単位の地域協議会に投資的事業費の財源として配分を行うのが、実は今回の１市３町の地域自治組織の特色であります。

第９回の協議会では具体的な数値が示されました。これは町長ご存じのとおりですが、先ほども答弁されました。それが提案されましたんですが、今回の10回でそれは確認されたと。それで、幾つかの問題を抱えた包含した形での提案と考えられますが、その配分基準や数値等についてその質問要旨、これは個別の次の問題で言いますが、最初に町長はその数字を見まして最終財源配分額をどのように思ったのか。そしてまた、自治組織そのもののあり方に対して、先ほど答弁はしましたけれども、それではちょっと私は納得しないんですが、さら

にもうちょっと一つ突っ込んでください。そういったあり方に対して、どう認識しているのかを最初にお答えを賜りたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この地域自治組織につきましては、先ほどの１番議員さんの質問の中にもありまして、お答えをしたわけでありますが、先般の協議会でも確認をされたということであります。この配分についてでありますが、私はこれを、ではどう受けとめたかということですけれども、これに至るまでは何度となく数カ月を要して我々は、我々町としての検討を重ねてきました。そして、先ほど申し上げましたいわゆる浜田方式であるとか、いわゆる全国レベルの前例を検討し、そしてまたそれぞれの市町の考え方も説明を受けながら、では我が町としてはどうしたらいいのかということを打ち合わせをし、そしてまたそれをもって１市３町の担当者レベルで協議検討をして、それの繰り返しでした、正直なところ。そして、今回まとまったのが先般のいわゆる案であります。そして確認されたという経緯があるわけです。

そこで、では町長はそれについてどうかということですけれども、私は正直なところこれが100％我が町としてはもろ手を挙げてという、正直なところそれは思っておりません。ただ何度も申し上げますけれども、やはり合併というのはそれぞれの市や町がある意味では譲り合いながら、そして妥協点を見出していく、そして前へと進むというのがやっぱり、この地区はどこもそうですけれども、100％実行しようとしていてはなかなかまとまらないということもありますので、そういった思いの中で、これならかなりいけるだろうということを、財政担当あるいは合併担当の職員等から説明を受けながら庁内会議を開いて、町としてはいこうと、事務局としてはという思いで、私としてもそれでいこうというふうになったわけです。ですから、そういう思いの中での今回の我々としてはいわゆる自治組織の配分だというふうにとらえております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　合併後の成就を目的とした法定協議会、法定協議会の性格づけのとらえ方の問題だろうと思うんです。ですから、法定協が委員の大半の方が合併推進者で構成されておりますね。特に第４号議員なんか特にそうでありますが、その中で何とか成就させる

ためにはどうするか。そして地域自治組織の有用性というものは、さきにも申し上げましたとおり、例えば手ざわり感のあるその範囲の確認であるとか、あるいは地域内のさらなる地方分権、これはコミュニティを指すんですが、そしてまた地域固有の価値観というのがありますね。私は12月議会では入会権を例にしてお話ししましたね。そういったものを実現させるためには、そこに具体的な手法として地域自治組織があるんだよという、その位置づけの話も12月議会においては話ししました。ですから、それらを合併を検討する場が法定協議会ですね。ですから、合併成立を前提とした場ではないということなんですね。各市町の利害をぶつけ合う場であるというぐらいに、私は３号議員でありますが、そういう認識で臨んだわけであります。

ですから、自治組織は本来４回の継続審議で５回目に数字が、５カ月目に数字が提案されたという経緯があるんですが、本来そこは首長と、幹事会に上がってくるまで専門部会で財政当局は当然もんでおりますからね、問題点というのはかなりあるんですよ。私みたいな素人でも問題点はかなりあるなと思いますけれども、そこで基金の次に話として、基金の配分基準の話にちょっと移りたいと思うんですよ。

組織の取り扱い報告書というのがありますね。22ページにわたる資料５なんですね。これは相当もめた結果の最後の提案の数字が網羅されたものでありますが、その中で、結果的に４市町の均等に配分された苦肉の策の結実だと、数字上の。私はそういう解釈をしたんです。それをよく吟味してみますと、いろんな浜田とか上越とか、ほかの市でやっている方式等と比較しながら下田・賀茂地区の財源事務というものをやっていきますと、複数の問題が浮上してくるんです。ですから、それに対して町長は当然幹事会からの報告だけで下田、河津、松崎、南でいい数字でよかんべという、そういう単純な判断ではないと私は思っております。

ですから、個別の問題についてちょっと話を、時間の許す限り、途中で切られると思います、いいですね、議長。ちょっとそれに入りたいと思います。

これはわからなかったら、もし担当課長でも結構です。その提案は大別しますと、市町で保有する基金等の取り扱い、それから債務の取り扱い、それから肝心の地域事業費の配分、そして一番肝心の庁舎建設にかかわる基本的な考え、こういった大きいスケルトンで22ページがまとまっていると思います。

まず、１番目の基金の取り扱いでありますが、その協定協議48号、これは基金を①、②、③で、これはどこに帰属しますか。それで新市に帰属してなおかつ地域事業に使われる部分とそうでない部分とあります。100％使用事業、共通事業として使える、そういう分類をし

たのが48号ですね。ですから、これも48号も実は松崎の第10回法定協議会において実は確認されましたね。ということは、地域自治組織が確認されたから、自動的に48号も確認されるという、そういう経路になるんですが、ですから、それとの密接な関係があります。

その中で、財調基金の関係にちょっと話は移りますが、下田市は昨年実績で２億1,000万ですね。それで河津町が７億8,000万、南伊豆町が３億円、松崎町が６億6,000万で、合計19億5,000万円が19年度決算末の財調基金実金額となっております。

それで、提案の中では財調の持ち寄り額を20億円とすると。これは自治体ごとの決算カードの右上に自治コードがあります。これは類似産業構成であるとか人口であるとかによって分類しているんですね、全国1,800の市町村を。ですから、類似団体の中の財調金額率の平均を持ってきているのがほかの市町のやり方なんですよ。ですから、なぜ20億を持ってきたんであるかというところは、実は疑問の一つになっております。

これは後ほど私、詳しく述べますが、標準財政規模率で財調基金に使える基金を地域事業に案分するという算式の中で、財調基金をどうしても膨らませなければならないということがあるんですね。ですから、総体的に20億を押さえておれば、実際は類似自治体でいきますと27億ぐらいになるんですね。そうしますと、そこで非常にリスクを負う自治体、いわゆる下田市です。下田市が全く救済がとれなくなるんです。そして南伊豆町もそうです。ですから、それらを均衡するために、ではどうするか。財調基金額の持ち寄りを低くすればいいわけですね。そして20億になったという、実はこれは類推ですよ。あくまでも類推です。ですから４カ月もまれた中には当然こういう議論も入っていると思うんです。ですから、それを持ち寄ったというところ、それが第１点。それに対する見解は後ほど町長してください。それが１つです。

それから第２点目が、もう一ついいですか、時間。もう一ついきます。それで昼になると思いますので。

庁舎建設基金のお話なんです。これは庁舎建設にかかわる特定基金が、下田市は１億に満たない。数千、8,000何百万ですね。片や南伊豆町については６億6,000万ございます。これ総務省の課長通知の中に、実は職員数によって広さが決まってくるという通知がございます。これは担当は専門部会はもう既に承知をしていることでありますけれども、その中で下田市はその職員数が総務企画部門が10人、他の町から行っていますよ。そしてなおかつ議会が定数の26、30ですか、実はこの計算時点では30人です。そういった職員数でいきますと5,230平米です。南伊豆町は当然そちらのほうに本町のほうに行きますから、人数からいきますと

2,000平米。そして最初に南伊豆の話をいたします。

交付税措置される建設にかかわる金額は16万5,700円ありますね。それの９割のさらに４割が交付税として差し上げますよと。合併の支援プランの中に差し上げますよというのが、これは国の、総務省のほうですが、そうしますと、南伊豆町の実質の建設費というのは交付税措置された金額でいきますと２億1,700万、それで実単価でいきますと５億8,500万の負担になるんですね。これを実は財調基金――もうちょっと聞いてください――財調基金を特定目的基金を財調に繰り入れるかわりに、その16万5,700円と35万、その中の35万から16万5,000円を引きますと47.25対52.5になりますね。実はこの率なんです。ところがこれは理論的に非常にマジックがありまして、９割の40％ですから、本来でいけば金額、それぞれの負担額、実質負担額を出して、そして交付税を除いた実数、建設に係る負担額とそれとの割合でいくんですね。本来でいけば１対２であるんです。ですからその辺の数字のマジックがありまして、共通事業と地域主要事業とそれから地域事業に案分するというところでちょっとマジックにひっかかってしまう。事務局の提案したマジックにひっかかってしまうというところがございます。

一番の目的は、特定基金を財調に入れたいんですね。入れたいためにこういうような裏の仕掛けを実は庁舎建設にかかわってしたんではないかと。最終的にそういうところに結論を持ってきたんではないかと、私はそう思います。あくまでも推測ですよ、その会議の場に私いませんから。そういうところが実はあったんではないかと思うんですよ。聡明な町長ですから、そういうところはぴんときていると思うんですね。私は聡明ではありませんが、そういうところは非常に類推がされてしようがない。

まず、時間がないんで、とりあえずその２つをお答えください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今の漆田議員のご質問は、いわゆる地域自治組織の関係と、それから庁舎建設に絡むご質問です。

それで、この庁舎建設の経費の問題が出ましたが、それはやはり先ほど言われた20億が発端ですよね、これから推測すれば。では20億はどういう根拠かということになりますけれども、これはまた後ほど担当から説明をさせますけれども、あの協議会でも言われたいわゆる類似団体であるとか標準財政規模で割ったとか把握していますけれども、そういう経緯があ

るわけであります。

そして、庁舎建設でありますが、私はやはり今回の庁舎建設は我が町のやはりこの耐震性のない庁舎を何とか建てかえなければならないということで、町独自の年次計画には盛り込んであります。合併してもしなくてもという計画で来ていました。そこでたまたま今回の合併の話が始まって、そしてその中に下田市と我が町の庁舎を建てかえるということが計画に盛り込まれたわけです。そこで、いわゆる最初はこれは単独事業だと、共通事業には見えないよという話がありました、正直なところ。しかし我々はそれでは困るよと、当然下田の本庁舎だけではなくて、総合支所となればこれは共通事業費でもって見てもらう、100％ではないにしても、それは当然ではないかという考えでおりました。そこで先ほど言われた配分率によって共通事業分、あるいは単独分ということになってきたわけであります。

では、そこで、先ほどの20億に絡むいわゆるそれぞれの市町の負担ですけれども、これは私は庁舎建設基金が６億6,115万7,000円、我が町にはあります。そして、新市の財政調整基金への一部としてこれを20億円分へと負担するという計画になっているわけです。そしてこれを標準財政規模で割り返しますと、いわゆる、言い方はそうですけれども、余剰金額として５億1,310万7,000円があります。これは議員もご承知のとおり庁舎建設だけでなくて、都市開発わずかですけれども、それから減債基金、こういったものが含まれているわけですけれども、それが割り返していくとこうなるわけであります。それが今申し上げました減債基金等を入れますと９億6,438万7,000円と総額なります。これはですから単純ですけれども、これは。５億1,310万7,000円を引きますと、これが４億5,128万円、これが実質的な20億円への積立金ということになるんではないかと思います。

そこで、７億円のうち地域事業52.5％、主要事業47.5％、これでやりますと、それぞれ地域事業分は３億6,750万円、主要事業分が３億3,250万円になります。単純に考えて７億円で建設費を見ますと３億6,700万円の地域事業費、これが52.5％分ですから、実質的には３億3,000万ぐらいで庁舎建設ができるということを考えますと、私は最初はこれを共通事業費として幾分でも見てもらいたいという考えのもとに進めてきた協議ですから、町としては。であるとすれば、物を建てるとなると、やはり100％出さなきゃならない、地域事業費に。そうでなければやはりこれだけの建設費で建てられるということであれば、まあまあいいではないか。我々としてはこの議事録から始まった、この庁舎建設の負担分、これについては私はいいんではないかなと、私は自分で判断しています。これが正直なところです。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　よくわかりました。

その辺は、やっぱり首長、法定協とはまた別に運営会議の中の４人の中で、４人というか首長の間で話し合う場も当然あるわけですから、そこで南伊豆町としては６億6,700万の中で例えば40％の交付税措置をいただいたとしても、実際は５億8,000万で上がっちゃうんですね。完成できちゃうんですよね。その平米35万の河津単価で仮に採用したとしても。そうしますと６億6,000のうちの約１億が特定基金の残として残ると。にもかかわらず、下田市は6,700万の中で実際18億3,000万の建設、グロスの金額に対して交付税分を差し引いたとしても実質負担額は10億1,000万もあるんですね。ですから、そういった話し合いの場での下田市長の負い目というのは当然あると思うんですよ。

あとの２つの町においては、おらは関係ないよと、それは下田と南の関係ではないかというぐあいにして、一歩離れた議論をしていると思うんです。ですから、そこは強烈に言うべきで、もう確認されちゃったからしようがないですけれどもね。言うべきであったと思います。おらのところはもうそれを建てても１億も残るんだよ。おまえのところ何だ、金もないのに何だ、そんな18億もかけて本庁舎をやるんだと。だったら総務省通知のように人数割で、総務企画に10人行くわけでしょう。ですからそれは３つの町から行くわけですから、そういう配分で下田市に財調基金の要するに不足額として計算上残るような、そういうことを強行に言うべきだったんですね。下田市の市名にしてもそうです。いいとこどりだらけになってしまうような法定協議の内容では全く困るわけですよね。そうですよね、そう思いますよね。思いませんか。これでちょっと。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの漆田議員のご発言ですけれども、これは下田市がある意味では非常にいい目を見ているんではないかという言い方ですけれども、これは先ほどのいわゆる財政調整基金への積み立ての中で、下田市の財調というのは２億1,000万円しかないわけですよね。ですから、そのわずかな財調の中で結果としては後ほどこれはプラマイでやっていって、地域振興基金額というのが出ていますね、差額分が。ここは我が町が５億1,310万7,000円あるんですよ。ところが下田市はゼロなんですよ、ここで。ですから、ここで庁舎建設になって、ほかの今度は地域振興へと我が町は５億、返りが来るわけですよ、言

葉はどうですが。ですから、それを考えると下田はその分がないということになりますから、必ずしも今漆田議員が言われるような、言うことはわかりますけれども、そうばかりではないなと、私は思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田議員の質問は途中でございますけれども、昼食のため13時まで休憩といたします。

休憩　午後　０時０４分

再開　午後　１時００分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

漆田修君の質問に入る前に、私、先ほど40分と言いましたけれども、35分に訂正させていただきますので、35分間の質問にしていただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　午前中に引き続き、地域自治組織の財源の基準配分の質問を継続させていただきます。

午前中、庁舎建設のところで大分法定協では議論されて、最終的にはそういう方式を採択したという、その経緯とその根拠を説明いただきました。

なぜこういうことを言いますかといいますと、実は一般建設事業費の中を共通事業と地域事業に振り分けて、そしてなおかつ地域事業の中を各旧自治体ごとに事業費を案分するか、その根拠となるのが今議論してお話をしている話の内容であります。それで、普通建設事業費の中を庁舎建設の下田の本庁舎の建設がどうしてもにっちもさっちも話を詰めてもいかないよと。その中で苦肉の策でこういう方式を最終的に採用せざるを得なかったということを、私も推測でありますが、容認するところであります。これはこれでよろしいと思います。

それからあと、事業費の配分についてでありますが、これは当局の考えた標準財政規模額と、それから財特債があります。発行可能額です。これを含めたものを基準にして案分していくと、そのやり方は一般的に正しいのかなと思います。

それで、問題のその債務の調整の話にちょっと移らせていただきますが、ちょっと言葉を間違えるとまずいんで読ませてもらいますが、一般的に地域自治組織制度を採用する自治体は、投資事業を旧自治体ごとに投資事業費枠を確保する方式をとるが、普通建設事業費が算定されたら、各構成市町の保有する財調基金等と、それから将来負担の起債残額を用いる一定の調整率を用い加減算調整をしております。これは上越も同じような計算をしておりますが、そこでまず財調基金等と普通建設事業費のうち、各自治体の純財源負担額という視点から事業費割合は、これは事務局の計算は66.9％でありますが、これはこれで先ほど私言いました、これでいいと思います。

つまり、その構成の話をしますが、国県の支出金とその他財源を除く、いわゆる地方債です。そしてあと一般財源を普通建設事業費割合で４つの市町の事業費合計116億円と78億円で66.9％となるわけでありますが、その持ち寄り基金の計算のところで、先ほど午前中、私がお話ししました財調基金をどうするかという話、そこでマイナスになる自治体がありますね。当然これは、この時点ではもう下田はマイナスになるわけで、当局の案ではね。私の案では下田と南伊豆はマイナスになると思うんですが、それでその0.669で割り戻すと、その実金額が出てくるわけですよね。ですから、そういった標準財政規模割合での確保額のマイナス額を割り戻した額、失礼しました。財調にかかわる調整額となるわけであります。

それで、事務局案は20億円でありますけれども、標準財政規模額の20％と私はすべきと思いますが、ハードルを意識的に低くすることはないと思われます。何ゆえに20億にしたのかその理由を先ほど町長にお答えいただいたんですが、結局、その根拠は、なぜ20億にしたのかという話は、結局持ち寄るお金、キャッシュが20億しか有りませんから、ですから、そのために20億にしたんだというような話だと思うんですけれども、実際は26億から27億ぐらいが妥当な持ち寄りだと思うんですけれども、ですから、それをちょっと改めて、後ほど一括してご答弁をいただきたい。

あと、将来の負担比率に基づく起債償還額等の調整問題でありますが、これは配分基準が均等または１人当たりの平均金額となっております。これは浜田の方式でありますけれども、予見として与えられた要素です。予見としては当を得ていると思われます。ここで実は財政健全化法、夕張の破綻以来、その財健法が国会で通過しましてね、各自治体の財健法の適用が本年度から、昨年は試験的にということですが、適用されるようになりました。

その中で実は、今回の１市３町の将来負担比率の基本的な考え方が、どうもこのいただきました資料を見ますと、財健法がもとになっているんですね。ということは、公営企業等の

一般会計の起債残高から割り戻すということで、基準財政の歳入可能率、これは我が町で見ますと過疎債であり財特債であるとか、そういった公債費、それ以外に例えば資本的支出、学校関係新築の工事の償還部分の歳入可能率そういったことだと思いますけれども、そういったものを含めたものが原則であります。ですから、実質的には、それ引いたネットの起債残高をそれぞれの４つの市町全部反映されていると、ですから下田市でいいますと、200億あるけれども100億ちょっと、そういった基準財政需要額そのものがですから当然それはネットの計算をする場合には、それは減額されます。

問題は下田市でいうところのその他収入、災害復旧の貸付基金であるとか土地開発基金の現金部分、それぞれの現金部分でありますが、そういったものも減額されている。これは法定協でもお話ししましたが、下田・賀茂方式で独自のものを採用するといいながら、財健法の計算の総括表の表を持ってきているだけなんですね。それで、最終的におまけに、なおかつ付録がついているんですよ。下田においては都市計画であります。これまでの負債残高がマイナスになっているわけです。実際は年間２億で10年間で20億となっていますが、実際には歳入の項目を見ますともっと多いんですね。ですから５億近い数字になっているんです。その中のうちの２億を便宜的にこっちへ持ってきましょうよと、それで最終的に調整しようそういうような、かなりアバウトな部分で調整、話の経過の中で調整をされたんではないかなと私は思うんですよ。

ですから、本来でいくとそういったものはこの間、運用基金に相当する額までも実は含めているみたいですね。ですから、そういった基金の性格からして矛盾が一つありはしないかと、これが２点目です。これちょっと２つ目にどう思うか、お答えください。とりあえず、そこでいいです。そこのところだけ。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。まず１点目の20億円についてであります。

これは、先ほどの午前中のご質問の中でお答えしたとおり、ああいう言い方をさせていただきました。これは結局、先ほどから申し上げておりますけれども、それぞれの市町の現状、そして事業の実施状況、財政事情、そういったことを把握した中で検討された数字であります。それで類似団体という言い方は、私は先ほど申し上げましたけれども、これは漆田議員が言われるように、確かにもう少し高い数字が類似団体としては出てきます、実際。しかし、今のいわゆるこういった経済状況を考え、そしてまたそれぞれの市町の財政事情等、財政運

営、今行われているこれらをかんがみますと、やはり新市においてはこれらの数値をもう少し低く抑えるべきではないかと、数字を、という考えのもとに今20億というような数字になったというふうに私は説明を受け、私も認識しております。

それから運用基金ですか、運用基金につきましては、先ほど言われた下田市の都市計画税云々ということも言われましたけれども、やはりこれらを普通会計、公営企業、それから今の都市計画税、基準財政需要額、見込み額、こういったものを引いて負担償還額は出すわけですけれども、それにさらに基金、財調もこれには勘案をしながら、負担基準は算出され、そして下田市と我が町は先ほど申し上げたようにマイナスという結果が出ております。これにはやはり、午前中から言われております、いわゆる基金の財調とか、それからそれぞれの出し分20億の関係、そういったことを考えながら、いわゆる起債償還額というように当然算出されているようでございます。具体的なことは担当課長のほうから説明させます。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　お答えさせていただきます。

まず初めの財政調整基金の考え方でございますけれども、標準的には20％ぐらいにするべきではないかということですが、今各市町の財政運営にいたしましても、そんな背伸びした財政運営というのは当然やっていないわけです。標準団体から推察しますと、その20億後半、27億、28億ぐらいの普通は財政調整基金は持っているということですか、先ほど申し上げましたように20億円程度で大丈夫だろうということでしました。

もう１点が運用基金、将来負担比率、将来負担額を削減しているわけですけれども、漆田議員おっしゃるように、確かに起債残高から充当可能の特定収入を差し引きまして、なおかつ基準財政需要額歳入見込み額を差し引いて、各市町の償還額というのを出しております。それをもとに住民１人当たりの計数で割り出しまして、それを各市町の調整額としてございます。当然、起債の多い部分、借金の多いところとしてはマイナスポイントがあります。それで事業費の配分の中でそれらを差し引くという考え方でございます。下田市の都市計画税、毎年２億円程度の収入がございますけれども、その中からも都市計画税を、今度事業費の配分のところに入れるということで、基本的には各市町の地域事業費の部分を、今予定している地域事業費、すべての市町でできることを基本として考えたものですから、こういう結果になります。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　今担当課長のご答弁で、もう一つちょっと突っ込んでお答えを賜りたいんですが、総務課長いいですか。

下田市の都市計画税20億10年間ですが、これは11年目はどうなるんですかね。例えば新しい下田市ができますね。そうするとこれは都市計画法でいうところの地域・地区がありますね。用途地域とか何とか地域とかと、その地域・地区のどの分野に、その資金を地域事業とは切り離して充当するんでしょうか。そういった論理的な矛盾を感じませんか。ちょっとわかる範囲で結構ですから答えてください。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　当然都市計画税ですから、その都市計画の区域、線引きされた区域に課税をされておると思います。それに基づくその都市計画事業に対して充当をされるべきと思います、それは。そこまではちょっと。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　都市計画法からいいまして、それから都市計画税の目的ありますね、都市計画税そのものの目的。そうしたときに、例えばさっき将来負担比率のところで旧下田市のほうに仮に20億をそれを減額対象とした場合には、11年目以降はどうするかということは、当然問題になってきますよね。そうでしょう。例えば集落はどういうぐあいに変わるかわかりません。それから都市計画の線引きがどうなるかわかりませんが、そうなったときに、今以上の例えば市街地の連檐性のあるその都市計画のある特定の区域に、それが充当する、資金を充当する、使途を充当するということはされないでしょう、一般的に。あくまでも旧来の市街地、特定の市街地にその資金を充当するということが継続してくるわけでしょう。そうすると11年目以降はどうしますかということは、当然議論の俎上に上がってくるんではないですか。そういう意味からいって、この都市計画税の２億というのは起債残高の中から減額対象にするべきではないということは、当然事務局の中でも議論されたと思いますよ。この根底にあるのは、どうしても下田を救わなければならない、そのためにはどうするやということが頭にあるんですね。

ですから、そういう意味でちょっとこれ以上追及しませんが、以上申し上げたすべてのことを加味しますと、今回の最終配分の想定額は現在のその構成市町の保有する債権債務の実態をより反映した数値ではないということなんですね。ですから、私が先ほど言いました基

準財政需要額のハードルを類似自治体のように26億、27億にする。そしてなおかつ債務負担のところでは都市計画税はあくまでも基準財政収入であるから、これは取り払うよと、先ほど言いましたように11年目以降の問題があります。そして、しかもこれは税でありますから。それは算入しない。そういうことをやった場合の最終数値というのは、今現在の１市３町の財政の実態をより反映したものであるというぐあいにみなすことができると思います。したがって、南伊豆町と下田については最終配分額は当局の出した数字よりははるかに減額されたものが実態の数字であろうと思います。

実際問題としまして、特に河津、松崎に言えますが、つめに火をともす思いで、営々と蓄えてきた自治体の努力、経営努力、そのときに自治体が合併しようとしたときには、この財政問題で衝突するのはもう自明の理であります。そういった自治組織を、今回まとめた自治組織そのものを各自治体に持ち帰って、本来は法定合併協をどうするかということになると思うんですが、そういったものを改めて議会も、そして地域住民もこういう法定協のまとめた、確認されたこの協定に対して、改めて直視する必要があるんではなかろうかと私は思っております。

これは当局と議会との最終的には関係になろうかと思いますが、その節目節目の承認あるいは分合配置の議会承認の時点、そして今回の一般会計当初予算の第１四半期分の負担の問題、そういった節目では、非常に難しい局面になろうかと思われます。これは答弁は要りません。

引き続いて、そういう節目節目で問題になります、実は第９回ですか、第９回の法定協議会の場において、実は県の支援局長が松崎のある委員さんが質問しましたね。これは第１四半期に当たる、総額700数十万でありますが、これを各１市３町で負担金として計上すると、当初予算で。それに対して例えば、それが否決されたときはどうしますかと、その対応はどうしますか。支援局長はこう言いましたね。それは自治法177条の２項の１号を適用して対応したいと。この問題は議会に対する各自治体の長の権限として自治法の96条の２項の特例としてあるんですね。要するに歳費ですね。その経費の中は、実は私も法定協でそれをちょっと議論したんですが、途中で遮られてしまったんですが。

ここは、町長認識をちょっとお伺いしたいなと思うんですが、一般的には法令により負担する経費ですね。それとあと、法律の規定に基づきその当該行政庁の――これは都道府県の自治体の長のことでありますが――その職権により命ずる経費ですね。それから３番目として、今申し上げた１、２以外のその他の普通地方公共団体の義務に属する経費。要するにこ

れはいわゆる簡単に、皆さん義務費、義務費と義務的経費と言っておりますが、この３種類のうちの、町長実はね、その後支援局長とちょっと個人的にお話ししたんですよ。そうしましたら、これは３番目の義務的経費でやろう。義務的経費で実はどこに準用するのかといいますとね、今一部事務組合で負担金というのを出しておりますね。その様式に、様式というか、その方法に準用するという解釈らしいんですよ。この解釈がね。その中には規約というのがございまして、当然規約ってありますね。法律の優先順位でいきますと、法律が第１です。そして法令です。法令は政省令であります。法律は当然国会ですから、政省令は閣議です。それで規約というのは都道府県の議会で決定なんです。ですから、３つの法律要件がございまして、法律上の原因により当該年度において支払い義務が確定しているものという、こういう実は３つのキーワードがあるんですね。

ですから、法律上の原因によりということは、昨年５月２日に設置条例の規約、設置規約をここで承認しましたね。これが法律上の原因なんです。当該年度というのは６月から法定協は発足しまして3,000万を１市３町で負担金を分担しました。それで、年度が切れてそれが確定した後、次も継続なんですよね。一部事務組合と同じ解釈で準用すると言っていますから。そのときに、実はここが重要なんですよ。ちょっと聞いてください。２月28日に実はここに法定合併協の規約がここに上程されました。そのときに松崎が否決しましたね。それで住民運動が起こって、実はそれがひっくり返りまして、改めて松崎は法定協に参加することになりました。それで、１市３町の足並みがそのときにそろったわけですよ。そして、当町は５月２日ですが、時期は二、三日ずれていると思うんですが、１市３町の法定協議会の設置の規約が承認されたんですね。４つの自治体とも承認されました。そこで、実はその規約の中に経費の支弁というのがあるんですよ。要するにその協議会そのものを運用するために必要な経費を関係の自治体で支弁すると。その法令のこの自治法の逐条でいきますと、法令の支弁の中身は各市町の負担に関する部分と、その割合というものは、割合ですよ、割合というのが実はその絶対的必要事項として記載されているんです。それで法令解釈も逐条の解釈もそれが出ております。２月27日にここに上程された規約の中には、その割合が載っていないんです。ただ支弁すると書いてある。そして改めて５月２日に上程されたものの中には、その構成は各構成する市町の首長間で協議するという内容に変わっているんですよ。

ですから、事務局は非常に賢い人がいましてね。これは規約としてこれは瑕疵があったと。２月21日の決議はそのものが瑕疵があるという解釈が成り立ったんでしょうね。そういう解釈をしたんでしょうね。ですから、５月２日に規約改正をして条文としてはそこで初めて完

璧なものができて上程されたと。ですから、最終のものが効力がありますからね、法的に効力があるから、それは問題ないんですが、２月27日の時点ではそれは気がつきませんでしたか。それをちょっとお伺いしたい。課長でもいいです。

○議長（渡邉嘉郎君）　企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　議員おっしゃるように２月の時点では規約第15条に関してでございますけれども、15条の中では、当初言われた箇所につきましては、１市３町の負担金及びその収入をもって充てるという点でしょうか。その後松崎の議員が説明したように、松崎町の否決を受けて、それからほかの１市２町は可決と、それから住民投票を受けて、それから５月に言われたような形で、15条は２項で分かれて提案されております。これにつきましては、前項の負担の割合は１市３町の長が協議して定めるというようなうたい方で、最終的にはこの協議会の規約で運営しているということでございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君。

〔８番　漆田　修君登壇〕

○８番（漆田　修君）　規約は、実は法律上の原因というのは一番最終の時点のものが効力を発する。県の保有する規約の写しも、これが最終となりと判こをぽんと押されて、議長の判こが押されているんですよ。ですから、それはそれでよろしいんですがね、177条のこの対応する規定がなければ、そこまで実はさかのぼって私も実は調査することはなかったんです。ですから、その中に行ってしまったら末恐ろしかったなと実は思うんです。あのとき松崎が可決して、そのままいってしまったときに、法定協議会の場で設置規約が皆さん委員に配付されましたね。それは15条では先ほど課長の言ったとおり１項、２項に分かれているんです。ですから、そういうことを考えたときに、実は細心の注意を持ってやっぱりやらなきゃいけないのかなと思っております。

それはそれでよろしいんですが、最後になりますが、こういった自治組織の欠陥、問題点を含んだ法定協議会の協定の最終協定の最後の総合をもって合併の配置分合まで進むということについては、ちょっと問題がありはしないかと。特に我が町にとっては余りにも下田を救うためのいろんな方策が、地域事業の財源配分においてはなされているのでは、もっと実態に、財政の実態に即したやり方で進めるべきではないのかなということを私は申し上げたいと思います。これに対しては町長、よろしいですか。あくまでも先ほどの所信表明でもしましたとおり、合併に対する考えというのは変わらないんでしょうから、それはそれでよろしいんですが、そういう疑問を呈しながら、私の合併に対する一般質問は終わりにしたいと

思います。では、終わります。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君の質問を終わります。

◇　長　田　美喜彦　君

○議長（渡邉嘉郎君）　３番議員、長田美喜彦君の質問を許可いたします。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　通告に従って質問をいたします。

初めに、市町の合併について伺います。

前回の議会において電算の補正予算が否決された後に、町在住の一女性から投稿が新聞に載せられておりました。その後、河津町の男性も同じような投稿を載せてありました。私も全く同じような考えであります。自分のことだけではなく子供たち、孫たちのために先を見据えて物事を進めていきたいものでございます。同僚議員の中には行けるところまで行って、そのときになったら合併を考えればという意見もありました。そのうちに道州制がしかれるからという意見もありました。先細りになった町をだれが望んで合併に誘ってくれるかなと心配になります。

平成19年12月の議会において私の質問に町長は、将来町単独では困難がある、必ず合併を進めていかなければならないと私の質問に答えております。私は今が一番のチャンスではないかなと思っております。

そこで町長にお尋ねいたします。町長選に向けて合併をどのようにアピールし、そしてまた政治生命をかけてまでも進めていくのかということをお伺いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この市町合併につきましては、午前中から施政方針から始まって、この後上程します新年度の予算関係のお話をしたとおりであります。今１市３町合併推進協議会で順次協議が進んでまいりまして、３月４日の松崎町で第10回の合併協議会が開催をされ、それぞれの協議事項が確認をされたところであります。私は常々申し上げてまいりましたけれども、この１市

３町の合併は、今回新法という法律の中で進めておりますけれども、ある意味チャンスであり最後であるという考え方を持って取り組んできております。したがって、今後もこの市町の合併については粛々と進めてまいりたいというのが私の考えであります。

では、政治生命をということを言われますけれども、これは今まで午前中から一般質問等でもお答えしたとおりでありまして、まさに粛々と進めてまいりたいという思いであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　私は、この町長選に向けてどうしても合併を進めていってもらいたいと、そういうふうに考えております。また、相手があるということも認識をしております。ですが、町長として南伊豆町の長として合併に向けてどうしても町民にそれをアピールしてもらいたと、私はそういうふうに願っております。その点、どのようなアピールをして町長選を闘っていくのかということをお尋ねします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今選挙という言葉が出ていますけれども、これは私はまだここで使うべきではないと思います。ですから、私は先ほど申し上げた基本的な考え方に沿って今後も町長として進めてまいります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　ぜひ先を見据えて進んでいってもらいたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

次に、先ほども同僚議員から共立湊病院の問題が出ておりましたが、南伊豆町の町民、一番大きな関心があるのではないかなと思っております。先月23日に森県議が一般質問をしておりました。下田市南高跡地という点につきまして、知事もそういうふうな方針を考えているようなことを聞いております。病院組合としては経営の支援と要望をどのような内容で行っているのか、わかる範囲でいいですが、教えてください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この件につきましても、先ほど一般質問でお答えしたとおりでありまして、昨年共立湊病院改革推進委員会からの答申が示されました。これに沿って今進めておるわけですけれども、その中で賀茂医療圏における唯一の公的病院であるという性格上、県からの支援を期待し現在も交渉を行っております。

そして、この土地につきましては、先ほど申し上げましたように、県有地の下田南高の跡地をということで県のほうへ何回か、我々首長あるいは組合事務局レベルでも一緒になって組合議会も一緒になって行っておりますけれども、そんな中での感触としては、県有地については無償ということは非常に難しいという判断をせざるを得ないと思います。そういう中で、支援ですけれども、我々としてはこの県有地と、それから別の支援ですね、県の。いわゆる財政支援、これを考えておるわけですけれども、県有地につきましてはそういう状況であります。ですから、それをほかの財政支援と一緒にあわせて考えていくとなれば、その中でやはり今後、では土地の問題は果たして無償が無理であれば有償で、では、これとは別に支援をこういう形でお願いしようではないかと、そういうことになっていくんではないかと思います。ですから、まず土地はどうなのかということがはっきりしませんと次へ進めないと思いますので、これはもちろん財政支援もあわせて一緒にお願いしていきたいと思っていますけれども、今それやこれやで検討中でありまして、病院議会も一緒になってこれは進めておりますので、現時点ではそういうことでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　去年の12月ですか、共立病院の移転に係る試算と、これによりますと150床で55億から、Ｂで49億、Ｃで43億というような試算、これは医療機器を入れた試算らしいんですけれども、町長としてはこれをどのようなあれで見ておりますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今議員が申されたのは、いわゆる県から示された案だと思います。それらを一応入れた中で組合で検討をしまして、組合案を今持ってこの間は県に行ってまいりました。大体それで進むことになると思います。それが今朝ほど申し上げた総額で25億と

いう数字であります。ですから、なるべく建設費用を低く抑えて、そして医療収益の中でおさまる総体的な事業費という考えが基本でありますので、それらで本体工事あるいはその他の附帯工事あるいは医療機器等も含めてということになってくるわけですので、県は県で考えてああいった資料をいただきましたけれども、それらを踏まえての事務局案で今、もう詰めに入っておりますので、そして大体今総額の事業費というのは、先ほど申し上げたようなことでつかんでおりますので、これに沿って進めることになると思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　その病院の問題なんですが、一応23年３月ということで竣工が、そうすると結局逆算をしていくといつごろに着工をして、どうしても23年３月までに間に合わせなきゃならないということでしますと、もうそろそろある程度の具体案が出て、もう着工の準備だとか設計にある程度入らなくちゃいけないという点を私は思っているんですけれども、それはいろいろあるでしょうけれども、いろいろ、着工はいつごろに予定をしているというふうに、まだわからないでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この病院の建設につきましては、今言われたいわゆる完成年度から逆算して今計画をつくっております。そういう中で、土地の問題が一番今先行していますけれども、結局指定管理者制度に基づく指定管理者、これをまず選定をして、これには選定委員会を立ち上げなければならない。そしてそこで指定管理者を選定して、そして病院はどういった病院がいいのか、その指定管理者の考えも入れながら検討をし、そして実施設計へと入っていくことになると思います。ですから、そうしますともうこの秋ごろには大体予定では着工しないと、今言われるように23年３月ということですから、間に合わないんではないかなという思いがしていますけれども、これとてそれぞれの事項が順調に進んでの話ですので、多少変更もあると思うんです。基本的にはですから、私は今のところそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　いろんな問題点があると思いますけれども、土地のことが一番優先するというようなことで、できるだけ早く病院ができることを願っておりますし、また内容を充実して結局移転をしても、移転をするかしないかはそういうことはあるんですけれども、何しろこの病院だけは必ず残してもらいたいというふうに私は思っているんですけれども、よろしくそれはお願いを申し上げます。

そして続きまして、町職員の町民への意識ということでちょっと伺っておきます。

先日私も下田のほうで仕事をしておりましたら、新聞に載るのは町の職員だけだなというようなきついお言葉を受けたんです。大変なそこには町民のために、町のために一生懸命に働いていることだと思います。町長も職員のときに大きな災害に遭っておりますね。中木の地震、青野川の水害も経験していると思いますけれども、そのときに私も町の職員が不眠不休でそれの対策に当たっていたことは目にしております。今の職員の中にはこのような大きな体験や経験をした職員が大分減ってきているのではないかなと思っていますけれども、このような経験、体験をした職員であれば町民への思いやりということは十分にわかっていることと思います。少数の職員のために町や町民に迷惑をかけるというのはいかがなものかなと思っております。

また昨今、東海沖地震というものがささやかれております。一人一人がもう一度危機管理という点を十分に考えてもらいたい。そこで町長としては、今後職員にどのような指導、研修をしていくおつもりですか。また、町への職員への苦情というのはどの程度上がってきているのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今長田議員は災害を例に挙げられて、いわゆる職員のそういった思いやりということを申されました。まさしく私もそのとおりだと思います。しかし、それはそれとして、私は午前中でもお答えしましたとおり、町の職員として公務員としてどうなのかということは、もうふだんからもう本当に何度となく機会あるごとにどうあるべきかということは言ってきております。そういう中での今回の不祥事ということで、本当にもう残念でならないわけでありますけれども、今言われたいわゆる危機管理という点で、今自然災害のことを申されましたけれども、テロといったああいったいろいろな事件等も今起きております。社会の複雑化する中で、この危機管理については我々としてもそれなりに対応していかなければならないと

いうことであります。

我々行政の危機管理の目的というのは、住民の生命、身体及び財産等に対する重大な被害を防止するという側面と、それから組織防衛という側面もあるわけであります。そして自治体においては行政活動を行うために組織があるわけでありまして、その組織への信頼、これがあって初めて行政活動への信頼が生まれると思っておるところであります。したがって、行政組織に対する信頼が失われるということは、行政活動を展開する上で非常に大きなマイナス要因でもあるわけであります。

私が言うまでもなく、公務員というのは日本国憲法第15条で全体の奉仕者としての公共の利益のために勤務するという一般的な義務を請け負っているわけでありまして、一般義務があるわけでありまして、これに反して全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合は、地方公務員法第29条において免職あるいは停職等の懲戒処分をすることができるという規定があるわけであります。このようなことから、職員の公務上は無論のこと、公務外においても全体の奉仕者たるにふさわしくない非行には厳しく対応しなければならないと認識をしております。今回、公務外とはいえ１月、１カ月の間に職員が２人逮捕されるという前代未聞の不祥事につきましては、常日ごろから庁議等を通じて綱紀粛正、規律保持について訓辞し、また平成18年３月に策定をしました南伊豆町行革大綱の基本姿勢に、すべての職員の意識を改革してとして改革を推進しますと規定があるわけですけれども、職員個々の意識に自覚が不足していたということでありまして、これは否めない事実であります。

今後は、今議会中に追加上程させていただきます南伊豆町職員等の倫理保持等に関する条例を議決していただいて、当該条例に基づきましての職員の危機管理や意識改革等を一層推進し、職員一丸となって信頼回復に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　この間ちょっとお巡りさんとちょっと話をしていたんです。そうしたら、結構いろんな苦情が私のほうへも来るよという、町のほうへはどのくらいその苦情が来ているのか、ちょっとわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　私ども総務課で受けた苦情ですけれども、総計６件ございました。中に苦情を伝えに直接来られた、これは団体ですけれども、５人の方がグループでお見えに

なりました。そのほか、インターネットへの書き込み等々多数あると思います。電話での苦情というのは５件ございました。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君。

〔３番　長田美喜彦君登壇〕

○３番（長田美喜彦君）　町の発展のため職員が一人一人町民のために意識を持って働いてもらいたいと思います。お願いをして、質問を終わります。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（渡邉嘉郎君）　長田美喜彦君の質問を終わります。

ここで２時まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５０分

再開　午後　２時００分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 横 嶋 隆 二 君

○議長（渡邉嘉郎君）　11番議員、横嶋隆二君の質問を許可いたします。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　通告に従って一般質問を行います。

今議会を開くこの政治状況の環境に若干触れますが、また、政治と金の問題が民主党及び政権党・自民党からも出ました。やはり政治をゆがめるこうした方向を戒めて企業団体献金、そして政治献金、政党助成金に頼らない真に国民の痛み、気持ちに沿った政治を行う、そういう姿勢を貫いていくことがまさに今求められている。ましてや100年に一度の世界恐慌の波が一層深く国民生活を洗っているときであります。襟を正して国民・住民の心に沿った取り組みを進めていく、そういう決意をして一般質問を行っていきたいと思います。

まず、１番の役場職員の人材育成と研修のあり方についてであります。

行政報告で前代未聞の不祥事が発生して、これに対して町民の信頼を著しく損なう行為であったということ、そして法令の手続に基づいて厳正に対処をすると。さらに、今議会で南伊豆町職員等の倫理保持に関する条例が提案される。そういう執行者の決意提案がございました。まさに歓迎するところでもあり、町民の皆さんの中には法令に基づく対処はもとより、住民感情からしてみれば、みずから身を引いてしかるべきだと、こういう厳しい声があることも私はここの場でも述べざるを得ません。それは静岡県の県民経済計算でも、伊豆半島の先端は地理的な条件や高齢者が多いことからも県民所得が最低であります。そういう中で必死に住民の皆さんは生活をしている。公務職は給与、生活身分が保障されている。こういう中で、まさに行政報告でも言われたように公務員が全体の奉仕者である。町民がこうした大変な経済状況のもとに置かれているときに本分を忘れて、まして非行に走る。どれほど町民の心を傷つけるものかと、こういうことだからであります。

こうした背景について、私は２月23日に開かれた全員協議会で、かつて南伊豆町は長い間町制施行以来、町を二分して町長選挙が行われる、こうしたことも含めていわゆる情実人事が行われてきたという、そういう町民のたくさんの話。また議会役職者も含めて、いわゆる口ききなどもあったのではないかと、こういうことにも胸に当てて考えるべきことも必要である。

またさらには、前執行部の体制の時分には執行部が幹部職員を飲食店に呼び出して酒を飲む、こういう機会がたびたび目撃をされている。これは前回の選挙が行われた、町長選挙の後でもそういうことが指摘をされています。こうしたことがどれだけ職員の規律、ゆがみを生じているのか、ここを指摘しないわけにはいきませんし、こうした点で現執行者がいわゆる醜聞のたぐいやスキャンダルのたぐいが一切ない職務をこれまでしてきている、この後ろ姿に職員が本当について、いわゆる全体の奉仕者である規範をこの執行者のもとにやってきたのかと、ここが厳しく問われるものだというふうに思います。

私は、こうした観点から、もちろん先ほど一番最初に申しましたように、やったことに対する、あるいはそういうことがまた想定される、そういうことに対する倫理保持に対する条例はしっかり歓迎する、これは懲戒委員会に対しても民間の委員を入れる、こういう決意も聞きました。こういう点を歓迎すると同時に、さらにその上に立ってこうしたことを起こさない、本来全体の奉仕者というのは日本国憲法や地方公務員法で定められていますが、入ったからそのままそういう認識が育つ、仕事ができる職員になるわけではありません。その点でこの項目に掲げたような、これは一部でありますが、職員の人事育成、人材育成等研修を

制度化すべきだという、まずその一般論を提案するわけですが、町長、これに対してどのようにこうした点、考えられるか。町民が求める職員像や時代が求める職員像、これを育成していく体系立った計画をつくるべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このたびの相次ぐ不祥事ということで、いわゆる人材育成という観点からのご質問であります。

近年の急速な社会情勢の変化から、いわゆる求められる公務員像にも大きな変化があると思います。急速な国際化あるいは高度情報化、少子高齢化などの進展、それから国から地方への分権改革、行政指導から民間指導へと、行政指導から説明責任へなどを受け、これからの時代に求められる公務員像は、１つとして、時代の変化に対応し得る豊かで幅広い知識、経験と確かな能力、そして２つ目は、効率的、機動的業務遂行能力、そして３つ目が、精緻化、複雑化する行政分野に対応した深い専門知識、経験、そして４つ目が、町民の目線に立った説明能力と使命感、そして５つ目が、税の負託にこたえる信頼を得るための高い職業倫理などであると認識をしておるところであります。

このような求められる職員を育成するために、地方公務員法第39条において、１、職員にはこの勤務能率の発揮及び増進のために研修を受ける機会が与えられなければならないとされています。そして２つ目には、その研修は任命権者が行うということになっております。それから３つ目が、地方公共団体は研修指針、方針を定めるとの規定がなされておるところであります。

そこで本町におきましては、当該規定に基づいて静岡県の町村会、静岡県自治研修所及び郡町長会が開催をしております研修等に職員を派遣しております。また町独自にも講師を招聘するとともに、平成20年３月定例会におきましては、自己啓発等休業に関する条例を議決していただくなどして職員の資質向上に努めてまいりました。

具体的には、新規採用職員研修、地方自治法・地方公務員法等の基本研修、中堅職員研修、ワークショップ、プレゼンテーション等の専門研修、新任監督者研修、新任管理職研修、危機管理研修等に年間15人から20人程度を派遣しております。そして全職員対象には、情報セキュリティー研修、法制執務基本研修等を開催しておるところであります。また、各課・局・室及び事業所におきましては、個別の実務研修に職員を年間延べ300人前後派遣して、

資質、事務能力の向上に努めてまいりました。

しかし、本年に入り１カ月の間に職員２人が逮捕され、前述しました税の負託にこたえる信頼を得るための高い職業倫理は一瞬にして崩壊をし、先人が幾多の困難を解決し、築いた信頼を回復するためには、多くの時間と労力を必要とするものと認識をしておるところであります。

このような非常事態に対応するために、今定例会に追加上程させていただきます南伊豆町職員等の倫理保持等に関する条例を議決していただき、当該条例に基づき綱紀粛正、規律保持につきまして職員教育を徹底していく所存であります。この中には、議員ご提案のとおり、今までの研修内容を見直し、さらなる職員の意識、能力を形成するための研修計画の策定、体系立った職員育成計画等を組み込んでまいる所存であります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　私ほとんどの職員の皆さんはいろんな経過、もちろん経過もあって役場へ入って、試験受けて入っているわけですが、中にはその後の経過をやっぱり正直に言う方もいるということで、町の中でもいろんなうわさが出るんですけれども、大方の職員は入ってまじめに仕事をしているんですね。こういうことがあって一番困るのは萎縮して仕事が発揮できないと、これは別の問題で、一番初めに言ったように町民は塗炭の苦しみをこの中でしていると、生活しているということで、そこを生活向上のために尽力をすると、そのためにも研修計画の見直しをして、そして一念発起をして南伊豆町を本当に住民を生き生きとしていくために仕事をするということですね。

細かいことは言いますが、いろいろ体系立ったのも見直して、静岡県の町村会等と若干の制度を使って人材派遣とか講師派遣とかやっているでしょうけれども、もっと自治大学校や全国市町村国際文化研修所あるいは市町村職員中央研修所、そういうところで研さんをしながら専門知識も含めて、やはり一定の段階で、これはそちらのほうが詳しいですけれども、一定の段階でレポートも出させてやっていくと、計画立った体系をつくると。これには私も平成16年行財政改革特別委員会をつくったときにも長野市の人材育成の計画や、当時ニセコ町、たくさんいろいろありますけれども、こういうところでの職員研修の資料を見ました。きちんと規定をつくったりしている、そういうことを改めて確認したいと思いますが、総務課長、いかがでしょうか。皆さん元気に仕事をやらないといけないと思うんですよ。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　ありがとうございます。

先ほど町長が答弁申し上げましたけれども、研修自体、年間延べ300人という部分があります。それ全体研修という部分が含まれて多い人数になっているかと思います。実際、今職員が非常に激減している中で、非常に事務の仕事が多いというんで、なかなか研修も行きづらい部分が非常にございます。しかし初任者研修から先ほど申し上げました体系立った研修という部分は仕事上の部分の研修はしてございます。

そのほか、ちょっと先ほどご紹介もなかったわけですけれども、職員全体で時間外で交通安全職員大会あるいはメンタルヘルスの研修等々を時間外で、これは臨時職員を含めてやっております実情がございます。

議員のご提案のとおり、今後そういった部分の研修内容を再度見直して職員の意識、能力を形成するための研修計画をぜひとも作成して前向きに取り組んでいきたいなというふうに思ってございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今町政に係っている問題は政治解決の問題も多いわけですが、いわゆる実務の中でも町民の願いにこたえることはたくさんあると思うんで、そうした問題に専念できる町職員の人材を、あるいは能力を形成していっていただきたいと。

次に、医療の充実と共立湊病院の方向についてであります。

12月の議会では、その前11月21日に出された答申、改革推進委員会の答申について中身を聞きましたが、この答申について病院組合議会ではどう答申を具体化する方向を決めたのか。まず、指定管理者の選定の仕方、そして建設のあり方、これは予算の規模、そしてその根拠をも含めて概略でいいですけれども、組合議会で決めた具体化の中身について報告していただけますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

病院組合では、諮問機関として設置されましたいわゆる第三者機関から示されました共立湊病院改革推進に関する答申書、これに基づいて新病院の指定管理者を公募により選定することを決定したところであります。本年４月には新病院指定管理者選定委員会が設置をされ

て、そして指定管理者の指定条件などを公表して、公開によるヒアリング形式によって新たな指定管理者を選定していただくことになると思います。同選定委員会委員には、利害関係のない外部専門家を招聘するべく人選中であります。

医療は生活の基盤として不可欠な社会資本でありまして、とりわけ過疎地における地域医療の確保というのは至上命題であるわけであります。このため、新病院の指定管理者には地域住民の求める公的医療機関としての役割を長期的かつ安定的に継続していただかなければなりません。その意味で、同委員会には答申の趣旨に基づく適切な指定管理者の選定が行われるものと私は確信をしておるところであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　町長、建設の規模、そしてあり方のこと、簡単でいいです。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　新病院建設のあり方でありますが、これにつきましては、先ほどの答申に基づきまして平成23年３月を目標に、これも先ほど申し上げましたとおり新病院の建設に向けて取り組むことを決定をしております。このため建設予定地の確保を最重要課題として位置づけまして、土地所有者である静岡県との協議を進めているところであります。また、病院建設の財源としては、組合構成市町からの新たな負担を求めないことを原則として、起債償還の原資として指定管理者からの減価償却費の全額負担が絶対条件であるというふうになっております。あわせて、起債額の上限を年間医療収益の枠内として構成市町の財政健全化法に伴う制約などにも対応しなければなりません。このために無駄を省いた医療施設に特化し、経費抑制、工期短縮を可能にする設計施工プロポーザル方式によって新病院建設を目指すことといたしました。

○１１番（横嶋隆二君）　それと予算規模。

○町長（鈴木史鶴哉君）　予算規模は先ほど総額で約25億です、全体予算。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、改革推進委員会の答申の具体化で指定管理者の選定の方法、そ

して建設のあり方について答弁をしてもらいましたが、こうしたことを通じてつくろうとしている病院は、町長はどのようなものを考えておられるのか、それは今住民が求めているのは、病院つくるのはいいけれども中身がどうなのかと、この点も非常に大きな疑問が、不安があります。今ちょっとの病気をすると天城を越えて行かなければならない、あるいは東京に出て行く、そういう点で今場所の問題とか話もありましたが、中身はどのように考えているのか、病院の質です、その点を簡単に答えてもらえますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

病院の中身ということですけれども、いわゆる指定管理者制度に基づく指定管理を予定しております。そこでやはり問題になるのは、医療技術はもちろんですけれども、私は信頼の置ける医師、信頼される医師でまずなければならないということは言われると思います。まずそれが絶対条件であると思います。そういったことを、医療技術はこれはもちろんですけれども、やはりこれは選定委員会が立ち上がって時点で、私もまたそういうことを述べる機会があると思いますけれども、それは選定委員の方たちももちろん頭に入れながら指定管理者を選定されると思いますけれども、そういうことを思いながら、今後は進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　今、病院の中身について技術はもとより信頼関係という言葉をいただきました。これは図らずも町長は共立湊病院組合の管理者であります。私も組合議会に出ていますが、町民の皆さん、この概要がやっぱり知っていただかなければならないということで、概念上の質問をしているわけですが、組合議会はやはり病院を受け継いでもらう、指定管理に公募する医者の集団、いろんなことがあっても受ける、そのことも含めて１月22、23と福島県田村郡の三春町立病院と、23日に常陸大宮の済生会病院を視察してまいりました。そこで得た報告は、病院組合のホームページに全部載っておりますが、この中で報告書ではまず行って、全体の議員が異口同音に口にしたことは、病院の問題は指定管理者との信頼関係がやっぱり一番なんだねということを、下田の駅に電車がホームに滑り込んでいる、その最後までそれまで議論を異にしていた議員が、私にその言葉を言ってくれたことは忘れられ

ません。

医療の問題は私たちも素人で、いわゆる道理を尽くして引かれてしまったら、町民に責任の取り返しがつかない。しかし、道理ある主張と過疎地域であっても国民で同じ命の重みだと。そのことをどうやってこの新病院の建設と指定管理者との間で理解をしていただけるか。はっきり言って、建設検討委員会の中で現在やっている地域医療振興協会の理事長からおどかしともとれる、こういうことを直接言われた私としては、この視察がいかに中身の濃い視察であったのか、これは視察研修のまとめの中に、規模や知名度でなく医療に対するしっかりとした理念、信念を持つ医師集団を指定管理者に選任することが大切だと。視察先は明確な理念、ビジョンがあったからこそ厳しい医療環境の中でも指定管理者、医師を確保できたというふうに前段で述べています。

福島の三春町立病院を受けた星総合病院の理事長の話を聞いてまとめられた報告書は、共立湊病院では考えられない志の高い取り組みが幾つも行われている。規模の大小、名前や過去の実績、豪華な機器の所有など見せかけの姿勢で選定するのではなく、地域という視点を持っているしっかりとした医療理念を持ち、真のパートナーとして地域と医療を守っていける医師、医療集団を選定することが大事であると。

さらに、次の日の常陸大宮済生会病院の伊東院長は、自治医科大学の名誉教授であり、前自治医科大学卒業指導委員長をされていた方ですが、自治医科大学の初代学長の言葉を引いて、初代学長は僻地だから適当な医療でよいという考えは間違っている。大学と同じレベルの医療を提供しなければならないと。この教えを守って、関東平野の中でも全国的に人口当たり医師数が一番少ない茨城県と栃木県の県境にある西北部地域に、済生会が開いた病院の院長として奉職をしている。こうした本当に医療がないところに真摯に医療を提供すると、こうした志を視察で目の当たりにして、私たちが新しい病院をこの伊豆半島の先端に考える際に、もちろん医療技術も半島を越えなくて済む、こうしたことを求めるし、一層信頼関係が築ける医師集団。

ゆうべ、「ガイアの夜明け」という番組を偶然見ましたが、ここでも閉鎖された銚子病院の医師を頼って１時間半もかけてバスで通うお年寄りの姿が見えましたが、患者に寄り添う医師の真摯な姿に心を打たれない者はいません。場所とか医療機器とかではない本当に人間としての信頼関係が医療、これを地域を守っていく、このことを深く自覚をして選定に当たっていただきたいというふうに思います。そういう点では、指定管理者の選定の問題、ここまでよくぞさまざまな紆余曲折がありながらも、鈴木町長とは私、建設検討委員会で出て、

もうすんでのところで中身がない移転話になりそうだったのが持ちこたえてきたと思うわけですが、まだ道半ばであって、これを成就して本当にこの地の人が報われる医療環境をつくる、そのために尽力を尽くす決意を改めて述べていただきたいですが、いかがですかね。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私は管理者になって病院へ何度か行っておりますけれども、院長も忙しい小田院長の身ですから、会うたびごとにこの地域の皆さんから信頼される病院であってほしいということも一番先に言ってきました。そしてまずそのことをやってもらいたいと、徹底してもらいたいということを言ってきました。そしてほかの病院の施設であるとか、細かいことについては事務局に命じてということできましたけれども、いつも言ってきたのは、地域住民から愛される信頼される病院であってほしいということは言ってきましたので、その姿勢で今後も選定委員会を設置した時点で私は考えとして述べていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　答申具体化に当たって、先ほどの前議員の質問でもちょっと出ましたが、計画に対して県が提案してきた中身、これはどんな内容であったのか、答申が出て全員協議会を開いたのは12月13日、16日に静岡県に行かれて企画部長にお会いしましたね。概略を伝えてもらいたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この県へのお願いについては、企画部長段階で２回ですか、正式には２回になりますけれども、行っております。そこで土地の問題が主ですけれども、南高跡地ということで話をし、病院のいわゆる県から示された案等も資料をいただき、お願いをしてきました。そんな中で県のほうとしては、これも先ほど申し上げましたように、県有地のいわゆる有償ということで、この県有地もそうですけれども、下田南高跡地についても考えていくということで、企画部も相当関連課と、この無償提供についてはいろいろ努力をしたという話もしていただきました。という中で、やはり無償は非常に厳しい、難しいという話で、これはつい先日私と副管理者の下田市長とそれから河津の町長、それから事務局と、ほ

かの首長はたまたま議会等で、どうしても都合つかないということで５名ですけれども行ってきました。そこで言われたのが、やはりそういう土地についてはお話であります。

それを持ち帰りまして今後は有償についてを、これも視野に入れながら病院議会等でまた協議をしていただけるようになると思いますけれども、これとあとは財政支援です。これについてももちろんあわせて詰めていかなければならない。何にしても期限が迫っておりますので、これを早急に問題を解決して、そして次へとステップしていかなければならないということでありますので、我々としては日程に沿って計画に沿って、この病院問題を鋭意取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　この問題に関して、病院の計画は、先ほど町長が答弁をされた建設の規模が25億円、減価償却は全額負担、自治体の負担は求めない。そして指定管理者は公募をすると、こういう中身で議会でも組合議会でも確認をされているものであります。

それで、12月16日に県の企画部総合計画室が出した資料が、150床で総事業費がＡＢＣランクで最高Ａで55億、150床ですよ。それでＣランクで43億、医療機器は14億5,000万円、こういう計画。そして何か現指定管理を受けているところがお金を若干出すとか、そういうことが示されました。

私はその時点では、これは県のただ単なる構想かというふうに思っていました。ところが非常にこれは自治権との絡みで重大なんで公表して、病院組合のホームページにも出ていますから公表しますが、組合議会でそれを決めたのは２月26日です。それで特別委員会もやっている最中に、２月５日午後１時半に共立湊病院組合議長と議会特別委員長が松永憲明賀茂支援局長に呼ばれて面会をしております。共立湊病院組合のホームページにこれが全文が出ております。この中で13ページに、伊藤議長が、大変申しわけないが松永局長の言葉が脅迫じみて聞こえると。どういう話がここであったのか。冒頭から山村企画部長も心配をしている。ひとり相撲をとっていないようにということで組合議会が――括弧ですけれども、一つ聞きたいのは、湊病院に対するわだかまりというものが１市５町の議会にあるのかと。これに対して議長は、それはありますという流れがある。

これは組合議会、一部事務組合ですが、自主的に決めてきた方向に対して明らかに横やりを入れて、今指定管理をしているところが何で入ったらだめなのかということ。ところがこ

れが前提をすると。それで、公募をしても出てこなかったらどうするのかと、これが４ページに書かれている。それで、では我々が苦労して賀茂の多くの議員も出た改革推進委員会に対して、この答申は読んでいるのかといえば、これは読んでいないと。そういうことがそういう中身で、しかも地域医療振興協会が病院として内部留保を10億近くためている、こういう実態も知らない。こういう中身をなしで、いわゆる地域医療振興協会ありき、しかも自治体負担のある報告書、これは地域自治組織の財政分担の話が出ていましたが、合併協議会に出ている資料でも病院の費用負担が出ています。こういう状態であります。

私は、自治権に対する侵害であるし、こうした県のこれは支援ではなくて、まさに組合議長が言ったおどかしです。非常に残念であって、昨日のテレビの問題や公立病院のあり方、病院の運営の問題に対してもっと事実と道理に基づいて教訓を酌んで、本当に過疎地域の――過疎地域だけではないんですね――公立病院のあり方も含めて検討していただきたい。こうした動きは言語道断であって、何のための支援局だということを厳しく指摘せざるを得ないし、こうした姿勢は改めていただきたいというふうに思います。

それでは次に、市町村合併の失敗からくみ取るべき教訓ということであります。

いきなり市町村合併の失敗からということですが、これは前の議員の質問で出ましたが、１月31日宇都宮市役所で総務大臣が市町村合併の問題について、風土によって文化が違う、行政が効率化した部分はあるが、これ以上の市町村合併はどうかというのはある。こういうふうに述べました。これはネットに載っている、今でも載っているニュースですが、総務省は市町村合併の打ち切りを検討しているが、総務大臣、総務省がこうした意向を明らかにしたのは初めてである、毎日新聞。

これより少し前、首相の諮問機関の地方制度調査会でこんな報道もあったとして、第29次地方制度調査会専門小委員会は30日の審議で、平成の大合併を進める合併特例新法が期限切れとなる2010年３月末で、国による市町村合併推進を終えるべきだとの認識で大筋一致したと。１月30日の時事通信。鳩山総務大臣、総務省、内閣府、地方制度調査会がそろって平成の市町村合併を見直そうとしているという報道が、これはもう回っているんですね。それで、このニュースでは、失策を認めたからには将来あるべき地方自治の姿を明確にし、そのために必要な地方分権、国の機関の改革を早急に直ちに着手するべきであるという署名論文が載っております。

まずこの点で、町長先ほども質問で出ましたが、国のこうした中身について、政府の対応についてどのようにそれ自身思われますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今横嶋議員の言われたいわゆる総務大臣発言ですけれども、これは私も新聞を見ました。今我々が合併協議会を進めている立場ですけれども、乗っているはしごを揺す振られたかなという感がしないでもありません。そして一連の今言われたような新聞報道、総務省の考え方等々も確かに報じられております。しかし、我々はやはり将来を考えながらこの合併には取り組んでおりますので、私の考えは変わりません。

そこで、このいわゆる合併から来る、失敗からという表現をされておりますけれども、今全国の市町村数は3,232から、この平成の合併を経て来年２月１日現在で1,772というふうに見込まれておるそうであります。そして、県内においては現在南伊豆地区１市３町と湖西市、新居町及び富士市、芝川町が平成22年３月末の合併新法期限までの合併を目指し協議を行っている状況であります。

このような状況の中で、去る１月31日の今言われた総務大臣の麻生内閣の国民対話集会の中での発言であります。そして、政府はもうこれ以上の市町村合併を主張しないという発言でありました。また、打ちどめ宣言ともとれる発言でもあるわけであります。小規模自治体の連帯感あるいは郷土意識が損なわれることを心配しながらも、医療、介護、福祉の充実や次の世代のことを考えての市町村合併を進めてきた自治体や、全国各地で国・県の指導によって市町村合併に取り組んでいる自治体及び住民にとって余りに配慮を欠いた発言と言わざるを得ないと思っております。

また、政府の政策転換が行われていることは地方の実情等に配慮しない身勝手な政策転換であり、地方のこういった小さい自治体には国に振り回されているという表現がいいか悪いか、そういう感がしないでもありません。ですから我々は、こういった発言はあったにしても、余りこういったことに振り回されないように、ほかのこともそうですけれども、発言があったりそういう発表がされたりすることがあります。しかし我々はやはり基本的な考えを持ちながら、信念を持ちながら政策を進めなければ、その時々で我々も政策で考えがかわっちゃ、これはやっぱり町民の不安をあおるだけでございます。ですから、私はこの合併に限らず、この際こういったことを考えとして述べさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　確かに国を信じてやってきて、はしごを外されるというのはそのとおりだと思います。ただ私は今町長が答えたその合併の協議会を進めているという点で、前執行部のときとの状態の違いは、はっきりさせておきたいと思うのは、南伊豆町議会が昨年２月と５月に法定協を設置、これはあくまで法定協がイコール合併が決まったということではない。その協議をしてきたことの是非はしっかりと議会で決める、配置分合の議決をしていくと、こういうことであって、あくまでもこれは協議の場であります。この点で今の答弁、国によって振り回されているという言葉を言われましたが、前執行部の時代はどういうことをやったかというと、いわゆるもう平成18年、19年には莫大な赤字でこの町は岩田、稲葉執行体制のときはべらぼうな財政見通しをつくって町はつぶれると、町民に不安をあおって国の三位一体と相まって、とんでもない、はっきり言ってうその財政見通しで住民を合併に追い込んでいったと。これが16年の住民投票で使った言葉が、合併の協議会を設置するのは合併の是非を決める投票ではなくて、あくまで合併がいいか悪いか協議をする場だと、あの当時広報で繰り返し述べていたのを、記憶を思い出します。

こういう点では、鈴木町長の町政は平成19年10月に、10年先までやっていけるという財政見通しを出しました。2007年10月12日ですね。その議論もここでしましたが、そうした点で、いわゆる自主的に考えて本当にこうしたことが合併の中身、方向が住民の生活を幸福に導くのかどうかということは、しっかりと私たちは議論をする者として見据えていかなければならないと。

その点で、３月４日の法定協議会を傍聴していて、１つおもしろい発見をしました。下田市の委員が、合併の問題で提案された各市町の負担金補助制度について、下田市は何でも教育関係事業の中で通学費補助金が義務教育の中学生は半額補助で、半分は保護者の負担だと。それで、ここに出ていますが、通学費補助金をすべて出して今もってやっている南伊豆町が一番充実しているわけです。その委員は、下田市の学校の統合委員にもなっているみたいですけれども、これだけ差があったんでは義務教育の中で下田市からもクレームが出るんではないかと、あるいは下田市も満額にしてほしいと、そうした場合を予測して、下田の市長はこの通学補助制度を満額にすべきだと、そして提案すべきだと最後の日にそういうことを言っていたんですが、あくまでこれは現在の制度の提案であって、その比較が出たわけであります。

こういうことを言い出すと、河津町と松崎町には公立の保育園がございません。同じ市に

なって平等、不平等といえば、だったら松崎、河津の住民が南伊豆、下田と同じように地域に密着した保育所をつくってほしいと平等間は即座にできなくても、いずれはそうすべきである。それができるのかと、そういう問題にもなります。大いに合併を進めてきて議論を展開してきても、劣悪な下田市の教育関係事業費が出てくるとか、あるいは各地の差が出てくる。私たちはこうした議員としてこれをどう見るのか。

一方で、２月26日に合併した伊豆市の財政一般会計の地方交付税の見通しが出ました。一般会計10年後は26億円減、合併推進をするに当たって県や国もそうですけれども、説明資料に使ってきたのは、合併する前の町の交付税の合算をあたかも保証するかのようなことを言ってきましたが、実際には合併して２年後から合算額は伊豆市でも減っております。そういう表を私もかつてつくりましたが、これがいわゆる合併特例措置の措置、伊豆市は旧法だもので10年間保証されるといっても、漸減しながら10年後には26億円減ると。私たちの自治体の１市３町の合併問題も合算の交付税は保証されませんし、ましてや職員の合算数は現時点で合併した場合に、これは特別職、首長や議会を除いて583名です。人口が合わせて７万人の自治体で200名以上多い数字であります。まず20人ずつ退職と補充を差し引き20人減らしたとしても10年以上かかる。あり得ないことなんですけれども、こうした場合に言われる町民の福祉やあるいは少子高齢化に対応した施策、これが保証される見通しは全くといっていいほどありません。

だからこそ、全国の周辺の市町が合併してとんでもない、そういう声を全国町村会を通じて上げているからこそ総務大臣の発言になる、あるいは地方制度調査会の方向になる。朝日新聞で読んだ地方制度調査会で１万人以下の自治体をなくせと言った西尾勝氏は、こうした発言を議員に促されてやったと、こういうことを目にしております。

町長、改めて私は、しゃにむにうそのデータまで出して合併にするとか、そういう姿勢ではない、そこは確認しておりますし、もちろん協議をした、あるいはしていく結果として私たちはしっかりと審議をしていかなければいけませんが、改めてこうした今の制度の違い、それに起こるいろいろな観点について、ちょっと思いがあったら。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

合併に係るいわゆる検証がなされて、そして全国の町村会からあのような冊子も出されました。というのは、やはり振り返ってみますと、旧法での合併が終わり新法の合併に移って、

そして合併したところ、しないところが全国で市町があるわけです。そしてそこで、合併をした場合に、ではすぐメリットが出るかというと、なかなかそれは実際問題目に見えてこないと思います。ところが、デメリットというのはもう次の日から出てくると思います。ですから、検証されるというのはそういった事例が往々にして、これ全部とは言いませんけれども、あの冊子となってまとめられているというふうに私は解釈しております。ですけれども、我々はやはり検証は検証、謙虚に受けとめ私も読みました。

そこで静岡の例も先般、午前中の質問にもありましたけれども、またただいま下田の例、要は合併は言われているサービスは高く負担は低くというのが前提であると思うんです。しかし、これはなかなか全部が全部そうはいかない。やはりいろんな利便性であるとか、ほかのいろんな観点から検討した中で、高くてもそちらをとらなければならない場合もあるし、負担してもらわなきゃならないのもあるし、低くても逆の場合もあるということになると思いますので、そういったことを我々はよく検討しながら、今まで我々の首長主催による首長会議や庁内会議でもいろいろ相談し合併については取り組んできておるところであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　取り組むと同時に私たちはしっかりと中身を見て審議をしていくという立場を貫いていきたいと思いますが、昨年10月13日の日経新聞、寂れか自立の確保かということで、大合併の口火を切ったのは1999年、これは10年前です。４町が統合して誕生した兵庫県篠山、昨年８月の記事も紹介しましたが、これは朝日で篠山市初代市長は政府の合併推進ＰＲ役となり、これは総務省も全国に視察をさせたんです。サービスが高い町に、負担は安い町に合わせる、合併特例債を使ってインフラを整備すると語ったと。しかし、今や1,000億円超の借金を抱え再生を急ぐ。雪だるまでどうしようもないんですね。同市長は病魔に冒され、昨年２期目の任期満了前に退任したと、こういう記事があります。

先ほど総務大臣の話をしましたが、実は先ほど研修の問題でいろいろ行ったらどうかという市町村アカデミー、ここで望月達史総務省大臣官房審議官財政制度財務担当の講演が２月16日14時から15時半までありました。彼は何と言ったか。今あめを出して合併をする時代ではない、終わったと。今はまちづくりに専念すべき時代だと。それで先ほども言いましたが、これは内閣府から総務省から国交省から全部やっているんですが、内閣府に地域活性化統合本部というのができております。全部制度もつくって地方の元気再生事業、これを本格的に

21年度からやると。なぜか。合併し過ぎてもう足腰も立たないほど日本が疲弊しちゃっているんですよ。これは政府ががたがたになっている原因でもある、要因でもある。

望月達史さんはどういう経歴かというと、2004年には総務省自治行政局の合併推進課長でありました。現場に出て合併を推進して2004年はがんがん旗を振って合併をしろとやっていたんです。その人が、もう今は地域づくりだと。だまされたほうはいいかげんにしろと。私たちはまだそのまないたについている時代である。

そこで最後ですが、これはもう絶対許せないというか、３月４日の法定協議会、ここで議長が５月22日に、まだ配置分合が議会でやるのは６月ですか、その前に合併調印式を下田の文化会館で県知事まで呼んで舞台の中でやると、住民を呼んで。一体それはおかしいではないかという話をしたら、下田市長はしどろもどろになって、いやそれは法定協で決めてきた書類の確認だと。だったら何も事務所の裏でやればいいことではないかと。あたかもそれは住民を合併にごまかす場ではないか、合併がありきでなくて。これに対して静岡県の委員が、県議会やあるいは県の構想でも決まっていることだということを言ったところ、議長が、ではこれは合併の強制ではないかと、これに対して県の委員は一言も反論できませんでした。

これは、大体静岡県の委員２人がいること自体が自主的でない合併、しかもこういういわゆるこそくな手段で住民に錯覚をおわせる。これが県の立場でもやられる。９月８日に地域自治組織の提案をしてきたのもそうだということであります。とんでもないことではないでしょうか。言いにくいと思いますが、町長、県の対応については思うところはありますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの調印式に係る日程的なことが示されたのは、私もその少し前でありますので、これはただ私としては日程として受けとめております。その程度です。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

〔１１番　横嶋隆二君登壇〕

○１１番（横嶋隆二君）　質問を終わりますが、町長は観光交流館で町民のお年寄りが非常に喜んでいる。私も希望が見えると、この不況のときに自分がつくったもので収入を得られると。前執行部であそこを買った人は反対をしました。まさに、こうした冊子をつくって計画をつくっても、いわゆる本当に町民の思いがどこにあるかということはわからなかった。まさにこの半島先端のまちづくりの問題は、一人一人足元に目をつけて、発展方向が自分の足元にある。

静岡県のラスパイレスを見たところ、104.8％で全国都道府県で一番高いんです。南伊豆町の職員のラスパイレスは89で低いです、全国でも低いほう。その職員に対して町民はもっと辛酸をなめた生活をしているんです。静岡県の職員から私たちの町がどうするか、苦しみは絶対わからないと思います。苦しみがわかるのはここに住んで代々継いできた私たちであって、そこの住民の生活を今後続けて守っていけるかどうか、大きな節目であって、今ある教訓を失敗の教訓を本当にかみしめながら、今後の運営に取り組んでいただくことを強く要望して、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君の質問を終わります。

ここで３時10分まで休憩といたします。

休憩　午後　３時０２分

再開　午後　３時１０分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 梅 本 和 熙 君

○議長（渡邉嘉郎君）　７番議員、梅本和熙君の質問を許可いたします。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　通告により一般質問をいたします。

先ほどからも質問されている議員の方たちが非常に重複された質問になると思いますけれども、よろしくお願いいたします。

初めに、職員の綱紀問題についてお尋ねします。

町民の間でいろいろとうわさされ、私にもいろいろと町民の方から意見が寄せられています。町長もいろいろと町民の方々から意見を聞いていると思いますが、そこでお尋ねしますが、一般職職員懲戒審査委員会、これは町長の諮問により開かれると思いますが、本年１月の職員暴行事件の諮問内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

まず、この懲戒委員会でありますが、職員の懲戒処分をする場合には地方公務員法第29条に条件等が規定をされております。そしてそこで具体的な手続及び効果は条例で定めなければならないと規定をされておるところであります。この規定を受けまして本町では南伊豆町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例を規定して、懲戒処分は戒告、減給、停職、または懲戒処分としての免職処分としております。そして懲戒処分を公正に行うために、南伊豆町一般職員懲戒審査委員会規則を定めまして、任命権者からの、私からの諮問に対する当該委員会からの答申を受け処分を決定しておるところであります。個別の事案に対する処分基準は人事委員がされます懲戒処分の指針を基準に決定をいたしますが、当該指針に規定されていますように、個別の事案内容によっては基準より重くする場合、または軽いものにする場合のいわゆる裁量が留保されております。

本年に入りまして、１月の１カ月の間に職員２人が逮捕されるという緊急事態が発生をしたわけであります。さきの職員につきましては従前の懲戒審査委員会における答申を受け処分を決定しましたが、さきの議会全員協議会での提言、それから町民の皆様に与えました多大な影響を考慮しまして、懲戒処分のより一層の客観性、相当性及び平等性等の確保に資するため、懲戒審査委員会規則を改正して２月26日に公布をしたところであります。そこで改正の主な内容としては、委員の構成を従前の副町長、教育長、総務課長及び企画調整課長に外部から学識経験者２人を加えました。そして一般職員の懲戒審査委員会に学識経験者等を加える規定は県下ではほとんど見受けられないと確認をしておるところであります。

今後、当該委員会は開催されるようでは職員の信頼回復は図れませんが、より客観性を確保できる委員構成であると認識をしておるところであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　諮問内容というのはこの懲戒内容をどうするかということだったんでしょうけれども、町長はその委員会に出席するあれがありますけれども、委員会に出席したのかということと、またこの１月の暴行事件、これ既に処分が出ています、停職１カ月の処分という。これに対する軽重について住民の間で非常に軽いではないかという意見が多い。

先ほどの質問者の中からもそういう意見が出ていますけれども、それに対して町長はどのように考えられているか、ちょっとお聞かせください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この懲戒委員会には私はメンバーに入っておりませんので、諮問する側ですから出席しておりません。

そこで、このいわゆる懲戒委員会から答申が出された結果につきまして、今言われた重いか軽いかということですけれども、これの経緯につきましては、後ほど懲戒委員会の委員長であります副町長から説明を可能な限りさせますけれども、私としてはそれなりのことを副町長ともあるいは人事担当総務課長とも、これに入る前にいろいろ話し合いは持っておりますので、ですから私の考えがそういった中でも反映されて懲戒委員会の中でいろいろ話し合いがなされたというふうに私は思っておりますので、それについては副町長から説明させます。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　それはいいです、町長。

いわゆる町長は、この処分が全員協議会でも副町長が説明しているように、先例に基づくというか、前例とかそういうものに基づいてやっているから、大体この基準だろうということで決められた。それでこのことに関して町長自体の前例とかそういうことについてはこれはこれでいいんでしょう、こうせざるを得ないという考えかと思いますけれども、町長自体として気持ちとしてこれが本当に十分町民を納得させるだけの処分だったのかどうか。それに対する町長の気持ち、言えないよね。

わかりました。

そして、先ほど町長は審査委員会の委員を変えるというか、ということを言いましたね。そうすると２月の暴行事件と言いますけれども、この２月の暴行事件の処分も同様な処分になるのか。もしならなかった場合に、まず２月の暴行事件はその新しい委員によって審議されるのか、このこと。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　先のほうはそういったことで懲戒委員会で決定されましたけれども、

後の事例については新しいメンバーの委員会で検討していただくというものでありますので、それは今日程を組んで、そういう予定でおります。ですから、外部の２人が入って６名です。そう予定になっております。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　仮定の話になるわけですけれども、その新しい委員が入ることによって、例えば１月の職員の事件の停職１カ月という処分より重い処分になるか軽い処分になるか、これは仮定だからわからないわけですけれども、そういうものが出たときに、町長、この事件の質とかそういうことを考えたときに、本当に同じでいいのかどうかというのも一つあるわけですけれども、僕としてはそれほど差がないんではないかと、事件の質的に。そうなったときに、例えば処分がこうなったときに、果たしてこれが公平なことなのかという問題が起こってくると思うんですけれども、その辺は町長どう考えていますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

ですから、先ほどから申し上げますように、例えばほかの市町の言い方は悪いんですけれども、類似したような事案に対する扱いどうだったとか、それも担当課のほうで調べてやってきております。そして今度６名になっても、今の４人のメンバーはこれは入るわけですから、今のさきの事例についてはどうだった、では今度はどうだということが、そこで意見として出せますので、余りバランスの欠いたような結果というのは私は、これはわかりませんけれども、これを同じレベルで比較して軽いか重いかの判断をするというのは、非常に難しいし、各事案によっても違いますから難しいと思いますけれども、やはり私はそこはそれぞれの６名の委員さんが慎重に審議していただいて、その結果を私は答申として受けとめたいという思いでおります。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　処分の軽重については、これはいろいろ考え方があるからよいとしても、ただ問題は、町長、数年前に職員によるオートバイの飲酒運転問題があったと聞きますけれども、このときにどのような処分をされたのか。これは全員協議会でもある議員から発言がありましたけれども、これについてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　数年前のことですけれども、あえて質問ということですのでお答えします。減給６カ月です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　減給６カ月ということは、これはやっぱり審査委員会にかけて減給６カ月ということですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　もちろんそうです。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　その減給６カ月というのと停職１カ月の処分というのは、どちらがちょっと不認識で申しわけないんですけれども、どちらが重たいんですか、処分として。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今の減給と停職の関係ですけれども、これははっきりとこうだということではありませんけれども、おおむね減給６カ月と停職１カ月が同等ということであります。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　また、話は変わるんですけれども、これはうわさで聞いている話ですけれども、ある職員は強制的に退職させたというような話がありますけれども、これについては町長は承知していますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　私は強制的に職員を退職させた覚えはありません。それは何をもって言われているのか、それはわかりませんけれども、退職者は実際最近ありましたけれども、それをどういうふうなことで言われているのか、私は掌握していませんけれども、そんなことはしていません。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　これはあってはいけないことで当然だと思います。

それで、ただ問題は飲酒運転の調査に使用する風船調査をその人に強要したというような話を聞いていますけれども、この辺も把握していないんですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　そのことについても私は把握しておりません。ただ今回の一連のいろんな不祥事に伴って、綱紀粛正ということから今度そういったことも、いわゆる公用車の運転管理の面から実施していかなければならないということで今準備しておるところです。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　副町長はこの件、今の風船の件ですけれども、存じていませんか。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今町長が申し上げたとおりでありますけれども、町にそういったものの設定はまだありませんでしたので、今後はやはり役場等ではなくて、一般の事業所では当然行われておることでありますので、今後はそれを購入して実施していこうと、こういうことであります。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　今後それを実施するということはいいんですけれども、規則か何かに決めて。ただ、今回そういうことがあったということを聞いているわけですけれども、その事実はないんですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今申し上げましたとおり、そのような制度、器具の設定がございませんでした。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　器具の設定がないんではなくて、副町長、そういうことをやらせなか

ったかと聞いているんですけれども、風船。これは強制的にやらせたか、任意にその人が吹いたのか知らないんですけれども、そういう事実はなかったのかと聞いているんです。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　やはり我々は組織の中ですので、議員ご承知のように、やはり条例、規則、そういったものにのっとった上でないと公平な、あるいは私どもが施行する正当な業務としては行えませんので、それらの器具等についても正当な設定がございませんので、そういうことはできないことになっております。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　それは、副町長、なかったということですね。

○副町長（小針　弘君）　はい。

○７番（梅本和熙君）　わかりました。

この職員問題、この職員の綱紀問題というのは非常に大事なことで、先ほどからの質問に対して町長のほうで倫理規定でしたか、倫理規定に対する条例みたいなものをつくるということを言っていましたけれども、実際私も綱紀委員会みたいなものをつくって職員が自主的にやはり自分たちで意識改革をしていくということは必要なことだと思いますもので、ぜひそれは進めてください。

そして、町長、その軽重の話にまた戻ってくるわけですけれども、これはちょっと格好よくやらせてもらいたいんだけれども、泣いて馬謖を斬るという言葉がありますけれども、この言葉は町長どのようにとらえていますか。泣いて馬謖を斬る。孔明が部下を斬ったという話です。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　そのことを、何をもって梅本議員が私に質問しているのか、私にはちょっと推察できません。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　これは三国志に出てくるエピソードで、諸葛孔明がリーダーとして集団の規律に対して厳しい態度で、姿勢で示すという、こういうエピソードです。

○町長（鈴木史鶴哉君）　そのことについてはわかるんです。

○７番（梅本和熙君）　だから、そのような形の中で、やはり町長が今後リーダーとしてそういう集団の中での規律というものをピシッと示していかなければいけないと。いいです、町長それで。

それで、最後にこういう言葉もあるんですよ。流水の清濁はその源にありと、こういう言葉があるんです。先ほど、その源は前町政だというような意見もあったりもしたみたいですけれども、これは町長の職員に対する常日ごろの言動とか行動とか指導が、今回の不祥事件を招いたと言っても過言ではないと思うんですよ。そういう意味で、今後町長が職員に対して範を示していってもらいたいと、こういう質問でこれは終わりたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ただいまの梅本議員の質問ですと、私の言動や態度は職員の不祥事を招いたという言い方をされましたけれども、それは何をもってそういうことですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　やはりリーダーがしっかりしないとという話です。だから、前町政という意見もありました、先ほど。前町政であるのか今の町政であるのかは知らない。何しろトップに立つ人の態度によって、この部下に対する部下の規律が乱れるということは事実ではないか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　だから、私は常日ごろ庁議等で、職員には言動を注意しろということを言ってきていました、綱紀粛正を。にもかかわらずこういうことが起きたということは、それぞれの職員の行動にあるというふうに言わざるを得ないと思います。私は自分なりにそれなりに行動をとっているつもりでおります。それは人は言うかもしれませんけれども、そういうことでひとつご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長がそのように言われるのならそれで結構です。ただ、職員一人一人に対する町長の指導というものは非常に大切であるから、その辺。

それで、先ほどからも既に出ていますけれども、「ガイアの夜明け」、これで長さんが出ていましたけれども、その中で長さんは改革はトップのリーダーシップとスピードが非常に重要であると、このように申されております。そういう中で、共立湊病院の問題について質問しますけれども、建設用地の問題ですけれども、先ほども既に出ていますけれども、県ではもう建設用地、南高跡地のことですけれども、これは容認していると。ただ無償ではだめだよと、こういう話が出ているわけですけれども、町長もそのように理解していると今先ほど答弁ありましたよね。

その中で、いろいろ有償の場合予想されることですけれども、賃料が大体年額でいうと2,000万ぐらい、賃貸の場合。そして、買い置きの場合は大体５億何ぼとかというような話を聞いているわけですけれども、これは本当ですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

そのことはまだ交渉段階ですので、ここで、ここは病院議会ではありませんし、まだ病院議会でもこういうやりとりはしていませんので、私はコメントは差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　それはそれで結構です。

聞くところによると大体そういう価格ではないかということは聞いているわけですけれども、あと町長、全員協議会の中で南高跡地と湊の跡地の交換の話をされましたよね。そして、他市町村の首長は大体オーケーしていると。そして、オーケーしていないのはうちのほうの町長だというような話を聞いているわけですけれども、この交換に対してなぜ懸念があるのか、町長自体が。交換することに対する町長の懸念、これを教えてもらいたいんです。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このいわゆる交換という話が出たのは、第１回目の企画部長との話の中で出ました。それはいわゆる我々が無償でという話を当初していましたから、それについて県は先ほど申し上げた、いわゆるほかの土地も含めて有償ということで進めている中の南高跡地もその一つで

あるということで、組合としてこれを無償で、あるいはまたそれにさらに財政支援ということは余りにも虫がいいんではないかという話が出ました。その中で出てきたのが、いわゆる交換という話でした。ですから、それはまだ我々が話し合いの段階で公な正式なあれではないわけです。ですから私、全員協でそういう話があったということは、過程として報告しましたけれども、正式にそれが組合議会でもまだ議論されたというあれはありませんし、交換という話はそのとき出ても、今ほとんど話としては県へ行っても出ません。ですから、有償という先ほど申し上げたことで、そのようになるのかなという、今はむしろそっちです。交換という話はありません。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　例えば有償という話の中で、大体私の聞いている話では５億ぐらいだろうということを聞いているわけですけれども、町長が答えるか答えないかは別にして、大体それくらいの価格が出てくると。これはなぜかというと、南高跡地の評価額が大体７億だと。そして公的機関が利用する場合は、大体７掛けぐらいでいいではないかという話を聞いたわけですけれども、大体５億ちょっとという話で。

そういう中で考えたときに、果たして他市町村、南伊豆町を含めて１市５町でそのお金を用意するということは非常に厳しい部分があるんではないかと。そしてあと、例えば南高跡地を容認されているということの中で、南高跡地に例えば病院ができたときに、どうしても湊の跡地をどうするかという問題が残りますね。この湊の跡地の利用を考えたときに、果たして今の１市５町が例えばあそこに何かをつくろうといったときに、本当に財源的にそういうものが用意できるのか。そういうことを非常に考えたときに、交換で県に持っていってもらったほうがいいんではないかと。

そして、県が今進めているファルマバレー構想がありますよね、富士山麓ファルマバレー構想というのが。そういう構想の中の一環として、これはリハビリ施設とか何か県に建設してもらうという、そういうこれはもう非常にあいまいな話なんですけれども、そういう方向性を探っていったほうがいいんではないかと、このように私は考えるわけですけれども、町長としては答えられないでしょうね。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　答えられないでしょうということで質問されていますから、答えられません。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　よくわかりました。

一応そういう考えもあるということだけ承知しておいてください。

それで町長、またこれも答えられないかもわからないんですけれども、指定管理者を公募して例えば地域医療振興協会以外の団体が指定された場合に、看護師等の医療スタッフ、この身分保障をどのように考えているのか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私はいつも思うんですけれども、ここは病院議会ではありませんので、これやっぱりこの内容はもう病院議会の内容だと思うんですよ、まさに。ですから私はここは管理者として――町長ですけれども――の立場でやっぱりこれを余りこういった細かいことまでここで答弁するというのはいかがかと思うんです。また、それまで実際には入っておりません。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　病院議会ではないから答えられない。これはこれでいいですけれども、一応その問題として例えばそういう医療スタッフのことの身分の問題、これは当然考えていかなければならないことだもので、ぜひ頭の中に入れておいてください。

次の質問に移ります。１市３町の合併問題です。

これもいろいろ質問されてきたわけですけれども、これも仮定の話になるわけですけれども、新年度予算案、この中に合併予算が入っているわけですけれども、合併予算を含めたその予算が否決された場合に、先ほどからこれは議員の質問の中で町長も答えていますけれども、町長自体はどのようにこれを扱うつもりなのか、取り扱うつもりなのか、否決された場合です。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

これは先ほどの一般質問にもありましたが、いわゆる否決された場合ということですけれども、いろいろ問題がありながらも今まで議会の議決を経て、協議会を進めてきております。そして10回が開催をされたということであります。

そこで、この否決されたらということは、まだこれからもちろん協議会を重ねていくということですから、私としてはそういうまだ考えを今しておりません、想定しておりません。私はこの後上程する新年度予算に協議会の負担金を計上してあります。これを皆さんが可決していただくというお願いをすると、可決を、という思いでおりますので、まさにその一言であります。否決ということを前提にした私は考えは持っておりませんので、今そういうことしか言えないと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　否決ということを考えていないということは、合併に対する決意がかたいという考え方でよろしいんですか。

そうですか。

それで、町長、先ほど地域振興費、財政調整基金、自治組織の問題ですね。投資的事業費、普通建設事業費等、その地域事業費の配分等についての質問があって、町長、地域事業費についてはもろ手を挙げて賛成ではないというような発言をされましたけれども、私は当町にとって何か不利益なこと、ちょっとよくわからないんですよ。それで町長、それに対するもろ手を挙げて賛成できない部分、その辺のところを、こちらにとって何か不利益があるのか、それを教えてもらいたい。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　先ほど私はああいう言葉遣いで答弁したのは、いわゆる今までこの地域自治組織、そしてそれぞれの配分額等を検討してきた中で、やはり我が町だけのことではなくて、１市３町のいろんな事情、財政事情だとか、今置かれている状況等を考えながら、担当者レベルでは相当苦労したんですよ。だから我が町だけのことを主張していると、これはまとまらないよということで報告も受けていますし、私もそう思いました。そういう意味でのもろ手ということで、では、何がどうこうだとかいうことではありませんので、それは言葉としてですから。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　わかりました。

そして、町長の合併に対する姿勢も大分聞いているわけですけれども、町長、さらに聞きたいと思います、念には念を押すということで。

２月28日に伊豆新聞で、これは予算編成方針の中でも書いてありましたけれども、市町合併を考慮した予算編成だと、予算編成方針の中にもありますし。３月９日のまた同紙で選挙事務所開きのあいさつで、市町合併に死に物狂いで取り組むとの報道がありましたが、これら一連の発言は、市町村合併に政治生命をかけるとの意思表示として解釈してよいのか。それと松崎町では合併反対派の議員から、みずから辞職し合併の是非、合併公約を掲げて再び立候補するのが一番よいのではないかという一般質問があって、それに対して深沢町長が、それらも当然考えられるというような答弁をされたと書いてありますけれども、町長自体として今度選挙に臨むわけですけれども、この町長選において、町長はやっぱり合併を公約に掲げて臨むと思われますか、その辺でどうでしょうか。そして政治生命をかけて臨まれるということで。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今松崎町の例が新聞に記載されて、私も見ました。よく合併の１市３町の今の協議中ですけれども、これについて関係市町のいろんな報道がなされております。それぞれが松崎町は松崎町としての今までの経緯があると思います。ですから、ああいったいろんな、町民からもいろんなことも寄せられたり、町長の考え方も出されています。そこで私は合併については、先ほどから申し上げているとおりであります。

そして、では政治生命ということを今言われましたけれども、ほかの議案もそうですけれども、私はすべて提案するときには、もちろん提案する側ですから可決をされるものと信じて上程しているわけです。ですから、先ほど申し上げたのもその一つでありますから、私は否決されたらという質問には答える立場ではないと思います。私は可決を前提として上程しているわけです。そして政治生命ということですけれども、私はやはり町長の職についたときから、すべてが政治生命をかけて取り組まなければできないという覚悟でかかっております。

ですから、事合併問題に限らず、いつも私は思っていますけれども、時として自分として

これはというときには、やはり身を賭してでもという覚悟をしなければならないときが来たときにはという思いで、もう就任したときから考えていますから、何も今合併に限ったことではありません。これは一つのいわゆる今起こっている問題であって、病院問題もしかり、ほかの問題もあります。ですから反対にそこで、では私が度を越してということになると、これはやはり町民の不安をあおったりすることになりますから、やはりそこは慎重に、よくその状況を見ながら判断をしなければならないときがあった場合には、そうして考えていかなければならないという思いでおりますので、今の質問について、例えば否決を想定した、こういったことについては、今ここで私は答えるべきではないというふうに思っています。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　いわゆる、町長、合併を公約に掲げるというようなことで受け取っていいと思いますけれども、この選挙を町長自体が、例えば今予想されているのは、渡辺力さんが町長選へ立候補をすると表明されておりますが、この方は今回の合併に関しては否定的な見解を持っているわけです。そして町長自体が、例えば合併を公約に掲げる、そうやって合併を推進するということでこの選挙に臨むのであるんなら、ある意味では住民投票的な意味もそこにあると考えてよろしいのかという感じですけれども、どうですかね、町長。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

住民投票ということはどうなんですかね。我々はやはり議会へかけて、そして一般のほかの議案同様にやはり予算を上程して、そして協議会を進めるということですから、そこで住民投票ということはちょっと考え方がどうかと。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　住民投票をやるという意味ではなくて、町長、町長選が住民投票的な意味を持つんではないかと。それに対して、やはり町長が毅然とした態度で合併を推進する、渡辺力さんはやはり今回の合併は否定的、非常にだめだと、道州制なんだと、それまでは南伊豆町をもたせるんだと、こういう意見だと思うんですけれども、そこに対する決意を聞きたかった。まあ、結構です。

それで、町長ね、町長を応援している人たちは、非常に合併に反対する人たちも多少いると思うんですよ、町長の人柄から考えていると思います。それに対して、その合併を反対している人たち、この人たちに対して、町長は今後合併のことをどのように説明していくのか、その必要性というものを、これはぜひ。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

合併を反対している人たちというのは、議会とか、それぞれのある程度の団体とかはそれぞれわかりますけれども、一般町民の場合はこれは不特定多数ですからなかなか、ではこれとこの人は賛成か反対しているかわかりませんよね。ですから、私としては機会あるごとにやっぱり今までもそうですし、そういう説明はしてきていますから、理解してくれる人は理解してくれているということで、これからもその姿勢というのはもちろん変わりませんし、今、梅本議員は、先ほど私も選挙という言葉はここでは使いたくないという、余りそういうことをこういう議場では話を、個人の名前まで上げてすべきではないと思いますよ。だから、私はそういうことでもって合併を云々するということはいかがなものかと思いますので、それについての答弁は差し控えたいと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　合併をどうこう、その答弁というのはどういう、僕の質問に対する、その反対している人に対するあれですか、説得という意味で。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　だから、具体的に名前を上げてまで合併を賛成だ反対だという、選挙絡みの話をしましたけれども、そういうことでなくて、合併についてはこうなんだという考えを、私はもう述べてきたわけですよね。だから、それでもってこういった議会では私としては説明、答弁していきたいということです。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長、町長は公人でありますよね。そして渡辺力さん、まだこの方は

立候補されていないから公人とは言えないかもわからないけれども、既に新聞報道されている。こういうところへ出てくるというのは、ある意味では公人のわけですよ。そういう意味で、名前がどうのこうのという問題はないと思うんですよ。当然それは出されて当たり前と思ってそこへ出てきているわけで、そのことはそのことで結構です。

それで、どちらにしても町長が今合併に対しては粛々と、先ほども言った粛々と進めていくと、そういう方向性を持って進めるということを言われていますから、ぜひ町長、この３月の予算の問題よりも最終の６月の配置分合、町長が受かっているか受かっていないかわからないわけなんですけれども、ぜひその辺を含めて町長には真剣に合併のことを進めてもらいたいと、このように思っていますもので、もう一言。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　私は常に真剣に取り組んでおります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　安心しました。それで合併について非常にいい返事をいただいたということで。

それで次に、公民連携についてであります。この公民連携というのはつい最近出てきたことではないかと思いますけれども、ＰＰＰというらしいんですけれども、アメリカ合衆国のアトランタ市の近郊のプルトン郡から独立して2005年、平成17年ですけれども、12月１日に誕生したサンディスプリング市が先駆的な事例と言われています。このサンディスプリング市は、驚くことに警察職員が120人、消防職員が90人を除き、市長とシティーマネジャーと市職員が４名だそうです。そして人口が９万9,000人の市だそうです。これで９万9,000人の市を４人で運営していると。今言ったように、警察職員とか消防職員は別と。当然、市は業務を包括的に民間会社に委託しています。

そして、この問題を東洋大学の研究チームが非常に研究していまして、日本の兵庫県の加西市、これが人口が５万人の市ですけれども、ここと比較したデータで、サンディスプリング市の予算が年額約84億円、加西市が５万人、約半分なのに184億円という報告がありました。

日本における例では、愛知県の高浜市は市が100％出資の高浜市総合サービス株式会社を

設立して包括的な業務委託を開始し、平成18年度予算ベースで委託料と人件費を試算した場合に、委託料が約４億円に対し、市職員での想定対応額は約８億円で、差し引き約４億円の削減効果が出たという報告があります。

このほかにも岩手県の紫波町や千葉県の我孫子市が先進的事例として紹介されていますが、当町でも今後の自治体のあり方を研究する上で勉強し参考にする必要があると考えますが、公民提携、いわゆるＰＰＰについてどのように考えているか、担当部局でもいいですけれども、お聞かせ願いたい。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　梅本議員から毎度毎度新しいことを言われまして勉強させられます。ありがとうございます。

先ほど提案の公民連携（ＰＰＰ）でございますけれども、パブリック・プライベート・パートナーシップというそうでございます。本町の行革につきましては、多様化する住民ニーズあるいは少子高齢化等社会的変化に的確に対応して、将来にわたり活力ある魅力的なまちづくりを推進していくためには、従前の行政主導の手法に抜本的な見直しを図っていくということと、町民の皆様とまちづくりビジョンを共有して、よりよい協力体制、パートナーシップに基づく協働、役割や責任を分担して、その目的達成のために協力するということです。それによるまちづくりを推進するということとともに――新公共経営（ＮＰＭ）なんていう言葉がありますけれども――など取り入れた行政経営に転換をして最小の経費で最大の効果を目指して、新たな行政システムを構築するということで、平成22年度を目途に18年３月に南伊豆町行革大綱を――これは第３次ですけれども――及び行政改革推進実施計画集中改革プラン、そういったものを策定して現在に至ってございます。

今言われましたご質問のそのＰＰＰでございますけれども、一般的には公民連携とか官民連携とか、そういうことで例えるそうですけれども、この公民連携の定義という部分で申しましては、多種多様な解釈があるようでございます。契約に基づくとか、あるいは応分のリスク分担、合意形成、透明性及びその情報公開等々が共通のキーワードということで思われますけれども、我が国では都市開発分野ではアメリカを、あるいは公共サービス分野というものではイギリスを見習ったというふうに言われているそうでございます。

先ほど梅本議員は最近、平成17年ぐらいと申されましたけれども、日本の公民連携の歴史というのは中曽根内閣時代に民活といいますが、民活の政策にさかのぼることができるそうでございます。この平成９年度のＰＦＩ法、この辺の公布を受けているので、既に20年以上

前から導入されているということでございます。

近年注目されるようになりましたその背景には、国と地方自治体の財政難、地方分権、そういったものの進展があるかと思います。これまで行政が主体になっていた各種の公共サービスを提供してきたわけですけれども、これを１つとして、住民ニーズの多様化に伴い行政での提供が可能な一律サービスでは十分ではなくなってきたということ。２番に、財政的、人的制約が多い中で、きめ細かやなサービスを効率よく提供するには、従来型の行政では困難だと。民間資金とその辺のノウハウを活用せざるを得なくなってきていること。そういったことも影響して、これらの課題への対応策として公民連携の改革、考え方というのが非常に有効であるというふうにされてきています。

本町の行革大綱では、パートナーシップに基づく協働によるまちづくり、新公共経営などによる新たな公共空間の形成、その辺の方向も公民連携という、その範疇の中ではなかろうかというふうに思います。今後当然地方分権というものが進む中で、自治体間あるいは地域間の競争、差別化の激化というのが当然予想されます。魅力的な個性的なまちづくりを創造していくことができる公民連携というのは、当然非常に重要であって、一層注目されると思います。

先ほどもＰＰＰのことについて加西市とか高浜市、伊東とありました。東洋大学が非常に専門的にやって岩手県の紫波町、議員おっしゃいましたけれども、紫波町でも公民連携によるまちづくりで、提携合意はしている、有名だということですけれども、町有地の11ヘクタールの中に庁舎とか図書館あるいは広域の給食センター、そういったものの建設を計画していると。これに伴ってその財政対策としてＰＰＰ手法によって開発の可否とか、あるいはその可能な場合の基本概念あるいは規模等の調査、報告、こういったものの研究を行っているということでございます。

すみません、長くなりまして。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　今その中でＰＦＩという話が出ましたけれども、このＰＦＩというのはもう失敗事例が多いと、非常に、報告されているわけですけれども、昨年の12月の定例会でも私、伊豆急から譲り受けた一色の町有地について、その開発についてはホームページ等で開発希望者を募集する。そして提案を受ける、こういうこともＰＰＰの一つの形ではないかと。そして例えば職員だけで開発、一色の膨大な土地をどのように開発するかということ

は、非常に労力的にも難しい。そして能力といっては悪いけれども、専門分野、そういうことを考えたときに非常に難しい問題があるんではないかということの中で、町長にも提案者からプロポーザルを受けるような形でのホームページ等でのあれをやったらどうかということを提案したんですけれども、町長はまだ早いという話が12月の段階ではあったんですけれども、12月でしたか９月でしたか、ぜひその辺。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われた例の伊豆急からいただいた土地は、早いと言った意味は、あのときはまだ農地の関係とか土地がそれぞれのあれがありましたから、そういったものがまだ整理がつかない段階で、そういった計画をするのはどうかということでもって申し上げただけであって、これはもうかなり進んできておりますので、もうかかれる状態になっていると思いますので、考えていきたいと思っています。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　町長、先ほどの施政方針演説だか行政報告の中でもありましたけれども、定住促進の話であの何人から来ていると。そういう形の中での提案を受けていってもいいと思うんですし、どちらにしても職員はもう非常に重労働というか、職員の職務というのは相当きついということをよく聞くわけですけれども、そういう中で職員に新たに企画立案しろというのは非常に無理があるだろうと。やはりこれは民間の知恵を使ったほうがいいではないかと。

ホームページで例えば開発希望者を募集して、果たしてその開発希望者が出てくるかどうかという問題があるわけですけれども、これは１年でも２年でも、その開発希望者に対して、例えばその提案内容によっては無償提供があってもいいし、そういう方向の何というか、ホームページの立ち上げをぜひ町長、やってもらいたいんですよ。そうしないともらった意味もないんではないかと。固定資産税を聞いたときに33万円だという話だったから、それぐらいのものなら、どちらでもほっぽらかしておいてもいいのかなという感じもしたんですけれども、やはり町有地を有効に使うとか、そういうことを考えたときには、やっぱり早く。そして先ほどの「ガイアの夜明け」ではないですけれども、リーダーは決断を早くするということで、ぜひ町長お願いいたします。どうですかね。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　決断は早くやっております、病院のほうも。ですから、その土地についてもなるべく早急に。何にしても広大な土地ですからね、一町や二町ではないものですから、ある意味では慎重かつ大胆にということもありますけれども、進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

〔７番　梅本和熙君登壇〕

○７番（梅本和熙君）　これで終わりたいと思いますけれども、町長は決断が早いということで、今後早い決断をぜひ、そして慎重な決断を町民のためにしていただきたいと。ぜひ合併のことに関しては、町長、粛々と進めていただきたいと。そして、選挙のことは言うなという話ですけれども、ぜひそれを公約に掲げて闘っていただきたいと、そういうことで私の一般質問を終わります。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時００分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２１年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２１年３月１２日（木）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　一般質問
日程第　３　報第　１号　専決処分の承認を求めることについて（平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第９号））
日程第　４　議第　５号　人権擁護委員の候補者の推薦について
日程第　５　議第　６号　南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第　６　議第　７号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第　７　議第　８号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
日程第　８　議第　９号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
日程第　９　議第１０号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約制定について
日程第１０　議第１１号　南伊豆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
日程第１１　議第１２号　静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第１２　議第１３号　静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
日程第１３　議第１４号　指定管理者の指定について（妻良水産飲雑用水施設）
日程第１４　議第１５号　指定管理者の指定について（妻良集落排水施設）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

1番	竹河十九巳君	2番	谷　　正君
3番	長田美喜彦君	4番	稲葉勝男君
5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田　　修君
9番	齋藤　　要君	10番	渡邉嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針　　弘君
教育長	渡邊　　浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村　　豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野　　寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例会本会議第２日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第１、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎一般質問

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第２、これより一般質問を行います。

◇　谷　　正　君

○議長（渡邉嘉郎君）　２番議員、谷正君の質問を許可いたします。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　改めて、おはようございます。

質問の通告により質問させていただきますけれども、先日の議会の初日の町長の施政方針

演説、それから予算編成方針等、それからさきの同僚議員の一般質問と、私の質問が重複するところがあるかもしれませんが、改めて、そこのものにつきましても答弁をお願いする箇所があると思いますけれども、よろしくお願いします。

それでは、通告書のとおり、１番目としまして、南伊豆町が置かれている現状等について質問します。

まず、第１に、南伊豆町経済の現状認識についてお伺いしますが、答弁につきましては、町長、それから副町長、それから担当課長の答弁をお願いいたします。

世界経済、日本経済が100年に一度の未曾有の不況と言われている今日でありますけれども、町長は、さきの議会で本町の主たる産業は観光産業と答弁をいただいております。

消費の半分以上を占める個人消費が最近急激に落ち込んでいる現状で、国民生活がその影響を受け、不要不急の支出を抑制する心理が非常に拡大してきております。このような経済状況の中、心理状況下では、衣食住を初めとする家計に対する出費を抑える心理が働いていると言われております。観光、レジャー、嗜好面での出費を抑える傾向が顕著であり、現在のように景気が落ち込むときには、観光は、最初に影響を受け、また、その立ち上がりも最後になるというのが十分考えられております。観光を主産業としている本町への現状認識についてお伺いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

昨年は、世界的な金融危機ということで、これらを背景として、いわゆる輸出企業の景気後退色が急速に強まってきております。そういう中で、さらに、これに円高が追い打ちをかけまして収益の悪化要因となり、景気の先行き懸念を一段と強めております。ことしもまた、日本経済は景気後退の一段と厳しい局面を迎える公算が非常に大きくなってきております。

このような状況の中で、当町の経済はといいますと、商工会の景気動向調査、これは平成21年１月末ですけれども、食料品製造業は、原料の高騰によって収益を圧迫されて、取引先が減少しているために生き残りをかけて新たな取引先を改革しておるという状況であります。そして、建設業ですか、これも景気後退によりまして、投資控えということで受注は減少しております。そして、さらに衣料品や食料品などの小売業はどうかといいますと、これも全般に消費は低迷をしておると。そして、小規模零細事業者は非常に厳しい状況に置かれているというのが現況であります。

そして、では雇用状況はどうかといいますと、これは、昨年末より全国的に製造業を中心とした派遣切り等による失業者が急増しております。大きな雇用不安に陥っておりますが、当町の雇用状況に関しましては、製造業も少ないわけでして、実際に聞き取り調査の段階では、従業員の解雇あるいは派遣切りというものは行われておりません。

こうした中で、当町におきましても、緊急経済支援対策事業としまして、短期経営改善資金として小口資金の利子補給の上乗せ、それから商工会が発行する商品券発行事業へのプレミアム補助の実施、こういったことを実施しながら内需拡大策を図り、南伊豆町の経済の景気浮揚を図っていこうということでございます。

また、あわせまして、平成21年度予算に計上させていただいておりますが、４月からは、町内の宿泊客を対象とした町内宿泊者利用券を発行し、宿泊客の増大を図って、観光施設や商店、売店等への活性化へつなげていきたいというふうに考えております。こういった動きであります。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　谷議員から、今町長の答弁の後の私への認識ということでございますけれども、今までのルールからいきますと、町長が答えていただいたことがすべてでありますが、あえて現状認識ということですから、私の考え方といいますか、今認識している事項について若干挙げさせていただきます。

私は、今の職につきまして３年と少しになりますけれども、その前に下田市の商店160軒ほどが加盟しております事務局に５年ほど勤めておりました。平成12年からでありますけれども、そのときに、下田の商店を中心としている経済、これを中心にいろいろ思ったことがありまして、それは、平成に入りましてから、バブル崩壊後ですけれども、平成４年を頂点として、伊豆半島の経済がすべて下降線をたどったということがありました。

この下田市の商店160軒の売り上げが、おおむね５％ずつ毎年下がってきました。それを他のホテル、旅館あるいは交通機関、その他の、例えば伊豆急の乗降客であるとか、観光施設の入り込み状況、そういった統計をすべて見たわけですけれども、その中では、商店の売上額の下降線とそういった施設等すべての下降線がほぼ一致するというような現状にありました。

そして、平成17年６月までいたわけですけれども、そのときに、もう既に17年から18年は、日本経済は大企業を中心として相当な上昇がありまして、首都圏、特に東京、大阪、名古屋ですとかこういったところは、ある意味では建設業、ビル等の建設ラッシュというような状

況にあったと思います。しかし、そのときは、この伊豆半島においては全くそのような影響を感じることがありませんで、非常に厳しい状況が続いていたと思います。

そしてまた、その17年が過ぎまして、18年、19年になりますと、特に自動車関係のトヨタでありますとか鉄鋼関係、こういった日本大企業は大変な収益を上げまして、過去最高の収益というようなことが言われておりました。これが18年当時だと思います。ところが、もうこれが平成20年になりますと、一挙にそれが赤字に転落するというような状況にあったと思います。

しかし、この間に、やはり伊豆半島においては、我が町では、そういった中央部の景気の上がっている状況というのは全く感じられなかったのが現状だと思います。そして、今なおその追い打ちをかけて、今はそれ以上に厳しい状況に置かれていると。特に、ホテル、旅館等においては、倒産する会社等は続出しているという大変厳しい現状であると、そんなふうに今感じております。

○議長（渡邉嘉郎君）　担当課長は。

では、総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　ご指名いただきましたので、本町のほうの現状認識ということですが、先ほど町長が申し上げましたとおりのことだと思います。

商工会の動向調査ですけれども、食料品の製造業あるいは建設業、衣料品とか食料品の小売業等々の商工会の動向調査というものが出ておりましたけれども、これにちょっと観光面がなかったかなという部分で、その辺がちょっと気がかりかなと思います。みなみの桜と菜の花まつりが10日で終わりましたけれども、若干昨年より減少しているという部分の数値を見るのかと思いまして、その辺の落ち込みの影響、そういったものもちょっと心配をしてございます。

そのほか、この100年に一度の不況という部分が、今後の部分がどういうふうに影響してくるのか、この伊豆半島南伊豆町にどういう影響しているのか、注目をしていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　今お三方の答弁をいただいたんですが、要約して、南伊豆町の経済基盤は非常に弱いという認識を持っているということでよろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　それで、同じような質問になるんですが、２番目としまして、南伊豆町の各種経済（不況）対策の基本的な考えということでご質問をいたしますが、南伊豆町における社会的なインフラ、これはハード・ソフト、社会資本の整備といいますと、すぐハードな部分というような形でそちらのほうにいきがちなんですが、ハード・ソフトの面を交えた中でのインフラの水準というのは、いわゆる他市町、それから周りのいろんな町内でも結構なんですが、いわゆる十分であるのかという考え、どういう考えを持っているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

インフラということですけれども、例えば都市部であったり、あるいは山間部等々地域の条件によって求められるインフラというのはおのずとこれは違ってくるんではないかというふうに思います。当町での公共施設を見ますと、まだまだ十分とは言えない状況にあります。道路、河川、橋梁、上下水道、学校、幼稚園、保育園、病院等々多種にわたっておりますけれども、どれをとっても、今すべてをできるということでもありません。これらは、やはり中長期的な計画の中で、優先事業を今までもやってきたとおり選択をしながら、進めていくというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　それで、町長もご存じと思いますけれども、いわゆる未曾有の世界的な大不況という形で今陥っているという答弁をいただいたんですが、かつてのアメリカが今以上に大恐慌に苦しんだというのはご存じだと思います。

その中で、かつてはニューディール政策といたしまして、ドイツの経済学者のケインズの経済学の理論をもとに、需要の創出ということを考えて、ニューディール政策を敢行して、大恐慌からの脱出に成功したと本等では言われています。

今回、今般のいわゆる大不況につきましても、時代の変化、変遷、過去の政策には光と影

の部分というのは当然あると思いますけれども、アメリカでは、再びグリーンニューディールという政策を掲げて、現職の大統領が現況からの脱却を図る政策を推進していると言われております。政策としては、現在の好況下では、政府行政が直接の経済出動に……、いわゆる経済がいい状態では、政府行政は直接の経済出動の必要が少なくて済んで、現在のような状況下では、政府行政の直接出動、介入、財政出動等が必要と考えるような、いわゆる理論もあると聞いています。

我が国でも、先ほど町長が言いましたように、いわゆる輸出依存型の経済から内需に目を向けた政策への転換を強いられて、最近では、いわゆる政府や地方でも、ソフトハード面の公共施策、公共事業の必要性が論議されている、そういうのはご存じだと思います。

それで、いわゆる下支え、セーフティネットとしての当町の経済政策について、できればすそ野の広い産業とかそういうものがないのかなというのは私自身感じているんですが、そういうもののいわゆる政策立案の考えはあるのかというのをお聞きしたい。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　この下支えということですけれども、ハード面では、先ほど申し上げたインフラ整備ですね、これが考えられます。

そこで、ソフト面ということですけれども、例えば、経済対策としての政策面では、２月に町の補助として商工会が発行しましたプレミアム商品券、それから、新年度予算で予定をしております観光宿泊客に対するプレミアム利用券や今議会で追加議案として予定しております国の第２次補正予算での定額給付金、そして、子育て応援特別手当等々で町内の消費を促すのも方策の一部ではないかというふうに考えております。また、施政方針でも申し上げましたが、町内景気の状況を注意深く観察しながら、さらなる経済対策を模索しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　それで、本町につきましては、いわゆる町長、職員でいられて、直接の企画、それから副町長、それから観光課長をやられた中で、町のキャッチフレーズとして「光と水と緑」というのをやる、町内外に発信しているというようなことで、当然ご存じと思いますが、現在は、新聞、マスコミ等でもご存じのように代替エネルギーの利用が叫ばれ

ております。それで、ある調査によりますと、電力需要につきましては、2030年までに現在より倍増するというような調査もあると聞いています。

その中で、いわゆる化石燃料での発電が環境問題とか、それから限られた化石燃料の中で、いわゆる欧米では再びクリーンエネルギーとしての原子力発電に現在注目が集まっているということがあるんですが、ご存じのように、いわゆる南伊豆半島では観光地という土地ながら、そういうものというのは当然考えられないということになるんですが、先日の記事を見ますと、政府経済産業省では、太陽光発電を普及させる施策として、太陽光発電での電力価格を普通電力価格の２倍で買い取ると、そういうのを電力事業者に義務づける方向を打ち出して、先日、法案提出に向けて閣議決定したというような記事がありました。

本町の日照時間の長さや自然環境をかんがみたときには、本町での太陽光発電事業の参入は十分可能であると思いますが、町が直接その事業を立ち上げるということは、いわゆるいろんな効率的な面とか事業リスクの面でいろんなハードルが高いと思うんですが、いわゆる民間の事業者を呼び込んで民間投資を進める可能性はあるのか、そのためのいわゆる環境整備についての考えはあるのかというのをお聞かせください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われた太陽光発電ですけれども、これは、クリーンエネルギーということで、先日もテレビで、ある企業の太陽光発電による内容が報道されておりました。これらは、やはりこれから当然考えるべき手法ではないかというふうに思われます。我々も注意深く今後見守りながら、今言われるように、これは町が主導でということにはなりませんので、そういった面で町としては、行政は行政としての立場でそういう面についての関心を持ちながら、取り組んでまいりたいというふうに思います。詳しいことは担当課長のほうから説明させます。

○議長（渡邉嘉郎君）　企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　ただいま町長が申し上げたとおりですが、太陽光発電というのは、議員ご承知のように非常に新しい事業でございまして、つい最近、始まった事業と認識しております。あれは、町長がおっしゃるように、我が町にあっては、太陽光というのは非常に日照時間も長いというようなことで、ある事業者のほうからもちょっと伺った記憶がございます。

そういった中で、やはり町では自然エネルギーを活用して、環境への負担も少ない循環型

社会の構築ですか、これが当然のことながら見据えていかなければいかんというようなことで認識しております。そういうことで、今後のまさに検討していくことだというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　それで、ちょっと時間がかかる質問ですから、多少飛ばしまして、現在、全国的に一次産業就労人口の減少や就労層の高齢化が顕著であり、日本の国力の衰退が叫ばれて、我が国の食料自給率は先進国で最低の40％であると言われています。世界の人口は現在67億人でありますけれども、西暦2050年には約90億人になるということになりますが、これのいわゆる割合ですと、先進国と言われる国々は、人口は横ばい、新興国、特にアフリカ、いわゆる東南アジアの人口の伸びが非常に多いというような統計にもあるんですが、今後は、確実に食料の争奪が起きて、現在、日本では、お金に任せて食料を諸外国からお金で輸入するというようなもので従来きているんですが、それが買い負けの現象も起きているというような状況が現在出てきていると聞いています。

それで、本町では、過去にいわゆるプライスリーダー、価格決定権がある農林水産物が生産された経緯があると。それらを含めて目立って、いわゆる100ヘクタール以上あると言われています休耕、それから荒廃地の整備、一次産品の産出についての再構築という考えはあるのかということで、いわゆる農林水産業を、一次産業を、今のような形態ではなくて、民間事業者が参入して、いわゆる事業、ビジネスとして再構築するというような考え、検討をする気持ちはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　農業振興ということですけれども、今、議員が言われるような民間参入ということで新しい経営方式ということになると思います。これらは、やはり今後高齢化が進む中で、なかなか荒廃地等、休耕田、こういったものが出てきていると、こういった状況を見ますと、やはりそういった新しい手法を用いて、この対策を考える時代に入ってきたんではないかなという思いはしております。ただ具体的に、今、では、どういう方法でもってこれを行っていくかという部分については、まだ検討に入っておりません。

そこで、今やっていることというのは、水田農業ビジョンにのっております転作奨励作物

でありますいろいろな野菜等の作付を推進しておるわけであります。そういう中での有害鳥獣の被害であるとかいろいろありますけれども、当面は、こういったことを進める中で、今言われたことも当然検討していきたいというふうに思っております。詳しくは担当課長から説明させます。

○２番（谷　　正君）　ちょっとその前に。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　担当課長にちょっとお聞きしたいんですが、そういうものをいわゆる政策的に民間業者が入るということの場合、一般的には現在の農地法が非常にネックになっているというようなことを聞いているんですが、そこで、資料がありましたら、そういうものの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　議員がおっしゃいますとおりでございまして、このたび農林水産省のほうから農地改革プランというのが示されました。

これは、やはり先ほどから議員がおっしゃられていますように、食料の自給率を向上させるという形でのプラン、その第１番目が農地の確保、それから２番目が農転の厳格化、それから３番目が農用地の区域外農地の確保、それから貸借を通して農地の有効活用、農地の権利を有する者の責務という農地の貸借を促進するための制度の見直し、それから農地を利用する者の確保を考える等の９項目ぐらい骨格が示されております。

それから、また21年１月27日に、これは農林水産事務次官の通達によりまして、やはり食料自給率を向上するために、いわゆる水田フル活用という政策を今打ち出したところでございます。

それらの国あるいは県の動向を見ながら、当町でも取り組んでいきたいなと、現状ではそういうところでございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　食料自給の問題につきましては、食料自給率が100％を超えているのは、いわゆる米だけしかないというような調査結果もあると聞いています。それにつきましては、一応将来の検討をお願いしたいと思います。

次に、南伊豆町にあります観光資源の利活用についてを質問します。

これにつきましては、先ほどお三方について、別の質問で答弁いただいたんですが、お三方は、いわゆる観光課長を歴任されて、たしか私も役場にいるときに観光パンフレットを見た中で、三浜と波勝崎と雲見境にあります赤壁というのがあるんですが、それが観光パンフレットに載っていたような記憶があるんですが、現在の観光パンフレットにつきましては、それがいつの間にか消えているというような観光パンフレットしか私見ていないんですが、それについて、いわゆる誘客、それから、いわゆる三浜地区につきましては南伊豆町の西側の玄関口に当たるもんですから、それの利活用について、具体的な施策についてお伺いいたします。

町長は、三国志、呉、蜀、魏、後漢やそれから映画の「赤壁の戦い」をテーマにとった最近の「レッドクリフ」、それから、これはほかの中国の関係なんですが、「三国志」というような映画をご存じと思いますけれども、三国志につきましては、中国の後漢の末の208年に、長江の赤壁、現在の湖北省の赤壁地において、曹操軍24万人と孫権・劉備連合軍の５万人との戦いで、曹操軍に14万人の損害を与えて、孫権の連合軍が勝利に決したという歴史小説で、それから、これが中国文学の４大古典小説の一つと言われているものであります。

ここ二、三年の間に制作されました「レッドクリフ」は、その三国志の赤壁の戦いの主要なシーンとして題材をとりまして、出演者も日本人が呉の甘興、これは三国志ですと甘寧という名前なんですが、歌舞伎俳優の中村獅童、それから、いわゆる先日の同僚議員の質問にも出ましたが、いわゆる蜀の軍士で諸葛孔明に金城武が配置されて出演しております。パートⅡにつきましては、中国でも昨年の７月に公開されて、公開１カ月で中国元で３億200万元で、日本円に直しますと三十五、六億円、物価を考えますと数百億円というような配給効果があったというような、新記録を樹立したというようなことを聞いています。

その中で、日本でも昨年の11月に公開されて、2008年度の興業成績の第２位のヒット作になって、どことは申しませんが居酒屋チェーンでは、その映画の題材をとったレッドクリフメニューというものまで、現象まで起きたというようなことも聞いて、また、そのいわゆる第２話として、本年の１月８日に中国では公開されて、日本でも来月10日から公開され、テレビ等でもいわゆる宣伝が始まっているというような現状です。

その中で、先ほど申しましたように、当町の西側の玄関口、それから富士山静岡空港が６月４日という開港が迫って、さきの議会でも質問しましたが、将来は、まちづくり振興に利活用しての南伊豆町の誘客を十分考えられるというような状況になっています。

その中で、いわゆる松崎町と雲見境にあります赤壁、これにつきまして、中国の思想では、

龍が最高の想像上、実在上の人物というもの中で位置するものと考えられており、中国系の神社仏閣には、いわゆるコイが龍に変化する様子が具現化されて、その神社の屋根の四隅にそういう彫刻というんですか、そういうものがつくられているというような現象も見られます。

それで、三浜の赤壁につきましても、見方によりますと、いわゆる龍が天に上っているような景観で、俗に言う昇龍の姿に見えると、こういうことも言われているんですが、これをいわゆる再検討、再構築して、天神原のヤマツツジとか、それから、この天神原の尾根からの富士山の景観、それから、波勝崎苑とリンクさせて観光客の流入、それから、特に先ほど言いましたように、この赤壁等につきましては、中国人が非常に心にとめるというようなことを聞いているもんですから、それについての観光資源として売り出す考えはあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今我が町のいわゆる観光拠点の一つである波勝崎でありますが、ここの赤壁ということでのご質問であります。

これも、私も、今言われるように、かつて観光の担当をしておりましたときに何度か行きまして、あのすばらしい景観は、今やはり思い出しております。

そこで、この波勝崎ですけれども、やはり西の玄関口ということで、実は先般、この６月に富士山静岡空港が開港予定ですけれども、それに合わせて、今、土肥に入っているフェリーがあるんですね。これを将来松崎新港が完成した時点で、これを就航させたいということで関係の方が来られまして、近々これの関係する市町で協議会を立ち上げる予定だそうであります。それにぜひ協力してほしいという話で来られました。

私は、やはり松崎新港でそういったフェリーが運航されることになりますと、将来、外国からのお客さんが富士山静岡空港からフェリーを使って伊豆半島へという一つの観光のルートが想定されるわけです。これらを考えた中で、それはもう我々としては喜んでご協力しますという返事をしたわけであります。

そこで、今言われる赤壁ですけれども、これは、この赤壁に限らず、今言われたようにあの辺一帯の天神原のヤマツツジもそうですし、今いろいろな健康志向の中でグリーンツウリズム等も言われております。これら等よくあわせ検討する中で、考えていきたいというふう

に思っております。

この赤壁につきましては、その周辺には千貫門であるとかいろいろありまして、かつては遊覧船も就航していたわけですけれども、これが今は堂ケ島マリンですか、これが遊覧船として遊覧できるということのようであります。しかしながら、今までの遊覧船の常時運航、観光ルートづくり、現在流行しておりますシーカヤック、こういった拠点づくり、こういったことも踏まえながら、来年度完成予定の波勝崎苑の遊歩道の活用など観光協会や関係団体等と連携をしながら、考えていきたいというふうに思っておるところであります。詳しいことにつきましては、担当課長から説明させます。

○議長（渡邉嘉郎君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ただいま町長が申したとおりでございますけれども、赤壁は、まさに議員言われるとおりで壮大な光景を醸し出すスポットになっております。残念ながら、町長が申し上げましたように、13年前に堂ケ島波勝崎観光船が解散しまして、現在は堂ケ島マリン等の予約船と定期船だけしか運航しておりません。それのルートづくりですとか、今町長の言いましたシーカヤックもはやっております拠点づくり、そのほかにも、議員おっしゃられましたように、その周りには資源としてお猿の東日本最大の波勝崎苑、長者ヶ原の山ツツジ公園、またその松崎町寄りには、雲見の高通山の勇壮、また、それから石部にあります棚田ですか、それから、重要文化財の岩科学校などの資源が周りにいっぱいそろっております。

それに持っていきまして、昨年の９月の夏の観光客の入り込み状況でも報告させてもらいましたけれども、中木のヒリゾ海岸ですが、あそこが１シーズンで約２万5,000人のお客さんが押し寄せたという形で、あそこのいろいろアクセス面ですとか、いろいろ何の取り柄もない、そして、あそこへどうして２万5,000人も来たのかなということを考えますというと、本当に自然が手つかずのままですばらしい景観が残っている素材という形で、議員お示しのデータは生かさない手はないなという形でございます。

これらも観光協会ですとか、先ほどの交通事業者、それから旅館、民連ですとか、観光関係者ですとか、伊豆はひとつという関係で伊豆観光推進協議会等々と連携しながら協議していきたいなという考えでおります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　今、町長と担当課長の答弁を伺ったんですが、いわゆる松崎町との連携というのは当然三浜地区の観光資源の再構築には必要だと私も考えているもんですから、先ほど町長が答弁でおっしゃいましたように、千貫門とかそういうものを含めて、ぜひ、当然南伊豆町につきましては、観光客の流入というのは、東京、京阪地区の入り込みのほうが率は多いんですが、そういうもののチャンスをとらえて、西口からの観光客の流入の政策を推進していただきたいと思います。

次に、３番目に、安心安全のまちづくりにつきまして質問します。

いわゆる形は違え、いわゆる前日の同僚議員から危機管理という言葉が出ましたが、私は、危機管理そのものの意味について質問しまして、それから、具体的な町の現状について質問させていただきます。

まず、危機管理の認識とその現状、実行施策についてでありますけれども、危機管理につきましては、人的災害や自然災害など非日常的な危機事態に対して、組織がとらなければならない対策と手順のことだと思います。

危機管理は、危機事態の発生を予防することを目的とするリスクマネジメント、危機事態の発生後の対処方法等のクライシス・マネジメントに分かれると考えられています。その中で、行政をつかさどる町長、副町長、総務課長の町民の安心安全に対する認識と現状把握等についての基本的ないわゆる考えとその対策をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

我が町では、現在、災害対策基本法にのっとりまして、町民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、南伊豆町地域防災計画を定めておるところであります。

一般対策としましては、風水害、それから大火災、大爆発、大事故等による災害対策、地震対策としましては東海地震対策があります。職員は、災害時に初動マニュアルで活動いたしますが、災害対策本部は７部17班から成ります。一般対策の風水害の対策ですが、気象状況によりまして第１次配備体制に移行し、総務課防災係、それから建設課、健康福祉課員等に連絡をとり、配備体制、これは登庁ですけれども、これをとっております。また、大型の台風等が接近する際には、終業と同時に、全職員に対し自宅待機を命じ、有事の際の速報に備えておるところであります。また、警報発令後、土砂災害警戒情報が、過去、当町には２回発令されておりますが、幸いにも当町では甚大な被害が発生することがなく終息した経緯

があります。

これらを踏まえまして、気象情報はもとより、火災発生、甚大な交通事故及び海難事故等についても防災係を中心に、関係各課係、または自主防災会、消防団等とも連絡を密にしながら対応しておるところであります。

発災後の復旧活動につきましても、町では、関係各部各班に迅速な復旧活動を施し、災害救助活動等の対応については所管課である健康福祉課を窓口として対応しております。

次に、地震対策でありますが、これは懸念されております東海地震では、警戒宣言発令後は、原則として安全な屋外避難となっておりますので、各自主防災会、消防団等と連携して町民を被害から守るために、各避難地区等への避難誘導手段を講じなければならないと考えております。

発災後につきましても、災害対策本部立ち上げから実施して、情報収集の活動、救出救護活動、避難誘導活動、避難所運営活動及び応援要請活動等を実施することとなっておりますが、これら各活動に対しましては、到底役場職員だけで処理できる活動ではなく、前述のとおり各自主防災会、消防団及び各関係団体等と連携して、有事に対応するよう各防災訓練において情報収集のための無線通信訓練、避難訓練及び各自主防災会によるメニューにおいて訓練を実施しているところであります。

発災後の復旧復興活動に関しましては、被害の規模によって迅速に、県または県を通じて国に対して担当各係にて情報を収集し、要請していくようになっております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　時間もあれなもんですから、総務課長にちょっとお聞きしますけれども、阪神淡路大地震のときに、いわゆる兵庫県庁それから神戸市役所の職員が、当面国のほうのいわゆるマニュアル等で、今、町長が答弁をしていただいたような体制を組んでいたと思うんですが、いわゆる第一に、災害の発生してからの早急な集合の職員数が50％以下だったというような数字もあったというようなことを聞いているんですが、ある程度想定される災害に、恐らく地震関連災害を、一番そういう形の災害を想定されると思うんですが、本町では、いわゆる30分以内の職員の集合等を何％ぐらいに考えていますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　後ほど、その関係の質問があるかなと思っていましたけれども、

当町の職員、第１次配備体制、第２次配備体制、発災後のという部分があろうと思います。この発災後につきましても基準に定められていまして、登庁基準がございます。震度４以上あるいは震度５弱以上は、防災監を初め防災係あるいはそれぞれの各部各班の班長は来なさいよという部分があります。

大地震が突発的にもう来ましたよという部分につきましては、全員登庁ということが義務づけられております。義務づけられておりますけれども、当然自分の自宅も発災していて、もうだめだとかという部分も当然あります。それにつきましては、とりあえず自分のところの心配を応急対策をしてから登庁してください、できれば車は避けて徒歩とか、車できれば車でいいですよというような取り決めになってございます。そのほか、車で来られない状態、道路が陥没して行けないよという場合は、各自主防での協力をしなさいというような取り決め等々がございます。

一番ちょっと心配な部分は、日中に起きた場合、大地震が起きた場合、この庁舎という部分がちょっと非常にありますけれども、その点はまた後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　いわゆる資料の用意がなければ、後で答弁をしていただくんですが、災害対策本部等がいわゆる動くというのは、どのくらいの職員で最低動くというのを想定はされていますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　今現在、災害対策本部の要員として、前までの職員数とかなり違いますから、より不足をしています。今現在、70人程度の部分で今勘定をしてございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　次に、限界集落と孤立集落の関係を、ちょっと関連をお聞きしたいと思います。

限界集落につきましては、昨年から私も質問して、南伊豆町でもその現象があらわれて、限界集落の存在があるというような答弁がありましたが、平成16年10月に発生しました新潟中越沖地震、また、いわゆる記憶に新しい平成20年６月14日発生の岩手・宮城内陸地震では、道路や通信手段等のライフラインの寸断により取り残される、俗に言う孤立集落が大きな過

疎地等の問題となったというのはマスコミ等であらわされていました。

それで、平成16年の新潟県の中越地震を踏まえて、平成17年に内閣府が全国の中山間地域、沿岸地域、島嶼部を対象に行った中山間地域等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性における状況調査、これは県へのアンケートの調査なんですが、その結果ですと、農業集落調査の一次抽出数と孤立集落の可能性がありの農業集落数につきましては、いわゆる静岡県内では、一次抽出の集落数でいわゆる1,190、これは農業集落です。それから、うち孤立集落の可能性の集落が360あるよと。農業集落につきましては、県内で160集落の調査のうち孤立集落の可能性が30となっているんですが、いわゆる本町では、農業集落のうち孤立集落がそのときの調査でどのくらいあるのか、また、沿岸集落の孤立集落の可能性があるのはどのくらいあるのかというのは、そういうものを把握していれば答弁をお願いします。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　本町で一応把握している孤立予想集落といいまして、17地区ございます。これは、農業集落、漁業集落等とちょっと分けていないもんですから、今ちょっとお答えできませんけれども、そのほか津波危険予想地域８カ所と位置づけてございます。

以上でございます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○**２番（谷　　正君）**　今、孤立可能性集落は17という形で答弁いただいたんですが、その中で、いわゆる限界集落、17のうち限界集落がどのくらいあるというのを。数字がなければ、次の機会でいいです。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　限界集落という言葉がありますけれども、この限界集落ですね、私どもの区長会でもよく話題になりまして、ある区長さんが、限界集落という言葉を非常に寂しいのでやめてくれないかというようなお言葉もありました。町長も、山村振興の全国大会なんかへ行ったときには、そういうようなことが議題になったそうでございますけれども、たまたま名古屋大のこれは大野教授が提唱した概念だと思うんですけれども、これについては、65歳の人口が50％以上を超えているという定義ですよね。

そうしますと、本年の１月１日現在ですと４集落、４地区がそれに当たるかと思います。これ10年後にいわゆる限界集落になる地区というのは、ほとんど大半の地区、今の人口を見ますと29地区となると。これが、ここのうちの17カ所ですから、ほとんどこの部分は入って

いると思いますね、17カ所。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　今の答弁を確認させていただきますけれども、いわゆる10年後は、現在34地区、南伊豆町にあるという認識の中で33地区が、言葉は、いろいろ確かに今総務課長が言われましたように、マイナスのイメージがあるからそれを使ってくれるなというようなことは私も記事を読んだことがあるんですが、34のうち33地区がいわゆる限界集落、準限界集落に該当するということですよね。それで、いわゆる17集落あるという、いわゆる孤立集落可能性のものについてはその中に全部入っているという認識でよろしいですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　はい。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　その中で、当然本町につきましては、少子高齢化の真っただ中にありまして、高齢化率が、全国それから静岡県下でも高い位置にあるんですが、それについての具体的な施策というんですか、対処の方法というのは現在考えられていますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　孤立予想集落に対する対策という部分ですが、有事の際、当然状況把握あるいはお知らせ等々のために同報無線等々を使ってやります。町内に、これ78の子局がございます。戸別受信機が647台、そのほか、３年前に補助をいたした防災ラジオ、それは1,800台、これ全34区に対して状況提供をしているということでございます。この通信機器がふぐあいになったとかという部分ですと、できるかどうか、できる場合だと役場の広報車等々で行わなければならない、ましてや先ほどちょっと申し上げましたけれども、町職員の体制の部分は自主防とか消防団、その辺にお願いしなければならないという部分がございます。

今、この同報無線関係ですけれども、今の通信のシステムは、例えば、地震が起きまして津波注意報とかよくあるんですが、サイレンが鳴りまして、女性の声で津波注意報とかよくあるんですけれども、あれが、消防庁のほうの無線発信がこの３月31日でとまるということでございます。あのシステムがもう既に使えなくなるという部分で、今後、今考えているの

は、全国瞬時警報システム、ジェイアラートというシステムがございまして、それを設置するための準備をしているところでございます。そうすれば、その中には緊急地震速報も備えたシステムということなもんですから、事前に、予知ができた場合、その辺が使える部分があろうかと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君。

〔２番　谷　　正君登壇〕

○２番（谷　　正君）　質問時間は何時までですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　半まで。

○２番（谷　　正君）　半までですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　はい。

○２番（谷　　正君）　３番目の各関係各課局の現状認識について解決策というのは、ちょっと長くなるもんですから、これは今議会は委員会があるもんですから、そちらのほうで質問するもんですから、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邉嘉郎君）　谷正君の質問を終わります。

ここで、40分まで休憩といたします。

休憩　午前１０時２７分

再開　午前１０時４０分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　稲　葉　勝　男　君

○議長（渡邉嘉郎君）　４番議員、稲葉勝男君の質問を許可いたします。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　それでは、よろしくお願いいたします。

通告に従って質問させていただきますが、通告の３番目に今回の職員の不祥事の件につい

て質問をしてありますが、冒頭に町長にお伺いします。

町長は、政治信条で、議員経験だとか行政経験を経て、そして町民の目線で進むということを認識したとか、それから、町民の皆さんと話し合いをしながら町をつくるんだというようなことを言っておりますが、今回、９日ですか、町長、次期町長選のために事務所開きをしたということが新聞で報道されていました。

ちょっと私、不審に思うのは、職員の不祥事があって、確かに職員はもう１カ月の停職処分をした。しかし、町長みずからは何ら自分の管理監督責任を明らかにしていない、その段階で、次の町長選へ進むんだということで事務所開きをしたということに対して、非常に町民を愚弄しているではないかというふうに私は感じております。そういう声が確かに町民の間からも聞こえております。それについて町長はどういうふうに思われていますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

昨日も私の選挙ということが出てきまして、私は、ここではそういうことは使いたくない、言うべきではないというお答えしたわけですけれども、今たまたま職員の不祥事絡みで出てまいりましたので、お答えしたいと思います。

まずは、今回の不祥事については、昨日、施政方針の冒頭、議会、町民の皆さんにもああいった形で述べさせていただきました。

そこで、私の、今、処分ですか、そういうことを言われました。これにつきましては、当然先般の議会の全員協議会で私が述べたと思いますけれども、そういう考え方で進めておりまして、ただ日程的に、これは今回のいわゆる不祥事に対する懲戒委員会のメンバーの構成のあり方から検討して、それを進めるにはやはりそれなりの体制、関係法令の改正等も必要でありますから、それを行って、そして、我々はやはり特別報酬、特別職の報酬審議会ですか、これにかけなければ、私個人の考えではどうにもできないわけです。

ですから、それを含めて、今、日程調整をしながら、総務課のほうで、できるだけ早い時期にということで私も再三言っておりますけれども、何としてもこの議会に入っておりますので、そういったことでたまたまそちらが進まないということであります。

それと、私の後援会の事務所ということを一緒に今言われましたけれども、これ等は、私は先日申し上げましたように、この場ではコメントはしたくありませんけれども、私のいわゆる不祥事に対する対応ということは、そういう考え方で進めております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長の話を聞いていると、後援会は選挙のためではないというようなふうに聞こえます。私は、後援会というか事務所開きをやったということは、もう新聞にも書いてありますし、去年の12月の定例議会でも、町長は、継続して、やり残した仕事があるから次期も出馬する予定だということで、町民だれが見たってもう事務所開きをやるということは町長選に臨むというふうな認識だと思います。

それで、今町長がおっしゃるように、みずからの処分については、委員会だとかそれの構成を今後考えてということですけれども、もう現時点で、その職員は、たしか記憶では２月16日から１カ月の停職処分という処分を受けているわけです。前のときには起訴になるかどうだかその辺も明確でないと、起訴が出た時点で職員は処分すると。それが起訴になって、２月16日から１カ月ということで停職処分を委員会で決定したんだと思いますけれども、そうなったわけです。それで、その２月16日から現在も今日で約二十七、八日、１カ月近くなると思います。早急にやっぱりそれに対応してみずからの処分を明らかにすること、そうしてやることが町民に対しての本当に姿勢だと思うんですよ。

ですけれども、今の段階では、町民は、町長の言っていることはわかります、いろんな仕事が忙しくてそれがおくれていると、当然それはそうでしょうけれども、そういうことは一切町民に言ったってわかりません。ですから、町民がやっぱり不信感を持たないような、はっきりした明確な処置をすることが私は先決だというふうに思います。それに対する答弁はよろしいです。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　今回の相次ぐ職員の不祥事に対して、初めの部分としては、２月16日、停職１カ月という形で処分が決まりました。次の２つ目の事件に対しての処分に対して、懲戒委員会を２月19日に予定してございます。これにつきましては、先ほどから、前回も申し上げたように、民間委員を入れた懲戒委員会ということです。もう一つが、町長みずからの責任という部分で報酬審議会を予定してございます。報酬審議会につきましても同日予定をしてございます。報酬審議会のメンバーは、その都度変わるものですから、そのメンバーの人選等々を今委員長とやってございます。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　総務課長の言っていることもわかるんですけれども、そうするさかのぼってだとかという不利益遡及、それに該当する部分もあるから、その辺は慎重にやっていただいてと。もう事件が起きたのは２月の幾日ですか。それで、これから新しい、昨日の一般質問でも出ましたけれども、今度は新しく構成される職員でそれを審議するということになると、ちょっとその辺ははっきり私も研究したわけではないけれども、不利益遡及か何かそういう形になる可能性があると思うんですよ。だから、その辺はやっぱり慎重にやっていただかないと。要望します。いいです。

続きまして、通告どおりで、市町合併について町長にお伺いいたします。

昨年の５月２日の臨時議会において、１市３町の合併推進のための法定協議会の設置案が議決され、そして６月５日、協議書の調印が行われ、６月25日に河津町の役場で第１回目の合併協議会が開催されてから、もう３月４日の松崎で10回目を終了、そして、町長の行政報告等にもありましたけれども、大詰めになっているということであります。委員の皆様には、本当に新市を目指して大変な重責を担っていることに頭の下がる思いであります。

それで、今回の合併について、私はもう以前から賛成という立場でいろいろ行動もしておりますし、やっております。昨日も、ある議員から財政見通し等の話も出ました。この財政見通しは、非常にこれ皆さんご存じのように、その個人の状況、それから町の特性だとか、それから町の状況、いろんなことを加味した中で見通すというのは本当に大変なことであります。ですから、同じものが３つそろうということもほとんどありません。

それで、今回、法定協のほうで出した財政見通しだって、あれは、今後どういうふうに管理していくかわかりません。ですけれども、一応それを目安ということで法定協議会等も進んでいるわけでございます。ですから、その時々によっての状況によって多少の差があって、確実にこれが10年、20年先の財政見通しですよということは言えませんから、その辺は町民の皆さんもご理解しているとは思います。

そういうことで、今回の合併についての町長の姿勢をお伺いします。

冒頭に言えばよかったんですけれども、これらについては今まで６人の議員が同じ質問をしていますから重複する部分もあると思いますけれども、またそれについてはお許し願いたいと思います。

法定協議会はこういう形で進んでおりますけれども、町民の皆さんの声をお聞きすると、

最初、町長になられたとき、町長は単独でもいけるんではないかというようなことでやってきた中、昨年の先ほど言いました法定協を立ち上げる以前に、３月の定例議会ですか、その時点で180度方向転換して、合併を進めるんだということに変わったわけです。これについてはいろいろな意見が、裏切られたという人もいるでしょうし、それから信用できないんだとかという、しかし、行財政経験豊かな人だから南伊豆町の行く末を十分考慮した上でのこういう決断だというふうに評価する人もいます。いろいろ評価している方やら、そういうご意見がうかがえることは町長も聞いておると思います。

そして、昨年の12月の定例会で、法定協の予算が計上されたのが否決というかそういう形になったのに対しても、町民の皆さんの中では、町長、議会が本当に合併に取り組んでいるのかというようなそういう声も本当に聞かれております。

こういうさまざまな意見が出ておる中で、町長は、行政報告等でもこれはもう進めるんだと、そして昨日、同僚議員からも政治生命という話まで出ましたけれども、政治生命をかけてすべてのことに対応しているという町長の答弁をいただき、合併についても町長は政治生命をかけているんだというふうに、私はもう解釈をいたしました。

ですけれども、町民にはいろいろなこういう声がございますので、最後は４月の法定協議会ですか、それが終了した時点で、町民の皆さんに、地区の中で、34地区は無理でしょうけれども、ある程度の箇所を選定した中で、前から言っているげた履きの懇談会をやるんだということと兼ねた中で、そういう地区説明会を実施する計画があるか、ないか、いかがでしょうか、その辺は。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私の合併に対する考え、姿勢というのは、昨日の施政方針、それから一般質問でお答えしたとおりであります。

そして、今、議員の言われる、では、これに関する地区説明会という問いでありました。これは４月協議会が終わった時点で、それなりのやはり住民に対する説明ということは今まで言われております。これについては、正直なところまだ検討しておりません。ですから、今後、合併協議が進む中で、我々としては当然そういうことも考えながら、６月のいわゆる合併協議が整えば、６月の配置分合へ向けて、そういったことも含めて日程の中で考えていきたいと、現時点ではそういう考え方です。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　本当にここで、町長、リーダーシップを発揮していただいて、前回というか以前にも、今回、１市３町の合併が最後のチャンスであるというふうに町長はおっしゃっていましたし、ぜひリーダーシップを最大限に発揮していただいて、それでまた、議会のほうの対策も十分にその点お願いして、この１市３町の合併を成功させるよう努力をしていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして、選挙公約についてということでお伺いします。

先ほど来、事務所開きの話から、選挙を当然控えた中での事務所開きだということで私は言っておりますけれども、選挙公約についても、やはり選挙、次期町長選をにらんだ中での答弁ということでお願いしたいと思います。

この５月で任期が満了するに当たって、４年前の選挙公約として、町長は、これは以前にも質問したことがありますけれども、町民参加で進める希望の持てるまちづくりをするんだと、そして、先ほども申し上げましたが、長い行政経験、２期の議員生活を通して、行政マン、執行者の視点と、それから町民を代表しての視点から臨むという貴重な経験を生かし、町民、議会と行政が情報を共有し、心の通う南伊豆町を町民の皆さんと一緒につくるため全力で奮闘するとしております。

そして、その中でも少子化対策だとか産業振興、医療、福祉、教育、地震防災対策と町民と約束をしておりますが、今、町長がこの４年を終わるについて、これらの集大成というんですか、それに関して、ご自分の判断で結構でございます。どのくらいの成果というものがあったか、それとも取り組んだか、何％ぐらいか、そういうあれをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

私が町長に就任したのが、平成17年５月15日であります。それから、この５月で４年を迎えるわけであります。

就任当時から、今言われたようなことを、私の政治信条として取り組んできております。そして、いわば選挙公約といいますか私の姿勢として、そういったことを掲げて取り組んで

まいりました。もちろん、これはそれを達成すべく私は努力してきております。しかし、ご承知のように、当時もそうでしたし、今もなおそうですけれども、非常に厳しい財政状況になってきておりますし、世の中も、ある意味非常に複雑化してきております。

ですから、私がやってきたこと、言ったことが、思ったとおりやれなかったこと、あるいは皆さんの評価をいただけなかったことも、これはもちろんあると思います。ですが、私は、私なりに許された財政事情あるいは町民の皆さんのご理解の理解度、これをよく見きわめながら、私なりに進めてきたつもりであります。

ですから、これの評価につきましては、町民一人一人にご判断をいただきたいというように思っております。ですから、今言われた達成度何％ということについては、私からは、これは申し上げられません。これは、それぞれの皆さんが毎年の町のいわゆる広報を通じて、あるいはその他の議会の様子等資料を見ていただいたり、町政懇談会を通じて判断されることではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　ご自分で判断できないということで、町政懇談会等を通じて、その意見から判断しろということだろうと思います。ですから、げた履きの町政懇談会をやるんだという約束を、ぜひ、今までにたしか１回しか実施していない、２回ですか、あれは合併の説明会は別としてです。

○町長（鈴木史鶴哉君）　それも町政懇談会ですよ。

○４番（稲葉勝男君）　町政懇談会ですけれどもね、合併のそういう目的がない、要するに本当の……

○町長（鈴木史鶴哉君）　正確に言えばないでしょうね。

○４番（稲葉勝男君）　ああ、そうですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　２人でやりとりしないでください。

○４番（稲葉勝男君）　わかりました。申しわけないです。

では、次に、質問させていただきます。

今、公約の中で私が一番気になっている点が若干ありますので、これについての町長の考えをお伺いしたいと思います。

まず、保健福祉センターの設置です。これは、選挙当時、町長は旧厚生省薬用栽培試験場

ですか、それの施設と温泉を活用して、そこに設置するんだと言っておりましたが、これがいろいろ検討した結果、その現有施設は利用できないと、そして、そのためにふるさとづくり推進委員会に利用方法を図ったところ、今回の湯の花観光交流館の設置に至ったということでございます。

19年９月のたしか定例会では、保健福祉センターの役割は、中央公民館だとか武道館の現有施設とそれから各地域の公民館、コミュニティセンターを利用して、その役割を代行するんだというようなことも言っておられました。そして、副町長でしたか、ちょっとその辺はわかりませんけれども、土地を今選定中で、財政の面からも検討していくとの答弁でありましたが、その後、どういうふうに検討されたか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この保健福祉センターについては、議員から今までも何回となく質問がありました。確かに私は、就任当時、そういう言い方をしたこともあります。ただ、あそこの厚生省の跡地の問題は、これも何回となくお答えしたとおりですけれども、あの残った施設をもうできれば使いたいということで、これは本当にもう検討に検討を重ねました、せっかく残された施設ですから。ところが、あの施設がいかにしてももう使い勝手が悪い、それぞれ保健施設あるいは福祉センター等も検討しました。

そして、では、どうすればいいかということで、建てかえとなるともう当時は国県の補助金はありませんでした。100％の町の、起債を起こすにしてもできるわけですけれども、そういった財政的なことを考えて、当面はそれぞれの区にある公会堂や公民館、これはやはりコミュニティセンターとしての補助金も出ている公会堂、公民館もありますので、これを利用していただいてやっていって、そして検討しようではないかということになったわけです。そしてなったのが、結果として、今の武道館の改修と公民館の改修による保健福祉のそれぞれの利用、活用であります。非常に厳しい財政事情のもとで、こういった有効利用ということを考えながら併用ということですけれども、考えながら進めてきたわけであります。

中には、当時の下賀茂の人で、名前は挙げませんけれども、役場の近くへ保健福祉センターをつくっても、こういう地形で果たしてお年寄りがここまで来て利用できるのかなと、それよりも各地区にある公会堂や公民館を利用してもらうことで、整備してもらったほうがいいんではないですかというのを下賀茂の人が言っていました。これは生の声です。ですから、

私はそういう声も聞きながら、できれば中央へそういったいわゆるセンター的なものも欲しい、そういう思いで取り組んできたわけですけれども、いかにしても厳しい中での建設ということは非常に難しかったわけであります。

ですから、ああいう形で、今併用してもらっております。これも、今進めている合併の中で庁舎建設も計画に上がっております。そういう中で、また将来的には、許されれば、そういう面でも検討をしていかなければならないかなという思いでおります。詳しいことは総務課長から答弁させます。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　今、町長が答弁申し上げましたとおり、先ほど議員もおっしゃいました、そういった関係で、旧薬用試験場の部分の古い建物の利用は不可能だという部分と補助金がないというような理由、ではいかにこの財政が厳しい中でどうするかという部分として、それぞれのプロジェクトをつくった中で、既存の中央公民館あるいは武道館の利用という形で、議員ご存じのとおり、中央公民館につきましては保健、健診等の利用、あるいは武道館につきましては、福祉関係も社会福祉センター、当然老朽化、耐震性もなかったもんですから、そちらへの移転という形で一部改修をして、今現在に至ってございます。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　確かに財政が厳しいから、こういう苦肉の策をとられたということは前にもお聞きしました。しかし、これをやったおかげで武道館の利用勝手が悪いだとかという、武道団体からか何か、そういう陳情も出ております。これは、町の財政から考えれば多少の不便を感じてもということでしょうけれども、私が考える保健福祉センターというのは、やっぱり１カ所で年寄りが集まることだけではなくて、少子高齢化の中でいろんな役割を果たす、その役割というのは非常に大きいというふうに感じております。

それで、今回の合併の協議の資料の中で、南伊豆地区１市３町の新市基本計画原案ですけれども、これらの中に、新市のまちづくりの施策の展開、その中で、人々が支え合い、だれもが生き生き元気なまち、その３として、健康づくりと地域の中で、「保健福祉センターの充実」が主要事業として上げられているということが記載されております。その中で、南伊豆町に配分される地域自治組織の事業費の配分の中で庁舎建設等はたしか上げられております。ですけれども、保健福祉センターについては、その中には掲載されておりません。これ

の位置づけについては、合併法定協の中でどういうふうな位置づけになっているのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われた保健福祉センターという個々の事業ですよね。これについては、もちろんまだ新市の基本計画の中には、ほかもそうですけれども、上げてありません。ただ、今言われたように文章の中に、そういう「福祉センター」という表現でありますけれども、個々の事業としては上げていないわけです。ですから、文章表現にとどまっているという、まだ現時点では。では、我が町の保健福祉センターはということですけれども、これは、先ほどの私の答えの中でも申し上げましたけれども、庁舎建設の計画がありますので、これらにあわせて検討していきたいなという考えでもおります。

しかし、これが合併となりますと、合併新市の中での事業になりますので、今言われた項目の中での事業展開になるわけですから、やはりまた財政的なことであるとか、いろんな優先順位等も出てくると思います。それはそれとして、町としては、今のところそういった考えでおります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今まだ項目ごとというか、そういう詳しいことは出ていないと言うけれども、南上保育園の耐震ではなくて、幼稚園の新築が耐震だとか何か、いろいろ項目は今ちょっと資料を探したけれどもないんですけれども、それにはいろいろな項目が具体的には載っているわけですよね、庁舎、倉庫計画から持ってきたやつで。それには、たしか具体的に何々の新築だとか、改修だとか、それが載っているんですけれども、今言ったその中に、私が思ったのは……。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

このいわゆる地域自治組織の中での南伊豆自治区の地域事業費の中には確かにのっておりません。これは、当面する道路整備であるとか、あるいは、主に道路等が挙げてありますけ

れども、それぞれの市町の当面する事業ということで、年次計画へ上がっているものを上げてあるわけですけれども、我が町の場合は、保健福祉センターという名前では、先ほど申し上げたような中で今取り組んでいますから、当面の事業としては上げてありませんので、そういった関係でここへは上がってきておりません。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今、町長の資料と一緒だと思うんですけれども、これには、消防施設整備事業１億1,120万4,000円だとか、焼却施設補修事業３億円、それから庁舎建設３億6,750万円等々、南伊豆幼稚園耐震化だとかのっているわけですよね、各市町総合計画等における主要事業ということで。

だから、この中には今入ってはいませんけれども、これについては、では、この間の事業費配分の中で、南伊豆が17億2,620万4,000円ですか、この間の資料、これ今の事業を足したって15億円ぐらいにしかならないですよ、さっき言った、17億円になりますか、この数字と合いますか、今の３つ挙げたやつ。いや、私がちょっと計算したら15億円ぐらいで。だから、この余裕が、余裕といったらおかしいけれども、17億円のあれがあるわけだから、その中でやることが自由にできるのか、例えばそういう事業をするというとき、できるのか、できないのか、その辺をもうちょっとお願いしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　これは、いわゆる地域振興費、地域事業費についての配分予定の内訳であります。この内訳による事業名としては上がっておりませんけれども、昨日も出ました地域振興基金がありますね、これが５億円ある。これが我が町のいわゆる昨日も出ました20億の積み立ての中での返りといいますか、あるわけですよ。

ですから、これらをもし使うとすれば、そういった面で使えますけれども、これも保健福祉センターを建てるとなると、補助金の関係であるとか、いろいろ起債もしなければならないということも出てきますので、先ほど申し上げたことの中で、今後、事業の優先順位等も考えながら、考えていきたいということであります。

新市になりますと、それぞれの市や町のいろんなハード面の事業配分、こういったことが出てくるわけですけれども、我々としては、今考えている当面する事業については上げてあ

りますけれども、将来にわたっては、やはりそういった面のことは、関係するそれぞれからまた要望も上がってくると思いますもんですから、そこで考えていくべきではないかなというふうに思っております。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今、町長おっしゃられるように、当面の事業の中には入れてあると。当面の事業というのは、これでいうのは平成23年から10年間でしたか、その中には入れてないからということですね。非常に10年というと長いあれです。そして、合併の１市３町の中で、保健福祉センターという施設を保有していないのが下田市と南伊豆町だけだと思うんですよ。

今までの経過からいくと、町民の皆さんからも保健福祉センターの設置はぜひという、以前にも老人会あるいは福祉団体等からのそういう陳情もありました。そういう経過を踏まえた中で、10年間はその中に入っていないけれども、その後、考えると。そうすると、合併すると、心配するようにどうなるかわからないという意見もあります。ですから、その中で、福祉センターの設置というのは、本当にこれは重要な施設だと私は認識しております。ですから、一応この中に、町としても設置するんだという気構えで、何らかの10年間ではない、10年間の中でもいいですけれども、それよりおくれないような形の中で位置づけていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　総合計画、我々、今、町にありますのもそうですし、どこの市町でもそうだと思うんです。大体今10年で計画を立てるわけです。これを受けて、基本計画そして実施計画となるわけですけれども、実施計画というのは３年のスパンでローリングしていますよね。ですから、そこで、もちろん新市になっても、それは計画として上がっていても、これが全部ほかの市町のやつもこういう格好で上がっていても、それが全く同じ事情で進めるということには、これはいかないと思いますよ。当然ローリングすると思います。

ですから、そこで、優先順位として、では来年になったら何としても保健福祉センターが必要だなということになれば、それはまた新市の中で考えていくということに当然なると思います。それぞれの市や町もやっぱり今挙げてある事業でなくて、翌年になれば、さらに、その次の年になれば、いや、これを優先してもらいたいよというのが出てくると思いますの

で、そこでやっぱり検討して、そして加えていくべきではないかと、現時点で私はそう思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　本当に福祉センターの重要性を何度もお願いしているわけですから、新市になっても、それが１つはやられるように、そのときの計画、ローリングの中でということですけれども、それは、今、町長がそれを担保できるわけではありませんから、福祉センターについてはそのくらいで終わります。

少子化対策についても、町長、いろいろ掲げてありますから、これらについてもお聞きしたいけれども、ちょっと時間の関係であれします。

住宅リフォーム助成で建設業の活性化と、先ほど来から、また不景気の状況が非常に厳しくなったという、この世界的不況の輪がだんだん広がってきて、国全体が非常に厳しいと、そういう中で、建設業で、特に公共事業、民間事業が極端に少ない建築関係の業者が非常に悲鳴を上げております。

昨年の３月、観光交流館建設のときにも町内の建築組合から陳情があり、木造であること、それから分離発注だとかそういうこと、入札参加への陳情がありました。このときは、建設業法等からしますと、ちょっと町内の建築組合員では参加ができませんよということで町内にならなかった経緯もあります。

伊東市では、助成事業をずっと行っており、ある程度の成果が出ているということも聞いております。この件について、以前にも、いろいろ検討しますということでしたけれども、これらは、もう実績等そういうものがありましたら報告いただきたいと思います。いかがですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　住宅リフォームの助成の関係ですが、これは、木造住宅耐震補強助成事業と居宅介護住宅改修事業を今実施しております。耐震補強助成事業による実施は１棟でありますが、本年度からは、国県の補助を受けた高齢者割増制度、補強計画策定に関する補助制度を新たに導入したところであります。それから、居宅介護住宅改修事業につきましては、18年度から21年２月末現在までで92件、1,037万3,000円の実績となっております。

そして、今年度からは、新たに小規模修繕参加登録制度を導入して、建設業の活性化を進めておるところでございます。今後も、商工会などと連携をとりながら建設業の振興に協力して進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　1,300何万円の発注額だということでわかりました。

これにちょっと関連してですけれども、副町長にお伺いいたします。

町長の行政報告で、観光交流館の空調設備が541万5,900円ということで完成した、今のほうだから完成していると思うんですけれども、これについて、先ほど私が申し上げましたように、観光交流館についても、分離発注だとかそういうことができないかという町内の建築業者からの要望がありました。だけれども、そのときは、いろいろ建設業法だとかということがあったんでしょう、それで分離発注はできないと言ったんですが、この工事も同じ湯の花観光会館関連の、この１月９日ですか、補正予算で予算化したんですけれども、それを分離発注したという、その理由についてお伺いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　突然のことなもんですから数字等は今持っておりませんけれども、交流館の本体の入札から工事施工についてはご存じのとおりですけれども、それが一たん終わりまして、この空調につきましては当初計画のなかったものでして、それを前議会でも承認をしていただいて、追加というよりも別口での施工ということになります。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　別に発注したのはわかります。その発注したのはいつですか、入札をやったのは、日にちは。

○議長（渡邉嘉郎君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　ちょっと資料につきまして、今手元にございませんもんですから、また後ほど。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　２月に入ってからの発注ですか。あれはオープンがたしか１月30日だ

か幾日だかにだったですけれども、どうですか、その辺は。

○議長（渡邉嘉郎君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　オープン時には、まだ設置してありませんでした。１月30日が湯の花のオープンでございます。その後でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　私が言うのは、入札をやったのが。

○産業観光課長（山田昌平君）　入札は、その後でございます。

○４番（稲葉勝男君）　日にちを、ではまたあれしてください。

○産業観光課長（山田昌平君）　はい。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　その本体工事だって１月31日までが工期ですよね、本体工事の工期は。

○議長（渡邉嘉郎君）　産業観光課長。

○産業観光課長（山田昌平君）　はい、そうでございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　２月に入ってから発注したという、要するに分離発注したという、私は理由を聞きたいわけですよ。というのは、先ほども言うように、分離発注をお願いしたいという町内業者からもあっても、そのときは分離発注はできないんだというような形でやったのを、分離発注をした、その理由というのは、どういうあれか、その辺をね。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今の件ですけれども、最初の工事は終了ということで、空調については分離発注という考え方はとっておりません。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　分離発注ではないですか、だって契約者が違うでしょう。長田建設が元請だから、長田建設が変更でやったんだったら、これは分離発注ではないですよ。だって、あれによりますと、渡辺電気商会が施工したということになると、分けたんではないですか、

分離発注でしょう。その点について、ちょっと。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　副町長。

○**副町長（小針　弘君）**　当初の入札の段階での工事であれば分離ということが言えると思いますけれども、分離ということよりも、例えば、建設業法によってその資格にあるところでなければこの工事を受けられませんということでやったわけですね、あれは。で、地元の業者を当初は入れる予定でいたわけですけれども、そういった事実が発生したもんですから、それを受けることはできないということで、それについては終わったわけです。そして、その時点では、空調等は計画に入っておりませんでした。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○**４番（稲葉勝男君）**　副町長、よくそれで指名委員会の委員長をやっていると私は思いますよ。だって、受けたのは長田建設です。同じ工事のものを工期内に発注するんでしたら、発注が別だということだったらまた違うんですけれども、工期内に発注するんだったら、要するに、随契というか、変更契約で対応すれば、変更契約だよ、付随した工事、前にも変更契約やっているでしょう、それが看板だとかそういうものがふえましたということで変更契約をやったわけですよ。だから、今回のそれも、例えば、いつ発注したか私ちょっとあれですけれども、発注の時期によっては、長田建設との変更契約で処理すれば、だから請負比率はどうですか、本体工事と今の空調設備の請負比率、それをちょっと聞かせてください。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　副町長。

○**副町長（小針　弘君）**　全く今こういった議論になると想定しておりませんで、全く資料を持っておりませんので、ここでは答えられませんけれども、私が確かに指名委員会の委員長ですけれども、稲葉議員はその専門家ですから、ましてや町のその筋をやってきた方ですから、それは私とは全然レベルが違います、実質的なことも。しかし、やっぱり私個人でできることでなくて、この空調設備の予算についても、この議会の場に提出をして、そしてその時点で説明をして、そして皆さんに了解をいただいて、そしてこの工事の発注となったわけですから、その時点でご議論をいただくことが正当だと私は思っております。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○**４番（稲葉勝男君）**　それは方便ですよ。要するに、議会は議決はしますよ、こういう工事をやりたいからって。発注まで、ではああしなさい、こうしなさいという、そういう指示は

できないでしょう。だから、一番問題のある、私が専門家だからだって、そんな逃げ方はないでしょうが、副町長、あんた。専門家でなくて、何で専門的な委員長やっているんですか、おかしいではないですか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　副町長。

○**副町長（小針　弘君）**　それでは、指名委員会等についての事務局は総務課で行っておりますので、そこで答弁をお願いします。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　空調設備の発注、ちょっと今手元に資料がないですから、請負比率等々も、今はちょっとごめんなさい、お答えできません。これはもともとあそこの交流館の中の販売施設の建物の中の空調設備ということで、もともとの当初の計画に設計には入っていなかったと思います。12月議会でしたか、議員さんのほうからも空調がないのはつけてやりなさいよというようなご意見等も伺った、私記憶がございます。それで１月の末等にもともとの本体とは別に発注をしたという、ちょっと記憶でございます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○**４番（稲葉勝男君）**　今、総務課長が言われたのと産業観光課長が言われたのとちょっと、１月の末に発注したんだというのと２月になってから発注した、どちらか正直のところわかりませんけれども、いずれにしても、もう時間がないから、これについては後でちょっと資料等提出を願いたいと思います。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ちょっと質問をした稲葉勝男君、あれですか、では、ここで暫時休憩をとりますので、今それを持ってきてもらえますか、資料を。

暫時休憩とります。

休憩　午前１１時２７分

再開　午前１１時３５分

○**議長（渡邉嘉郎君）**　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁は、総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　申しわけございません、資料がなかったものですから、観光交流

館の本体の工事につきましてちょっと申し上げますけれども、本体工事が、契約工期が１月20日まででございました、１月20日です。今回の湯の花観光交流館の直売所空調設備工事、この入札が１月28日でございます。３社の入札によりまして、落札率は95.23%でございました。

○４番（稲葉勝男君）　どっちが95.23%。

○総務課長（鈴木博志君）　95.23%です。

○４番（稲葉勝男君）　本体。

○総務課長（鈴木博志君）　本体ではないです、空調設備のほうが。

○４番（稲葉勝男君）　95.23%。

○総務課長（鈴木博志君）　はい。観光交流館本体の落札率は、これは不落随契で99.87%の不落随契で契約をしてございます。これは、本体が価格、ちょっと税込価格でないですけれども、落札額が１億8,700万円ということになっていますから、当然6,000万円以上の工事という形で議会で承認を得るわけですけれども、例えば、これをもともと追加をするということになりますと、当然議会にまた変更のご承認をという部分もございます。なおかつ、例えば、これに対する随契という部分ですと99.87%という部分で高い部分につくかなと。結果的にですけれども、そういうことになるかなと。

もともと本体のあそこの販売施設として、空調という設備はもともと計画には当座入ってございませんでした。その団体等のほうの確認をしましても、自分たちでつけますよというような自助努力という部分の話等をしていたみたいでございます。その後、議員さんからの要望等と団体からの要望等との部分で今回の入札という形になりました。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　今の総務課長からの答弁でわかりました。

私は、１月31日というふうに解釈をしていたもんですから。またこれについて何らかのあれがあったら、委員会のほうでまた質問させていただきます。

それでは、時間もありませんので、次へ移らせていただきます。

職員のいろいろ危機管理だとかそういうことについて、例の２件の不祥事について同僚議員も質問しています。今回の一連の不祥事に対して、私も元同僚であったことと、それから、上司としておりましたことですもんで、非常に残念に思っております。これは、不祥事を起

こした本人が一番責任は重大でありますから、その処分については真摯に受けることが当然であります。

町長は、今回の不祥事で、公務員として綱紀粛正と行動、言動について自覚を持ち、緊張感と連帯意識を深めてほしいだとかということを言っています。連帯意識を深めるにはコミュニケーション、酒もお互いに飲み合うのもいいでしょうし、そういう連帯感を養っていただきたいというふうに叱咤激励しております。

ですけれども、叱咤激励だけではなくて、１カ月ぐらい前の新聞ですか、これに地方公務員長期休職の４割という心の病で10年で４倍と、これが全国地方公務員のうち2007年度に心の病で長期間休んだ人は10年前の約４倍にふえているんだと、そして、これの原因というのは、地方分権だとか職員定数の削減で１人当たりの仕事の負担だとかそういうものが大きくなっているのが原因ではないかというふうに総務省は言っております。

この調査というのは、都道府県と政令指定都市、県庁所在地、それに人口30万人以上の33市、それから都道府県から２市２町を抽出して、318自治体を対象に、警察官だとか教職員は別として、一般職のうち精神及び行動の障害で１カ月程度休んだ職員を調査したみたいです。

その結果、1997年には、対象者が80万695人のうち心の病が1,900幾人で0.25%であったと。それが2007年には、対象者が76万300何人に減ったんだけれども、1.03倍の……

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉君、ちょっとごめんなさい。

議場内のカメラはやめてください。

失礼しました。では、続けてください。

○４番（稲葉勝男君）　1.03倍とその４倍ですか、非常にふえている。そして、その中でも、大けがや疾病なども含む長期休職者の全体の43%が心の病だと、こういう調査結果が出ております。要するに、先ほども言いましたが、やった本人が一番悪いんですけれども、任命権者あるいは管理監督する立場としましては、この辺をどういうふうに、またその原因がどうかという追求をする必要があるんではないかというふうに思いますので、その点について町長はいかがでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今言われるのは、いわゆる「メンタルヘルス」という言葉が今言われています、精神面で

すね。いろいろ公務員の仕事というのは、社会が複雑多様化する中で、やはりそれに耐え得るだけの肉体的なことだけでなくて、やはり精神面、強靭な精神面といいますか、が必要ではないかと思います。

ですから、これは一人一人の職員のふだんの自覚、私は前にも言っていますけれども、自覚とそれに耐え得るだけの精神力、これがなければ今これだけ厳しい世の中では、これは公務員に限らず、世の中が大変ですから今、何の職業でも言えると思います。そうなると、人それぞれで個人になります。

私は、町長として、そういう言葉で言っておりますけれども、あとはそれぞれの職員一人一人について、私がいちいちどうだこうだ言えません。それは、だから副町長であり、担当課長であり、そして、そういう機構の中で、私としては示達をしてきております。

今言われたような実に非常に高い率で、今、精神的な面で耐えられないという事態がどこでも起こっておるようであります。これについて我々も考え、そして実は、今話が出ましたけれども、この１月、２月でしたか、メンタルヘルスの関係の全職員を対象にした講演会を開催する予定でおりました。ところが、お願いする予定の医師がちょっと都合がつかなくて、これ取りやめましたけれども、そういうことまで考えて、私はやっている最中の出来事でした。非常に本当にもう残念という言葉しかありません。そういうことですので、取り組みとしてはそういうことでやってきているということであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　町長の答弁で本当に残念でならないとは、だれしも、先ほども言いました、同僚としてもそういう気持ちでいっぱいでございます。メンタルヘルスの面、十分この辺は今の時代には重要なことだと思いますので、十分やっていただきたいというふうに思います。

それでは、今この中で、懲戒処分等の取り扱いということでちょっとお聞きしたいと思いますが、鈴木町政において、一般職、それから職員懲戒審査委員会に付託した事例は何件ぐらいありますか、町長になられてから。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　平成17年５月以降は、懲戒委員会に付託した案件は３件でございました。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　昨日、同僚議員のほうから、飲酒の検知を行ったということで副町長に質問がありました。副町長は、そういうことは一切ないという答弁をいただきました。

これについて、実は、私、その該当されるという職員の親族に、たまたま私同級生なんですよ、親族が、その新族が私のところに言ってきた話ですと、彼は俗に言う二日酔いですか、それで役場へ出てきて、それで庁用車をそのまま運転したんだと。そして、運転して帰ってきて、そうしたら、おまえ酒臭いからアルコール検知機をやってみろと言って、やったら、話ですと0.45以上の数値が出たと。これは、おまえ、飲酒運転だということで、それで警察にもちろん捕まったわけでもありません。

そういう中で、やっぱり0.45だと、それが発端で、その担当課長が親族のところへ伺って、40分ぐらい正座をしながらいろんな話をされた。そして、親族に、受け取ったほうとしたら、さっきの委員会に付託すれば、これは懲戒免職の事例だと、だから、辞表願を出すようにというような言い方で来たんだと、そういうことを私のところにやってきました。

実際、副町長、実際そういうことをやりませんでしたか、どうですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今の質問ですけれども、職員の退職の件ですが、これは本人から退職願が町長のところへ出されまして、それを受けた中で、受理した中で２月末に職員が１人退職をしております。

その内容等を、今、議員がおっしゃられましたけれども、非常にこれはやはり個人情報にかかわることでありますので、ここでその具体的なことを述べるということは控えさせていただきたいと思いますけれども、この交通事故等ですけれども、交通事故だけに限らず、きのうの私の答弁の中で、検知機を町に備えることを今度は考えているという話をしましたけれども、実際には買い取りまして、公用車を管理する課に配付は行っております。８台の配付を行っております。

そして、それはどういったことに基づいたかといいますと、静岡県の安全運転管理協会、ここから出されております運転管理の法定講習会がありまして、これらにのっとったものでありますけれども、その中には、飲酒運転をさせない管理手法という中で、管理ですけれども、一般の事業所等においては朝礼で点呼するときにアルコールをチェックする……

○４番（稲葉勝男君）　ちょっと議長、いいですか。

副町長の言うのは、私の答弁とは違うんですよ。私は、それを設置することを、こういうあれでやったとかということではなくて、先ほどから聞いているように、職員を呼んで応接で検知機をやってみろと、やったという、そういうことの事実があるのか、ないのか、昨日はそういうことは一切ないと言ったけれども、私は、その親族から、先ほども言ったように聞いた話ですと、今言った担当課長が座って……

○**副町長（小針　弘君）**　ちょっと議長、すみません、私はまだもう少し述べさせてもらいます。

○**４番（稲葉勝男君）**　時間がないですよ、私、そのあれを聞く。

○**副町長（小針　弘君）**　私、検知機の位置づけというものをちょっと皆さんにわかってもらいたいために、今話をしているわけです。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　続けてください。

○**副町長（小針　弘君）**　この検知機ですけれども……、よろしいですか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　続けてください。

○**副町長（小針　弘君）**　この検知機ですけれども、これは今言ったように、静岡県の安全運転協会、ここから出されたものです。この検知機ですけれども、毎日、毎朝やるということですが、業務中に酒を飲んで運転する人はいないと思いますが、きのう飲んだ酒が朝まで残っていることは珍しくありません。もし翌日までアルコールが残り、呼気中アルコール濃度が0.15ミリグラム、これがあった場合には酒気帯び運転になります。そうしたことを防ぐために朝礼や点呼時においてアルコールチェッカーで酒気の有無をチェックすることを考えてみましょうと。

ある事業所では、毎日、業務前に必ずアルコールチェッカーを使って一人一人の酒気の有無をチェックしています。もし呼気中のアルコール濃度が少しでも検知されれば、その日は欠勤扱いにして絶対に運転をさせないようにしています。そして、しばらく会社で休ませて、再度検査をしてアルコールの数値がゼロになってから帰宅をさせています。こういう事例がございます。

こういったことも事業所で行われているという現状、そして、運転協会の指導方針にあるということでありまして、１つはこれは参考として読み上げさせていただきましたけれども、先ほど申しましたように、個人からの退職願いが出され、それを町長が受理されて、２月末で退職したと、それ以外のこの方のことに関しましては、非常に個人情報に関することが多いものですから、この場では回答を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　副町長、個人情報って、その個人の情報を欲しいということではないんですよ。聞いていることはわかりますか。理解していますか。

○副町長（小針　弘君）　わかっていますよ、わかっています。

○４番（稲葉勝男君）　だからね、私は、端的に、先ほど長々といろんなことを述べました、それを聞くために質問したんではないですよ。要するに、そういうことを私のところに親族から話があったと。それで、前日もそういうことを聞いたということで、あなたに質問しましたら、そういうことは一切ありませんと。だけれども、私は親族から聞いた。親族は一番近いあれですから、うわさよりは親族の言うことを私も的確ではないかなということで、今回またあなたに質問して、それがあったか、ないか、それで担当課長がそこへ座ったという、そこはあるのか、ないのか、その辺をはっきり言ってください。おかしいではないですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　改めて、私は個人情報にかかわる部分が出ると思いますので、この場では回答を控えさせていただきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　また、あなたは本当にあれですね、よくそれで副町長をやっていると思います。

〔「ないと言えばいいの。昨日、ないと答弁したけれども」と言う人あり〕

○４番（稲葉勝男君）　昨日はないと言って、今は答弁できない、ですか、では。もし……

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○４番（稲葉勝男君）　まだ。

いいですか、もしあれでしたら、その親族と、私も、本人がもしあれでしたら、本人を連れてきて、あなたの前で事実確認したっていいですよ。議会でうそをつくということはどんなものか知っていますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今これを読み上げさせていただきましたけれども、町の中でそうい

ったものは制度等がありませんので、いろいろな職場の中では、議員も、長い間、町にいたはずですので、その点はおわかりになると思いますけれども、非常にやっぱりいろいろな職場の中では、手法等がこういったことでもわかるようにとられていると思います。それが法的にあるいは触れるのかどうか、そういったことは別にしまして、いろいろな事情があるものですから、議場の席で、これ以上いろいろお話をすることはできないと思います。

また、昨日、梅本議員の質問の中で、そういった正式なものはないという答弁をさせていただきました。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

〔４番　稲葉勝男君登壇〕

○４番（稲葉勝男君）　副町長のタヌキみたいな、そんな答弁をのらりくらり聞いているなんて時間がもったいないから、次に進みます。

石廊崎の観光活性化について。

これは、時間、何時までにしたっけ。もう終わりですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　もう終わりですけれども、あと55分までの２分間で。

○４番（稲葉勝男君）　では、町長にお願いします。

たびたび私、定例会の中で石廊崎の件についてはお願いしていますので、ぜひ、先ほどカーフェリーをこっちへ呼ぶかというような状況の中で、町長が主体になって、近隣の市町村に、これは大事な土地だから、観光地だから、ぜひみんなで協力して、これを何とかしようというので、県なり国なりへ要望するような形にしようではないかと、文科省の大臣も静岡県から出ている関係があるもんですから、ぜひそこらをうまくやって、何とかああいう状況がいつまでも続かないようにしていただきたいということと、それから、これも……。

いいですか、まだ。

町長ご存じでしょうけれども、菊池町長のとき、南中の温泉探査をやりましたよね。それで、その資料が町長室のどこかに必ずあるわけです、あると思います。それは門外不出というか、それになっているわけです。だから、そういうので、例えば石廊崎の活性化に温泉を利用すればとかという、そういうあれもまた検討していただきたいと、そういうふうにお願いしたいと思います。時間、終わりですね。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで、昼食のため１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５５分

再開　午後　１時００分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇　清　水　清　一　君

○議長（渡邉嘉郎君）　６番議員、清水清一君の質問を許可いたします。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　それでは、清水、一般質問をさせていただきます。

一般質問の通告書に載っております、まず２番目、また３番目、それで最初の１番目という形で、そういう順番でやらせていただきます。

１つ目といたしまして、自治体合併についてでございます。

昨日、今日と各ほかの議員の方々が一般質問でやっておりましたけれども、また同じようなことを聞くと思いますけれども、お願いいたします。

新市での将来構想と基本的な考え方ということでお伺いしますけれども、合併協が始まるとき、町長の答弁で、合併協は、合併することではなくて、合併へ向けての取り組み、協議の場であると、その中では期限もあるという答弁でありました。それで合併協に臨むという形を発言してきたと思いますし、６月議会、９月議会等でもそういうような答弁があったと私は考えております。

現在、合併協も佳境に入ってきましたけれども、協議の場である合併協、この間も、私、松崎町へ見に行ったんですけれども、合併協自体が、これが協議の場であるのかな、分科会とかあるいは首長会では協議していると思うんですけれども、合併協という中へいくと、各市町の長が一言も発言しないように私は考えられます。あそこには、合併協の会議では、ただしゃんしゃんとして見えるんですけれども、どこが協議の場であるのかなという形で私は考えているんですけれども、私の今の質問の中で、町長の考え等をお聞かせください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

今、我々が取り組んでいる合併協議会についてということですけれども、これは、議員の言われるとおり、構成が我々市町の首長、そして議会代表あるいは学識経験者等で構成され、これに県が入っての総勢で26名で構成されております。ここでいろいろ協議を進めておるわけであります。

そして、ここの協議の場へ上げる協議事項については、その下に幹事会があり、部会等があるわけでございます。ですから、そこに上げるまでに担当者レベルで検討して、そして幹事会で検討され、最後に、それが協議会へと、いわゆる協議事項の案として上がってくるわけであります。

そういうことですので、我々は、そこで、ではどういう立場かというと、もちろん協議会では構成委員でありますけれども、それぞれの市町の首長であるわけであります。ということは、この協議会へ上がる段階で、我々は我々の会が持たれております。これは、協議会の組織として正式な組織ではありませんけれども、やはりある程度上げるからには、それぞれの市町の担当者レベルで練ったものを我々が最終的にチェックしようではないかという意味合いもあって、そこでいろいろ協議しております。

ですから、それが上がった時点で、それについて我々が発言するということになりますと、自分の出したものを自分で反対であるとか、あるいはいろいろ意見になるわけですね。ですから、あそこでは、当然通常であれば、それについての発言というのは、あってもいいですけれども、ないということになると思います。

私は、前に、これは我々の市町長の会議のときに言ったことがありますけれども、議員もお見通しかどうか、あそこへ上がった時点で、我々首長の意見が分かれたことがあります。そして、後で首長会議のときに、そういうことは原則論としておかしいではないかと、あそこへ上がる時点で、我々がもうこれがいいでしょうということで提案していると。ですから、我々が協議する、その場までの段階であれば、それは異論を唱えたり、例えば反対の意見を言ったりするのはそれでいいけれども、ある程度あそこへ上がった時点では、もう我々はある程度事務局案でいこうと、原案でいこうということの合意がなされているはずだということを言ったことがあります。

そういうことで、我々としては、そこでは余り発言がないということですけれども、これ

は、今後、まだ残っておりますからわかりませんけれども、私は、そういうふうに自分としては考えております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　各首長間で決まったというか、合意が得られたという形があるんですけれども、やっぱりその中でも、各首長間で１人あるいは２人はちょっと異論を唱えたり、状況によっては、これで引かなければいけないのかなというものもあると思うんですけれども、そういうときはやっぱり自分なりの意見というものがあってもいいのかなと思うんですけれども、そういうこれまで各市町の長で意見を言いたいなと、例えば、そういうものは意見を言いたいなと思ったんだけれども、やっぱり皆さん首長間で出すものだから意見は控えているという形は、南伊豆町長としてそういうものはあったんでしょうか、それともなかったんでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　ほかの委員はわかりませんけれども、少なくとも私は、自分の考えとか意見は、先ほど申し上げた首長会議等で述べております。ですから、そういったものが反映された中での、あそこへのいわゆる協議事項の案として上がっているというふうに解釈していただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　わかりました。

合併協は、いろいろいいまちをつくりたいためにやっているわけでございますから、それをやってもらいたいと思いますけれども、その中で、新市での将来構想という考え方ですけれども、毎回聞いているわけですけれども、町長として、どのように毎回同じだと、答えは同じだと思うんですけれども、どういうふうに考えてやられて、これまで合併協が進んできておられるのかをご答弁お願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

新市での将来構想ということですから、これは私だけでなくて、新しい市の構想となりますと、これは今までも述べてまいりましたけれども、合併協議会の中に新市基本計画策定小委員会が設置されております。ここで策定に向けての協議を行ってまいりました。第10回合併協議会の中で、この基本計画の案が確認をされ、計画になったわけであります。これはあくまでも確認であります。

基本的な考え方として、１つとしては、基本方針及び主要事業を定めるに当たっては、将来を展望した長期的な視点に立つものとする。それから２つ目が、財政計画の策定に当たっては、限られた財源の効率的な運営に努めるなど適切な財政運営を図ることに留意する。３つ目が、公共的施設の適正配置と整備は、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮するとともに、地域のバランスや財政状況などに考慮しながら整備していく考えに立つものとする。それから４つ目が、新市建設を総合的かつ効率的に推進し、ハード面の整備だけではなく、ソフト面にも配慮するものとする。これが合併協議会新市基本計画策定小委員会で協議を進めてきた内容であります。

そこで、本町としては、策定に向けた基本的な考え方４項目、これらを尊重しながら、町民への行政サービスの低下を生じないように進めてまいらなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　この第10回で確認されたという話でございます。その内容的にはいいと思うんですけれども、それが「確認」という言葉を使っているんですけれども、確認は合併協議会で決定されたというふうに解釈するのか、あるいは合併後に、それが「確約」できるのか、その合併後の確約みたいな、そういう合併協でやっている言葉、確約できるものだったらいいんですけれども、確約できるのか、できないのか、これまでの答弁では、財政状況が変わるからわからないという答弁もございますけれども、それが丸々いくんだったらいいかもしれないけれども、これが確約されないものであるんだったら、また考えざるを得ないことも出てくるもんですから、そういうものが確約できるものなのか、できないものなのか、将来構想というものがうまくいくのか、いかないのか、それをお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

昨日でしたか、一般質問の中でこの話が出ました。まちおこしの例であったり、いろいろ全国的な例が示されました。我々が今進めている協議事項というのは、言ってみれば紳士協定ではないかなと思います。ですが、やはり今我々がこれを粛々と進める中で、やはりこういったやり方というのは、ほかの各自治体でも、全国レベルで進められるということになれば、やはり我々はこれに従って、今進めなければならないわけです。

ですから、通常ですと、この「確認」という言葉は、「決定」であるとか、あるいは「可決」ですね、あるいは「議決」、こういう言葉に値すると思うんです。ただ、この協議会というのはそこまでいかない、まだ、確認をされましたと、それぞれの市町の代表によって、合意事項については確認がなされましたという意味合いの私はことだと思いますので、これは紳士協定ということで、これが守られるか、守られないかということになると、これはとてもでないけれども、我々はこんな協議会を進めるわけには、そんな不信があってはならないものです。

ですから、我々は、このことはやはり、今後、新市になった段階で、もう決定事項として受けとめてもらって、決して進めていかなければならないというふうに、私は解釈しております。

だけれども、「確認」という、あくまでも言葉でなされていることですから、これはやはり議会にかけたり、あるいはそれなりの期間で決定となりますと、その手続を経なければならない項目もあるわけですけれども、ここで私がこれは断言できませんけれども、今言えることは、少なくともそういうことではないかなというふうに思っております。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろ合併協で進んでいるわけですけれども、その中でまた町の関係計画の扱い、見通しはということでまた聞きますけれども、いいまちとして合併協で協議したわけですけれども、合併した場合、どのように町民にいいことがあるんだと、よくなる内容等がございましたら言っていただきたいなと。いろいろ悪いこともあるだろうという話もあるんですけれども、いいことがあるということがあれば、そういうことをお教え願いたいと思いますが、わかる限り教えていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

合併することのメリットですか、計画の中でということですけれども、これは、きのうも申し上げたように、合併してすぐ、直接メリットということはなかなかこれは正直言って実感できないんではないかなという思いがしております。それよりも、今単独でいくことが非常に将来見通しが立たないということではないかと思います。

ですから、昨日も申し上げたとおり、メリットよりもむしろデメリットが、あるいは直接町民の皆さんには感じられる面が出てくるのかなと、これは私の予想ですけれども、こういうことがないように、サービスは高く、負担は低くということですけれども、そういうことで進めております。個々の合併のメリット、デメリットについては、今までも、私も地区懇談会であったり、いろいろな面で述べてきましたし、清水議員もご承知と思いますので、細かいことは申し上げませんけれども、これはそれぞれの考え方、受けとめ方もあると思います。しかし、我々はやはり行政を推進する立場で、この合併協議に取り組んで、そして合併に向けて進んでいくということは、やっぱり多少のそういったメリット、デメリットいろいろある中でも、やっぱり将来を考えて進めるという基本的な考え方に立って取り組んでいくということになるわけであります。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　すぐにはいいものは出ないんではないかなという形だという話もありますけれども、その中で、サービスは高く、あるいは負担は少なくしたいという形がございましたけれども、そういうものが１つ、２つぐらいはあるのかなと、サービスを高くする、あるいは負担は少なくなる、その代表的なものがありましたら、合併協議の中で、その点の中でそういうものがありましたら答弁願いたいんですが。

○議長（渡邉嘉郎君）　企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　皆さんのお手元に合併協議会ですか、その都度お手元にどういうことが審議されているか、るる言ってございます。今この場でどこか１つ、２つ挙げてくれということを言われましても、この中でちょっと時間がかかるもんですからあれなんですけれども、当然のことながらサービスは高く、負担を低くといった中で、また逆の場合というのは、財政的な面、いろんな面があって、そこまでいかない、少し高くなるよという点

もございました、今までの合併協議の中でです。そういうことでございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　わかりました。

データがないからちょっとあれなんですけれども、次に参ります。

新市の財政計画ですが、合併協では、私も資料をもらったんですけれども、合併協の10年間の財政計画等がつくられていると思いますけれども、それを簡単にこの席で述べていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　それでは、お答えします。

新市における財政計画ということですけれども、これは、昨日の竹河議員のご質問にもお答えしたとおりであります。

基本的な考えというのは昨日の答弁のとおりでありますが、もう少し詳細に述べたいと思いますけれども、平成22年度に計画上の合併初年度となります。そこで、歳入歳出総額が197億4,000万円、その後、平成29年度までは190億円台を推移し、平成30年度に185億円、平成31年度に178億円としております。

次に、歳入歳出推計の考え方について、代表的な項目について簡単に説明したいと思います。

まず、歳入についてですが、地方税、これは過去の実績や将来推計人口、今後の経済の見通し等を踏まえて推計をしました。普通交付税は、将来推計人口及び合併算定外により推計をしたところであります。繰入金は、各年度の収支調整のため、基金からの繰り入れを推計いたしました。普通建設事業に係る起債は、普通建設事業の事業費に合わせて推計をいたしました。

それから、次に歳出でありますが、人件費につきましては、退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減、それから、特別職の削減等を見込み、一部事務組合でなくなる下田地区消防組合及び南豆衛生プラント組合の人件費も見込み推計をいたしました。それから、物件費、維持補修費につきましては、類似団体との比較により合併効果を見込んで試算をしたところであります。それから、扶助費につきましては、将来推計人口から過去の実績により推計をいたしました。補助費等につきましては、過去の実績から、下田地区消防組合及び

南豆衛生プラント組合の組み替え等を見込みました。

投資的経費につきましては、過去の実績をもとに国の財政構造改革に沿って事業費を抑制し、建設予定の本庁舎及び南伊豆支所の事業費を見込み、推計をいたしました。この投資的経費の中には、今朝ほどから出ております、いわゆる地域自治組織における地域事業費も含まれております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　この財政計画どおりにいくのか、いかないのか、わからないところなんですけれども、結局絵をかけば、なるべく都合のいい方向、実施に近い形でなると思うんですけれども、それが先ほどの最初の答弁のほうにということですけれども、確約できるものではないという話もございましたけれども、そこが問題でございまして、なかなか先行き難しい、わからないところが多い中で、この計画をつくってあるという形だと思うんですけれども、町民のための合併を進めているというふうに町長は言っていると思うんですけれども、そういう形で読んでよろしいんでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

もちろん、そういう姿勢で臨んでおります。先ほどから申し上げております分科会あるいは部会、幹事会等で町の考えや計画的には盛り込んでおりますので、それらをまとめ上げたものがいわゆる新市の計画ということでありますので、我々の町のこと、もちろんこれは当然我々には当たり前ですし、これからも協議会の場では主張してまいりたいというふうに思っております。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　わかりました。

それでは、次に、共立湊病院についてお伺いいたします。

共立湊病院、第三者機関に答申への取り組みということでございますけれども、これまで、町長として、この第三者機関の答申にはどのように取り組んできておるのかという形で報告をお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

この第三者機関というのは、これも幾度かもう今までも議会でも使わせていただいておりますけれども、ご承知のとおりのいわゆる第三者による機関であります。そこでいろいろ協議をいただいて、昨年の11月に答申が出たわけであります。これに沿って我々は進もうということで組合議会はもちろんそれぞれの市町での部長会でも合意に達しまして、そして、この計画に沿って、今、尊重しながら進めております。

そこで、これも一般質問でもありました病院の場所の問題であったり、病院の規模であったり、財政的な問題であったり出てきておるわけでありますが、これを一つ一つ解決、乗り越えながら前へ前へと進もうということで、今、組合議会そして我々首長間で合意を得ながら取り組んでおります。これも何度も申し上げますけれども、目標年度がもう決められておりますので、それに向かって計画を進め、実現できるよう私としては進めてまいりたいというふうに思っております

その中には、いわゆる指定管理者の公募の問題、設計施工のプロポーザル協議方式の実施、こういったことがあるわけであります。ですから、これらもそれぞれの取り組みに従って、答申に従って、我々としては鋭意取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　答申取り組み、いろんな考え方があるもんですから、私の考えと少し違うところもあるんですけれども、一生懸命やっていただいていると思うんですけれども、２つ目の一次救急の考えでございますけれども、町内の一次救急というのは、共立湊病院を中心として、まず動いているんではないかなと考えます。町民は、一次救急で行くところというのは、近くにも各医院さんがございますけれども、ほとんどの方が救急車で行った場合は、まず８割、９割の方が共立湊へ行くんではないかなと考えてきております。

町内の一次救急のことを考えたときの答申、第三者機関答申との絡み、どういうふうにこれまで考えてきて、町内の一次救急を考えた中でのこの答申を考えて行っておられるのかと、そういう考えは、どういうふうに考えてきたのかをお伺いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　お答えします。

一次救急の考え方ですけれども、まず、賀茂地域の第一次救急医療につきましては、平日夜間及び休日に発生する民用、いわゆる要さない救急医療を対象として、今、在宅通知制及び在宅の当番制でもって救急患者の受け入れを行っておるところであります。しかし、そうはいっても現実には、救急を受け入れる体制がとられている医院が少なくて、一部の救急指定医院に集中する傾向がどうしても見られると。例えば、軽症であっても第二次救急病院に搬送されるという、こういったことも、救急隊員が搬送先を探すという状況が続いておるようであります。

こういったことを踏まえ、平日夜間の在宅通知制を賀茂医師会の協力によって在宅当番医制へ移行することで、在待一次の救急医療体制を整備、充実をして、そして医療機関において第一次、第二次救急の役割を確認し合うことで支援体制を確立していくべきではないかというふうに私は考えております。

なお、共立湊病院改革推進委員会においても議論されました夜間医療救急センター等の設置につきましては、賀茂医療圏域の重要検討課題として統一的な体制整備を研究すべきではないかなというふうに考えております。

こういった状況の中で、今後、先ほど申し上げましたけれども、病院の建てかえ問題に合わせて、この救急の問題にも、これは、いわゆる我々が第三者機関に諮問する段階で３つの項目をお願いしました。病院の建てかえに関すること、それから、救急医療に関すること、その他重要事項に関すること、こういうことで諮問しておりますので、その中の１つが救急でありますから、当然答申が出ておりますので、今言ったような状況をよく把握した上で、地域住民が救急の不便さを来さないように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　一次救急というのは市町村の分担であると、それで二次救急というのは地域圏の分担であると、それで共立湊病院については地域圏の病院であるという形で、この諮問の中では、救急に関するものいう場合は二次救急として考えていると思うんです。ですから、一次救急のものについては、答申の中には含まれていないんではないかなと私は考えます。

ですから、町内の一次救急の方々が、もし共立湊がなくなった場合、あるいはどうなるか

わかりませんけれども、他の市町村へ転送あるいはされる可能性が高くなるんではないかな。町内で一次救急等を診る医院さん等が少なくなって、軽症であろうともよそまで行くような形になっていくんではないかなと私は考えますけれども、それで、一次救急でもし賀茂医師会等で当番制と言いましたけれども、当番制といっても、結局町内には医院さんの軒数が少ないという中で当番制をやった場合、結局半分以上は南伊豆町内で診られないという形になってくると思います。それは町民の方々に対する、健康保障に対する不利益が出てくるんではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　第一次救急と第二次救急のいわゆる区分けは、患者側の病院の区分けというのはなかなか正直言って難しいのではないかなと思います。実際問題、今、第一次救急も第二次救急で扱う病院へ行くとか、そういうことがあるわけです。それで、だから、いわゆる開業医でもって当番制、在宅でやっていただいているということですけれども、この点は、今度の病院の建てかえはもちろん、救急医療ということは今言われるように第二次救急ということで、また毎年上がってきますけれども、その辺は賀茂医師会も病院のいわゆる検討委員会には入っております。

ですから、そこらの意見も聞きながら、救急のあり方、これは県のほうで今までも音頭をとって協議を進めてくれておりますけれども、今後、これがやはり課題といいますか、大きな問題となって、重要な問題となっていくんではないかなというふうに考えておるところです。ですから、状況をよく知る上で判断をしてもらって、そして対応を考えていかなければならないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　一次救急は、町民の方々が遠くなればなるほど大変になる、いつぞやも私言いましたけれども、お医者さんから４キロあるいは５キロ以上離れた地区は、昔でいう無医村であると。だけれども、今南伊豆町内は患者輸送バスが走っているから、静岡県の統計資料では無医村はないということになっています、南伊豆町内。

ですから、それが、では患者輸送バスが共立湊まで行っているわけですけれども、それがもっとよその市町村まで行くという形になると、なかなか乗っていく患者の方々も大変にな

ってくる。患者輸送バスがなかった場合は、無医村というのがいっぱい出てきてしまうという中で考えたときに、それは町民のための一次救急あるいはお医者さんを変えることも考えて、これからもうまくやっていただくようお願いいたします。

その中で、医療立町への取り組みという形でございますけれども、町長は、湊病院のところを医療福祉ゾーンだと、あそこをしたいと言っているわけでございますけれども、あそこが核となる共立湊病院がなくなるとすると、ただ福祉の施設があるだけであって、医療と福祉のゾーンとすべき核がない状況になるんですが、そこをどういうふうにして核とし、医療福祉ゾーンとして考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　病院の建てかえ問題とあわせて考えなければならないのが、今言われる現在地の問題であります。今「跡地」という言葉が出ておりますけれども、これは正式に下田移転が決まった時点で言える言葉であって、今は跡地と言っていますけれども、それが移転した後のいわゆる現在地ということになろうかと思います。

そこで、この跡地につきましては、建てかえ問題と並行して、例えば、あの病院が今言われている下田南高跡地へ移転しても、すぐあの跡地で医療が継続して行われるということでないと地域住民としては非常に困るわけですから、それらを考えながら跡地利用は、これも委員会的なものをできれば立ち上げていくことになるんではないかな、これはまだそれまで検討に入っておりません。今何しろ建てかえのいわゆる用地確保、場所の問題が先行しておりますので。しかし、これもあわせて検討に入っていきたいというふうに思っております。

今ある、議員の言われる老健施設あるいは特養ホーム、こういったのは、国から土地の移譲をされたときの条件として、あそこへ医療ということももちろん、病院の経営がなされてきておるわけですので、これらを考え、これだけでなくて、あそこのゾーンをいわゆる医療福祉、そういったゾーンとして、これからも検討して、我々の考え方が反映されるよう取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　町長もいろいろ考えていると思うんですけれども、やっぱりその中でも共立湊病院があそこにあるとして、あるいはなくともしてといろいろあるんですけれども、

やっぱりあそこでも考えておかないと、何も考えずにただ病院だけ残ってしまったという形ではまずいわけですから、もう考えてあるんだろうから、あそこへ医療施設を置かなければいけないんだという形にしないとおかしいわけで、考えてある、要するにあそこを中心として考えているんだから、医療施設はなくてはいけないんだという話をしてもらいたいんですが、そういうふうに言っていくようにしてもらいたいと思います。そのための計画をされて、町長は今考えておられると言いましたけれども、早急に考えていただけますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　私は、今清水議員が言われたことを言ったつもりでいましたけれども、伝わっていないようですから、そのとおりであります。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　失礼しました。追加で言っておけば、議員も言ったと、あるいは町長も言っていたという形で非常に心強くなって、町長も言いやすいかなという形で、議員も言っているとそういう形で言っていただければ非常に進んでいくものと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に、町職員の資質及び能力向上ということでお伺いいたします。

ほかの議員も皆さんいっぱい今回この関係の質問をされておりますので、私も少しやらせていただきますけれども、まず、人材育成基本計画の内容と効果でございます。

人材育成基本計画というのは、平成19年５月にできている予定だということで、総務課長が前々回、昨年答弁されましたところですけれども、そのときに、平成20年３月には作成されてできているという形になっていると思います。その基本計画はどのように実施されてきているのか、また、効果はどのように出ているのか、把握しているのか、お伺いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　毎度、清水議員から同様のご質問をいただきましてありがとうございます。人材育成基本計画の内容と効果という部分のご質問でございます。

今、議員おっしゃいました20年３月、昨年の３月には、この計画は既にできていなければいかんという私も答弁をしたことがございます。これ横嶋議員の、昨日のご質問にもありましたけれども、現在、こういった人材育成基本計画という部分の育成基本計画はできてございません。研修計画で、それぞれの資質向上、能力向上に対して、その向上策等々につきま

してはいろいろやってございまして、その答弁の形でよろしいでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　人材育成計画をつくるのは難しいと思うんですけれども、これを一生懸命つくっていただいて、それでうまくやっていければ何かいいことがあったんではないかなと考えます。

それでは、２つ目の職員提案制度の内容と効果でございます。

これまで、職員提案制度でいろんな行政サービスや行政事業の向上につながっていると、職員の皆さんがいろいろ提案していただいて効果が出ていると思うんですけれども、この平成20年度について、どのような提案があって、件数とか内容についてありましたら報告願います。

○議長（渡邉嘉郎君）　企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　お答えします。

この質問も、昨年の９月だったと思いますけれども、質問を受けまして、そのときに説明させていただいたと思います。

今のお話ですと、平成20年、つまり今年度、どういう提案があったかという質問でございますが、「職員みんながカメラマン」ということで、１点のみ提案がございました。内容でございますけれども、町のホームページ上に町の出来事的なコーナーを新設するということでございます。このことによりまして、いわゆるリアルタイム、例えば、みなみの桜と菜の花まつりがつい最近終わったばかりですけれども、そういう桜が咲いているよと、そういうことが掲載できるというようなことで、この１点、職員みんながカメラマンということで出てきました。

なお、この提案につきましては、優秀賞というようなことで、できればというよりも新年度、つまり21年度からそういうホームページ上に立ち上げていきたいと、この後は３月補正がございますけれども、その中で提案してございますもんですから、それが通りましたならば新年度からそういう形ができると、このようになっております。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　昨年もやったわけです。そのときも件数的には２件ぐらいしかなかっ

たような気がします。今年度は１件だという話でございます。

職員もいろいろ考えて、いろいろいい提案があるけれども、ただ言わないだけで、あるいは口頭で言っているだけかもしれませんけれども、そういうものはやっぱり提案してもらって、職員自体も町のことを一生懸命考えているんだよという形になるためにも、この提案制度はせっかくある制度ですから、ぜひともうまく利用ということはないですけれども、実行して、いい町になるように職員の皆さんも提案を文書で出すことによって責任感が出てくるという形があると思うもんですから、そういう形でやっていただきたいし、前回も言いましたように、やっぱり課長級だけでなくて、30代あるいは40代ぐらいの方に審査員をやってもらうことによって、その方々がもう一回提案の中からこういう提案もできるなという話が出てくるんではないかなと思いますが、仕事が忙しい中、なかなかできにくいよという話もあるんですけれども、件数が少ないんですから、そういうものも検討してみる余地があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　議員おっしゃるように、確かにそのとおりだと思います。今年度１件しか提案がございませんでした。

そういった中で、実は、先ほど議員おっしゃるように、できるだけ提案しやすいような制度をつくったらどうかといったことで、とりあえず私どものほうでも事務担当課といたしましては、要綱を実は改正いたしまして、今まで審査基準、判定基準ですね、これが10段階、どちらかというと細かく、通知表でいくと10点法というんですかね、それを今度は５点法に変えまして、できるだけ皆さんに提案してもらった中で、賞というんですか、報賞というんですか、そういうのをとってもらいたいというようなことでやったんですけれども、さっきの議員の質問等でもちょっと出てきたんですけれども、今は地方分権の時代で、かなり仕事がおりてきております。また、行財政改革の中期プランといった中で人員がかなり減っているのも事実でございます。なかなかそういう意味では皆さんにぜひ出してくれというようなことを言っているんですけれども、そういう事実があるんだと思います。ただ、せっかくある制度ですから、議員言われるような形で、今後は審査会というんですか、それは副町長以下、各課長か局長でやっているんですけれども、場合によっては若い人を入れるような形、それを今後検討していきたい、このように思っております。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○**６番（清水清一君）**　せっかくの制度を利用していただきたいと思います。

続きまして、職員研修制度でございます。

この間も、きのう、今日もありましたけれども、静岡県の自治研修所とか町村会等の研修がありますけれども、その研修はどのような、タイトルだけでいいんですけれども、15名から20名ぐらい毎年研修していると言っているんですけれども、そのタイトルを２つ、３つ教えていただけますか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　研修ですね。毎年、県の町村会あるいは自治研修所あるいは郡の町長会等が開催する研修に職員を派遣してございます。また、町独自に講師を依頼して研修を行っているという事例もございます。

具体的に、採用を始めてから新規採用職員研修、それから、どんどん新任管理職の研修あるいは新任監督者研修、係長、課長とか、あるいは中堅職員研修、そのほか、危機管理研修等々年間15人ぐらいあるいは20人程度の部分の研修に派遣をしてございます。

そのほか、全職員対象として、情報セキュリティーの研修、法制執務研修等々がございます。

以上でございます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○**６番（清水清一君）**　いい研修をしていると思うもんですから、この研修で聞きたかったものは、当然レポート等は出してもらっていると思うんですけれども、それで、町主催の講習会等でもレポートを出してくださいよということはやっているんでしょうか。ただ行っただけで帰ってきて、ただ行ってきましたよというだけなのか、それともレポートを研修に行ってきたらその都度職員に出していただいているのか、それがどういうふうになっているのかをお伺いいたします。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　研修は、必ず研修の復命を提出させてもらっています。中には、先ほどちょっとご紹介できなかったんですけれども、ワークショップのプレゼンとかその辺の研修等々もございまして、当然そういった部分につきましては仕事上に非常に生きているというふうに私は思っていますし、研修の内容をじかにという部分はなかなか町民の方々に直接というのは難しい部分があろうと思いますけれども、先日も下賀茂共聴テレビで放送さ

れていましたけれども、若い職員が出前講座に出ていて、寿大学ですか、そういった講師になってやっているとかという部分なんかも事例もございました。そういった部分でも研修というのは生きているんではないかなというふうに思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　わかりました。生きた研修をやっていると思います。

その中で、自己努力で、自己啓発で資格取得をしていると思うんです。それで、職員も一生懸命勉強していただきたいなと。それにはなぜかといいますと、私も昔、議員になる前、自分の商売に関係ない免許を取って歩いたと、勉強したことがございます。そういうことも職員というのもまた自分の業務外であろうとも、やっぱり自己啓発の形があってもいいのかなと、そういうことがやっぱり自分の肥やしというか肥料というか自分を育てるものになると思うもんですから、そういう資格を取るための報奨金等を1,000円、2,000円あるいは5,000円、１万円、資格によってはあると思うんですけれども、そういったこと等を考えて行っておられるのか、ないのか、お答えいただきたいです。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　まず、自己啓発研修、自費で職員が努力をして資格を取っているという部分が確かにございます。まず防火管理者を、わざわざ休暇をとって資格を取ったと、あるいは宅建の免許を自分で勉強して取ったというのとか、１級の施工管理技士等々の資格を取った、これらはすべて自費で取った、すみません、宅建というのは宅地土地建物取引主任というのが先ほどの、取っていますね、あるいは危険物取扱主任者等々も自費で取ってございます。

自己啓発休業に関する条例というのを昨年お認めいただいたわけですけれども、なかなか先ほども言いました職員が仕事が多くて、休んでまでも行けないよという部分が非常に多くて、資格取得者というのは難しい部分ですが、このように自分で努力してやっている職員が多数ございます。それに対する報奨金等、直接仕事に絡まない部分も多数あろうかと思います。こういった資格を取った中で、そういった必要な職場への配置という部分は、町のほうでぜひとも考えたいと思うんですが、それもまた検討したいなというふうに思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　職員の方も、職員の中にも優秀な方もおられて、また一応免許を取っ

たんだけれども、役場には報告していないけれども免許を持っているという方も、業務外だから、あるいはこの免許を持っていると、今やっている課が一番いいんだけれども、別の課に回されるのは心配だから報告しないということも考えられますから、ですから、各免許、新しいものを取った場合は報奨金がありますよという形で、まず免許を取ってくださいと、自己啓発、そのための休暇制度もあるんですよという形で、報告してもらうのが一番いいのかな、本当は報奨金なしで報告したほうが一番いいんですけれども、報奨金を出さないと、まずどこの会社も、皆さん普通のよその会社でもランクによって報奨金があるわけですよ。そういうものを町でも少し考えてもらってやれば、いい研修制度になってくると思うんですけれども、こういう制度について、町長あるいは副町長はどういうふうにまた考えて実施させていこうかなと考えておられるのか、質問の４つ目になりますけれども、まず町長と副町長に、どのように考えて実施させていくことを考えておられますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　今言われるいわゆる自己啓発ということが言われましたけれども、それぞれの今仕事をして、職員は行っております。そういう中で、例えば、自分が今している仕事でなくても、そういう意味で自己啓発あるいは研さんを積むといいますか、そういうことで資格を取ってもらうと。そして、その人が、例えばそのことによって、それが生かされることもあったり、あるいは役場にいて、そのまま生かされずということもこれはあるかもしれません。だけれども、長い目で見ればやっぱりその人のためになるということであれば、我々は、やはりそういう職員が進んでそういうものを機会があるごとに挑戦していくべきではないかということで考えます。

ただ、報奨金については、これはやはりこういう時代ですので、それは清水議員の言われることもわかりますけれども、これについてはちょっとまた考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　副町長。

○副町長（小針　弘君）　今町長が答えたのがすべてでありますけれども、職員の提案制度に関しまして、先ほど１件の報告がありましたけれども、この職員の提案制度に申請をしなくても、それぞれの課でいろんな立案計画等をしまして、この制度を利用しなくても、その案を町長と相談の上で実行に移しているというのが数々あります。代表的なものとしましては、

１つには、既に議員ご承知のとおり公募型の補助金、これらも当たると思います。それから、小規模の修繕等、今度は仕事をする人たちの登録制度、これらもやはり担当課の提案する制度であります。

職員の啓発制度については、そういったことで報奨金の制度はありますけれども、町長がお話をしましたように、これからについてはそういった新しい事例についても検討をしたいと、こんなふうにも考えます。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　今の報奨金の話ですが、当然職員は給料をもらっているわけですから、非常にその給料の二重払い的なこともちょっと考えられるかなというふうに思います。そこで、先ほどの自己啓発条例という部分があります。そういった部分でその趣旨に反するという部分も確かにあると思いますから、慎重に考えなければならないと思います。資格を取得して、町のほうに言ってこないよと、それはそれで個人のやっぱり情報という部分ですから、あえて言わなくてもいいのかなというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君。

〔６番　清水清一君登壇〕

○６番（清水清一君）　いろいろ考え方があるもんですから、それはそれでいいと思うんですけれども、私的にはいっぱい出してもらったほうが、報告があったほうがいいかなと考えるから、こういう話をしているわけなんですけれども、うまい方向で職員の配置をうまくやっていただきたいなと思います。

時間も押してきましたのであれなんですけれども、今回、この本議会で終わり、定年退職される職員がおられるという話を聞きまして、清水君、最後だから、ぜひとも退職する職員をねぎらってくれと、それは当然ねぎらわなければいけないという形で話をさせていただきますけれども、ここにおられる山本局長、あと外岡課長でございますけれども、どうも長い間ありがとうございます。

それで、外岡課長には、昔、農林水産課のときからいろいろお世話になって、非常にお世話になりましたし、山本局長にも、やっぱり建設課のときからまたお世話になりました。各議員も皆さん知っていると思いますけれども、山本局長あるいは外岡課長には、どうも長い間ありがとうございました。

という形で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　清水清一君の質問を終わります。

ここで２時５分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５８分

再開　午後　２時０５分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎報第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　報第１号　専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　報第１号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第９号）であります。

補正予算額92万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,561万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、国の第２次補正予算関連事業のうち、定額給付金給付事務と子育て応援特別手当事務準備経費のシステム改修や対象者リストアップ、申請書打ち出しなどの業務委託費92万円を計上いたしました。

歳入は、その財源として、それぞれの事務取扱国庫補助金92万円を計上いたしました。国の平成20年度第２次補正予算につきましては関連法案が３月４日に可決をしたところでありますが、事前に準備をしなければ間に合わないため、２月25日専決処分させていただきましたので、承認をお願いするものであります。

なお、今後の定額給付金給付事務及び子育て応援特別手当事務について、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（大野　寛君）　それでは、定額給付金、子育て応援特別手当金支給事務につきまして、今後の予定、スケジュールをご説明申し上げます。定額給付、子育て、あわせましてご説明をさせていただきます。

現在、システム改修も終わりまして、申請書の作成、封筒の作成等の準備をただいま進めております。来月の４月８日に全世帯に申請書を発送する予定でおります。

なお、申請書の受け付けにつきましては、４月13日から10月13日までの半年間となりますので、期限までに申請していただくようお知らせ等を利用しながら広報をしていくつもりでおります。

また、申請者の利便性を図るために、４月13日から26日までの土曜日、日曜日を含む２週間、郷土館の２階におきまして申請窓口を開設する予定でおります。

支給世帯につきましては、２月１日現在で、定額給付金で4,064世帯、9,819名になります。金額で１億5,623万6,000円でございます。子育て応援特別手当金につきましては113世帯、125人になります。手当金は446万4,000円となります。

以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水清一君。

○６番（清水清一君）　定額給付ですけれども、もう定額給付で配っている市町村もあるという話を聞きます。その中で、南伊豆町は、早い話、何でもっと、もう少し早くできなかったのかな、これは早くできれば、少しは財政的に、個人の、例えば足しになればと思うんですが、この早さはこれでも早くなったほうなんでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　町民課長。

○町民課長（大野　寛君）　事務的にこれでも大変早くうちのほうも処理しているつもりでおります。

この間、テレビ等で、国会を通ってすぐ支給というところもございました。ここは世帯数も大分少なくて、私どもの4,000あると、なかなかできないなと。ただし、申請が終わりましたら、直ちに送金できるように早目早目に支給していきたいというふうには考えておりま

す。

以上です。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　企画調整課長。

○**企画調整課長（外岡茂徳君）**　企画調整課のほうから、定額給付金のことについてちょっとまとめた経緯があるもんですから、お話ししたいと思います。

これは、広域で取り組んだ実は事例がございまして、賀茂郡の中でとりあえず一緒に合わせられれば合わせたいということがございまして、従って、どこが先、どこが後ということになりますと、いろんなシステムの関係でなかなか統一ができないという意見はなかったと。ほぼ下田の１市５町については、ほぼ同時期に、同じような配送の時期にというふうになっております。

以上でございます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　今ちょっと聞きはぐったんですけれども、４月13日から10月13日が申請期間だと言いましたけれども、４月13日に申請したら即もらえる……、支給開始はその日ではないんですか。いつになるんですか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　町民課長。

○**町民課長（大野　寛君）**　一応４月13日から受け付けでございます。

○**７番（梅本和熙君）**　支給開始。

○**町民課長（大野　寛君）**　支給開始は、申請されまして、その申請書をもとにしてですから。

○**７番（梅本和熙君）**　振り込みですか。

○**町民課長（大野　寛君）**　失礼しました。振り込みが基本的になりますので、申請されましたら伝票等をつくりまして、指定口座に振り込むと。ですから、毎日はちょっとできないかもしれませんけれども、10日締め、またはそのくらいで早目早目に処理したいというふうに思っております。

○**７番（梅本和熙君）**　わかりました。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

報第１号　専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、報第１号は承認することに決定いたしました。

◎議第５号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第５号　人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第５号の提案理由を申し上げます。

現在、南伊豆町内において、法務大臣より委嘱されております人権擁護委員５名中、青野338番地の４、大矢登氏の任期が平成21年６月30日をもって任期満了となります。

推薦につきましては、人権擁護委員法第６条第３項に、市町村議会の議員の選挙権を有する住民で、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある者で、議会の意

見を聞いて候補者を推薦しなければならないと規定をされております。

同氏は、これらの諸要件を兼ね備えた方であると思慮されますので、引き続き選任いたしたく提案をする次第であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、委員の任期は３年となっております。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第５号　人権擁護委員の候補者の推薦については、同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第５号議案は同意することに決定いたしました。

◎議第６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第６号　南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第６号の提案理由を申し上げます。

南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定であります。

このたびの条例改正は、廃棄物処理手数料に係るものであります。

現行の処理手数料は、平成20年３月に改正したばかりでありますが、清掃センターの計量器は計測単位が10キログラムですので、持ち込み手数料の単位をそれぞれ１キログラムから10キログラム当たりに改正し、粗大ごみを除く可燃ごみ、不燃ごみの手数料を10キログラム当たり70円、粗大ごみの手数料を10キログラム当たり200円とするものであります。

また、少量の持ち込み者の手数料軽減を図るため、現行10キログラム未満１回50円を、10キログラム以下１回50円と改正するものです。

このほか、ごみ処理手数料の種別を明確にするため、持ち込み手数料、収集手数料、動物の死体の焼却手数料に区分するものであります。

以上が改正内容であります。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第６号　南伊豆町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第６号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第７号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第７号の提案理由を申し上げます。

本年度が平成21年度から平成23年度までの３年間を計画期間とする第４期介護保険事業計画の策定の年に当たるため、南伊豆町高齢者保健福祉計画等策定委員会において、計画の策定中でございます。

第４期期間中の介護保険料については、過去の介護保険給付費実績伊豆圏域における施設整備状況等をもとに今後３年間の介護サービス料を見込み、介護給付費準備基金の取り崩しにより介護サービス料の伸びによる保険料への影響を抑制し、設定させていただきました。

また、平成21年度の３％介護報酬改定による介護サービス料の伸びの保険料への影響は、国から交付される介護従事者処遇改善臨時特別交付金を活用し、保険料の上昇を抑制させていただきます。

改正内容につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　内容説明を申し上げます。

本日、お配りいたしました南伊豆町介護保険条例の新旧対照表並びに議案であります一部を改正する条例と２つによりまして説明をさせていただきます。

最初に、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側が新で右側が旧でございます。この部分の保険料の第２条でございます。下線部分が今回の一部改正の箇所でございます。

新のほうをごらんいただきたいと思います。

平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号の定める額とするということで、18年から20年を21年から23年という形でございます。１号から６号でございます。20年度までの１号のところでございますが、１万9,200円を１万9,500円、２号、１万9,200円を１万9,500円、３号につきましては２万8,800円を２万9,250円、４号につきましては３万8,400円を３万9,000円、５号につきまして４万8,000円を４万8,750円、６号につきまして５万7,600円を５万8,500円に改正する内容でございます。

議案のほうの条例に戻っていただきまして、そちらの附則のところでございます。

施行期日、この条例は平成21年４月１日から施行する。

平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、第２条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

１号、令第38条第１項第１号に掲げる者、１万9,200円、２号、金額だけ申し上げます、１万9,200円、３号、２万8,800円、４号、３万8,400円、５号、４万8,000円、６号、５万7,600円。

経過措置、改正後の南伊豆町介護保険条例第２条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　課長にお尋ねします。

不勉強で申しわけないんですけれども、この各号というのはどういう、１号とか１号被保険者、２号被保険者、これちょっと説明が欲しいということと、それと、この値上げによってどれぐらいふえるのか、介護保険料が、その辺をちょっと。

○議長（渡邉嘉郎君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　介護保険料につきましては、基本となるものは第４号でございます。附則のところで、第４号が基本になりまして３万8,400円、これは年額でございます。これをもとにしまして、非課税世帯であるだとか、所得に応じて下がる方、または所得に応じて上がる方という形で第６号まで設定をしております。ちょっとその……

○７番（梅本和熙君）　所得割の数字はないの。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　すみません、今ちょっと手元にございませんので、大変申しわけありません。また、それにつきまして、後ほどということでよろしいですか。それとも……

○７番（梅本和熙君）　いいです。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　よろしいですか。

それと、もう１点でございます。

この値上げによってということなんですが、先ほど町長のほうの提案理由の中にありました介護報酬が３％上がるということの体制の中で保険料も上がるんではなかろうかということなんですが、南伊豆町としましては基金を設けてあります。基金の取り崩し並びに国から交付される介護従事者処遇改善臨時特例交付金を使いまして、前回３期と同様の保険料を設定させていただくということですので、同じでございます。同じでございますというか……

○７番（梅本和熙君）　徴収料はふえるけれども……

○健康福祉課長（藤原富雄君）　徴収料はふえません。国からの……、ちょっと私あれなんですが、介護保険にこういう特殊な支出が出たとかいうようなことで基金を設けております。その基金の取り崩し並びに今回国のほうで第２次補正で出ております特例交付金を使いまして、保険料は据え置きという形でございますので、実際は、今回は保険料はここで条例内容では上げておりますけれども、附則で、これを使ってそのまま据え置くという改正内容になっておりますので、徴収金額は変わらないということです。

○７番（梅本和熙君）　わかりました。

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第７号　南伊豆町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第７号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第８号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第８号の提案理由を申し上げます。

本案は、今般の児童福祉法改正により小規模住居型児童養育事業が実施されることに伴い、同事業の対象となる扶養義務者のない児童について国民健康保険を適用除外とする旨の改正でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第８号　南伊豆町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第８号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第９号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第９号の提案理由を申し上げます。

本案は、南伊豆町道路占用料等徴収条例に規定する第４条第２項中に、「日本鉄道建設公団」とあるのを公団の解散に伴い、その業務を承継した「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改め、文言の整理を行うものであります。

なお、対象となる施設は町内にはありません。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第９号　南伊豆町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第９号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第10号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第10号の提案理由を申し上げます。

同組合は、昭和37年11月に静岡県町村職員退職手当組合として発足し、以来、組合市町村の常勤職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、また、平成18年４月より、静岡県市町村非常勤職員公務災害補償組合を統合するとともに、組合名称を静岡県市町総合事務組合に変更し、従来の退職手当の支給事務に加え、非常勤職員の公務上並びに通勤上の災害に対する認定及び補償事務を共同処理し、今日に至っております。

今回の規約変更は、当組合の構成団体である田方地区交通災害共済組合並びに桃沢少年自然の家組合が解散することになったため、同組合もしくは同組合で所管する事務から脱退することに伴うものであり、規約の変更については地方自治法第290条の規定により、構成組合市町議会の議決が必要となります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第10号　静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の一部を変更する規約制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第10号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１１号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第11号　南伊豆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第11号の提案理由を申し上げます。

本案は、介護従事者等の人材確保のための介護従事者の処遇改善に関する法律により介護従事者の処遇改善のための緊急特別対策として、平成21年度介護報酬が３％引き上げられます。そのため、介護報酬改定に伴う平成21年度から平成23年度の介護保険料の上昇を抑制するために介護従事者処遇改善臨時特例交付金が国から今年度交付されます。

町は、当該交付金により平成20年度中に基金を造成する必要があるため、本案を上程させていただきましたので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を第１常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第11号議案は第１常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第１２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第12号　静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第12号の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数が減少していることについて同滞納整理機構を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第12号　静岡地方税滞納整理機構を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第12号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第13号　静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第13号の提案理由を申し上げます。

本案は、静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数が減少していることについて同広域連合を組織する関係地方公共団体と協議するため、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第13号　静岡県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少については、

原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第13号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第14号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第14号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町漁業集落環境整備事業が完了し、妻良水産飲雑用水施設及び妻良集落排水施設の管理をすることが必要となりました。このため、南伊豆町漁業集落環境整備施設設置管理条例による指定管理者制度に基づき、妻良水産飲雑用水施設は妻良区を指定管理者として指定、また、妻良集落排水施設は妻良集落排水施設管理組合を指定管理者として指定し、管理を任せることとするため提案いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第14号　指定管理者の指定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第14号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第15号　指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第15号の提案理由を申し上げます。

本案も、前号同案の提案理由であります。

議第15号につきましては、平成20年度の本施設の完成に伴い、指定管理者の指定に基づき、本案の指定管理者の指定の提案をするものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第15号　指定管理者の指定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第15号議案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　２時４０分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２１年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２１年３月１３日（金）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第１６号　平成２０年度南伊豆町一般会計補正予算（第１０号）
日程第　３　議第１７号　平成２０年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第　４　議第１８号　平成２０年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）
日程第　５　議第１９号　平成２０年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第　６　議第２０号　平成２０年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第１号）
日程第　７　議第２１号　平成２０年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第１号）
日程第　８　議第２２号　平成２０年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）
日程第　９　議第２３号　平成２０年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１０　議第２４号　平成２１年度南伊豆町一般会計予算
日程第１１　議第２５号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第１２　議第２６号　平成２１年度南伊豆町老人保健特別会計予算
日程第１３　議第２７号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第１４　議第２８号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第１５　議第２９号　平成２１年度南伊豆町南上財産区特別会計予算
日程第１６　議第３０号　平成２１年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算
日程第１７　議第３１号　平成２１年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算
日程第１８　議第３２号　平成２１年度南伊豆町土地取得特別会計予算
日程第１９　議第３３号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第２０　議第３４号　平成２１年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第２１　議第３５号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
日程第２２　議第３６号　平成２１年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
日程第２３　議第３７号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計予算

日程第２４　議案第３８号　平成２０年度南伊豆町一般会計補正予算（第１１号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	副　町　長	小　針　　弘　君
教　育　長	渡　邊　　浩　君	総　務　課　長	鈴　木　博　志　君
企画調整課長	外　岡　茂　徳　君	建　設　課　長	奥　村　　豊　君
産業観光課長	山　田　昌　平　君	町　民　課　長	大　野　　寛　君
健康福祉課長	藤　原　富　雄　君	教委事務局長	山　本　信　三　君
上下水道課長	小　坂　孝　味　君	会計管理者	大　年　清　一　君
総　務　係　長	松　本　恒　明　君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山　本　正　久	主　　幹	栗　田　忠　蔵

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例議会第３日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎議第１６号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　これより議案審議に入ります。

議第16号　平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　それでは、議第16号　平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）について提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）であります。補正予算額4,206万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億2,768万6,000円とするものであります。今回の補正予算につきましては、年度末を控えまして、人件費や物品費等、各種事業費のおおむねの確定に伴いましての更正の増減がほとんどであります。

歳出の主なものは、人件費の更正により886万4,000円の減額と、平成20年度国の第２次補正予算による定額給付金給付事業事務費387万5,000円と、子育て応援特別手当事務費56万1,000円を追加し、６月４日、富士山静岡空港開港を見据え、観光協会に多言語表記パンフレットを２万部作成する宣伝委託料224万円を、また南崎小学校を南崎保育所にすることによる町債目的外使用に伴う繰上償還金947万5,000円を計上いたしました。また、将来の財政負担に備えるため、財政調整基金を１億２万2,000円積み立てるべく計上いたしました。

歳入の主なものは、町税及び譲与税初め、交付金や国県支出金等の額の確定による更正であります。また、国の第２次補正予算に係る事務費、国県補助金524万2,000円を計上いたしました。その他、町債借り入れ額確定により1,950万円を減額し、歳入歳出予算の一般財源調整として地方交付税6,100万2,000円と繰越金3,688万8,000円を計上いたしました。また、翌年度に繰り越す繰越明許費と地方債補正も計上させていただきました。内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第16号の内容説明をさせていただきます。南伊豆町一般会計補正予算（第10号）ございます。

初めに、40ページ、歳出からお願いいたします。

総務費の総務管理費の一般管理事務でございます。ここで今、町長ご説明申し上げました人件費ですけれども、人件費は更正でございます。以下の人件費、すべてそうでございます。このページでは、一番下の自治振興事務でございます。区長会関係、この区長会が平成20年度、今年度15カ月という形で、今回３カ月分の補正予算を計上させていただきました。報酬が141万7,000円の増です。

次のページです。43の企画調整事務、13委託料です。町ホームページシステム修正委託料45万円です。きのうも出ましたけれども、職員提案制度によりまして職員みんながカメラマンという形でホームページのシステムを改修する委託料でございます。次のページをお願いします。

74の財政調整基金でございます。１億２万2,000円の追加でございます。財政調整基金を将来負担に備えるために財調の積み立てをしたいということでございます。20年度末残高の見込みですけれども、約４億100万円になる見込みでございます。

次に、その２つ下のふるさと応援基金積立金でございます。ふるさと応援基金積立金90万円を追加をさせていただきます。実績は、ふるさと納税ですけれども、現在14人、94万円の実績がございます。

下の定額給付金給付事業でございます。今回、先ほども説明しましたけれども、定額給付金の事務費関係を一応計上させていただきました。387万5,000円でございます。

44ページ、１枚めくってください。ここは選挙費でございまして、海区の漁業調整委員会の選挙事務、選挙未執行による更正減でございます。その次の指定統計調査事務も更正でございます。

46ページをお願いいたします。46ページ、社会福祉費もすべて更正でございます。

47ページ、国民健康保険特別会計繰出金です。141万5,000円減額をいたしました。これは職員給与で出産一時金財源安定支援等々の見込みにより減額、141万5,000円の減額でございます。下の後期高齢者医療事務です。全体で195万6,000円の減でございますけれども、13節委託料でございます。後期高齢者医療システム改修委託料210万円でございます。制度見直しによるシステムの改修ということで、これは繰り越しをさせていただきたいと思います。

その下の繰出金405万6,000円です。事務費繰り出しが215万1,000円、基盤安定繰出金が190万5,000円の減額でございます。

次のページをお願いします。児童福祉費です。児童福祉総務事務で83万8,000円の減額で、社会福祉法人伊豆つくし会の補助金でございます。県社協の借入金、償還金の回数の変更になりまして、市町の支援の借入利率の減額による更正でございます。195の児童福祉施設運営事務です。375万5,000円の減でございます。13節の南崎小学校保育施設改築工事設計業務委託料227万3,000円の減でございます。計画変更による減額でございます。

49ページをお願いします。民生費の児童福祉費の子育て応援特別手当事務です。これも20年度の２次の補正予算で、子育て応援特別手当関係の事務費を計上させていただきました。全部で56万1,000円でございます。対象者、計130人計上させていただきました。

次のページです。50ページです。介護保険費の介護保険特別会計繰出金125万9,000円です。特別会計の繰出金が53万3,000円、事務費繰り出しが72万6,000円でございます。次の衛生費、これもすべて更正でございます。

飛んでください。55ページをお願いします。農林水産業費の農業費でございます。農業振興事業で100万円の減でございます。19節の県単独農業農村整備調査費の負担金100万円の減です。伊浜の海岸保全事業の調査費を県が２分の１負担をしていただくという形で減額をい

たしました。

58ページへ飛んでください。商工費でございます。58ページです。358の観光振興事業124万円の増でございます。委託料で宣伝委託料224万円、先ほど町長申し上げましたように富士山静岡空港がいよいよ６月４日に開港という形で、多言語表記のパンフレット２万部を作成したいと、これは観光協会への委託でございます。

その下の19節ですけれども、伊東駅観光連絡協議会負担金100万円の減です。これは20年度、解散をしたそうでございます。その関係で100万円の減ということです。

次のページ、60ページをお開きください。土木費の道路橋梁費でございます。一番下の地方特定道路整備事業1,910万6,000円の減でございまして、成持吉祥線の舗装工事でございます。20年度、道路特定財源等々のおくれによりまして、県工事がおくれたという形で今年度分の1,910万6,000円の減でございます。

飛んでください。67ページをお願いします。教育費の中学校費でございまして、一番下の中学校教育振興事務です。301万7,000円の減でございます。14節の電算機器賃借料260万7,000円の減でございます。当初、この電算機器、教育用パソコンの賃借12カ月分見込みましたけれども、６月からの契約になったために２カ月分の減額をいたしました。

またずっと飛んでください。72ページをお開きください。公債費でございます。元金が947万5,000円の追加ということでございまして、先ほども町長申し上げましたとおり、南崎小学校起債を借りていまして、補助金もそうですけれども、起債も借りていまして目的外、学校から保育園になるという形で目的外使用になるために、これは簡保資金ですね、繰上償還するという形で947万5,000円計上させていただきました。

以上で歳出の概略の説明を申し上げましたけれども、次の73ページから74ページには人件費の明細が、ごらんになっていただければと思います。

次に、11ページをお開きください。歳入でございます。

歳入につきましても、決算見込みで計上させていただいております。各税、町税も減額で、例えば13ページの町たばこ税です。これも結構落ち込みまして、403万3,000円の減額です。タスポ導入とか、そういった部分も、あるいはお客様の入りの部分も影響しているのかなと、403万3,000円の減額でございます。

次のページの14ページをお願いいたします。町税の特別土地保有税でございます。滞納繰越分で708万4,000円でございます。これは静岡滞納整理機構によりまして708万4,000円分が回収できました。非常に大口だと思います。

次の入湯税も506万4,000円の減でございます。ガソリン高騰によるお客様の入りの部分の影響かという形です。

あと、ずっと飛んでください。それぞれ交付金関係も決算見込みによりまして更正させていただきました。

23ページを。地方交付税でございます。財源調整のために6,100万2,000円計上させていただきました。残り交付税の財源として、１億4,000万円ほど財源が残ってございます。

そのほかも、ほとんど決算見込みによる更正でございます。

28ページをお願いいたします。国庫支出金の国庫補助金でございまして、民生費の国庫補助金で３節です。児童福祉費補助金、子育て応援特別手当事務取扱補助金56万1,000円、一番下の定額給付金の給付補助金387万5,000円、事務費を計上させていただきましたものですから、これの補助金をここに計上させていただきました。

30ページをお願いします。一番下の商工費の県補助金でございます。ふるさと雇用再生特別基金事業費補助金80万6,000円でございます。これにつきましては、建設課の道路維持事業がありますけれども、町道等の草刈り事業、それらに充当させていただきます。

飛んで33ページをお願いいたします。財産収入の財産売払収入、不動産売払収入で土地売払収入が114万5,000円でございます。土地を売り払ったわけですけれども、ただ昔でいう赤道だとか青線とか、そういった部分の普通財産がありますけれども、そういったものを払い下げという形で２件ございました。それと、湊の大和橋の土地も１件ございました。

下の生産物売払収入でございます。52万8,000円です。風力発電計画変更によりまして、町有地分の立木補償分でございます。

次に、34ページ、次のページです。寄附金でございます。民生費の寄附金が59万9,000円の増額でございます。３件でございます。ふるさと納税寄附金14人分、90万円でございました。

次のページ、繰越金でございまして、この財源として3,688万8,000円追加計上をさせていただきまして、これで繰越金による留保財源というものはすべてなくなりました。

次のページ、雑入関係、これも更正によるものでございます。下の過年度収入で南伊豆地区１市３町の合併協議会設置準備会の解散清算金15万4,000円になりました。

次に、６ページをお願いします。６ページには繰越明許費の説明をさせていただいております。それぞれ定額給付金関係、あるいは子育て応援特別手当は間に合わない分で繰り越しでございます。そのほか、後期高齢者医療事務と道路橋梁、消防費等々繰り越しで2,896万

9,000円の繰り越しでございます。

その次で７ページですけれども、第３表で地方債補正です。地方債借り入れの額が確定をしたために、限度額を３億4,470万円としたいもので、当初から1,950万円の減でございます。

次に、最後です。10ページをお願いいたします。歳出合計が43億8,561万9,000円です、補正前の額。補正額が4,206万7,000円でございます。合計で44億2,768万6,000円でありまして、補正額の財源内訳、特定財源として国庫支出金が47万4,000円、地方債が1,940万円の減、その他が64万4,000円の減、一般財源が6,163万7,000円の増額になりました。

続きまして、繰越明許費の説明を町民課長から順に説明いたしますので、説明資料のほうをごらんください。

○議長（渡邉嘉郎君）　町民課長。

○町民課長（大野　寛君）　それでは、定額給付金の給付事務に係る繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

定額給付費給付事務補助金が国の、お手元の資料の１ページ、平成20年度繰越明許費の説明資料がお手元にあると思います。そちらの１ページをごらんいただきたいと思います。

１ページをお願いいたします。私のほうから、定額給付金給付事務に係る補助金部分の説明をさせていただきます。

今回、国の定額給付金給付事務の補助金が国の平成20年度の補正予算で措置されました。それに基づきまして、一般会計予算、今回の補正第10号に計上させていただきましたが、給付事務につきまして年度内に完了することが見込めないために、繰越明許費を計上させていただきました。内容につきましては、ここに記載してございますけれども、職員手当として33万4,000円、臨時の賃金として122万8,000円、旅費で１万4,000円、消耗品費で15万円、次ページ、２ページですけれども、通信費で87万3,000円、口座振替手数料として40万7,000円、計101万5,000円です。それから、複写機の賃借料から５点ほどありますけれども、合わせまして81万3,000円となります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　それでは、引き続き説明させていただきます。

４ページをごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療システム改修委託料に係る補助金、先ほど総務課長が予算の中で話ありましたように、後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が平成20年度補正予算で措置をされ

まして、それをもらいまして一般会計補正予算（第10号）に計上しましたが、システムの仕様等の細部が確定されていないことから、年度内発注、完成が見込めないということで繰越明許費を計上させていただきました。内容につきましては、後期高齢者医療システム改修委託料として210万円でございます。

以上でございます。

もう１件、６ページをお願いいたします。

これにつきましては、定額給付と同じような制度なんですけれども、子育て応援特別手当に係る国庫補助金、子育て応援特別事業取扱補助金が国の補正で措置をされました。10号の補正予算に計上させていただきましたけれども、年度内に完了する見込みがないため、これも繰越明許費に計上させていただきたいと思います。内訳でございますけれども、時間外勤務手当で12万1,000円、臨時事務員の賃金で７万9,000円、普通旅費で１万7,000円、消耗品費で９万円、通信運搬費で１万1,000円、口座振替手数料で11万円、７ページでございますが、有料道路通行料で1,000円、駐車場使用料で1,000円、以上でございます。

次に、建設課のほうの説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（渡邉嘉郎君）　建設課長。

○建設課長（奥村　豊君）　それでは、９ページをお開きください。

道路橋梁費の特別措置費で計上してございます。地方特定道路整備事業で進めております町道成持吉祥線道路舗装工事におきまして、静岡県下田土木事務所発注の町道成持吉祥線道路改良工事が関係機関との協議、調整により、工事完成時期が５月末となったものであります。このことにより、年度内完成が見込めないため、繰越明許費を計上したものであります。発注率は100％、発注見込みが889万3,500円、繰越建設費１件で繰越金額が535万円、内訳ですが、工事費が534万4,000円、事務費6,000円、計535万円、財源内訳ですが、地方債が480万円、一般財源が55万円です。

なお、今後のスケジュールとなっていますが、当初21年完成予定だったやつが平成22年のほうに変更しています。21年度が和泉側200メーター、22年度が残りと一色側の100メーターという計画でおります。事業は県代行でやっておりますが、過疎のほうが21年度で一応終了ということの予算ですが、過疎の延伸あるいは半島代行で対応するということで、県の代行事業としては枠はありません。

次に、消防費のほうですが、総務課のほうから説明しますので、よろしくお願いします。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　それでは、最後に総務課の部分です。11ページをお開きください。

これのうち地域活性化緊急安心実現総合対策交付金、国の１次補正でついた予算でございまして、一般会計補正予算（第７号）で計上させていただきました。消防ポンプ車の購入事業でございます。12月の末までに発注をいたしましたけれども、年度内完成、納入がちょっと見込めないということで繰越明許に計上させていただきました。購入費用で繰越金額が1,753万5,000円、全額繰り越しという形で、そのうち国庫支出金が1,340万2,000円でございます。

なお、納期は４月末から５月ぐらいかなという感じはしてございます。

次のページをお開きください。12ページでございますけれども、繰越計算書がございまして、ここの中の金額は1,753万5,000円でございますけれども、財源内訳が国庫支出金1,340万2,000円ということになります。一般財源が413万3,000円で、この国庫支出金1,340万2,000円、これはもう割り振られた数字でございまして、残りの部分を一般財源でという形でございます。

以上で議第16号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　まず、14ページの収入のほうですけれども、滞納整理機構の関係、これ特別土地保有税ですけれども、ほかのほうではどうなのかという問題、それとこれは何ですかね、46ページの生活管理指導短期宿泊事業委託料、これはどういう事業だったか教えてもらいたい。

それと、もう一つは、48ページの次世代行動計画アンケート分析委託料、この辺の内容を説明してもらいたい。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　町民課長。

○**町民課長（大野　寛君）**　まず最初の滞納整理機構につきましてご説明いたします。

昨年度、８件ほど滞納整理等を委託しました。そのうち、税額で1,066万円ほど徴収をさせていただきました。そのうちの約800万ですね、それが特別保有税のほうです。残りの約300万弱ですか、そちらのほうは固定資産税、国民健康保険税、町民税という形で徴収はお願いしております。ただ今回、国民健康保険税のほうはやはり率が高いといいますか、滞納

額が多いものですから、そっちのほうが大分、半分以上は国民健康保険税のほうに回っているというような現状です。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　課長、８件というのは、８件を出したその総額は幾らですか。そして、回収額が1,000万と今言いましたけれども、８件の総額。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　町民課長。

○**町民課長（大野　寛君）**　全部で2,700万ほどお願いをしました。

○**７番（梅本和熙君）**　ということは、回収率が大体40％ぐらい。

○**町民課長（大野　寛君）**　約50％弱ぐらいです。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに質疑はございませんか。

健康福祉課長。

○**健康福祉課長（藤原富雄君）**　もう１件の46ページの生活管理指導短期宿泊事業委託料でございます。これにつきましては、特別養護老人ホームみなとの園のほうへとショートステイというような形でお願いしている委託、それでリハビリを兼ねた利用というのもありますので、普通のショートステイということではなくて、介護保険は使わない部分のものでございます。次世代行動計画アンケート分析委託料でございます。これにつきましては、10年の計画の過程の部分でありますが、前期の５年が過ぎまして、後期の５年分の次世代行動計画を作成することになります。そのもととなるアンケート分析の委託料を入札をかけまして、その差が出たものですから、減額をさせていただきました。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　課長、その次世代行動計画というのはどういう内容ですか、そのアンケートの内容的に。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　健康福祉課長。

○**健康福祉課長（藤原富雄君）**　対象は、小学校に上がる前の児童と小学生１年生から３年生までの児童を対象に、学童的な保育、あとは小学校に上がる前についてはどのような児童サービスが必要かというような項目の内容になっております。

○**７番（梅本和熙君）**　教育ですか、医療。

○**健康福祉課長（藤原富雄君）**　福祉になります、児童福祉の。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに質疑ありませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第16号　平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第16号議案は原案のとおり可決されました。

議第１７号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第17号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第17号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）の提案理由を申し上げます。

本案は、３月診療から11月診療までの実績を踏まえた保険給付費に係る補正が主な内容となっております。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費を5,800万円、同高額療養費を1,600万円増額

し、退職被保険者等療養給付費を1,500万円、同高額療養費を200万円、葬祭費を100万円、高額医療費共同事業費拠出金を120万8,000円、保険財政共同安定化事業拠出金を381万9,000円、総務費を50万円、保健事業費を211万3,000円減額するものであります。

歳入の主なものは、療養給付費等負担金を3,275万6,000円、高額医療費、同医療費共同事業交付金を365万3,000円保険財政共同安定化事業交付金を3,548万8,000円増額し、療養給付費交付金を2,142万2,000円、一般会計繰入金を141万5,000円減額して、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,849万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を14億9,847万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明させますので、ご審議のほどをよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　それでは、議第17号の内容説明を申し上げます。13ページをお開きいただきたいと思います。

歳出の部でございます。

１款総務費、１項総務管理費の600事業、一般管理事務でございます。50万円の減額をさせていただきます。内容につきましては委託料でございます。国保連合会共同電算処理事務委託料、これは資格審査の手数料でございます。

次、ページをめくっていただきまして、２款保険給付費、１項療養諸費でございます。１目の一般被保険者療養給付費でございます。5,800万円増とさせていただくものでございます。これにつきましては、一般被保険者の療養給付費が増加をしたということで5,800万円の増加でございます。

次に、２目でございます。退職被保険者等療養給付費でございます。これにつきましては1,500万円の減額をさせていただくものでございます。これにつきましては、退職者のほうの療養給付費の減少ということでございます。

３目、４目につきましては、財源分の変更等でございます。

次に、15ページでございますが、２項の高額療養費でございます。１目の一般被保険者高額療養費1,600万円の増額をさせていただくものでございます。２目の退職被保険者等高額療養費、これにつきましては200万円の減額をさせていただくものでございます。

ページをめくっていただきまして、３項の移送費につきましては、財源分の変更をさせていただくものでございます。

５項の葬祭費でございます。100万円の減額をさせていただくもので、これにつきましては実績の見込みによる減額でございます。

次に、18ページでございます。７款共同事業拠出金、１項共同事業費拠出金でございます。１目の高額医療費共同事業医療費拠出金でございますが、120万8,000円減額をさせていただくものでございます。拠出金の確定によるものでございます。

次の４目でございます。保険財政共同安定化事業費拠出金でございますが、381万9,000円の減額をさせていただくものでございます。

19ページ、８款保健事業費、１項の特定健康診査等事業費でございます。１目の特定健康診査等事業費で194万6,000円の減額をさせていただくものでございます。内容につきましては需用費、役務費、委託料でございます。これは20年度の事業が完了したものの更正減でございます。

次、20ページでございます。２項の保健事業費、保健衛生普及費でございますけれども、19節の負担金補助及び交付金でございますが、33万3,000円増額させていただくものですが、成人病検診の補助金でありまして、これは実績によるものでございます。

９款基金積立金でございますが、支払準備基金積立金として３万3,000円増額させていただくもので、13万8,000円となるものでございます。これは基金積立金でございます。これの積み立てる額でございます。

次の22ページでございます。11款の諸支出金でございますけれども、一般被保険者保険税還付金で10万円の増額をさせていただくものでございます。これにつきましては、過年度の保険税の還付金になるものでございます。

７ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございます。

３款国庫支出金でありますけれども、１目の療養給付費等負担金であります。3,275万6,000円増額をさせていただきます。変更申請になりましての費用であります。

２目の高額医療費共同事業負担金でありますが、これにつきましては30万円の減額をさせていただくもので、拠出金の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

４款の療養給付費交付金であります。2,142万2,000円減額をさせていただきますが、退職

被保険者等療養給付費交付金でございます。

６款県支出金であります。高額医療費共同事業負担金であります。30万円の減額をさせていただくものでございまして、これにつきましては標準高額医療費共同事業拠出金が確定したためでございます。

次のページをお願いします。

８款の共同事業交付金であります。これにつきましては、共同事業交付金、１目でございますが、365万3,000円補正増でございます。高額医療費共同事業交付金は交付金の確定によるものでございます。

２目につきましても、確定によるものでございますが、3,548万8,000円の増額をさせていただたくものでございます。

次の11ページでございますが、財産収入でございます。利子及び配当金で３万3,000円、これにつきましては支払準備基金の利子ということで３万3,000円の増でございます。

12ページでございます。

10款繰入金であります。一般会計からの繰入金141万5,000円を減額させていただくものでございます。中身につきましては、２節の職員給与費等繰入金50万円の減、財政安定化支援事業繰入金23万2,000円の増、その他繰入金114万7,000円の減ということでございます。

６ページをお開きいただきたいと思います。

歳出合計、補正前の額14億4,998万4,000円、補正額4,849万3,000円、計14億9,847万7,000円、補正額の財源内訳でございます。特定財源として国県支出金で3,215万6,000円、その他で1,771万9,000円、一般財源でマイナスの138万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第17号　平成20年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第17号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第18号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第18号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）の提案理由を申し上げます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,207万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を８億6,191万5,000円とするものであります。

主な内容につきましては、歳出では総務費を介護保険制度改正に伴うシステム改修により一般管理費を105万円、介護保険給付費を本年度実績に基づき推計し、居宅介護サービス給付費を900万円、特定入所者介護サービス費100万円及び介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金として675万8,000円増額し、地域密着型介護サービス給付費180万円、施設介護サービス給付費200万円及び介護予防サービス給付費150万円を減額するものであります。

歳入につきましては、保険給付費を負担する国県社会保険診療報酬支払基金は、それぞれ独自に保険給付費を推計し、法定負担率により平成20年度の負担額を決定しており、それに対応する補正を行い、財源の不足する1,236万8,000円を繰越金及び一般会計から繰り入れる等の増額補正により対処したいものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　それでは、議第18号の内容説明を申し上げます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

歳出からでございます。１款の総務費でございます。１目の一般管理費でありますけれども、105万円の増額にするものでございます。これにつきましては、委託料でございまして、医療保険制度改正に伴う介護保険システムの改修委託料を31万5,000円減額し、これにつきましては細々節の変更でございます。204細々節を減額し、206の細節のほうへと31万5,000円をプラスしたものでございます。206細節のほうで介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修委託料において31万5,000円をプラスした136万5,000円の増額でございます。

次をめくっていただきまして、18ページにつきましては、財源区分の変更となっております。

19ページでございます。２款保険給付費でございますが、１目の居宅介護サービス給付費で900万円を増額させていただくものでございます。居宅介護サービス給付費の負担金でございます。

次の３目でございます。地域密着型介護サービス給付費、これにつきましては180万円を減額させていただくものでございます。

５目の施設介護サービス給付費でございます。200万円の減額をさせていただくものでございます。

次の８目の居宅介護住宅改修費、これにつきましても50万円を減額させていただくものでございます。

20ページでございますけれども、９目の居宅介護サービス計画給付費でございます。34万円を増額させていただくものでございます。

次の21ページでございます。２項の介護予防サービス等諸費でございますが、１目の介護予防サービス給付費150万円を減額させていただくものでございます。

次のページでございます。４項の高額介護サービス等費でございますが、２目の高額介護予防サービス費を11万9,000円減額させていただくものでございます。

次の５項でございます。特定入所者介護サービス等費でございます。１目の特定入所者介護サービス費でございますが、100万円増額させていただくものでございます。

３目の特定入所者介護予防サービス費15万円、これにつきましては減額をお願いするものでございます。

次のページ、24ページにつきましては、財源区分の変更でございます。25ページも同じでございます。

最後、26ページでございますけれども、６款基金積立金でございますが、これにつきましては先日、条例制定で議案として上げさせていただきましたが、その基金の積み立てでございます。１目の基金積立金675万8,000円を増額させていただくものでございます。これにつきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金でございます。

なお、各経費等につきましては、実績等精査をした金額で補正増減をさせていただくものでございます。

それでは、７ページをお開きください。

歳入でございます。歳入につきましても、すべて年間見込み額を推計し、補正で増減をさせていただくものでございます。

１款の保険料でございます。１目の第１号被保険者保険料でございますが、548万7,000円増額させていただくものでございます。これにつきましては、特別徴収保険料で533万7,000円、普通徴収保険料で15万円の増額をさせていただくものでございます。

次のページでございます。２款の分担金及び負担金でございます。１目の介護認定審査会負担金でございますが、20万7,000円の減額をさせていただくものでございます。これは賀茂郡の介護認定審査会負担金でございます。

次の４款国庫支出金であります。１目の介護給付費負担金でございますが、357万9,000円の減額をさせていただくものでございます。

次、ページをめくっていただきまして、10ページでございます。

２項国庫補助金であります。１目の調整交付金154万2,000円減額させていただくものでございます。

２目の地域支援事業交付金でございます。介護予防事業でございますが、１万8,000円の増額をお願いするものでございます。

３目の地域支援事業交付金でありますが、これは40万1,000円の減額をお願いするものでございます。

４目の介護保険事業補助金52万5,000円の増額ございます。

５目の介護従事者処遇改善臨時特例交付金でございますが、これにつきましては制度の創設に伴う財源でありますが、675万8,000円増額をさせていただくものでございます。ちなみに、この介護従事者処遇改善臨時特例交付金675万8,000円の内訳でございますが、第１号保険料軽減分としまして573万3,000円、あと周知等の経費及びシステム等の改修分としまして100万5,000円の内容でございます。

次のページでございます。５款の支払基金交付金であります。１目の介護給付費交付金で78万9,000円減額させていただくものでございます。地域支援事業支援交付金でありますけれども、２万3,000円の増額をお願いするものでございます。

次のページをお願いします。６款県支出金でございます。１目の介護給付費負担金でありますけれども、839万円減額をさせていただくものでございます。

次の２項の県補助金であります。１目の地域支援事業交付金、介護予防事業でありますが、9,000円の増額をさせていただくものでございます。

２目の地域支援事業交付金でございますけれども、これにつきましては20万1,000円減額をさせていただくものでございます。

次のページをお願いします。９款繰入金であります。１項の一般会計繰入金でありますけれども、１目の介護給付費繰入金53万3,000円の増額させていただきたいと思います。

４目のその他一般会計繰入金でありますけれども、72万6,000円の増額補正であります。

２項の基金繰入金であります。１目の介護給付費準備基金繰入金でありますけれども、600万円の増額補正をさせていただき、1,200万円とするものでございます。

次のページであります。10款繰越金であります。710万9,000円増額をさせていただき、1,845万6,000円とするものでございます。

それでは、６ページをお開きいただきたいと思います。

歳出合計でございます。補正前の額８億4,983万6,000円、補正額1,207万9,000円、計８億6,191万5,000円、補正額の財源内訳でございますが、特定財源として国県支出金、マイナスの680万3,000円、その他502万7,000円、一般財源でございます。1,385万5,000円です。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　課長、10ページの介護従事者処遇改善臨時特例交付金のことを説明受けたけれども、ちょっとよく理解できない。

それと、それを積立金にしているということ、昨日なんか介護保険の条例の問題もあったし、それも絡めての話でしょうけれども、ちょっともう少しこれどういう意味か。僕はね、介護従事者というから、あくまでも特別養護老人ホームとか、そういうところへ勤めている従業者に対する何か改善というか、と思ったんだけれども、そういうものではないんですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　今、梅本議員がおっしゃいますように、この介護従事者処遇改善臨時特例交付金というものを見ますと、確かに介護施設等で働いておられる方の処遇改善というふうにとらえられるわけですが、国のほうはそれを目的というようなことも言っておられますけれども、それというのは介護報酬３％の見直しが21年度からされるということに対してのもので、それに伴っておのずと介護保険料も３％上がるのではなかろうかというふうなことが見込まれますので、国のほうでこの交付金を出し、これを市町のほうで３％上がる部分の保険料を抑えるという意味合いのものでございます。これにつきましては、21年から23年までの３年間の介護保険計画を立てますと、また保険料も決定させていただきます。それに対しての対応額でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　大体わかりました。いわゆる介護保険の手数料がアップすることによって、事業者側の介護従事者に対する処遇改善があるだろうという、そういう感じですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　そういう解釈でよろしいかなと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第18号　平成20年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算（第４号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第18号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第１９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第19号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第19号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の提案理由を申し上げます。

歳入につきましては、２月時点の調定額並びに３月までの賦課更正を考慮し、現年度分保険料を1,000万円、広域連合事務費負担金確定により事務費繰入金を215万1,000円、保険基盤安定繰入金の確定により190万5,000円を減額するもので、歳出では歳入に合わせ保険料負担金を1,190万5,000円、事務費負担金を215万1,000円減額するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,405万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億1,373万6,000円とするもの

であります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第19号　平成20年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第19号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第２０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第20号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第１号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第20号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第１号）であります。歳入歳出予算の総額に1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,000円とするものであります。補正の内容は、土地開発基金の利子がついたため、基金へ繰り出すため歳入歳

出それぞれ1,000円を増額補正するものであります。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第20号　平成20年度南伊豆町土地取得特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第20号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第２１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第21号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第21号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

下水道会計補正予算は、歳出予算のうち主なものは下水道施設事業の補償補填及び賠償金80万円と下水道施設管理事業の需用費460万円をそれぞれ増額するものであります。

また、歳入予算につきましては、一般会計繰入金を561万5,000円増額するものであります。

詳細は、上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小坂孝味君）　それでは、議第21号の内容についてご説明させていただきます。

８ページをお開きください。

１款下水道費、公共下水道建設費を80万円増額し、公共下水道建設事業80万円ございます。15節の工事請負費は湊手石下賀茂処理区管渠工事、これは補助対象の工事でございますが、こちらのほうは100万円減額して町単工事のほうを100万円増額するものです。

22節の補償補填及び賠償金80万円につきましては、上水道等の移設の補償費でございます。

次に、９ページでございます。

２款業務費、総務管理費を31万5,000円増額するもので、801下水道総務事務、４節の共済費を８万5,000円減額して、802下水道使用料賦課徴収事務、27節の公課費40万円の増は消費税でございます。

次に、10ページをお願いします。

２款業務費、処理場ポンプ場費を460万円増額するもので、805下水道施設管理事業、11節の需用費で高熱水費の60万円につきましては、クリーンセンターの電気料でございます。修繕料の400万円につきましては、クリーンセンターの放流用の流量計の修繕料でございます。

次に、３款の公債費、利子10万円の減は町債利子の確定のための減でございます。

次に、７ページを開いてください。

歳入でございますが、５款繰入金、一般会計繰入金は歳入の補正増によりまして561万5,000円の増でございます。

次に、６ページをお願いします。

歳出合計ですが、補正前の額４億9,430万9,000円、補正額561万5,000円の増、計４億9,992万4,000円で補正額の財源内訳は一般財源561万5,000円の増でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第21号　平成20年度南伊豆町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第21号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第２２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第22号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第22号の提案理由を申し上げます。

本案は、平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第２号）であります。

歳入歳出それぞれ7,375万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億2,445万3,000円とするものであります。

減額の内容といたしましては、漁業集落環境整備事業の事業費の確定に伴う委託料及び工事請負費の減であります。

詳細につきましては、建設課長より説明をさせます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（奥村　豊君）　それでは、内容説明をさせていただきます。

歳出11ページをごらんください。

１款漁業集落環境整備費、１項妻良漁業集落環境整備費7,375万6,000円を減額し、２億2,445万3,000円にするものでございます。妻良漁業集落環境整備事業、13節委託料361万3,000円の減額、これは積算施工管理委託料380万5,000円の減額が主な内容であります。

15節工事請負費7,000万円の減額、これは排水処理施設、機械電気施設工事、マンホールポンプ設置工事、排水処理施設場内整備工事の確定による減額であります。

次のページをごらんください。

３款公債費、１項公債費14万3,000円の減額。

それでは歳入、７ページを。

１款分担金及び負担金、１項分担金666万円の減額、これは事業の確定による受益者分担金の減額であります。

次のページをごらんください。

２款県支出金、１項県補助金5,180万円の減額、これも事業の確定による減額であります。

次のページをごらんください。

３款繰入金、１項一般会計繰入金30万4,000円、これは一般会計の繰入金の補正額です。

次のページをごらんください。

５款町債、１項町債1,560万円の減額、これは漁業集落環境整備事業債、下水道債、普通債それぞれ780万円減額するものでございます。

次に、６ページをごらんください。

歳出合計、補正前の額２億9,820万9,000円、補正額7,375万6,000円の減、計２億2,445万3,000円、補正額の財源内訳、国県支出金5,180万円減、地方債1,560万円の減、その他635万6,000円の減。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第22号　平成20年度南伊豆町妻良漁業集落環境整備事業特別会計補正予算（第２号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第22号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第２３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第23号　平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第23号　平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）について提案理由を申し上げます。

水道事業会計補正予算は、収益的収支予算につきましては、水道事業を取り巻く環境の変化等により、水道事業収益を392万円、水道事業費用を517万5,000円、おのおの減額するものであります。また、資本的収支予算につきましては、資本的収入を80万円増額し、資本的支出を2,160万円減額するものであります。

詳細は上下水道課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（小坂孝味君）　それでは、議第23号の内容につきましてご説明させていただきます。

13ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入についてのご説明をいたします。

１款水道事業収益を392万円減額し、２億2,821万円とするものでございます。内訳としまして営業収益、給水収益を492万円減額し、これは上水道料金を311万円、簡易水道等料金を181万円減額するものでございます。

２目受託工事収益は100万円増額し、850万円とするもので、受託新設給水工事収益でございます。

次のページをお開きください。支出でございます。

１款水道事業費用を517万5,000円減額し、２億7,898万8,000円とするもので、内訳としまして営業費用、原水浄水送水配水給水費を276万6,000円減額するもので、11節の委託料、これは水質検査委託料と設備点検委託料でございます。14節動力費100万円の減は電気料でご

ざいます。15節薬品費40万円はポリ塩化アルミニウムの減でございます。

２目受託工事費100万円増額とするもので、25節の新設給水工事請負金でございます。

３目総係費を６万6,000円増額し、これは車両等の修繕でございます。

４目簡易水道等費を461万6,000円減額するもので、11節の委託料491万6,000円の減は水質検査の委託料と設備点検委託料でございます。14節動力費50万円は、簡易水道施設の電気料でございます。15節薬品費20万円の減は次亜塩素酸ソーダでございます。

２項の営業外費用、３目消費税では114万1,000円の増額となります。これは消費税でございます。

次に、資本的収入及び支出のうち収入でございます。

１款資本的収入を80万円増額し、１目建設改良工事負担金80万円は下水道関連工事の負担金でございます。

次のページをお開き願います。

次に支出でございます。

１款資本的支出を2,160万円減額し、１億1,992万7,000円とするもので、１項建設改良費、１目水道施設改良費を2,160万円減額するもので、11節の委託料260万円は地域水道ビジョン・基本計画・認可設計業務委託料でございます。16節の材料費50万円の減は、配水管布設等の資材購入費です。50節の工事請負費1,850万円の減は、構築物の工事請負費で県道121号線、川合野の地内ですけれども、県の道路改良工事とあわせて施工するつもりでしたが、工事が行われなかったものですから、これは先送りのような形になります。それから、国道136号線山戸橋のもとの中田クリーニングのところの橋になりますが、これにつきましても来年度、年度はずれて施工するというような、先送りのような形になります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○４番（稲葉勝男君）　給水収益の中で、料金の減額というのは、これは理由としたら水が売れなかったからもちろんあれが入っていないことはわかるんですけれども、原因というのは何だと考えますか。

○議長（渡邉嘉郎君）　上下水道課長。

○上下水道課長（小坂孝味君）　年々、水道料金の使用量が減っているわけですけれども、そ

れも景気の低迷といいますか、観光客等の減少あるいは高齢者が多くなったものですから、若い者がいなくなると、例えば洗濯だとか、そういう水の使用量が少なくなる。あるいは竹麻地区のほうにおかれましては、下水道が普及してくると水道料金が下水道料金にはね返ってくると、そういうので例えばちょっと顔を洗うのにも出しっ放しにしていた水をボールにためるというような、そういうこともいろいろ要素として考えられるということでございます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　稲葉勝男君。

○**４番（稲葉勝男君）**　水質検査の委託料、大分減っているんだけれども、481万6,000円、この水質検査の委託料がこういうふうに減るというのは。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　上下水道課長。

○**上下水道課長（小坂孝味君）**　以前は、見積もりとかそういうもので随契のような形でやっていましたが、ほかの委託関係もそうですけれども、入札とかそういうものに切りかえたものですから、今まで各市町の独占的だった業者が民間でもできるようになったと、そういう中での入札による減でございます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに質疑はありませんか。

梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　先ほどに関連しますけれども、大体収益が400万近く減ったということですけれども、給水収益、これ全体的に考えると大体１万円ぐらいが料金だと考えるから、300戸から400戸ぐらいが減ったというような感じで世帯的に考えると、それか大口がぐっと減ったのか、その辺どうですか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　上下水道課長。

○**上下水道課長（小坂孝味君）**　ちょっと数字はつかんでこなかったんですが、基本料金10立方以下のお宅もかなりあります。大口は減っているところもありますし、逆にふえているところもあります。新しく施設をつくったり、定員を減らしたところだとちょっと考えると使用量も落ちるのかなと思ったら、そういうところは逆にふえたりとか、そういうところもあるものですから、上のほうはそんなに変わらないけれども、どちらかというと基本料金近辺のところがふえているのかなと思っております。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　課長、過疎化が進んでいるというような雰囲気はそれほどないですか、基本的にというか水道料金を徴収する世帯が減ってきているとかという部分で、そういうの

はないですか。それよりも、使用量が少なくなっているというほうが多いですか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　上下水道課長。

○**上下水道課長（小坂孝味君）**　件数的にはどちらかというと横ばいよりもだんだん核家族とか、そういうあれになっていますから、数は減っていないんですが１戸当たりの利用が子供さんが多ければ洗濯物だとか、そういうものはふえるんですが、先ほども言いましたようにお年寄りの年配がふえて多いものですから、同じ使うのでも水量が減ってきているというのが、量的に１度に使う量が減っているということだと思います。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第23号　平成20年度南伊豆町水道事業会計補正予算（第３号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　全員賛成です。

よって、議第23号議案は原案のとおり可決されました。

ここで、11時まで休憩といたします。

休憩　午前１０時５５分

再開　午前１１時００分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第２４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算について提案理由を申し上げます。

本案につきましては、予算編成方針で申し上げましたとおりでありますので、各科目別の内容につきましては、総務課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、この後の提出議案でありますが、議第25号から議第37号までの特別会計等の予算につきましても同様でありますので、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　鈴木博志君登壇〕

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第24号　南伊豆町一般会計予算の内容説明をさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げます。59ページをお開きください。

なお、詳しい内容は別添の予算説明資料にございますので、主なところのみ説明をさせていただきます。

初めに、１款１項議会費でございます。議会事務で5,583万6,000円でございます。金額は本年度予算のみを朗読させていただきます。報酬が2,358万円、議員報酬で11名分でござい

ます。２節、３節、４節、議会事務局職員２名分の人件費でございます。11節の需用費でございます。印刷製本費48万8,000円、議会だより等でございます。

次のページです。13節の委託料115万3,000円、会議録作成委託料が109万3,000円でございます。

61ページです。２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費です。一般管理事務で２億9,887万円でございます。報酬が18万円です。６会議の報酬でございます。特別職の報酬です。1,339万2,000円、正副町長の報酬でございます。それから、２、３、４の人件費は総務課、会計室、企画調整課21名分の人件費でございます。職員手当の宿日直手当226万8,000円、これは災害動員も含んでいる500人分を見込みました。

次のページです。62ページで11節需用費953万3,000円です。燃料費が184万7,000円、庁用車13台分です。修繕料が156万円です。点検等、13台分でございます。役務費の1,137万4,000円、総合賠償補償保険料84万8,000円でございます。そのほか13節の委託料で法律相談委託料35万円、これは顧問弁護士の委託料35万円、訴訟代理人業務委託料28万円、ジャングルパーク等の裁判の委託料でございます。

次のページです。14節の使用料及び賃借料、複写機賃借料及び使用料、これ７台分でございます。19節の負担金5,515万8,000円でございますけれども、一番上の郡町長会の負担金206万2,000円、均等割、人口割等でございます。

次のページをお願いします。２番目の各種補助金5,000万円でございます。これ予算説明書の19ページに明細がございますけれども、補助金団体22団体の補助金でございます。401が公募補助金で200万円でございます。20年度実績で４件ほど実績がございます。下のＡＥＴの整備補助金30万円ですが、これは昨年から始めましたけれども、中木区と天神原区が補助金対象となっています。まだ補助金の枠としてもございますものですから、救急車が10分以上かかる地域等々に、また再び呼びかけてみたいと思います。

次の21の職員厚生事務で254万5,000円でございます。職員健康管理に関する費用でございます。委託料で171万7,000円ありますけれども、職員141名分と臨時職員45名分を計上させていただきました。

２目の会計管理費です。会計管理事務で444万5,000円でございます。11節の需用費で441万4,000円、消耗品が374万円でございます。20年度610万円でございました。これは学校あるいは保育所等の消耗品をもとに戻しましたものですから減額をしてございます。

65ページです。財産管理費でございます。2,329万7,000円で財産管理事務が1,578万3,000

円でございます。役務費の町村有建物災害共済保険375万9,000円でございます。129件でございます。委託料で1,200万とってあります。町有財産台帳整備測量等委託料1,200万円です。ちなみに、昨年は273万円で、ここ大きくふえていますけれども、町有財産、土地の部分の法務局に対して１筆調査を含んで、町の町有地の全筆調査をするという形での委託料でございます。30事業の庁舎管理事務です。751万4,000円でございます。需用費の施設修繕料及び15節の工事請負費、若干昨年よりは多くなっていますけれども、庁舎の老朽化に伴う修繕、補修工事等の増でございます。

次のページをお願いいたします。

４目の自治振興費、自治振興事務で613万6,000円でございます。ここに関しては区長会関係の費用でございます。

５目の秘書広報費411万6,000円で秘書事務は176万8,000円でございます。交際費、町長交際費で50万円、20年度も同額でございます。需用費が42万円で修繕料が20万円です。町長の乗っている庁用車、クラウンですね、18年目に入りました。

次のページです。広報事務です。234万8,000円でございます。需用費が222万円で印刷製本費が220万6,000円、広報あるいはお知らせ版等の印刷製本費でございます。

６目企画費でございまして、企画調整事務が256万2,000円です。

次のページをお願いします。19節の負担金補助及び交付金197万5,000円です。211の南伊豆地区１市３町合併協議会負担金154万7,000円です。４月から７月分の合併協議会の負担金でございます。

７目電算管理費です。4,668万6,000円、基幹業務電算事務で3,558万8,000円でございます。次のページの13節委託料でバッチ処理委託料1,086万6,000円です。ＴＫＣに対する納付書等のバッチ委託料です。ちなみに、昨年は1,200万円でしたけれども、見積もり等々をとりまして減らしました。1,086万6,000円でございます。使用料及び賃借料は1,989万円で、賃借料等でございます。49の情報系業務電算事務でございまして1,109万8,000円でございます。

次のページをお開きください。18節の備品購入費でございまして、機器備品165万円です。パソコンを７台、プリンタを２台予定をしてございます。これは年次計画を立て、古いものから順次変えていくという形でございます。

９目公害対策費、公害対策事務で31万5,000円でございます。公害対策に関する費用です。

10目が地域づくり推進費、地域づくり推進事業で6,876万7,000円でございます。これは次のページの19節負担金補助及び交付金6,744万2,000円で、400コミュニティ整備補助金369万

2,000円、各区に対するコミュニティ補助です。401が路線バス維持事業補助金です。6,375万円です。自主運行バスの補助金でございます。

11目の交通安全対策費346万9,000円、交通安全推進事務が238万9,000円でございます。交通安全対策委員会等々の費用でございます。

次のページをお開きください。19節負担金補助及び交付金で138万1,000円で、200の交通安全指導員設置費負担金132万7,000円、静岡県の交通安全協会に対する負担金でございまして、婦人交通指導員の負担金でございます。65の交通安全施設整備事業の108万円でございます。事業費は施設修繕料で84万円、カーブミラー12カ所分です。下の交通安全施設設置工事24万円、これはカーブミラー新設分で18基を予定してございます。

12目の財産区費で70が三坂財産区事務115万円でございます。これが三坂地区振興協議会の補助金あるいは入間、中木、差田の施設整備事業の補助金でございます。

13目基金費で5,192万2,000円、財政調整基金が5,006万3,000円でございます。積立金が財調への積み立て5,006万3,000円としたいものでございまして、６万3,000円は利子の部分ですけれども、5,000万円を新規に積み立てると、将来負担軽減ということで、将来の大型事業に対する財調という部分も考えられます。

次に、73ページです。庁舎建設基金です。142万9,000円の積立金ですけれども、国債の運用66万9,000円、繰替運用70万円、会計管理者が運用しまして66万9,000円見込んでございます。ふるさと応援基金の積立金10万円でございます。

次のページをお開きください。２項の徴税費でございます。税務総務費で5,875万8,000円、税務総務事務で4,998万9,000円です。報酬は固定資産評価委員３名分です。給料、２、３、４節は人件費でございまして、町民課の７名分の人件費でございます。82賦課徴収事務876万9,000円、賦課徴収に係る部分で75ページで13節の委託料、宅地等の鑑定評価委託料75万6,000円です。60ポイントの宅地の評価をするということです。

次のページをお開きください。210の静岡県地方税滞納整理機構170万円でございます。均等割が10万円、８件で20万円の160万円、合計で170万円でございます。

77ページです。戸籍住民基本台帳費です。これが戸籍住民基本台帳事務で6,191万4,000円でございます。２、３、４節の人件費は一般職で３人分を見込んでございます。

79ページをお願いします。選挙費で選挙管理委員会費で933万4,000円でございます。１節の報酬ですけれども、選管委員さんの報酬、４人で５回分を予定してございます。２、３、４節の人件費は１名分でございます。13節の委託料、国民投票人名簿システム構築委託料

262万5,000円でございます。19年５月の憲法改正手続に関する法律といいまして、この投票人の名簿システムを構築しなければならないわけですけれども、これを計上させていただきました。このシステムの構築委託でございまして、これは全額国費でございます。

次のページでございます。選挙啓発費です。６万6,000円、明るい選挙推進協議会、明推協に関する費用です。

３目の各種選挙費が1,792万2,000円です。まず、県知事選挙事務です。610万円です。県知事の任期が７月の31日任期という形で、今月の県の選挙管理委員会で選挙日が発表になるだろうということでございます。県知事選に関する費用です。103で衆議院議員選挙事務です。650万円でございます。衆議院、いつなるかわかりませんけれども、一応９月10日が任期ということになってございます。

次のページをお開きください。82ページです。104の町長選挙事務です。532万2,000円でございます。４月の19日の執行の町長選挙の費用でございます。

次のページをお願いいたします。統計調査費でございまして、指定統計調査事務費でございまして、人件費１名分と、そのほか21年度は４つの統計調査があるそうでございます。工業統計、農林業センサス、全国消費実態、経済センサス基礎調査、それらの統計調査の調査に関する費用でございます。

次のページです。監査委員費です。86万2,000円です。監査事務に関する費用でございます。

次のページです。３目の民生費、１項の社会福祉費でございまして、社会福祉総務事務が5,224万2,000円でございます。報酬は民生委員推薦委員会に１日分の14人分でございます。人件費につきましては７人分の人件費を計上させていただきました。

89ページをお願いいたします。障害者（児）福祉事業です。１億1,922万9,000円でございます。ここは身体的、知的、精神障害（児）者の自立支援給付あるいは医療扶助費及び小規模作業所運営費の補助経費、あるいは障害福祉に関する経費の部分を計上させていただきました。19節の部分で404精神及び知的障害者小規模作業所運営費補助金360万円、あしたばのですね。

次のページをお開きください。20節の扶助費が１億1,000万8,000円ですけれども、215の自立支援介護給付費7,560万円、居宅と施設の分の介護給付費でございます。172の保険基盤安定繰出金3,717万4,000円でございます。国保の基盤安定の繰出金です。173が障害者（児）地域生活支援事業です。1,953万4,000円でございます。19節の400の地域活動支援セ

ンター事業1,455万7,000円です。青市にありますふれあいの家の補助金でございます。

次のページです。国民年金費です。国民年金事務で890万9,000円です。年金に関する費用、人件費１名分でございます。

３目の老人福祉費です。5,523万5,000円で老人福祉事業が2,552万8,000円でございます。敬老会関係の費用です。報償費で敬老金を280万8,000円です。2,000円で1,329人、これは80歳以上、100歳以上は３万円、一応５人分で計上をしてございます。

次のページの13節の委託料です。一番上の敬老の日の委託料406万円です。2,000円で2,030人の経費を見込みました。406万円でございます。181の老人福祉施設事業2,970万7,000円です。扶助費で老人福祉施設措置費2,951万1,000円、賀茂老人ホーム賀茂が13人、そのほか各２施設がありますけれども、２名という形です。

４目は国民健康保険費です。4,323万9,000円で、国民健康保険事務が1,955万3,000円です。人件費でございまして、３人分の人件費を見込みました。186は国民健康保険特別会計繰出金でございまして、2,368万6,000円です。

５目が後期高齢者医療費でございます。１億3,538万2,000円です。給付費の負担金が9,517万1,000円、繰出金として事務費の繰り出しが1,029万円、保険基盤安定の繰り出しが2,992万1,000円ということでございます。

次のページです。２目の児童福祉費です。児童福祉総務費でございまして、1,095万7,000円です。19節の負担金で社会福祉法人伊豆つくし会の補助金が1,088万7,000円でございます。

２目が児童福祉施設費で２億1,173万1,000円でございまして、児童福祉施設運営事務です。１億8,596万円、保育所関係のものです。２、３、４の人件費ですけれども、職員21名分でございます。７節の賃金3,530万5,000円、臨時保育士の賃金でございまして、15人分でございます。その下の臨時調理員の賃金が406万4,000円、これが調理員栄養士各１名です。２名分の賃金でございます。13節の委託料です。319万5,000円のうち、一番下の南崎保育所施設改修工事監理委託料204万3,000円でございます。

次のページをお開きください。

次のページからは差田の保育所運営事務が440万9,000円、手石保育所の運営事務が1,172万円、南崎保育所運営事務が521万3,000円でございます。その次のページが南上保育所運営事務が442万9,000円でございます。

子育て支援費が8,045万8,000円です。児童手当事務で6,339万6,000円でございます。扶助費の部分が大半でございます。20節の扶助費6,330万円でございます。204の子育て支援事業

1,554万2,000円、母子福祉事業が152万円です。子育て支援事業の扶助費、乳幼児医療ですね、1,355万円、小学校就学前の児童の医療費は無料という形になっています。母子家庭等医療費が138万円でございます。

次のページです。災害救助費でございます。35万5,000円です。扶助費で30万円、災害見舞金、１件分の30万円を一応見込みました。

次のページです。介護保険費でございます。介護保険特別会計の繰出金が１億2,609万円でございます。繰出金がそれぞれ特別会計への繰出金があります。212の新予防給付包括支援センター事業でございます。地域包括支援センターの運営費でございます。

次のページです。４款でございます。４款衛生費で１目保健衛生費でございまして、保健衛生総務事務が3,773万9,000円でございます。報酬は保健協力委員、これが37万5,000円、34人の保健協力委員です。健康づくり推進協議会、これが８人の委員でございます。２、３、４、人件費につきましては４人分を計上してございます。13節の委託料、第１次救急医療委託料で167万円、人口割でございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。第２次・小児救急医療運営費負担金524万円です。均等割20％、人口割40％、地域利用割は40％でございます。204で順天堂直通バス負担金20万2,000円でございます。

２目の予防費で感染症予防事務です。943万6,000円でございます。大きなところは需用費の医薬材料費が351万9,000円、薬関係です。委託料でインフルエンザ予防接種委託料2,200人分です。220万円。

次のページです。３目母子衛生事業です。267万3,000円です。環境衛生費、環境衛生事業が1,026万5,000円でございます。105ページの19節、浄化槽設置整備事業費補助金962万7,000円、５人槽を８基、７人槽分を17基計上してございます。

５目のへき地診療対策費でございます。264万3,000円、患者輸送バスに関する費用でございます。賃金が177万1,000円、２名の臨時運転手の賃金でございます。

次のページです。老人保健費でございます。老人保健ヘルス事業2,154万9,000円でございます。大きな部分は13節の委託料でございまして、健康診査委託料1,823万9,000円、胃、肺、大腸、子宮がん、乳がん、肺炎等々の検診委託料でございます。

次のページです。老人保健特別会計への繰出金が20万8,000円です。老人保健医療事業46万6,000円でございます。

７目の斎場費です。斎場の部分が伊豆斎場組合への負担金が540万2,000円です。医療施設整備推進費でございまして4,171万5,000円です。19節で共立湊病院負担金が3,728万9,000円

でございます。通常交付税分2,810万1,000円と特交分です。これが918万8,000円でございます。

次のページです。病院出資金でございます。共立湊病院組合に対する出資金が442万6,000円です。

２項の清掃費でございます。清掃総務事務でございまして4,102万3,000円、清掃対策審議会委員13名、１日分です。職員は５人分の計上をさせていただきました、人件費の。

次のページでございます。塵芥処理費が１億8,027万8,000円でございまして、ごみ収集事務は6,452万4,000円です。委託料が6,241万4,000円、可燃物の収集委託2,233万7,000円、粗大ごみの収集委託が960万、分別収集が2,387万7,000円、保管委託料が660万円ということです。19節の生ごみ処理機の購入費の補助金が20万円です。10基分を一応計上させていただいたと、ごみ減量化の対策でございます。261の焼却施設維持事業8,544万4,000円でございます。臨時職員の４名分の賃金、共済費でございます。そのほか焼却施設の維持事業に関する費用でございます。

次のページをお願いします。工事請負費で焼却施設の補修工事3,100万円、ごみクレーンの補修工事140万円を見込んでございます。

最終処分事業が3,031万円でございまして、委託料が焼却灰等処理業務委託料2,775万2,000円、650トンの見込みでございます。

次に、し尿処理費の南豆衛生プラント組合負担金8,206万1,000円でございます。南豆衛生プラントへの負担金でございます。起債償還による増でございます。元金償還が始まったということでございます。

次に、113ページが５款１目農林水産業の農業費の関係で、まず農業委員会費、農業委員会事務163万6,000円です。農業委員会に関する経費でございます。農業委員の報酬72万円、これは農業委員16人分です。

２目の農業総務費です。農業総務事務は3,394万6,000円です。人件費を４人分計上しています。

115ページです。農業振興費です。881万2,000円で農業振興事業は713万5,000円でございます。13節の委託料は360万で遊休農地美化業務委託料310万円です。これは菜の花あるいはヒマワリ等の費用です。これが310万円。有害鳥獣駆除業務委託料50万円、猟友会への委託料で50万円です。

次のページです。有害獣等被害防止対策事業補助金が80万円です。電気さくあるいはメッ

シュ等々でございます。

289は水田農業経営確立対策事業19万1,000円です。次に、農村地域農政総合推進事業５万円です。中山間地域制度143万6,000円、これが負担金補助及び交付金ですけれども、中山間の地区は３地区です。市之瀬、川合野、伊浜141万5,000円でございます。

４目の農地費でございまして、農業用施設維持事業87万8,000円です。重機借り上げで35万1,000円、原材料で52万7,000円の計上をいたしました。生コン、採石、U字溝等々でございます。

次に、農業用施設補修事業で工事請負費です。農業用水路等維持補修工事50万円を見ました。

次に、農山村総合施設管理費でございます。495万2,000円でございます。11節需用費が大きい部分で397万9,000円、差田グラウンドの電気料が大きいですね、約60万円です。そのほか南上プールの水道料、その辺も入ってございます。

次の119ページをお開きください。２項の林業費でございます。林業振興費が902万7,000円です。林業振興事業が163万9,000円でございます。森林整備事業が232万7,000円でございまして、委託料で分収林造林保育委託料129万8,000円、間伐11ヘクタール等でございます。20年度途中から森林吸収源対策緊急整備事業委託料46万円、これは官有林の部分のもので46万円でございます。その下の森林整備事業補助金56万2,000円、これは間伐６ヘクタール分を予定してございます。

323は松くい虫防除事業506万1,000円でございます。

次の121ページをお願いします。水産業費でございます。水産業振興事業246万7,000円、委託料で海中クリーン作戦委託料で31万5,000円でございます。19節の一番下です。稚貝稚魚放流事業補助金100万円でございます。

２目の漁港施設維持費384万9,000円でございます。そのうちの漁港施設維持事業が264万9,000円、漁港施設の補修事業が120万円です。

３目は漁業集落排水事業3,391万3,000円でございまして、特別会計の繰出金が3,015万6,000円です。子浦、中木、妻良の漁業集落排水事業への繰出金でございます。そのほか、入間漁業集落排水事業に関する費用が375万7,000円、これは一般会計で13節に入間の集落排水の施設の管理料が324万円です。

６款１項で商工費でございます。商工総務事務でございます。4,308万1,000円でございます。人件費は６人分を計上いたしました。

次のページでございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。短期経営改善資金利子補給補助金217万、小口資金の利子補給補助金が184万2,000円、経済支援対策事業補助金250万円、これが緊急経済対策という形で打ち出してございます。これは宿、宿泊者に対する利用券が250万円です。

３目の観光費です。6,524万1,000円です。観光振興事業です。需用費の高熱水費があります。177万6,000円、弓ケ浜の管理棟とふるさと公園の管理棟等々の光熱費でございます。そのほか13節の委託料でございます。宣伝委託料380万、伊豆急ケーブルネットワーク放映委託料100万円です。そのほか、次のページで子浦地区観光施設設計監理委託料64万5,000円です。湯の花観光交流館指定管理委託料660万円、21年度から管理委託料として計上でございます。指定管理者は観光協会でございます。そのほか、15節で妻良地区観光施設整備工事2,500万円、海上アスレチックです。子浦地区観光施設整備1,000万円、これはトイレでございます。入間地区観光施設改修工事160万円、海岸の擬木のさくがありまして、その部分の改修工事で160万円です。

次のページです。126ページで218の湯の花観光交流館下水道加入負担金です。329万7,000円、これは一般会計から下水道会計の受益者負担金を払うというのが329万7,000円です。

４目の都市提携費です。都市提携事業が18万2,000円でございます。21年度は特に交流的なものはないということで減額をしています。

５目の環境美化推進費です。環境美化推進事業で279万8,000円でございます。

６目の温泉管理費です。6,912万2,000円で、そのうち次のページで弓ケ浜温泉公衆浴場管理事務956万、みなと湯の関係です。臨時職員は２名分でございます。371事業は銀の湯会館の運営事業で5,956万2,000円でございます。臨時職員の10名分でございます。

次のページをお開きください。131ページです。７款の土木費に入ります。土木管理費で土木総務事務が5,766万3,000円です。人件費は８名分を計上いたしました。

次のページです。委託料でわがやの専門家診断事業委託料15万円、これが５件分を一応見込みました。

次の133ページの木造住宅耐震補強助成事業費補助金50万円、これは１棟分です。木造住宅補強計画策定事業費補助金９万6,000円でございます。

次のページです。道路橋梁費でございまして、道路維持事業が2,646万4,000円でございます。委託料で路側の刈り払い等の業務委託料210万円、これは12路線でございます。15節は各種の維持工事費でございます。ここで原材料費が294万円です。生コン等の原材料でござ

います。

次のページです。道路新設改良費、道路改良事業で1,200万3,000円でございまして、19節の県道路改良事業負担金1,150万円です。地方特定分が350万、その他一般が800万円でございます。389の地方特定道路整備事業1,663万3,000円でございまして、次のページです。工事請負費で成吉線の舗装工事が1,600万円です。延長300メーター分を見込んでございます。

橋梁維持費で橋梁維持事業で255万円です。橋梁維持補修工事でございます。

次のページです。河川費でございます。河川維持事業が304万9,000円です。13節の委託料はそれぞれの青野川、一条川、五十鈴川水門樋門等操作委託料92万4,000円と19節の河川愛護助成金120万円、これが34区のうち33区への助成金です。

青野川ふるさとの川関連整備費で173万円でございまして、青野川の河川管理委託は80万円、これは６地区です。ふるさと公園の管理委託は93万円です。

次のページです。港湾費です。港湾管理事務で2,186万3,000円です。委託料で手石港の操作委託料が101万1,000円、湊区、手石区、２区の分で11基あります。妻良港の門扉の操作委託料が94万円、これは２基であります。19節の負担金補助で妻良港の整備事業負担金1,710万円、これが妻良の釣り公園あるいは子浦地区のしゅんせつ等々の負担金でございます。

都市計画費でございます。都市計画総務費が231万2,000円です。13節の委託料、都市計画基礎調査委託料、いよいよ都市計画基礎調査をやりたいという年になりまして220万計上しました。

公園費で公園管理事務で169万8,000円です。工事請負費で九条公園のトイレの下水道工事、いよいよ供用開始になって九条公園のトイレを下水道に接続するというものです。

次のページです。公共下水道費の特別会計繰出金です。２億3,416万1,000円です。対前年で2,937万5,000円の減でございます。建設費の繰り出しが4,659万円、公債費繰り出しが１億8,757万1,000円でございます。

次のページが住宅費です。住宅管理費で158万2,000円です。急傾斜地崩壊防止事業費が1,551万円です。負担金のところで公共の急傾斜地が1,200万円、この負担金が、下賀茂、加納。その下の県単の急傾斜350万円、差田、大瀬、川合野、３地区の急傾斜の負担金です。

８款１項の消防費です。常備消防の下田地区消防組合の負担金１億7,476万7,000円でございます。下田地区の負担金と特別負担金がそれぞれございます。

２目の非常備消防です。非常備消防事務で、これは消防団の関係費用でございます。いよいよ21年度は、また査閲大会の開催年度として若干費用がふえてございます。

次のページです。３目の消防施設費です。消防施設管理事務です。ポンプ車が４台、積載者17台、可搬ポンプが26台、それらの管理事務でございます。

145ページの18節の備品購入費361万1,000円です。機器備品が117万6,000円でございます。これは自治情報センター、これは宝くじですけれども、パソコンの購入をしたいと。そのほか消防備品では198万5,000円、自動の中継弁、これを21個購入すると、水圧の調整弁、いい形のものができたということでございまして、これを21個購入するものです。

４目水防費です。水防対策事務が85万4,000円です。災害対策費で災害対策事務が481万6,000円、防災委員の18万6,000円の報酬があります。40人です。

次のページです。447の防災施設管理事務でございます。これは防災行政無線、その辺の関係の費用でございます。

次のページです。９款の教育費に入ります。教育総務費で教育委員会事務です。66万円でございます。事務局事務が5,031万円でございます。人件費で一般職は５人分、教育長とそのほか賃金で教育相談員賃金50万1,000円、月４回ということでございます。

次のページです。19節の負担金補助及び交付金、一番下の教育資金利子補給補助金16万円、１％の利子補給ということです。

３目の教育推進費、英語教育事業で300万5,000円でございます。

次のページです。小学校費です。学校管理費で小学校管理事務１億7,214万1,000円でございます。人件費は13人分です。給食調理員が10人、用務員が３人の人件費でございます。そのほか、次のページで15節工事請負費8,600万、南中小学校屋内運動場耐震補強工事で8,600万でございます。いよいよこの南中小の躯体が終われば、学校の施設は100％耐震化になると。475南中小学校管理事務が734万2,000円です。

次のページです。南上小学校の管理事務が263万2,000円、三浜小学校の管理事務が321万6,000円、南伊豆東小学校管理事務886万2,000円、学校名の変更によりまして南伊豆東小学校管理事務というふうになりました。

次のページです。教育振興費です。2,785万7,000円、小学校の教育振興事務2,423万3,000円です。７の賃金でございます。526万5,000円、臨時教諭の賃金でございまして、南中、南上、三浜の臨時教諭賃金でございます。

次のページの役務費で定期券の購入費612万2,000円でございます。４校分の104人分です。南崎小学校も、ことしからはふえると、東小学校へ通学というのがふえると。13節の委託料、パソコン保守点検料、５校分105台分、260万2,000円です。

次のページです。南中小学校教育振興事務95万2,000円、南上が76万円、三浜が78万3,000円、南伊豆東小が112万9,000円の教育振興事務の費用でございます。

中学校費です。学校管理事務で2,278万4,000円で、中学校管理事務が1,476万9,000円です。人件費は２名分でございます。賃金は臨時職員賃金が１人でございます。

次のページです。南伊豆東中学校管理事務が365万8,000円です。

次のページです。南伊豆中学校管理事務435万7,000円です。

教育振興費で中学校教育振興事務が2,267万9,000円でございます。13節の委託料、パソコン保守点検委託料403万2,000円、88台分でございます。一番下南伊豆東中学校教育振興事務が135万4,000円です。南伊豆中学校教育振興事務が129万6,000円です。

幼稚園費でございます。幼稚園事務でございます。人件費は５人分を見込んでございます。７の賃金、臨時教諭の賃金１名分でございます。

次のページをお開きください。13節の委託料158万6,000円、一番下の耐震診断調査委託料140万円です。南伊豆幼稚園の耐震診断調査を行おうというものでございます。幼稚園延長保育事業の費用８万円でございます。

次に、社会教育費でございます。社会教育総務事務で1,907万2,000円です。人件費２人分を見込みました。

次のページ、169ページです。公民館管理運営事務です。1,017万円で人件費は１名分でございます。170ページ、文化財管理費でございまして、60万3,000円でございます。

次のページです。図書館費です。図書館管理運営事務1,838万9,000円です。本年度、石垣りん文学記念室、いよいよ今年度末オープンという形で52万1,000円ほどふえてございます。職員の人件費１名分、臨時職員２名分の計上をしてございます。

次のページです。生涯学習推進事業です。222万3,000円でございます。173ページ、使用料及び賃借料のうち自動車借上料57万円ございます。これはふるさと関係の部分ともう一つが横浜港開港150周年という形で、子供たちがカッター大会に参加する、その辺の自動車借り上げ料がこの57万円の中に入ってございます。

次のページです。保健体育費でございまして、保健体育総務事務424万2,000円でございます。

次のページです。体育施設で武道館管理運営事務です。これが238万2,000円でございます。需用費で光熱水費があります。126万3,000円、これ若干ふえています。社会福祉協議会の事務局が入ったという形で、この辺の光熱費がふえてございます。

次のページです。10款の災害復旧費でございます。農林水産業施設災害復旧です。農地及び農業施設災害復旧費、これが205万1,000円、農地及び農業用施設災害復旧事業120万1,000円、単独農地の災害85万円、林地及び林業の分44万6,000円でございます。

次のページで漁港施設災害復旧142万7,000円の公共分ですね、これが62万7,000円、単独の漁港が80万円です。

次のページです。道路河川の災害復旧で1,074万8,000円で、公共分が924万8,000円、単独分が150万円です。

11款１項の公債費でございます。元金で４億5,672万7,000円です。利子で9,180万5,000円でございます。

予備費でございます。最後のページです。予備費は800万円、500万円の減です。

13ページをお開きください。歳入でございます。

町税、町民税です。個人が３億1,315万6,000円、法人が2,990万円です。ちなみに、法人は町内173社、町外は48社でございます。

次のページです。固定資産税でございます。現年課税分が４億6,139万8,000円、滞繰分が771万2,000円でございます。国有地等の所在市町村の交付金及び納付金で133万1,000円でございます。軽自動車税が2,175万円でございます。町たばこ税が6,100万円でございます。現年課税分で、これは１本当たり３円29銭、たばこ税がですね。

次に、特別土地保有税でございまして５万1,000円でございます。

次のページです。入湯税でございます。2,718万4,000円でございます。

次のページです。地方譲与税で地方揮発油譲与税でございます。ちょっとこれ聞きなれないあれですけれども、これは地方道路譲与税の名称変更がこういう形になりました。地方揮発油譲与税です。これが1,134万円です。

次のページです。自動車重量税です。5,500万円です。次が地方道路譲与税666万円でございます。

次のページ、利子割交付金が300万円、配当割交付金が250万円、株式等譲渡所得割交付金200万円、地方消費税交付金9,300万円、ゴルフ場利用税交付金1,200万円、特別地方消費税交付金1,000円、これは科目存置です。自動車取得税交付金4,800万円、地方特例交付金600万円、このうち地方特例交付金、減収補てん特例交付金の300万円でございますが、平成20年から住宅取得控除による減税分というような減額になりまして、自動車取得税交付金減額分を補てんをすると、２つですね、住宅取得控除あるいは自動車取得税の交付金の減額とい

う部分でございます。

次です。特別交付金が50万円です。

11款１項の地方交付税です。18億1,000万円を計上しました。500万円の減です。普通交付税で16億5,000万円、一応財源留保分として１億5,000万円を見込んでございます。

次のページです。交通安全対策特別交付金90万円、13款の分担金及び負担金です。農林水産業分担金が40万円、土木費分担金が787万4,000円、災害復旧費分担金５万円です。次の民生費の負担金が5,346万円でございます。

14款の使用料及び手数料です。総務使用料が13万円、商工使用料が5,903万1,000円、みなと湯と銀の湯会館の使用料、この辺が入ってございます。農林水産業使用料は342万9,000円、土木使用料は1,228万3,000円、教育使用料は376万円でございます。民生使用料はゼロでございまして、廃目整理で、これは社会福祉協議会のですね、これがなくなったということです。総務手数料が564万円、衛生使用料が2,100万9,000円でございます。

次のページで国庫支出金の国庫負担金です。民生費が7,381万1,000円、災害復旧費の国庫負担金が572万3,000円です。国庫補助金では民生費が463万3,000円、衛生費320万9,000円、土木費12万3,000円、教育費国庫補助金2,356万8,000円でございます。このうち大きい分は公立学校施設整備交付金2,233万円、中小の躯体部分です。農林水産業費の国庫補助金はゼロで、これも主たる大きいものがなくなった関係で廃目整理でございます。

次のページ、委託金です。総務費の委託金が271万7,000円、選挙関係等々でございます。民生費が447万3,000円です。県支出金の県負担金が民生費が8,630万8,000円でございます。衛生費がゼロです。これも廃目整理でございます。

次のページです。県補助金で総務費が2,103万2,000円、自主運行バスがそのうち2,100万円です。民生費の県補助金は2,233万6,000円です。衛生費が417万5,000円、農林水産業費は320万2,000円、土木費は66万7,000円、消防費は208万2,000円、災害復旧が91万6,000円、県営事業軽減交付金が800万円、商工費が1,730万円でございます。右のほう、妻良地区が1,250万円、子浦地区が480万、アスレチックとトイレです。双方２分の１の補助金でございます。

次のページです。委託金です。総務費の委託金3,100万7,000円です。選挙が1,260万1,000円です。民生費が２万1,000円、土木費が287万3,000円、権限委譲事務交付金323万1,000円です。これがかなり細節が32までありますけれども、全部で26事業、前年実績に基づき計上いたしました。

次のページです。46ページです。財産収入でございます。貸付収入が210万2,000円、利子及び配当金が171万1,000円でございます。

次のページです。財産売払収入です。不動産売払収入が2,000円、物品売り払い、生産物売り払い、それぞれ科目存置で1,000円ずつです。

次のページです。寄附金でございます。一般寄附金、民生費寄附金とも科目存置の1,000円です。商工費の寄附金1,250万円、これが観光施設整備費の寄附金です、1,250万。妻良の海上アスレチック、地元の寄附金、妻良港より寄附金1,250万円計上しました。ふるさと寄附金を10万円です。

次の19款の繰入金で、特別会計の繰入金です。老人保健特別会計の繰入金4,000円、三坂財産区の特別会計繰入金115万円です。

次のページです。繰越金です。１億7,000万円を見込みました。対前年5,000万円の増でございます。

21款の諸収入、延滞金、加算金及び過料で延滞金が60万円、過料は1,000円の科目存置でございます。

諸収入で預金利子が22万5,000円を、これは歳計及び歳計外の現金利子の22万5,000円でございます。

貸付金の元利収入が１万2,000円でございます。

次のページです。雑入で滞納処分費弁償金小切手未払資金組入れ、各科目存置で1,000円ずつです。雑入で4,526万4,000円でございます。各種雑入が記載してございます。

次のページです。56ページです。過年度収入です。これも科目存置でございます。

57ページです。町債でございます。商工債が450万、土木債が1,440万、教育債が5,700万、災害復旧債が260万、臨時財政対策債、これが１億9,800万円で合計で２億7,650万円でございます。

８ページをお開きください。８ページは第２表の債務負担行為です。短期経営改善資金の利子補給、小口資金の利子補給、教育資金の利子補給等々、記載の期間、債務負担行為という形でございます。

９ページが第３表の地方債でございます。それぞれ観光施設、道路改良、小学校耐震補強、道路河川災害復旧、臨時財政対策債等、合計で２億7,650万円の地方債でございます。限度額はこの金額です。

12ページをお開きください。歳出合計、本年度予算額が39億7,300万円、前年度が41億

3,600万円、比較で１億6,300万円の減額です。本年度予算額の財源内訳が特定財源で国県支出金３億1,337万1,000円、地方債7,850万円、その他２億1,528万3,000円、一般財源で33億6,584万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、昼食のため１時まで休憩といたします。

休憩　午後　０時０２分

再開　午後　１時００分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第２５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第25号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　藤原富雄君登壇〕

○健康福祉課長（藤原富雄君）　それでは、国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

219ページをお開きください。

歳出の部からでございます。１款総務費、１項総務管理費でございます。１目の一般管理費448万9,000円、大きな内容といたしましては13節の委託料でございます。200事業の国保連合会共同電算処理事務委託料105万5,000円、207の一番下ですが、バッチ処理委託料、これはＴＫＣへの委託料でございますが、176万7,000円でございます。

次の２目連合会負担金71万3,000円、これにつきましては19節の負担金補助及び交付金でございます。

めくっていただきまして、221ページでございます。２項の徴税費でございます。１目の賦課徴収費16万4,000円でございます。

めくっていただきまして、３項運営協議会費、１目の運営協議会費でございますが、25万3,000円でございます。これにつきましては、年２回の運営協議会を開催する予定の費用でございます。

次の２款保険給付費、１項療養諸費でございます。１目の一般被保険者療養給付費でございますが、７億8,000万円、すべて19節の負担金補助及び交付金でございます。

２目の退職被保険者等療養給付費6,800万円、３目の一般被保険者療養費450万円、４目の退職被保険者等療養費110万円、いずれも19節の負担金補助及び交付金でございます。

次の５目審査支払手数料でございますが、221万9,000円でありまして、診療報酬審査手数料が216万円、柔道整復診療報酬審査手数料が５万9,000円でございます。

２項高額療養費でございます。１目の一般被保険者高額療養費１億1,000万円、２目の退職被保険者等高額療養費1,400万円、３目の一般被保険者高額介護合算療養費、これにつきましては21年度からの新たな事業費でございます。300万円、これにつきましては一般被保険者の高額介護合算ということですので、国保と介護保険の高額療養費に対しまして一定額以上を超えた部分についての療養費を見るということでございます。

次の４目の退職被保険者等高額介護合算療養費、これにつきましては100万円でございます。内容につきましては一般と同じでございます。

次に、めくっていただきまして、227ページでございます。３項の移送費、１目の一般被保険者移送費、前年同額の30万円を計上させていただきます。２目の退職被保険者等移送費も前年同額の30万円の計上でございます。

めくっていただきまして、４項の出産育児諸費でございます。出産育児一時金でございますけれども、722万円、これにつきましては１件につき38万円の一時金に対しまして19件を見ております。

次の５項葬祭費でございます。これにつきましては175万円、１件当たり５万円で35件の予算額でございます。

次、めくっていただきまして、３款後期高齢者支援金等、１項後期高齢者支援金等でございます。後期高齢者支援金で１億6,980万5,000円を予算化させていただいております。

２項の後期高齢者関係事務拠出金でございますが、２万4,000円の予算でございます。

次の４款前期高齢者納付金等でございますが、これにつきましては65歳から74歳の高齢者が該当になります。１目の前期高齢者納付金で52万2,000円、２目の前期高齢者関係事務拠出金で２万1,000円を計上させていただいております。

次のページでございます。５款の老人保健拠出金でございますが、これにつきましても19年度で老人保健につきましては終了ということで、拠出金については科目存置で1,000円、事務費拠出金については10万円を計上させていただいております。

次の６款介護納付金でございます。１目の介護納付金7,592万円を計上させていただいております。

次のページでございます。234ページ、７款の共同事業拠出でございます。高額医療費共同事業医療拠出金2,653万3,000円、これにつきましては高額医療費共同事業医療費拠出金ということで、再保険分の拠出金ということでございます。

次の３目のその他共同事業につきましては、前年同額の2,000円でございます。

４目の保険財政共同安定化事業拠出金１億6,346万8,000円を計上させていただいております。

次のページの８款保健事業費でございます。これにつきましては20年度からの事業でございまして、特定健康診査等事業費でございます。809万1,000円の予算でございます。内容につきましては、賃金から14節の使用料及び賃借料になっております。その中で13節の委託料でございます。特定健康診査委託料569万5,000円、これにつきましては賀茂医師会と契約を結んでおりますけれども、国保連合会経由で賀茂医師会のほうに診査料は支払われるという

形であります。

次めくっていただきまして、２項の保健事業費でございます。これにつきましては保健衛生普及事務という形で502万2,000円を予算化させていただいております。内容につきましては、レセプト点検の臨時事務員の賃金213万8,000円、それと19節の負担金補助及び交付金でありますけれども、126万8,000円、成人病検診補助金であります。胃、大腸、乳、子宮の４カ所の検診の補助金でございます。

次、９款基金積立金であります。10万2,000円の予算を計上いたしました。

次のページ、10款公債費でありますけれども、科目存置的な形で1,000円計上しております。

11款の諸支出金であります。一般被保険者保険税還付金で60万円、退職被保険者の分として５万円、償還金といたしまして2,000円、一般被保険者還付加算金で４万円、ページをめくっていただきまして、退職被保険者等還付加算金で1,000円の予算計上をしております。

次の２項の延滞金でございます。これにつきましては、科目存置的な形で1,000円の予算計上でございます。

242ページ、最後でございますが、12款予備費でございます。前年同額の200万円を計上させていただいております。

次に、歳入でございます。201ページにお戻りください。

歳入の部でございます。１款国民健康保険税であります。１目の一般被保険者国民健康保険税３億2,857万4,000円でございます。医療給付分現年課税分として２億1,988万1,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分で6,911万1,000円、介護納付分現年課税分で3,008万2,000円、医療給付分滞納繰越分で800万円、後期高齢者支援金等分滞納繰越分で100万円、介護納付分滞納繰越分で50万円でございます。次の２目の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、2,461万6,000円でございます。これにつきましても医療給付分現年課税分が1,442万9,000円、後期高齢者支援金等分現年課税分が508万2,000円、介護納付分現年課税分が445万5,000円、医療給付分滞納繰越分が50万円、後期高齢者支援金等分滞納繰越分が10万円でございます。

次めくっていただきまして、６節の介護納付分滞納繰越分が５万円でございます。

２款使用料及び手数料でございます。督促手数料で10万円計上させていただきたいと思います。

ページをめくっていただきまして、204ページでございます。３款国庫支出金でございま

す。１目の療養給付費等負担金であります。２億7,746万5,000円であります。これにつきましては、療養給付費等負担金で１億9,703万7,000円、老人保健医療費拠出金負担金で1,000円、介護保険納付金負担金で2,581万3,000円、後期高齢者支援金負担金で5,461万3,000円でございます。過年度分として1,000円を計上させていただいております。

２目の高額医療費共同事業負担金であります。663万3,000円であります。

３目の特定健康診査等負担金でありますが、94万6,000円、現年度分で94万5,000円、過年度分で1,000円の予算計上でございます。

次の２項の国庫補助金でございます。１目の財政調整交付金１億764万5,000円であります。内容といたしましては、普通調整交付金が１億750万円、特別調整交付金が14万5,000円でございます。

次のページであります。４款療養給付費交付金であります。療養給付費交付金8,299万円であります。これにつきましては、退職被保険者等療養給付費交付金で8,298万9,000円、過年度分として1,000円の予算計上でございます。

５款の前期高齢者交付金であります。これにつきましては、２億8,646万2,000円でございます。全額現年度分でございます。

次、ページをめくっていただきまして、６款の県支出金であります。１目の高額医療費共同事業負担金で663万3,000円、２目の特定健康診査等負担金で94万6,000円、これらにつきましては現年度分といたしまして94万5,000円、過年度分で1,000円の予算計上でございます。

２項の県補助金でございます。財政調整交付金として5,601万円、そのうち普通調整交付金が4,851万円、特別調整交付金が750万円でございます。

７款の連合会支出金であります。これにつきましては、科目存置の1,000円を計上させていただいております。

８款の共同事業交付金であります。１目の共同事業交付金1,326万6,000円でございます。これにつきましては、高額医療費共同事業交付金でございます。

２目の保険財政共同安定化事業交付金１億6,346万8,000円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、９款の財産収入でございます。利子及び配当金で10万3,000円を計上させていただいております。中身につきましては、支払準備基金利子が10万1,000円、高額医療費貸付基金利子が1,000円、出産費貸付基金利子が1,000円でございます。

10款の繰入金であります。一般会計繰入金で6,086万円を計上させていただいております。

節が５節ありまして、保険基盤安定繰入金で3,717万4,000円、職員給与費等繰入金で561万9,000円、出産育児一時金等繰入金で481万3,000円、財政安定化支援事業繰入金で929万3,000円、その他繰入金で396万1,000円でございます。

次の２項の基金繰入金でございます。これにつきましては、科目存置で1,000円を計上させていただいております。

11款の繰越金でございます。１目の療養給付費交付金繰越金は前年同様科目存置で1,000円の計上でございます。その他繰越金で3,000万円を見ております。これにつきましては、前年度のその他繰越金でございます。

次のページでございます。12款の諸収入でございます。１目の一般被保険者延滞金で10万円計上させていただき、２目の退職被保険者等延滞金で５万円、過料で1,000円の予算計上でございます。

２項の預金利子でございます。これにつきましては1,000円の科目存置でございます。

ページをめくっていただきまして、３項の雑入でございます。１目から４目までの納付金等につきましては、科目存置的な形で1,000円の計上でございます。５目の雑入でございます。443万8,000円を計上させていただきまして、これにつきましては平成18年度の精算分の老人保健拠出金還付金として432万6,000円、国保のメタボ改善教室の参加者負担金として11万2,000円の内訳でございます。

それでは、200ページをお開きください。歳出合計、本年度予算額14億5,131万4,000円、前年度予算額14億4,043万1,000円、比較1,088万3,000円、本年度予算額の財源内訳、特定財源としまして国県支出金４億5,627万4,000円、その他５億4,628万9,000円、一般財源４億4,875万1,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第25号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第２６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第26号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　藤原富雄君登壇〕

○健康福祉課長（藤原富雄君）　老人保健特別会計予算の内容説明を申し上げます。

259ページをお開きください。

歳出の部からでございます。１款医療諸費でございます。１目の医療給付費200万円、これにつきましては19節の負担金補助及び交付金でありまして、社保分医療給付費で100万円、国保分医療給付費で100万円でございます。

２目の医療支給費でございます。50万円でございます。現金給付分の医療支給費でございます。

次の３目の審査支払手数料でございます。１万円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、２款の諸支出金でございます。これにつきましては、１目の償還金、２目の還付金とも1,000円の科目存置でございます。

次の２項の繰出金でございます。一般会計の繰出金が4,000円でございます。

次に、歳入でございます。251ページをお開きください。１款の支払基金交付金でございます。１目の医療費交付金で124万9,000円、現年度分の医療費交付金で124万8,000円、過年度分医療費交付金で1,000円。

次の２目の審査支払手数料交付金でありますけれども、１万1,000円、これにつきましても審査支払手数料交付金が１万円、過年度分としまして1,000円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、国庫支出金であります。１目の国庫負担金で83万3,000円を予算計上させていただき、現年度分として83万2,000円、過年度分としまして1,000円でございます。

３款の県支出金でございます。１目の県負担金でありますけれども、これも同じく現年度分として20万8,000円、過年度分として1,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、４款の繰入金でございます。一般会計繰入金20万8,000円でございます。

５款の繰越金につきましては、1,000円の科目存置でございます。

６款の諸収入の１目の延滞金、２目の加算金と２項の預金利子と１目の預金利子につきましては1,000円の科目存置でございます。

次の258ページでございます。３項の雑入でございます。これにつきましても第三者納付金、返納金とも1,000円の科目存置として計上させていただいております。

250ページをお開きください。歳出合計、本年度予算額251万6,000円、前年度予算額１億2,528万4,000円、比較マイナス１億2,276万8,000円、本年度予算額の財源内訳、特定財源として国県支出金104万円、その他125万8,000円、一般財源21万8,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第26号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第２７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第27号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　藤原富雄君登壇〕

○健康福祉課長（藤原富雄君）　介護保険特別会計の内容説明を申し上げます。

285ページをお開きください。

歳出の部からでございます。１款総務費の１目の一般管理費でございます。452万円、これにつきましては９節の旅費から19節の負担金補助及び交付金でございまして、13節の委託料でございます。206万8,000円、そのうちの203細々節ですが、バッチ処理委託料として126万7,000円の予算計上でございます。19節の負担金補助及び交付金でありますけれども、賀茂郡の介護認定審査会負担金として164万7,000円を計上させていただいております。

次、ページをめくっていただきまして、２項の徴収費でございます。１目の賦課徴収費として27万2,000円を予算計上させていただきまして、通信運搬費26万2,000円、口座振替手数料１万円の予算内容でございます。

次の３項の介護認定審査会費でございます。認定調査等費で646万円を予算計上させていただいておりまして、内容といたしましては臨時職員２名の賃金、それと役務費で主治医意見書作成料で356万円が主なものでございます。

ページをめくっていただきまして、２款の保険給付費でございます。１目の居宅介護サービス給付費３億391万3,000円を予算計上させていただきまして、負担金補助及び交付金であります。居宅介護サービス給付費負担金で３億358万5,000円、居宅療養管理指導等負担金で32万8,000円でございます。

次の２目の特例居宅介護サービス給付費でございますが、1,000円の科目存置でございます。

３目の地域密着型介護サービス給付費でございますが、1,172万3,000円で、これにつきましても全額負担金でございます。これにつきましては、認知症対応型の共同生活介護給付、俗にいうグループホームに対しての負担金でございます。

次のページで、４目の特例地域密着型介護サービスにつきましては1,000円の科目存置でございます。

５目の施設介護サービス給付費４億2,705万1,000円、これは施設介護サービス給付費負担金でございます。

６目については科目存置でございます。

７目の居宅介護福祉用具購入費でございます。150万円を予算計上させていただいております。

次のページでございます。８目の居宅介護住宅改修費450万円を予算計上させていただいております。

９目の居宅介護サービス計画給付費でございますが、3,546万円を予算計上させていただいております。

次の10目については科目存置でございます。

めくっていただきまして、292ページをお願いいたします。２項の介護予防サービス等諸費でございます。１目の介護予防サービス給付費でございますが、1,528万3,000円、これにつきましては要支援の１、２を対象とさせていただいております。

次の２目、３目につきましては1,000円の科目存置でございます。４目も同じでございます。

５目介護予防福祉用具購入費でございます。12万円の予算計上でございます。

６目の介護予防住宅改修費70万円でございます。

次、ページをめくっていただきまして、７目の介護予防サービス計画給付費でございますが、206万2,000円でございます。

８目につきましては、科目存置でございます。

３項のその他諸費でございますが、審査支払手数料として94万5,000円を予算計上させていただいております。

めくっていただきまして、４項の高額介護サービス等費でございます。これにつきましては、高額介護サービスとして1,265万3,000円、２目の高額介護予防サービスで12万円を予算計上させていただいております。

次の５項特定入所者介護サービス等費でございます。１目の特定入所者介護サービス費で4,000万円を計上させていただいております。

２目については科目存置でございます。

３目特定入所者介護予防サービス費で10万円の予算でございます。

ページをめくっていただきまして、４目につきましては、科目存置でございます。

299ページの財政安定化基金拠出金も同じでございます。

次の300ページ、公債費も1,000円の科目存置でございます。

301ページでございます。５款の地域支援事業費、１項の介護予防事業費でございます。１目介護予防特定高齢者施策事業費で1,064万7,000円でございます。これにつきましては、13節の委託料が1,011万1,000円でございます。その中で201の事業ですが、介護予防デイサービス事業委託料で232万2,000円、これはみなとの園への委託でございます。転倒予防教室事業委託料、これもみなとの園への委託で110万3,000円でございます。一番下の生活機能評価委託料、これは賀茂医師会への委託でございまして、597万8,000円でございます。

次の２目の介護予防一般高齢者施策事業費ございます。478万6,000円を予算化させていただいております。これにつきまして内容ですが、次のページでございますが、13節の委託料であります。介護予防生活管理指導員派遣事業、ヘルパーの派遣でございます。395万円でございます。

次の２項の包括的支援事業・任意事業費でございます。１目の介護予防ケアマネージメント事業費で701万5,000円の予算でございます。これにつきましては、職員１名分の給料と人件費等でございます。

次の２目の、そのページの下でございますが、総合相談・権利擁護事業費、これにつきましては前年と同額の2,000円を計上させていただき、次のページでございますが、報償費、役務費という形で成年後見制度関係の費用でございます。

３目の包括的・継続的ケアマネージメント支援事業費738万3,000円でございます。これにつきましては、包括支援センター運営協議会委員の報酬、それと一般職１名の人件費等でございます。

４目の任意事業費でございます。５万4,000円計上させていただいております。委託料として住宅改修支援事業委託料等でございます。

次、ページをめくっていただきまして306ページ、６款の基金積立金でございますが、2,000円の予算をしております。介護給付費支払準備基金積立金として1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金で1,000円でございます。

次の７款諸支出金でございます。これにつきましては一般会計繰出金が1,000円、科目存置でございます。

次のページをめくっていただきまして、２項の償還金及び還付加算金でございますが、１目の償還金、２目の第１号被保険者還付加算金につきましては科目存置でございまして、３目の第１号被保険者保険料還付金につきましては前年同額の30万円を予算計上しております。

８款の予備費でございます。前年同額の100万円を予算計上させていただいております。

次に、歳入でございますが、269ページをお開きください。

歳入でございます。１款の保険料でございますが、１目の第１号保険者保険料１億2,801万7,000円、右側のほうにありますが、特別徴収保険料として１億1,561万7,000円、普通徴収保険料で1,220万円でございます。２節の滞納繰越分保険料として20万円の予算でございます。

次の介護認定審査会負担金については、廃目でございます。

３款の手数料でございますが、総務手数料、前年同額の３万円を予算計上しております。

次のページでございます。４款の国庫支出金でありますけれども、１目の介護給付費負担金で１億4,787万5,000円でございます。

２項の国庫補助金でございます。１目の調整交付金で6,930万円、２目の地域支援事業交付金、介護予防事業ですが、361万円、３目の地域支援事業交付金、包括支援事業等で404万5,000円でございます。

５款の支払基金交付金であります。１目の介護給付費交付金で２億5,684万2,000円、現年度分でございます。２目の地域支援事業支援交付金で433万2,000円でございます。

次のページの６款県支出金であります。介護給付費負担金で１億3,037万円でございます。

ページをめくっていただきまして、２項の県補助金でございます。１目の地域支援事業交付金、介護予防事業でございますが、180万5,000円。２目の地域支援事業交付金、包括支援事業等で202万5,000円でございます。

次の７款の財産収入であります。利子及び配当金で2,000円の予算計上でございます。介護給付費支払準備基金1,000円、介護従事者処遇改善臨時特例基金利子として1,000円でございます。

次のページでございます。８款の寄附金につきましては、科目存置の1,000円でございます。

９款の繰入金でございます。介護給付費繰入金としまして１億701万7,000円でございます。２目の地域支援事業繰入金、介護予防事業でございますが、180万5,000円でございます。３目の地域支援事業繰入金でありますが、202万5,000円、その他一般会計繰入金1,524万3,000

円ですが、事務費等繰入金で1,090万7,000円、新予防給付分人件費繰入金で433万6,000円でございます。

ページをめくっていただきまして、２項の基金繰入金でございます。１目の介護給付費準備基金繰入金で2,000万円、２目の介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で222万7,000円、これにつきましては１節で第１号被保険者保険料軽減分繰入金で191万2,000円、その他経費繰入金で31万5,000円でございます。この191万2,000円につきましては、保険料の軽減分という形での繰入金で、その他繰入金についてはシステム改修等に対しての財源でございます。

次の10款繰越金でございます。前年度同額の100万円を計上させていただいております。

次の11款の諸収入でございますが、１目から３目まで、その次の２項の預金利子の１目につきましては1,000円の科目存置でございます。

284ページをお開きください。

最後でございますが、３項の雑入でございます。１目から４目につきましては1,000円の科目存置で、５目の雑入でございます。100万7,000円を予算計上させていただき、説明のところにありますように１から999までの８つの負担金として雑入を計上させていただいております。

それでは、268ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額８億9,858万6,000円、前年度予算額８億1,454万9,000円、比較8,403万7,000円、本年度予算額の財源内訳、特定財源、国県支出金３億5,903万円、その他２億8,874万5,000円、一般財源２億5,081万1,000円。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第27号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第２８号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第28号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長　藤原富雄君登壇〕

○健康福祉課長（藤原富雄君）　後期高齢者医療特別会計予算の内容説明を申し上げます。

328ページをお開きください。

歳出の部からでございます。１款総務費でございます。１目の一般管理費で169万2,000円でございます。中身といたしましては職員手当等から14節の使用料及び賃借料でございまして、13節の委託料でございます。後期高齢者システム保守委託料として63万円、14節の使用料及び賃借料のパソコン賃借料で72万4,000円を予算化しております。

次の２項の徴収費でございます。１目の徴収費で139万9,000円、これにつきましては13節の委託料で121万2,000円、バッチ処理委託料として120万2,000円の予算計上でございます。ＴＫＣへの業務処理費でございます。

次、ページをめくっていただきまして、２款の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。１目の後期高齢者医療広域連合納付金で１億3,244万5,000円でございます。これにつきましては保険料負担金として１億2,523万2,000円、事務費負担金として721万3,000円でございます。

次の３款諸支出金でございます。１目の保険料還付金で50万円でございます。２目の還付加算金は1,000円の科目存置でございます。

次のページでございます。２項の繰出金でございますが、一般会計繰出金1,000円は科目存置の扱いでございます。

次に、歳入でございます。319ページをお開きください。

１款後期高齢者医療保険料でございますが、１目の後期高齢者医療保険料で9,531万円でございます。現年度分保険料といたしまして、その中で特別徴収保険料7,347万8,000円、普通徴収保険料2,133万2,000円でございます。２節の滞納繰越分保険料として50万円を予算計上しております。

次のページでございます。２款の使用料及び手数料の１目の督促手数料でございますが、前年同額の１万円を計上しております。

次の３款寄附金につきましては、科目存置でございます。

次のページでございます。４款の繰入金でありますけれども、１目の事務費繰入金で1,029万円を予算計上しております。２目の保険基盤安定繰入金で2,992万1,000円でございます。

５款の繰越金につきましては1,000円の科目存置でございます。

次の６款の諸収入でございますが、延滞金、過料とも科目存置でございます。

２項の償還金及び還付加算金でございますが、保険料還付金は50万円、還付加算金は1,000円でございます。

次のページをめくっていただきまして、３項の預金利子、４項の雑入につきましては1,000円の科目存置でございます。

318ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額１億3,603万8,000円、前年度予算額１億2,767万6,000円、比較836万2,000円、本年度予算額の財源内訳でございますが、一般財源１億3,603万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第28号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第２９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第29号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　鈴木博志君登壇〕

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、344ページをお開きください。

議第29号の内容説明をさせていただきます。

歳出からです。

１款総務費、２項総務管理費です。一般管理費で109万7,000円でございます。報酬が17万7,000円で会長報酬３万円、委員報酬14万7,000円、委員が７名でございます。そのほか８節から14節までは事務費でございます。25節積立金60万円、財政調整基金の積立金60万円でございます。現在、残高は南上財産区1,137万6,000円の財調残高がございます。

次に、341ページをお開きください。

歳入でございます。

財産収入で財産運用収入、財産貸付収入が土地の貸し付け収入1,000円、科目存置です。利子及び配当金で財政調整基金の利子が３万3,000円でございます。

次のページでございます。

２款１項１目繰越金で、前年度繰越金が106万2,000円でございます。

３款諸収入で１項預金利子でございます。預金利子は科目存置の1,000円でございます。

340ページをお願いいたします。

歳出合計が本年度予算額109万7,000円、前年度予算額48万4,000円、61万3,000円の増でございます。本年度予算の財源内訳は一般財源の109万7,000円でございます。

どうぞご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第29号　平成21年度南伊豆町南上財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第29号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第３０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第30号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　鈴木博志君登壇〕

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、356ページをお開きください。

議第30号の内容説明でございます。

歳出から申し上げます。

１款総務費、１項総務管理費です。一般管理事務で１節が報酬です。会長報酬が5,000円と委員報酬１万8,000円、委員は６人でございます。９節から12節は事務費でございます。

25節積立金、財政調整基金の積立金35万円でございます。財調残高が現在40万円でございます。

次に、353ページをお開きください。

歳入でございます。

１款１項１目繰越金13万2,000円です。前年度の繰越金でございます。

次のページです。２款諸収入、１項預金利子です。預金利子は科目存置1,000円でございます。

次のページ、財産収入です。財産貸付収入が土地貸付収入が33万9,000円です。これは風力発電用地の貸付料です。２万3,586平米でございます。

352ページをお開きください。

歳出合計でございます。本年度予算額47万2,000円、前年度予算額53万5,000円、６万3,000円の減でございます。本年度の予算額の財源内訳は一般財源で47万2,000円でございます。

ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第30号　平成21年度南伊豆町南崎財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第30号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第３１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第31号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　鈴木博志君登壇〕

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、369ページをお開きください。

議第31号の内容説明をさせていただきます。

歳出からです。

１款総務費、１項総務管理費です。一般管理事務で905万6,000円です。１節の報酬で10万5,000円、委員報酬７人分でございます。９節から14節については事務費でございます。25節積立金768万8,000円、財政調整基金の積立金です。現在、財調残高は3,962万7,000円ございます。28節繰出金、一般会計への繰出金が115万円でございます。

365ページにお戻りください。歳入でございます。

１款財産収入、１項財産運用収入、１目で財産貸付収入の土地貸付収入が884万5,000円です。ゴルフ場への土地貸し付けでございます。70円掛ける12万6,368坪でございます。

２目の利子及び配当金10万9,000円です。財政調整基金の利子が10万9,000円でございます。

次のページです。繰入金でございます。財政調整基金の繰入金1,000円、科目存置でございます。

次のページです。繰越金、前年度繰越金は10万円でございます。

次のページです。諸収入の預金利子でございまして1,000円、科目存置いたしました。

364ページにお戻りください。

歳出合計で905万6,000円、本年度予算です。前年度予算は902万8,000円、２万8,000円の増でございます。本年度予算額の財源内訳は特定財源のその他です。10万9,000円、一般財源が894万7,000円でございます。

どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第31号　平成21年度南伊豆町三坂財産区特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第31号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第３２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第32号　平成21年度南伊豆町土地取得特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　鈴木博志君登壇〕

○総務課長（鈴木博志君）　379ページをお開きください。議第32号の内容説明をさせていただきます。

歳出から申し上げます。

１款繰出金、１項基金繰出金です。１目の土地開発基金の繰出金でございまして、本年度

予算額は5,000円でございます。土地開発基金の繰出金でございます。

次に、377ページ、歳入でございます。

財産収入、財産運用収入でございまして、利子及び配当金が4,000円でございます。

次のページで繰越金、前年度繰越金が1,000円でございます。

376ページ、歳出合計が本年度予算額5,000円、前年度予算額が6,000円、比較で1,000円減です。本年度予算額の財源内訳は特定財源のその他で4,000円、一般財源で1,000円でございます。

どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第32号　平成21年度南伊豆町土地取得特別会計予算は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第32号議案は原案のとおり可決されました。

ここで２時10分まで休憩といたします。

休憩　午後　１時５７分

再開　午後　２時１０分

○**議長（渡邉嘉郎君）**　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第３３号の上程、説明、質疑、委員会付託

○**議長（渡邉嘉郎君）**　議第33号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　小坂孝味君登壇〕

○**上下水道課長（小坂孝味君）**　それでは、議第33号の内容についてご説明させていただきます。

399ページをお開きください。

１款水道事業費、下水道費、800公共下水道建設事業、本年度予算額１億6,190万5,000円、前年度に対しまして8,113万円の減でございます。主な内容といたしまして、２名分の人件費のほかに、その他金額の大きなものは13節の委託料500万円で、これは公共下水道事業認可変更業務委託料でございます。14節使用料及び賃借料225万2,000円は、複写機、パソコン、自動車賃借料、積算システムの賃借料でございます。

次のページをお願いします。

15節工事請負費１億2,600万円ですが、湊手石下賀茂処理区管渠工事で口径が150ミリから200ミリの管を1,200メーター計画しております。町単湊手石下賀茂処理区管渠工事100万円、町単下水道事業付帯工事費200万円を予定し、予算計上させていただきました。22節補償補填及び賠償金1,000万円につきましては、上水道の移転補償費でございます。

次のページをごらんください。

２款総務費、801下水道総務事務、本年度予算額932万1,000円、前年比５万8,000円の減でございます。これも職員１名分の人件費のほかに、９節旅費、11節需用費、12節役務費を計上させていただきました。19節の負担金補助及び交付金で主なものは日本下水道協会等への負担金でございます。

次のページをお開きください。

２款業務費、802下水道使用料賦課徴収事務、本年度予算額172万5,000円、前年に対しまして49万2,000円の増でございます。主なものとして、下水道の使用料に課税される消費税の納付のための27節公課費として150万円を計上させていただきました。

次に、803下水道受益者負担金賦課徴収事務、本年度予算額27万7,000円、前年に対しまして5,000円の減で、主なものは14節使用料及び賃借料で下水道受益者負担金システムの賃借料でございます。

次のページをごらんください。

２款業務費、804下水道管渠維持管理事業、本年度予算額267万1,000円、前年度に対しまして15万4,000円の減で、主なものとしまして11節の需用費、マンホールポンプ９基分の電気料108万円、13節委託料129万8,000円で、管渠の内面調査・清掃委託料100万円、15節工事請負費で管渠内面補修工事20万円でございます。

805下水道施設管理事業、予算額2,582万2,000円、前年度に対しまして463万7,000円の増で、主なものといたしまして11節の需用費1,455万4,000円、内訳は電気、ガス、水道代の光熱費が550万9,000円、修繕料はクリーンセンターのポンプ配管等の修理代として900万円を計上させていただきました。

次に、13節委託料1,071万1,000円の中で特に大きなものは、クリーンセンター等の維持管理業務委託料1,009万3,000円でございます。

次に、405ページをお願いします。

３款公債費、806元金、本年度予算額１億6,543万7,000円、前年度に対しまして1,255万1,000円の減。807利子、本年度予算額3,376万円、前年に対しまして169万3,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

４款予備費、808予備費は10万円でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。389ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、負担金は本年度予算額1,123万7,000円、前年度に対しまして287万9,000円の増でございます。

次のページです。

２款使用料及び手数料、本年度予算額5,160万1,000円で前年度に対しまして1,002万円の増でございます。

次のページ、手数料ですけれども、手数料は科目存置でございます。

次のページをお開きください。

３款国庫支出金、下水道費国庫補助金、本年度予算額6,000万円で、これは補助対象事業費１億2,000万円に対して２分の１に当たる額でございます。

次のページです。

４款県支出金、下水道費県補助金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

５款繰入金、一般会計繰入金は本年度２億3,416万1,000円で、前年度に対しまして2,937万5,000円の減でございます。

次のページをごらんください。

６款繰越金、繰越金につきましては、科目存置とさせていただきます。

次のページです。

７款諸収入、預金利子も科目存置とさせていただきます。

次のページの雑入につきましても科目存置とさせていただきます。

次のページをお開きください。

８款町債、下水道債につきましては、下水道債と過疎債とで4,400万円を計上させていただき、事業に充当するものでございます。

最後に388ページをお開きください。

本年度予算額は４億101万8,000円で、前年度に対しまして9,246万――失礼しました。397ページですけれども、諸収入、雑入ですけれども、１万5,000円でございます。大変失礼いたしました。

それでは、388ページお願いします。

本年度予算額は４億101万8,000円で、前年度に対しまして9,246万2,000円の減となりました。財源の内訳といたしまして国県支出金6,000万1,000円、地方債4,400万円、その他受益者負担金等の収入は１億942万9,000円、一般財源が１億8,758万8,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第33号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第３４号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第34号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　小坂孝味君登壇〕

○上下水道課長（小坂孝味君）　議第34号の内容についてご説明させていただきます。

422ページをお開きください。

１款総務費、830総務管理事務、本年度予算額559万円、前年度に対しまして28万円の増でございます。主な内容としまして11節需用費50万円は、施設修繕料でございます。13節委託料504万円は、子浦集落排水施設管理料でございます。

次のページをごらんください。

２款公債費、831元金は本年度453万1,000円、前年比17万3,000円の増でございます。832利子は本年度365万円、前年度に対しまして17万3,000円の減でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。417ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、漁業集落排水事業費分担金は本年度予算額25万円で、前年度と比較して８万円の増となっております。

次のページをお開きください。

２款使用料及び手数料、漁業集落排水施設使用料は本年度予算額504万円で、前年度と比

較して12万円の増でございます。

次のページをごらんください。

３款繰入金、一般会計繰入金は本年度予算額843万1,000円で、前年度比８万円の増でございます。

次のページをお開きください。

４款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきました。

５款諸収入、雑入は本年度予算額４万9,000円で前年と同額です。これは処理施設の火災保険料の使用者負担金でございます。

416ページをお開きください。

歳出合計、本年度予算額1,377万1,000円で、前年度に対しまして28万円の増となりました。財源内訳としまして、その他受益者使用料等の収入が533万9,000円、一般財源が843万2,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第34号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第３５号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第35号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　小坂孝味君登壇〕

○上下水道課長（小坂孝味君）　436ページをお開きください。

議第35号の内容についてご説明させていただきます。

１款総務費、850総務管理事務、本年度予算額570万7,000円、前年度に対しまして28万円の増でございます。主な内訳としまして11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料516万円は中木集落排水施設管理料でございます。

次のページです。

２款公債費、851元金、本年度予算額1,426万円、前年に対しまして55万8,000円の減でございます。内容としまして、平成20年度は償還のピークとなり、21年度より減額になります。

852利子、本年度予算額151万5,000円、前年に対しまして22万6,000円の減でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。431ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円、前年度と比較して８万円の増です。

次のページをお開きください。

２款使用料及び手数料、漁業集落排水施設使用料は本年度予算額516万円で、前年度と比較して12万円の増でございます。

３款繰入金、一般会計繰入金は本年度予算額1,602万5,000円、前年に対しまして70万4,000円の減でございます。

次のページをお開きください。

４款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきます。

５款諸収入、雑入は本年度予算額４万6,000円で前年度と同額です。これは処理施設火災保険料の利用者負担でございます。

最後に430ページをお開きください。

本年度予算額は2,148万2,000円で、前年度に対しまして50万4,000円の減となっております。財源内訳としまして、その他受益者使用料等収入は545万6,000円、一般財源が1,602万6,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第35号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第３６号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第36号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　小坂孝味君登壇〕

○上下水道課長（小坂孝味君）　それでは、議第36号の内容についてご説明させていただきます。

450ページをお開きください。

１款総務費、880総務管理事務、本年度予算額494万6,000円で、主な内容としまして11節需用費50万円は施設修繕料でございます。13節委託料438万円は妻良集落排水施設管理料でございます。

次のページです。

２款公債費、881元金は本年度予算額212万5,000円で、23節償還金利子及び割引料の町債元金償還金でございます。882利子は、本年度予算額333万円で、23節の償還金利子及び割引料、町債利子でございます。

次に、歳入についてご説明いたします。445ページをお開きください。

１款分担金及び負担金、漁業集落排水事業費分担金、本年度予算額25万円で妻良地区漁業集落排水事業費受益者分担金でございます。

次のページです。

２款使用料及び手数料、漁業集落排水施設使用料は本年度予算額438万円で、妻良漁業集落排水施設の使用料でございます。

次のページをごらんください。

３款繰入金、一般会計繰入金は本年度予算額570万円でございます。

次のページをお開きください。

４款繰越金につきましては、科目存置とさせていただきました。

５款諸収入、雑入は本年度予算額７万円で、これは処理施設の火災保険料の使用者負担金でございます。

444ページをお開きください。

歳出合計です。本年度予算額1,040万1,000円で、財源内訳としましてその他受益者使用料等収入は469万6,000円、一般財源が570万5,000円でございます。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第36号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第３７号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡邉嘉郎君）　議第37号　平成21年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

内容説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長　小坂孝味君登壇〕

○上下水道課長（小坂孝味君）　それでは、議第37号の内容についてご説明させていただきます。27ページをお開きください。

収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款水道事業収益、当年度予定額は２億3,970万8,000円で、前年度と比較して967万8,000円の増としております。収益の大部分であります１項営業収益、１目給水収益につきましては、２億3,390万円で976万円の増としております。これは１節の上水道料金１億8,290万円、２節の簡易水道等料金5,100万円でございます。

２目受託工事収益は540万円で、前年度と同額です。１節の新設給水工事収益でございます。

３目その他営業収益11万2,000円で、主なものは材料売却収益でございます。

２項営業外収益、１目受取利息及び配当金は15万3,000円で、前年度と比較して９万円の減となっております。

２目雑収益は14万3,000円で、前年度と同額で大部分はその他の雑収益でございます。

次に、28ページをお開きください。支出についてご説明いたします。

１款水道事業費用、当年度予定額は２億8,247万4,000円で、前年度と比較して625万5,000円の増となっております。内訳といたしまして、１項営業費用、１目原水浄水送水配水給水費は5,438万2,000円で、843万6,000円の増となっております。これは上水道施設の維持管理費としておりまして、特に金額の大きなものは11節の委託料826万4,000円、13節修繕費1,561万9,000円、14節動力費2,100万円、15節薬品費409万7,000円であります。

２目受託工事費は540万円で、前年度と同額でございます。これは新設給水工事の請負金

でございます。

３目総係費は4,104万3,000円で、前年度と比較して163万3,000円の増としております。これは水道事業の経費に要する義務的経費で、４名分の給与費のほかにその他金額の大きなものは10節の通信運搬費89万4,000円、14節の委託料367万5,000円、12節賃借料130万3,000円であります。

次のページをお開きください。

４目簡易水道等費は、簡易水道施設の維持管理や義務的経費として3,957万8,000円計上いたしまして、前年比309万円の減としております。内容は、職員２名分の給与費のほかに、金額の大きなものは11節の委託料1,308万8,000円、13節修繕費386万9,000円、14節の動力費500万円でございます。

５目減価償却費は１億750万6,000円で80万1,000円の増となっておりますが、これは設備投資に起因するものでございます。

６目資産減耗費は205万5,000円でございます。

７目その他営業費用も８万円で、前年と同額でございます。

２項営業外費用、１目支払利息及び企業債取扱諸費は2,753万8,000円で、204万9,000円の減となっております。これは企業債の利息、財政融資資金利息と金融機構資金の利息でございます。

３目消費税は354万2,000円で、52万4,000円の増としております。

３項予備費と４項特別損失は前年と同額でございます。

次に、32ページをお開きください。

資本的収入及び支出予算のうち、収入についてご説明いたします。

１款資本的収入、当年度予定額は6,220万円で、前年度と比較して5,120万円の増としております。

２項国県補助金、１目国県補助金につきましては1,670万円で、簡易水道等施設整備事業でございます。

３項企業債、１目企業債は2,330万円で、簡易水道等施設整備事業の起業債でございます。

４項給水負担金、１目給水負担金は300万円で、前年度と同額です。

５項建設改良工事負担金、１目建設改良工事負担金は1,920万円で、前年度と比較して1,120万円の増となっております。

次に、支出でございます。

１款資本的支出、当年度予定額は１億6,758万2,000円で、前年度と比較して1,843万円の増となっております。

１項建設改良費、１目水道施設改良費は１億1,893万1,000円で、前年度と比較して3,070万2,000円の増となっております。内容としまして、職員１名分の給与費のほかに、金額の大きなものは11節の委託料1,110万円、50節の工事請負費9,770万円でございます。工事の内容は下水道工事に伴うもの、南上簡易水道の国庫補助事業によるもの、それから山戸橋のところ橋梁工事が始まりますが、それに伴う布設がえ等でございます。

２項企業債償還金、１目企業債償還金は4,815万1,000円で、前年度と比較して1,227万2,000円の減となっております。

３項予備費、１目予備費は50万円で前年度と同額です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する１億538万2,000円につきましては、２ページの第４条括弧書きにありますように、損益勘定留保資金その他等で補てんするものです。

以上で内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

本案を予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、議第37号　平成21年度南伊豆町水道事業会計予算は、予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

◎議第３８号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第38号　平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第38号　平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）の提案理由を申し上げます。

本案は、国の第２次補正予算の関連法案が３月４日に可決したため、事務手続上、一般会計補正予算（第10号）の計上に間に合わなかったため、追加議案として提案させていただきました。

本案は、平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）であります。補正予算額３億4,484万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億7,253万4,000円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、国の第２次補正予算に係る関連法案が３月４日に可決し、その事務費以外の直接の経費を計上させていただきました。

歳出の主なものは、地域活性化生活対策臨時交付金対応事業１億8,393万2,000円と定額給付金給付事業１億5,623万6,000円、子育て応援特別手当交付金事務468万円を計上いたしました。

また、歳入の主なものは国庫補助金で、子育て応援特別手当補助金468万円と定額給付金給付事業費補助金１億5,623万6,000円と地域活性化生活対策臨時交付金１億3,577万5,000円と歳入歳出予算の財源調整として地方交付税4,815万7,000円を計上いたしました。また、翌年度に繰り越す繰越明許費も計上させていただきました。

内容につきましては総務課長と、繰越明許費につきましては担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長　鈴木博志君登壇〕

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第38号の内容を説明させていただきます。９ページをお開きください。

歳出から申し上げます。

２款総務費、１項総務管理費です。一般管理事務で補正額1,360万7,000円でございます。18節の備品購入費1,297万1,000円、自動車でございます。これはマイクロバスを１台、29人乗りのマイクロバスを１台購入と、これは用途として学校間の交流あるいは遠征、敬老会事業等々の交通の手段として活用できるというものです。もう一つが、それ以外に低公害車の購入、２台を予定をしてございます。

次に、10目の地域づくり推進費です。地域づくり推進事業789万3,000円を補正させてもらいます。備品購入費で機器備品789万3,000円です。これにつきましては、町有施設の地デジ対応のテレビの購入料です。役場、町の関係、あるいは学校の施設にあるテレビ76台を購入したいと。

14目の定額給付金給付費でございます。１億5,623万6,000円の補正でございます。これにつきましては、ご案内のとおり定額給付金でございます。これは２月１日現在で9,819人です。4,064世帯が対象で、このうち２万円の給付ですけれども、65歳以上、これが3,475人、695万円、18歳以下1,323人、2,646万円、その２万円の部分が合計で4,981人、金額で5,977万2,000円です。そのほか外国人等の部分が６万円でございます。合計で１億5,623万6,000円ということになります。

次のページをお開きください。10ページです。

３款民生費の２項児童福祉費、児童福祉施設運営事務です。5,970万7,000円でございます。工事請負費で南崎保育所改修工事5,970万7,000円でございます。これ南崎保育所が今度、もと南崎小学校のほうに移転をすると、そのための改修工事費、それが5,970万7,000円を見込みました。

そのほか、３目の子育て支援費で子育て応援特別手当事務です。468万円でございます。113世帯、124人を把握してございます。３歳から５歳未満の２人目以降の幼児に対しての給付金でございます。

次のページです。

６款１項商工費です。２目の商工振興費でございまして、これは補正額ございません。財源内訳のときに一般財源がマイナスで国県支出金が361万2,000円、これにつきましては財源区分の変更という形で、２月に発行しましたプレミアム商品券の補助金をここに充当いたします。

12ページでございます。

７款土木費、３項河川費です。青野川ふるさとの川関連整備事業です。1,900万円でございます。工事請負費で青野川河川敷照明施設整備工事1,900万円、青野川ふるさと公園から弓ケ浜大橋までの間のジョギング・ウオーキングコースの整備という形で照明灯の整備の費用でございます。

13ページです。

８款消防費、１項消防費です。１目の常備消防費で下田地区消防組合負担金704万5,000円です。下田地区消防組合の負担金で高規格救急車分でございまして、南伊豆町の負担が704万5,000円という形でございます。かねてから、この高規格救急車の購入を計画をしていましたけれども、なかなか補助金がつかなかったというんで、今回の交付金を対象として購入したいということです。

３目の消防施設費です。消防施設管理事務で395万円です。備品購入費で可搬ポンプつき積載車395万円、これも大瀬地区の今の積載車がもう20年近くたっておりまして、それを今度可搬ポンプつきの軽の四輪駆動車の積載車にかえたいという形で、これは395万円でございます。

５目の災害対策費です。防災施設管理事務3,767万円、工事請負費で203細々節、全国瞬時警報システム、ジェイアラート設備導入工事1,158万2,000円です。204の同報無線親卓機器更新設備工事2,608万8,000円でございます。もう何回か説明させていただきましたけれども、現在の同報のシステム、これがエミリスというシステムがありますけれども、これがもうことしの３月いっぱいで、この電波の発信が終わるという形で、新しい消防庁のほうの通信システム、国民保護法の改正がありまして、そういったジェイアラートシステムの開発をされまして、そういったものを導入しろと、それに伴う親局の機器の部分が昭和60年からもう使っていまして、23年もう既に経過しました。その機器の老朽化に伴って、この親局の機器もかえなければならないということで、合計で3,767万円でございます。

14ページでございます。

９款教育費、５項の社会教育費です。公民館管理運営事務で506万円でございます。公民館の耐震診断の委託料506万円計上させていただきました。これにつきまして中央公民館の耐震診断をやって、今回申請の他の公民館の今後の参考にしたいという部分でございます。

15ページです。

保健体育費でございまして、武道館管理運営事務3,000万円の補正でございます。委託料で武道館冷暖房設備設計委託料200万円、工事請負費で冷暖房の設備設置工事2,800万円でご

ざいます。

７ページをお開きください。

歳入でございます。

11款１項１目地方交付税でございます。このたびの財源充当で4,815万7,000円、地方交付税から充当したいということです。交付税の残額として、今のところ9,250万2,000円でございます。

次のページでございます。８ページです。

15款国庫支出金、２項の国庫補助金です。民生費の国庫補助金で468万円、これが子育て応援特別手当の補助金が468万、総務費の国庫補助金で２億9,201万1,000円です。定額給付金の給付事業の補助金が１億5,623万6,000円、地域活性化生活対策臨時交付金が１億3,577万5,000円でございます。

次に、４ページをお開きください。

第２表の繰越明許費でございます。総務費、民生費、土木費、消防費、教育費、それぞれ今回の国の補正につきましても20年度の事業という形で、とても年度内に間に合わないという部分で３億3,780万3,000円、これを限度額として繰り越しをしたいということでございます。

最後に６ページをお開きください。

歳出合計で補正前の額が44億2,768万6,000円、補正額が３億4,484万8,000円、合計で47億7,253万4,000円です。財源内訳で特定財源が国県支出金２億9,669万1,000円、一般財源が4,815万7,000円でございます。

次に、繰越明許費の説明書のほうをごらんください。担当課長が順に説明をさせていただきたいと思います。

済みません、順番で総務課でございました。

１ページ目をお開きください。国庫補助金ですけれども、地域活性化生活対策臨時交付金が対象でございまして、今年度中に間に合わないという形で低公害車２台とマイクロバス１台の購入を計上をいたしました。本年度内に購入ができないという形で繰越明許費を計上させていただきました。役務費で３件分、48万4,000円、18節の備品購入費で１件、1,297万1,000円。

２ページです。公課費で重量税関係の公課費１件で15万2,000円という形でございます。

３ページには繰越計算書がございます。それぞれの金額が合計で1,360万7,000円、全額を

繰り越しという形で、そのうちの特定財源が国庫支出金が966万円、一般財源として394万7,000円というものでございます。

それでは、企画調整課長のほうから。

○議長（渡邉嘉郎君）　企画調整課長。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　矢継ぎ早の補正になりますけれども、これにつきましては全員協議会等々でご説明申し上げてきました。その中の企画調整課分ということで、地域活性化生活対策臨時交付金の部分を探していただきたいということで、使用する項目といたしましては、そこに記載のとおりでございまして、町有施設で使用するデジタルテレビの購入費をお願いしたいということでございます。金額といたしましては789万3,000円、さっき町長のほうからも説明がございましたけれども、地域活性化の中で60事業といたしまして、あらゆるものを挙げた中の一部というようなことでご理解願いたいと思います。

５ページには繰越計算書が載っておりますけれども、789万3,000円を繰り越ししたいと、そのうちの国庫支出金が560万4,000円、一般財源が228万9,000円でございます。なお、先ほどちょっと説明がございましたけれども、内容につきましては地上デジタルテレビ対応のテレビを購入したいということでございまして、台数といたしましては76台を予定しております。学校関係、役場関係というようなことで76台でございます。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　町民課長。

○町民課長（大野　寛君）　６ページをごらんいただきたいと思います。

定額給付金事業に係る繰越明許につきましてご説明申し上げます。

昨日も、この事業につきましてご説明をさせていただきました。来月の４月の13日から給付ということで、年度内に事業が完結できないということで繰り越しをお願いしたいということでございます。繰越金額につきましては、全額の１億5,623万6,000円でございます。

以上でございます。

次に、教育委員会のほうからご説明いたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（山本信三君）　それでは、繰越明許費のご説明をさせていただきます。

地域活性生活対策臨時交付金の中から、民生費で児童福祉費ということで南崎小学校跡を保育所に改修する工事でございます。工事費として5,970万7,000円、そのまま工事ができないので同じ5,970万7,000円を繰り越させていただきたいと思います。財源の内訳ですが、

4,268万8,000円を国庫支出金、1,701万9,000円を一般財源です。

以上です。

次は健康福祉課ですか、お願いします。

○議長（渡邉嘉郎君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（藤原富雄君）　10ページでございます。子育て応援特別手当の関係でございますけれども、これにつきましては国庫補助金でいただきまして、手当を支給するという事業でございますが、20年度に実施できないということで、全額21年度へ繰り越しをしたいという形でございます。繰越金額につきましては468万円でございます。財源内訳は全額国庫支出金でございます。

なお、内容でございますけれども、３歳、４歳、５歳の第２子目以降が対象となりまして、１人３万6,000円の手当でございます。

以上でございます。

次に、建設課、お願いいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　建設課長。

○建設課長（奥村　豊君）　それでは、河川敷証明施設の繰越明許費の説明をさせていただきます。

これも地域活性化生活対策臨時交付金の関係で、年度内完成が見込めないため繰越明許にするもので、繰越件数１件で繰越金額1,900万円、財源内訳ですが、国庫支出金1,349万4,000円、一般財源551万円です。内容につきましては、総務課長から説明がありましたが、補足的に説明をさせていただきます。青野川ふるさと公園の整備として弓ケ浜大橋から老人ホーム前の宮前橋、これは両側、右岸、左岸約３キロになります。ここをウオーキングコースとして県のほうから河川占用をしてウオーキングコースとして整備するものです。整備内容につきましては、夜間も運動ができるようにハイブリッドの屋外灯、これは太陽光、風力あわせてできる、これを７基、通常の屋外灯を９基ということで整備するものです。繰越計算書については、次のページに記載のとおりでございます。

次に、消防につきましては、総務課のほうから説明いたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　14ページをお開きください。

先ほど若干説明させていただきましたけれども、可搬ポンプつきの積載車購入事業と全国瞬時警報システム、ジェイアラット設備導入事業及び同報無線の親卓の機器の更新事業とい

う形で、この交付金を利用して購入したいというものでございます。繰り越しとして備品購入費が395万円です。これは可搬ポンプつきの積載車の購入でございます。

次に、消防費のほうで工事請負費です。これが２件の分で3,767万円、ジェイアラートの部分が1,158万2,000円、同報無線の親卓の機器の更新2,608万8,000円でございます。

15ページには繰越計算書ございますけれども、すべて年度内に整備ができないことによって、すべて翌年度に繰り越して4,162万円の繰り越しです。財源内訳はごらんのとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　教育委員会事務局長。

○**教育委員会事務局長（山本信三君）**　16ページになります。これも地域活性化生活対策臨時交付金の補助を使って、公民館耐震診断委託料ということであります。耐震診断をして、今後の公民館の計画等を図るものであります。財源の内訳としては、国庫支出金359万2,000円、一般財源が146万8,000円、診断料として506万円のこれは委託事業になります。

続きまして、次のページになります。武道館冷暖房設備設計委託料でございます。これも地域活性化生活対策臨時交付金ということであります。昨年度、社会福祉協議会が武道館に入るに当たって、会議室等を増設させてもらいましたが、今度は道場のほうが、これも福祉対応事業として冷暖房完備するということでありました。工事費として2,800万円、それから冷暖房設計委託料で200万円です。合計3,000万円になります。その財源内訳としては、1,988万円が国庫支出金、それから812万円が一般財源でございます。

以上で議案第38号の内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○**４番（稲葉勝男君）**　低公害車２台購入ということですけれども、これ現在ある車を廃車して、それで２台購入するということですか。それとも、追加で２台購入するのか、どういう形なんですか。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　今現在ある車を非常にもう20年近い車がかなりあるものですから、２台くらい廃車して、それに入れかえたいというふうな、出張に耐えられる車というのがなかなか少なくなっているものですから、こういう形でやりたいなというふうに思っています。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　漆田修君。

○**８番（漆田　修君）**　15ページの武道館の冷暖房設備の設置工事でありますけれども、さっき町長の提案の理由の中でも、２次補正の地域活性化生活対策、それの臨時交付金として、それは目的がですね、武道館そのものは普通道場に県の武道場もそうですが、冷暖房の設備とか非常にまれなんですよ。ですから、私は目的外によく当初の利用方法を変えるのはまれにやるときもありますが、そういう目的外使用の点でという解釈でよろしいですか。

　実は、来週月曜日に武道グループの要望書がありますね、要望もあるんですが、それに対する一種の緩衝として、いわゆる緩衝帯としてのあれも含めたものであるのかなというところまで実は感じちゃうんです。ですから、目的には総務課長も臨時交付金の目的には適合していますか、その点についてまずお答えください。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　総務課長。

○**総務課長（鈴木博志君）**　目的、かなり今回の交付金、多種にわたりまして、その中から拾って該当事業を探すわけですけれども、今回の武道館の改修事業でございますけれども、項目として地域生活基盤の確保あるいは安心・安全な暮らしの実現、災害からの安全確保という部分で、武道の部分もそうですけれども、多目的の部分として当然あそこの部分としては、いざ有事の際に緊急消防隊の基地だとか、役場がつぶれたときにあそこに臨時に役場を置きましょうとか、そういった部分の施設になっているものですから、こういった交付金を該当になるだろうという形で。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　漆田修君。

○**８番（漆田　修君）**　有事のときは当然、緊急な点から当然利用するのは妥当なことだと思うんですけれども、それ以外の多目的の会合で使う可能性が非常に高いということだと私は解釈しているんですよ。そこで、本来であれば、先ほど総務課長が言いました2011年公的な施設にデジタルのテレビを設置することも、当然そういったことであるとか、それぞれの町内の試験的にケーブルを連結して、そこで例えばこういった議会放送を町民のすべての方に放送するとか、そういった目的のほうが僕はかなり目的にそぐっているんじゃないかなと思うんですよ。これは議会でも、上程されて今さら否決も、反対のしようはないんですけれども、これは意見として申し上げさせていただきます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに。

　稲葉勝男君。

○**４番（稲葉勝男君）**　今の漆田議員の内容にも関連してくるんですけれども、この冷暖房を

設置しなくても維持管理費が相当かかっていると思うんです。それ今言った武道団体だとか、その方たちが使用するのに、今現状でも武道館のほうから使用料をもうちょっと下げてくれと、上げているのかという、そういう要望も出ている中で、これが逆に維持管理費がこれから大分かかってくるということなので、当然使用料にもはね返る可能性もあるものですから、その辺のことはどういうふうに考えましたか、どうですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　確かに、空調設備になりますと維持管理に相当かかる部分があろうかと思います。昨年、社協が向こうへいったという部分で、福祉対応の部分としても事務室だとか、２階の一部とか、１階の入り口の部分だとか、その辺は仕切って冷暖房の設備をやらせていただきました。このごろ中央公民館の利活用も非常に多くなりまして、武道館は武道館として機能は持っていますけれども、武道ばかりでなくて日中の部分は非常にあいている部分が多いという部分で、そういった形で例えば老人会だとか、福祉団体とか、そういった多方面の活用という部分もこれからは出てくるのではないかというふうに考えまして、維持管理費の部分は、あの部分はかかるかなというふうに思いますけれども、今回のこの交付金を、なかなか普通の部分で補助の対象の部分としてなかなかない部分を一応目安としてやったものですから、こういった形になりました。

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

○４番（稲葉勝男君）　使用料にはも今のところはね返るというか、そういうあれは全然ないという解釈でいいわけですか。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　使用料は使用料の条例ですね、武道館の使用料の規則的なものという部分があろうと思います。その中でも減免規定的なものもあろうかと思いますけれども、それはそっちのほうの運用だと思いますから、この電気料がふえたことによって今回の部分としてという部分は、私ちょっと単独の意見ではできないかわかりませんけれども、ないかなというふうに思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに質疑はありますか。

梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　先ほど、総務課長は定額給付金の中で、外国人の分というのがあったけれども、外国人にも渡されるのかというものと。もう一つ、この地域活性化生活対策臨時交付金、これの総額というのは大体決まってきているんでしょうけれども、これは必ず全部

やらなくちゃいけないのか。そして、みんな単独町村は南伊豆町の負担割合というか、この交付金のね、その辺のところをちょっと聞きたい。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　町民課長。

○**町民課長（大野　寛君）**　外国人の方にも支給はされます。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　それは課長、どういう理由。ちょっと理解がしにくいなというような気がするんだけれども。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　町民課長。

○**町民課長（大野　寛君）**　基本的にでありますが、２月１日に南伊豆町に外人登録しておる方に支給すると、これは国のほうでも決まりまして、支給するということで通知をいただいております。

以上です。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　企画調整課長。

○**企画調整課長（外岡茂徳君）**　ただいま梅本議員のほうから地域活性化生活対策臨時交付金、どういうことでということでご質問あったわけですけれども、これは冒頭、私申し上げましたように、実はことしの２月９日の日に全員協議会で説明させていただきました。当町は１億3,570万5,000円、この金額を地域活性化生活対策臨時交付金で出すよというような説明で、急遽、担当者がいったときに、そのときの国の説明あるいは県の説明は、とにかくすべてコマを出してくれと、つまりこの金額以上にコマを出してくれという説明がございました。

というのは、緊急経済対策ということで、今出ているいわゆる今のほかのところの部分も含めて、とにかく出してほしいという要望でした。それで急遽、各課へ正直なところ企画調整課のほうで探してくれというような意味で出したわけです。それで上がってきたのが膨大な数字が実は上がってきまして、それを各課でうんと絞ったわけです。財政当局と打ち合わせしながら絞りました。もちろん、町長にも入っていただいたんですけれども、それが総額で事業費が１億8,913万2,000円、これが総事業費です。それが今言ったように１億3,577万5,000円が国からきますから、残りは簡単にいうと町財源ということで、そのうちの１億3,577万5,000円、今いろいろな事業を、例えば武道館の改修事業だとか冷暖房だとか、当然入札差金等々が発生すると思われます、正直なところ。したがって、事業費が簡単にいうと落ちるといいますか、そういう場合があろうかと思うんです。いろいろな情勢を見ながら、この１億3,500万のものは最低やりたいなと、それ以下になった場合はある程度事業を絞ら

れると思うんですよ。みんな一応繰り越しましたけれども、そういう意味での今回のいわゆる繰り越しということでご理解していただければと思います。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　それは、いわゆる例えば負担割合がどれだけというのではなくて、１億3,500万円以上の事業をやった、これが２億であろうが３億であろうがいいですよと、地元負担すればというような、そういう話なんですか。

○企画調整課長（外岡茂徳君）　そのとおりです。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第38号　平成20年度南伊豆町一般会計補正予算（第11号）は、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第38号議案は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

各常任委員会に付託されました議案審議のため、明日より３月24日まで休会といたします。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会　午後　３時１５分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２１年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２１年3月２５日（水）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第１１号　南伊豆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定について
日程第　３　議第３９号　南伊豆町職員等の倫理保持等に関する条例制定について
日程第　４　議第４０号　南伊豆町長等の給与の減額に関する条例制定について
日程第　５　会期延長の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君
５番	保　坂　好　明　君	６番	清　水　清　一　君
７番	梅　本　和　熙　君	８番	漆　田　　修　君
９番	齋　藤　　要　君	１０番	渡　邉　嘉　郎　君
１１番	横　嶋　隆　二　君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町　　長	鈴　木　史鶴哉　君	副　町　長	小　針　　弘　君
教　育　長	渡　邊　　浩　君	総　務　課　長	鈴　木　博　志　君
企画調整課長	外　岡　茂　徳　君	建　設　課　長	奥　村　　豊　君
産業観光課長	山　田　昌　平　君	町　民　課　長	大　野　　寛　君

健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　おはようございます。

定刻になりました。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例会本会議第４日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎議第１１号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　これより議案審議に入ります。

議第11号　南伊豆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてを議題といたします。

委員会報告を求めます。

第１常任委員長。

〔第１常任委員長　横嶋隆二君登壇〕

○第１常任委員長（横嶋隆二君）　第１常任委員会の報告を行いますが、その前に私の文書の確認がちょっと甘くて、３ページに変換の誤字があるので、それをまず正しておきたいと思います。問の２番目の上から４行目の答弁の「システム改修残は変換」とまさにこの「変換」が間違っていて、これは返す意味の「返還」です。その次の行の「３年後と」の、

「後」ではなくて「３年ごと」のという意味でございました。配付する前に気がつきませんで申しわけございませんでした。よろしいですか。

それでは、報告を行います。

委員会の開催月日及び会場は、平成21年３月16日、南伊豆町防災センター。

会議時間、開会午前９時半、閉会午前11時30分。

委員会の出席状況および委員外委員の出席議員は表記のとおりで、記載のとおりでございます。

事務局は事務局長、主幹の出席です。

説明のため出席した町当局職員は、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目は、議第11号　南伊豆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定についてでございます。

委員会決定は、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった意見または要望事項。

議第11号。

問　基金総額は幾らか。

答　573万2,782円。

問　基金の処分残は国に戻すというが、23年まで大丈夫なのか。

答　システム改修残は返還するが、料金はその必要がなく３年間3,200円の同額でいく。

問　３年ごとの見直しで上げないと６年分一度に見直すということがあるのか。

答　理屈ではそうなるが、20年度末１億円の繰越金のうち7,000万円を崩し、３年間上げないこととした。

問　３％でどれだけ事業所で処遇改善になるのか。介護保険の国の負担割合を上げなければ実質改善にならないのでは、介護保険の負担割合は。

答　介護従事者に還元としているが、在宅で1.7％、施設で1.3％とみなとの園で試算しているが、処遇改善までには至らない。介護保険の負担割合は利用者50％、国25％、県12.5％、町12.5％。

以上でございます。

これで委員会報告を終わります。

○議長（渡邉嘉郎君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第11号　南伊豆町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例制定については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第11号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第３９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第39号　南伊豆町職員等の倫理保持等に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第39号議案の提案理由を申し上げます。

本年に入り、公務外とはいえ１カ月の間に職員２人の逮捕者を出し、議会の皆様を初め、町民の皆様にはかり知れないご迷惑とご心配をおかけしました。地方公務員法や条例等の個別の規定をまつまでもなく、私たち公務員は全体の奉仕者であり、全体の奉仕者にふさわしくない非行による信用失墜行為は、高い倫理観により厳に慎まなければならないものであります。

当該条例は、職員等が町民全体の奉仕者であって、町政が町民の負託に基づいて推進され

るものであることにかんがみ、町が不祥事を防止するため必要な措置を講ずることにより、職員等の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図り、もって町政に対する町民の信頼を確保することを目的として新たに制定するものであります。

詳細は総務課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　それでは、議第39号議案の内容説明を申し上げます。

職員の臨時保持等に向けた取り組みにつきましては、これまで町長訓示、内部規程等によりさまざまな角度から実施しておりましたが、本年に入り不祥事が続き、町政に対する町民の信頼を失う事態となっていることから、不祥事防止対策として全体を体系的にまとめ、さらなる充実強化を図ることにより、職員等の不祥事を防止し、町政に対する町民の信頼を確保するためこの条例を制定するものであります。

内容でございますが、第１条目的です。町が職員等の不祥事を防止するため必要な措置を講ずることにより、職員等の倫理の保持及び公正な職務の遂行を図り、もって町政に対する町民の信頼を確保することを規定いたしました。

次に、第２条定義でございます。対象職員を町長以下全職員とし、不祥事の範囲について規定をいたしました。

第３条でございます。職員等の倫理の保持を図るため遵守すべき基準となる指針を策定し、職員等に資するとともに必要な措置を講ずることを規定いたしました。

第４条研修でございます。職員等の倫理の保持を図り不祥事を防止するため、定期的に研修を実施する旨を規定いたしました。

第５条点検でございます。事務又は事業の執行状況を不祥事を防止する観点から点検するための方針、手順等必要な事項を定め、定期的に点検を実施する旨を規定をいたしました。

第６条で情報収集でございます。不祥事に関する情報の収集調査等を行い、早期の改善措置を実施する旨を規定いたしました。

第７条職務の公正な遂行を妨げる働きかけへの対応でございますが、職員等が職務の公正な遂行を妨げる働きかけを受けた場合に、その内容、処理状況等を記録、保管、公表する等適切に処理する旨を規定をいたしました。

第９条でございます。南伊豆町一般職職員懲戒審査委員会への諮問でございますが、町長

が不祥事の防止に関する重要な対策を立案し実施しようとするときは、南伊豆町一般職職員懲戒審査委員会の意見を聞き、庁議に付して実施する旨を規定をいたしました。

第10条の実施状況の公表でございます。第３条から第９条までの対策の実施状況について、町のホームページ等により公表する旨を規定いたしました。

最後に、附則におきまして、公布の日から施行すると規定をしました。

今後、この当該条例に基づき各種要綱、指針及び要領等を作成実施し、職員の倫理保持及び公正な職務の遂行を図り、町政に対する町民の信頼確保を図ってまいりたいと考えております。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この職員の臨時保持に関する条例は、たび重なった職員の不祥事が起こった直後の議会で、即座に対処されたという点では評価をするものでありますが、やはりこれは起こったことに対する措置と、未然の抑止力というものもあるのかというふうに思いますが、それはそれできっちりするということと同時に、私はやはり建設的には職員が公務員として仕事を職務を倫理観を持ってやるという上では、公務員試験を受けて仮に入ったとしてもいわゆる入った後の職員教育、これがきちっとした体系でできるかどうかと、そこにかかっていると思います。今回一般質問で冒頭に職員の育成計画の提案をしたのもそういう趣旨ですが、そういう観点については新年度どのように取り組まれるか、これがこの防止条例と一体として喚起して進める上では必要だというふうに思いますが、その点どのように改めて考えているのか、提案者にお聞きしておきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　ご質問の件、重々わかりまして、今回条例を制定したからというんではなくて、職員がこれをもとに自覚をしなければならない。議員のご質問の中で職員教育はどうするかという部分でございますが、ここの条例の中でも規定をしてございますけれども、さらにその職員の育成計画的なものというもの、体系立ったというものをご質問を受けましたけれども、積極的に前向きにちょっと取り組んでみたいなというふうに考えてございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに質疑ありませんか。

梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　３条で、倫理の保持を図るため遵守すべき規準、これは前示されたと思いますけれども、基準をつくられていると思いますけれども、この２項のほうで任命権者は職員に対して前項の指針を周知するために必要な措置、この必要な措置をどのような形で任命権者は考え、町長考えられているのか。例えば朝礼で例えばその倫理基準を読み上げるとか確認するとか、毎日やるのか、それとか１カ月に一遍ぐらいにするのか、そういうことは任命件者として考えられているのか、町長として。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　町長。

○**町長（鈴木史鶴哉君）**　お答えいたします。

このたびの条例を制定した趣旨というのは、先ほどの提案理由あるいは総務課長の説明等でおわかりいただけたかと思います。そこで今、梅本議員の言われた具体的にではどういうことでということになりますと、この条例の中にもありますけれども、研修であるとかいろいろあります。それについては今後そのほか担当のほうで進めてまいりますが、私としてはやはり例えば庁議であるとか職員の集会をもって一人一人にそういう内容のことを打ち出しをして、そして倫理観あるいは綱紀粛正といったことを徹底していきたいという思いでおります。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　町長の答弁で十分だと思いますけれども、町長、できれば月に１回ぐらいは課長なり各課で例えばその倫理規定をお互いが読み上げるとか、そして職員としての自覚を高めていく、こういう形をぜひとっていただきたいなと思います。要望です。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに質疑ありませんか。

質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○**１１番（横嶋隆二君）**　本条例に賛成の意見を述べます。

非常にあってはならないことですが、この間職員による不祥事が相次いで起こりました。これに対して町民の憤りが、今置かれている社会状況の中を加味して非常に強いものがあります。これは当然のことであって、これが公務員が町民の福祉の増進のために仕事をするという、まさに公僕の姿勢を忘れていたことであり、こうしたことに対して速やかにこうした条例の制定を対処したということは、評価をするものであります。

同時に質疑でもまた一般質問でも述べましたが、やはり未然に防止するというそういう観点であるこの条例と同時に、やはり公務員が公僕として本当にどこに仕える職であるのかと、まさに上ではなくて町民の負託にこたえて仕事をする。町長以下そのために町民から選ばれた職なのであると、そのことの自覚がどんな場合にあってもそれが欠けてはならないと思いますし、これがこの規定の中に研修という言葉がありますが、いわゆる単なる研修とかその言葉、時々の言葉だけでは私は職員は育たないと思います。やはり体系立った教育、公務員としてのあるべき姿、またその公務員がつくそれぞれの専門部署の専門的な知識、それと社会とのかかわり、これはどんな職員であろうと体系立った教育の中では一般の教育もそうですが、しっかりとした体系立った教育をすればどんな人物でも成長していくものであります。

そうしたことに確信を持ってこの町政を町全体の町民の生活が豊かになる方向に一丸となって取り組めるような方向にするためには、体系立った職員教育の計画が必要だと思いますし、この条例の制定には賛成するものの、さらに一層前向きなそういう姿勢を確固として持つことを強く要望して、私の賛成の討論としたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第39号　南伊豆町職員等の倫理保持等に関する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第４０号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第40号　南伊豆町長等の給与の減額に関する条例制定についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第40号議案の提案理由を申し上げます。

前号議案で申し上げましたとおり、このたびの相次ぐ職員の不祥事により、議会の皆様を初め町民の皆様にはかり知れないご迷惑とご心配をおかけしました。本条例は、議会を初め町民の皆様に与えました社会的影響等にかんがみ、町長、副町長及び教育長につきまして、監理監督者としての責任から上程をさせていただきました。

詳細は総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　議第40号の内容説明を申し上げます。

ただいま町長が申し上げましたように、町長、副町長及び教育長の監理監督責任にかんがみ、本条例を上程させていただくものでございます。

本日の上程を前に、まず町長及び副町長につきましては、３月19日に町長から南伊豆町特別職報酬等審議会に諮問し、同審議会の答申に基づきまして条例第１条を規定させていただきました。教育長につきましては、南伊豆町教育委員会から３月10日に南伊豆町一般職職員懲戒審査委員会委員長あてに、教育委員会職員の処分について諮問があり、３月19日に懲戒審査委員会を開催し、同委員会の答申に基づき３月24日付で教育委員会が処分を決定したことを受け、条例第２条を規定させていただきました。

第１条におきましては、南伊豆町特別職常勤の者の給料等に関する条例第２条に規定する町長の給料額月額60万2,000円及び同条例第３条に規定する副町長の給料額月額51万4,000円を、21年４月１日から４月30日までの１カ月間100分の10を減額して支給する規定でございます。

第２条におきましては、南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他勤務時間に関する条例第２条に規定する教育長の給料月額46万7,000円を、平成21年４月１日から４月30日までの間

までの１カ月間、100分の10を減額して支給する規定でございます。

また、附則につきましては、施行期日を21年４月１日からと規定するとともに、減額の期限でございます４月30日限りで当該条例は効力を失う規定でございます。

以上で内容の説明を終わります。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

稲葉勝男君。

○４番（稲葉勝男君）　特別職報酬等審議会委員からの答申、これを別に否定するわけではないですけれども、審議会の内容がもしわかるようで、わかるといったらおかしいですが、ここで報告できるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　３月19日に特別職報酬等審議会の内容を一部ちょっと紹介させていただきたいと思います。

委員６名の委嘱で会長は長田商工会長様でございました。すべての委員の初めの意見では、業務内であればしようがないが、業務外、これ公務外については監理監督責任については厳しくしなくてもよいのではないかというようなご意見がありました。ほかには安易に町長たちの給料カットは賛成はできない。何かあったときに減俸だけでよいのか、ほとんどの町職員が肩身を本当に狭くしている。公務員はなぜたたかれるのか、身分保障されているからだと、資質が問われている今、採用面からそれこそ考慮すべきであると。一般社会人より厳しい指導があって当然であるというご意見がありました。そのほか、職員の公務外での給与カットは妥当とは思わない。しかしトップみずからの処分がないと世間は納得しないだろう。このようなご意見が初めございました。

それで、このようなご意見でしたけれども、職員自身の意識改革、自覚を促すという部分と、コンプライアンスマニュアル――倫理保持条例みたいなものですけれども――等作成して、一層の綱紀粛正策を図ること等を条件に、この答申が全会一致でまとまったというような内容でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　この条例もさきの条例と観点は同様ですが、いわゆる職員の不祥事について執行者の監督責任が問われるのは当然だというふうに思います。ただし、報酬審議会の中のさまざまな意見があったように、こういう減給だけでいいのかという点は確かにあるというふうに思います。しかし、現実にその責任をとるとりようの仕方が目に見えるものがこういうことがあろうと思います、一般的に。ただ同時に、やはり改めてまた求めたいことは、こうしたことを行う以前に町長そして副町長はどんな状態にあるのか、いわゆる出張やあるいは出張等々でその時々がお互いがカバーし合って、全体で目を見張るという視点も欠けたら、これはいけないと思うし。またそれを補完するものとして、先ほども言ったように職員の育成計画、職務に対する能力を高めていくこと、そういうことは職員の倫理の向上、それをやはり体系立ってつくるということは、やはり管理者、副管理者がそういう観点に真摯に住民の立場に立ってそれをやっているかという、そういうことのかがみでもあるかというふうに思います。

あくまで町政、地方自治は足場は住民の目線でやるということであります。そこにどれだけ執行者が立っているかと、副町長もそこに立っているかと、そういうかがみを忘れれば、仮に職員の育成計画があっても、立てても、それは絵にかいたもちになるでしょうし、そういうことはしっかり肝に銘じながら、育成計画を立てながらもみずからの立場を町民の目線にしっかりと立つような取り組みを続けていっていただきたいという意見を述べて、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第40号　南伊豆町長等の給与の減額に関する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員多数です。

よって、議第40号議案は原案のとおり可決されました。

◎会期延長の件

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第５号、会期延長の件を議題といたします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日までと決議されていますが、議事の都合によって３月31日までの６日間の延長をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、会期は３月31日までの６日間延長することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　本日の議事が終わりましたので、会議を閉じます。

これをもって散会いたします。

散会　午前　９時５９分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　横　嶋　隆　二

平成２１年３月南伊豆町議会定例会

議　事　日　程（第５号）

平成２１年３月３１日（火）午前９時３０分開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議第２４号　平成２１年度南伊豆町一般会計予算
日程第　３　議第２５号　平成２１年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算
日程第　４　議第２６号　平成２１年度南伊豆町老人保健特別会計予算
日程第　５　議第２７号　平成２１年度南伊豆町介護保険特別会計予算
日程第　６　議第２８号　平成２１年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算
日程第　７　議第３３号　平成２１年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
日程第　８　議第３４号　平成２１年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算
日程第　９　議第３５号　平成２１年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１０　議第３６号　平成２１年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算
日程第１１　議第３７号　平成２１年度南伊豆町水道事業会計予算
日程第１２　発議第２号　伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を求める意見書
日程第１３　発議第３号　地震財特法の延長に関する意見書
日程第１４　委員会調査期限延期要求書について
日程第１５　閉会中の継続調査申出書について

本日の会議に付した事件

日程第２まで議事日程に同じ
日程追加
追加日程第１　議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算（再議の件）

出席議員（１１名）

１番	竹　河　十九巳　君	２番	谷　　正　君
３番	長　田　美喜彦　君	４番	稲　葉　勝　男　君

5番	保坂好明君	6番	清水清一君
7番	梅本和熙君	8番	漆田　修君
9番	齋藤　要君	10番	渡邉嘉郎君
11番	横嶋隆二君		

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木史鶴哉君	副町長	小針　弘君
教育長	渡邊　浩君	総務課長	鈴木博志君
企画調整課長	外岡茂徳君	建設課長	奥村　豊君
産業観光課長	山田昌平君	町民課長	大野　寛君
健康福祉課長	藤原富雄君	教育委員会事務局長	山本信三君
上下水道課長	小坂孝味君	会計管理者	大年清一君
総務係長	松本恒明君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山本正久	主幹	栗田忠蔵

開議　午前　９時３０分

◎開議宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより３月定例議会第５日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第１、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則に定めるところにより、議長が指名をいたします。

９番議員　　齋　藤　　要　君

１１番議員　　横　嶋　隆　二　君

◎動議の提出

○議長（渡邉嘉郎君）　これより議案審議に入ります。

〔「議長、動議」と言う人あり〕

○１番（竹河十九巳君）　動議の提出です。

下田市、河津町、南伊豆町及び……

○議長（渡邉嘉郎君）　ちょっと待ってください。

ちょっと休憩とります。暫時休憩をとりたいと思います。

議運の委員長、議会運営委員会をちょっと開いていただきたいと思います。

休憩　午前　９時３２分

再開　午前１０時１５分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎決議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　ただいま、南伊豆１市３町合併協議会から離脱する決議が提案されました。本案を議題といたします。

本案は、竹河十九巳君が提出者です。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　趣旨説明をします。

南伊豆地区１市３町合併協議会から離脱する決議。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第522条の２第１項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第３条第１項の規定に基づき設置した下田市、河津町、南伊豆町及び松崎町による南伊豆地区１市３町合併協議会から、平成21年３月31日をもって離脱する決議について議会の議決を求める。

平成21年３月31日、南伊豆町議会議員、竹河十九巳。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　提案者にお伺いいたします。

今合併協議会のほうでは財政シミュレーションがもう既に出ていますけれども、このように合併離脱の決議をするという提案をする以上は、単独でやる財政シミュレーションを既に持っておられてのことか、これをお聞きします。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　南伊豆地区１市３町合併協議会から離脱の決議を求める理由は、全

国町村会は平成18年11月、私たちは農山村の大切さを訴えますとの提言で、平成の合併について合併により旧町村部の農山村地域の衰退が加速することがないよう、十分留意する必要がある。また、今回の合併の進め方について、国や都道府県が合併機運の醸成を半ば強制的に図るという姿勢が示され、そういう手法がとられたことは地方自治の理念に反するものと言わざるを得ませんと提言をしております。

そして、全国町村会は平成20年９月、町村の実態に関する改善方策についてにおいて、画一的な合併推進の結果、地域の振興を担っている町役場の機能が低下し、全国町村会の調査においても合併のデメリットを指摘する声が合併の成果を上回り、数多く上げられているとしています。平成の合併の検証を行い、これ以上の合併推進を行わないことと全国町村会は政府に要望しているところであります。

それを受けて、総務省は平成20年11月、合併により職員数の削減によるメリットは見られたが、財政状況が悪い自治体同士による合併や、合併特例債のばらまきで財政がさらに悪化したケースもあり、合併が想定以上に進んだことや合併により周辺地域の衰退など合併の弊害が各地に見られるようになったため、総務省は市町村合併を推進する方向を見直し、平成の合併を打ち切る方向で検討に入っております。

合併の流れは変わったのであります。南伊豆地区１市３町の合併は、総務省の指摘のとおり財政状況の悪い自治体同士の合併であり、その１つとして、改正耐震改修法、静岡県耐震改修促進計画に基づく公共施設の耐震化、これが明確ではありません。さらに財政が悪化することが懸念されております。また、南伊豆地区１市３町の合併による新市は静岡県において第４位の広さであり、周辺地域の衰退に対する方策が明確になっておりません。

また、第10回南伊豆地区合併協議会において、５月22日予定されている合併調印式について静岡県総務部理事である宮澤武久氏は、１市３町の合併は県議会や県の合併構想で決まっていることと発言をしております。これは市町村会が指摘するとおり、地方自治の理念に反する発言であります。

また、第11回南伊豆地区合併協議会において、調印式は合併協議会委員の出席のもとで行うとしておりますが、各市町の議会議長と議会選出の議員が出席することは、各市町の議会による配置分合の議会議決の前であり、議会軽視であり、議会制民主主義に反するものであります。

以上により、南伊豆地区１市３町合併協議会から離脱する議案を提出した理由です。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　提案者は今、私の質問に答えておりません。それ抽象的なお話というのは、例えば合併してもあると思います、合併しなくても出てきます。そういう問題ではなくて将来の合併シミュレーションを合併協議会が出している、単独でいくなら単独のシミュレーションを出して町民には安心した形での提案ができて初めて離脱宣言を出すべきだと。だから、合併シミュレーションがあるのか、合併しないシミュレーションがあるのか、単独のシミュレーションがあるのかないのかをもって、この提案をされているのかというのが私の質問の趣旨でございます。あるのかないのかです。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○**１番（竹河十九巳君）**　合併協議会においてもう財政計画の中には市町の庁舎の建設と……

〔「あるのかないのか聞いているんですよ、提案者に」と言う人あり〕

○**１番（竹河十九巳君）**　共立病院のことしか書いてありません……

〔「議長、議長」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　提案者の答弁、私の質問に答えてください。シミュレーションを持っているのか持っていないのかという質問なんです。それ以外のことは結構です。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　竹河十九巳君。

○**１番（竹河十九巳君）**　総務省が言っているとおりに、まさに……

〔「議長、あるのかないのか聞いているんですよ」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ちょっと待ってください。

〔「財政シミュレーションを持って提案されているのかと」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　竹河十九巳君、答えてやってください。

○**１番（竹河十九巳君）**　総務省が合併の推進をやめる理由として、まず財政力の乏しい自治体、財政力が悪い自治体同士が合併した場合に、さらに財政が悪化すると、こういうふうに……

〔「そのとおり」と言う人あり〕

○**１番（竹河十九巳君）**　いいです。

だから、それをとめたいんです。

〔「そのとおり」「議長」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　梅本和熙君。

○**７番（梅本和熙君）**　今財政力を悪化するという抽象的な言葉をされているけれども……

〔「抽象的ではない、具体的だ」と言う人あり〕

○**７番（梅本和熙君）**　抽象的だ、抽象的だ。具体的に出せと言っているんですよ、だから。

〔「総務省が言っているんだよ」と言う人あり〕

○**７番（梅本和熙君）**　合併協議会ではシミュレーションを出している。それに対して具体的に悪化するという理由をちゃんと出さなければいけないんではないかと、提案される以上は。

〔「議長、進めてください」「議長」と言う人あり〕

○**議長（渡邉嘉郎君）**　稲葉勝男君。

○**４番（稲葉勝男君）**　16年ですか、前回の合併の問題があったとき、議会で財政シミュレーションを出し町民に広くその財政シミュレーションをもとに合併しなくても町は単独でいきますよという経過があります。ですから、ここでその合併から離脱するという決議をするという中には、やはり町民が安心してやはり財政の問題が町民も一番頭にあることだと思うんですよ。ですから、財政のシミュレーションをはっきり示した上で、ですからこれでするということが必要だと思いますがどうですか。だから、そのために梅本議員も言っている財政シミュレーションというものをありますかということだと思いますけれども。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○**１番（竹河十九巳君）**　これはやはり全国町村会の提案を受けて総務省が平成の合併は、いいですか、財政力が悪い自治体同士の合併をするとさらに財政は悪化しますよと、きちんと総務省が言っているわけですよ。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　稲葉勝男君。

○**４番（稲葉勝男君）**　総務省が言っていることはわかるんですけれども、総務省がでは右向けと言えば右、左向けと言えば左と、そういうふうな感じで私はとるんですけれども、そうではなくてやはり、町民にその財政的なものは示すべきだと思うんですよ。こういう形で10年後、20年後まで大丈夫ですよとか、それが町民がやっぱり一番安心することだと思います。ただここで総務省の結果がこうだからやらないという、それはいろんな地域があります。南伊豆のこの地域、それに合致するのかどうだかもこれからも合併協で進めている段階ですけれども、だからただ単に総務省の言うことだけを町民に言っても、なかなか町民は理解できないと思う。これはやっぱりちゃんとしたシミュレーションというか、財政的には５年、10

年、15年後大丈夫ですよという、それで町民は安心して、ではやっぱり合併しなくても済むんではないかと、そういう判断材料も必要だなと思います。いかがでしょうか。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　これは、平成20年９月、全国町村会が町村の実態に関する改善方策についてというのを、これ総務省に提出をしております。それに基づいて総務省が検討した結果、平成の合併というのを方針転換しているわけです。その中に財政力の悪い自治体同士の合併はさらに財政力を悪化させるし、もう一つとして周辺部が衰退をする、こういうことを明確に上げて発表しているわけです。私たちはそれを信じます。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　それは信じるのは勝手だからいいんですけれども、具体的にこういう提案をされる以上はね、やはり町民に対して先ほど稲葉議員が言ったように、やはり具体的な提案、例えばこういう形で財政力的には大丈夫なんだと、南伊豆町は10年とか20年まだ大丈夫だよと、こういうシミュレーションを持って本来提案するのが筋ではないかと思います。一応これはいいです、意見だけです。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　提案者に質問したいと思います。

議論の中で合併協議会で財政シミュレーションをつくったといいますが、私の傍聴している限りでは合併協議会の中で決めたことは、あらゆることのほとんど80％のことを新市になって決めると、新市の議会になって決めるとか先送りしてやることを決めたこと、その中で決めて数を出したシミュレーションというのは信じることができますか、提案者に質問します。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　信じることなんかできません。

○議長（渡邉嘉郎君）　横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　質問の中に、かつての合併の経過の話がありましたが、前執行部が行った議会に提出した平成16年２月の財政シミュレーションでは、既に平成18年、19年に地方財政の２割の赤字を超えて、財政再建団体に転落すると、質疑に立った２人の議員が町がつぶれるということを喧伝して合併になだれ込もうとした。まさにそれが現状ではその後平

成19年度には5,000万の財政調整基金を積んで、20年度には１億の財調を組むと、財政の流れは明らかに変わってきている。しかも平成の合併の新法による22年３月までの合併の途中で、総務省が提案者のような提案をしてきていると。まさに町民に不安を与えていわゆるうそのシミュレーションでだまそうとしたのはどちらかということを厳しく追求したい、そういうことについて提案者はどのように見るか、その点をお答えしていただければと思います。

○議長（渡邉嘉郎君）　竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　市町村合併の旗振り役であった総務省が、明らかに方針転換をした。これは総務省の政府の責任は重大だと思っております。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑がありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　この離脱の決議に対しては反対いたします。

提案者の説明を聞いても、将来に対する自分の見込みを持たないで、ただ総務省がそう言っているとか、そういう非常に抽象的な話の中でこの町の方向性を決めようという形での提案で、非常に具体性がないと。やはり合併協議会はそれなりにずっと長い期間かけて協議をしてきて、そして合併シミュレーションもちゃんとつくってきていると、そういう提案をしていると。そういう中で私はそのことに賛成だから合併を進めたいと、こう思っていますけれども、提案者の中にはそういう将来に対する南伊豆町の単独での運営のシミュレーションがないままの提案であると、これに対して非常に不安を感じますので、反対をいたします、反対討論とします。

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

横嶋隆二君。

○**１１番（横嶋隆二君）**　提案者は提案の理由として、平成の大合併について全国町村会がその実態実情を実質的なデータに基づいて検証した概要、そして総務省が合併の旗振り役としてやってきながらも、全国町村会あるいは合併した後の自治体の実情を検証せざるを得ない状態に陥ったのは、平成20年初頭であります。その結果、総務省でも周辺の自治体が衰退をしている。合併した周辺の自治体が衰退しているということを認めざるを得なくなってきていることを表明しました。

私自身も総務省のホームページを見ると、現在の方針は地域活性化プランといって、過疎地に対しては一層財政支援をして重視をしなければいけない、そういう表明、さかのぼれば福田内閣になった当初に地域活性化統合本部を首相官邸に設けて、いわゆる地域の活性化にてこ入れをしなければならないものと、合併新法のもとで地方の小さい自治体が疲弊してきたと、このことを証明していると思います。これは何よりも抽象論ではなくて具体論であります。しかも、当時５年前に合併をしたら展望が開けるということを宣伝して、それに言いなりになったところでは、今ひどい後悔をしている。全国町村会の中でもかつての村長が全国町村会長に敵のあだを討ってくれと、ここまで言葉が飛び出すのであります。

この間、政府が大きく国民の支持を失って揺らいでいるのも、三位一体の改革に基づく地方の切り捨てであります。こうした点に教訓をしっかりと立てて町を守る、このことの意味を踏まえていきたいと思います。

同時に合併協につけ加えていえば、合併協議会でこの間確認されたことは、先送りをすること、大事なことを決めること、それを先送りした、それを決めただけの協議であって、何ら具体的な財政シミュレーションも論拠のないものであることをつけ加えて、私の提案者に対する賛成の討論といたします。

○**議長（渡邉嘉郎君）**　ほかに討論する者はありませんか。

保坂好明君。

○**５番（保坂好明君）**　私も賛成の討論をさせていただきます。

この平成の合併は、地方分権改革並びにこの行政改革の一つの柱とされている点に大きな意味と特徴があると思います。しかし、その小規模市町村には特に行政能力がないと、行財政能力がない、また財政力が低いとよく指摘される方もおりますけれども、そのために合併する必要があるのかという点においては、非常に短絡的な思考に過ぎないと言わざるを得ません。

確かに小規模市町村の財政規模は小さく、交付税等の依存財源に左右され、特に国民健康

保険制度や介護保険制度の運営には非常に苦しい経営を強いられているということはあります。しかし、本来の市町村は基礎的な地方公共団体であって、住民と最も密接に関係するものであります。財政能力がないと言われることの根本的原因は自主財源が少ないということにありますけれども、裏を返せば憲法において地方自治が保障されているにもかかわらず、これまでの財源を含め市町村の自治が十分に保障されてきたとは言いがたい部分もあり、地方税制の抜本的な見直しがなされていないまま今日までの市町村合併推進の口実にさらされているのであるから、議論が逆転しているということを言わざるを得ません。

また、行政能力の有無は市町村の規模と無関係である。少なくとも理念的には大都市だから行政能力が高いとか人口に応じて行政能力の高低が決定されるということには決してならないわけでございます。

最後に、本年３月４日に松崎町で開催されました南伊豆地区１市３町合併協議会の席上、自主合併といいながらも県の主導的な指導があったことは明白となったことであります。それは非常に残念なことであるということであります。県等の合併担当職員は合併を熱心に進めることは職務上、これは仕方のないというふうに私は思うわけでございますが、市町村合併の推進によって地域社会がどのように変化していくのか、この辺について明確な展望もなく今言われました国の主導のまま対応したと言わざるを得ません。そして県の広域自治体としての新たな姿勢を見出すことはこの辺について難しいということを思います。

最後になりますけれども、この合併はこの地域をまず根本的に見直して、そしてまちづくり、それから財政の問題について根底から見直すことを私はこの場で述べさせていただきます。

最後に、第29次地方制度調査会の専門委員会が国による合併推進を終えるべきだということを一致して述べているということもつけ加えておきます。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

南伊豆地区１市３町合併協議会から離脱する決議は、原案のとおり本案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議第２４号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　これより議案審議に入ります。

議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　清水清一君登壇〕

○予算決算常任委員長（清水清一君）　それでは、予算決算常任委員会の委員会報告をさせていただきます。

開催月日及び会場、平成21年３月17日、役場防災センター。

会議時間、開会午前９時30分、閉会午後３時43分。

委員会の出席状況、委員長以下記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

同じく、３月18日も同じように行いました。

また、３月25日にも同じように行いました。

出席委員、委員会の出席状況、事務局等、記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算。

委員会決定、修正案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

１、議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算歳出のうち、第１款議会費、第２款総務費、第３款民生費、第４款衛生費、第８款消防費、第９款教育費、第11款公債費、第12款予備費及び関連歳入。

問　リスクマネジメントについて。

答　災害発生時については、地震発生時を想定して震度５強のときと震度６弱以下のときとを分けて職員の対応を考えている。また、各種団体と応援協定等を結んでいる。そして通

信関係についても整備中である。

問　平成21年５月31日までに既存の個人住宅についても火災報知機の設置が義務づけされているが、老人世帯等に対する対応について。

答　財団法人自治総合センターの補助金は対象にならない。民生委員の定例会において協力と周知をお願いした。また、次の区長会においてお願いする予定である。

問　公募補助金制度について。

答　平成20年度は４団体に交付している、３年間で自立できる団体を交付対象としている。公募基準については見直しを検討する。

問　町有財産の有効利用について。

答　伊豆急からの寄附された土地については、民間を入れた委員会の立ち上げを検討中である。

問　災害援護資金貸付金元利収入について。

答　平成19年度までに２名が完納しており、公平性を考慮して未収分の徴収に努める。

問　町有財産の全調査について。

答　財政健全化法での土地評価に対応する必要もあり、町有財産の正確な把握を目的としたものである。

問　平成21年度の地方交付税について。

答　前年度と同じ認識に基づき、500万円減とした。

問　財政調整基金と臨財債が同額になっている理由は。

答　偶然である。

問　総務省の地域力創造プラン等の政策転換の認識について。

答　不況下で財政の好転は望めないので、政府の政策の状況を把握しながら進めていく。

問　地方再生事業について。

答　できることから進めていく。

問　戸籍電算化事業作成委託料について。

答　副町長と全課長により構成する評価委員により、低価格のみでなく実績、個人情報、データ作成の正確性等を総合評価するプロポーザル方式で決定した。また、会議録はある。

問　路線バス維持事業補助金は、合併したときはどうなるのか。

答　専門部会、分科会で検討し、合併協議会でも確認していますが、現状のまま新市へ引き継ぐこととなっている。

問　職員の酒気帯びによる公用車運転に関して。

答　副町長を代理として事情説明を行った。

問　安全運転管理者選任事業所について。

答　安全運転管理者、副安全管理者が選任されており、過労運転等の防止、飲酒運転をさせない管理手法に基づき実施している。

問　南伊豆地区１市３町合併協議会負担金について。

答　負担金は、全体として義務費ととらえている。

７ページになります。

問　南伊豆地区１市３町合併協議会の合併協定書の調印式について。

答　決定ではないが、平成21年５月22日を予定している。

問　南伊豆地区１市３町合併協議会の合併協定書の拘束力について。

答　法的拘束力はないが、紳士協定として守るべきものである。

問　簡易水道消火栓増径工事負担金について。

答　南上簡易水道の工事である。

問　下賀茂地区の地下式消火栓の改修について。

答　下水道工事とあわせて改修する。

問　子育て応援手当について。

答　平成20年度のみであり、平成21年２月１日を基準に第２子以降を対象にしている。お知らせ版や幼稚園、保育園を通して周知に努める。

問　南崎保育園の南崎小学校への移転、手石保育園の通園の保護者に対する対応は。

答　手石保育園通園の保護者に対する説明会、アンケート等を実施する。

問　保育園の２園体制について。

答　保育園の２園体制は変わらないが、同一敷地内に保育園、幼稚園を建設するかは南伊豆幼稚園の耐震化診断を実施した後、方向を決める。

問　焼却灰等処理業務委託について。

答　群馬県草津へ運んでいる。施設の受け入れ可能年数は10年である。

問　ごみ袋有料化に伴う可燃物の変化について。

答　５から６％の減であり、期待していた効果は見られない。

問　ごみの減量化の方向性について。

答　各種団体の行事に参加して、生ごみ処理機の普及に努める。

問　共立湊病院の下田南高跡地への移転について。

答　正式な交渉は行っていない。県は有償の方針である。

問　共立湊病院建設資金の各市町の分担金について。

答　分担金の負担はない方向性で検討中である。

問　共立湊病院の指定管理者公募について。

答　選定委員会を立ち上げて行う。

問　後医療について。

答　後医療については一般病床の医療型及び療養病床の療養型等地域医療について各種関係団体と協議する。

問　妊婦健診について。

答　２年間の補助金終了後については検討する。

問　小学生、中学生に対する定期券購入費について。

答　小学生に対しては４キロ、中学生は６キロを対象に、また学校統合した地域には５年間の国の補助があるが、補助金終了後は町費で全額補助している。

問　１市３町合併後の小学生、中学生に対する定期券購入費について。

答　当分の間、現行のままとなっているが、定期券購入費以外、その他さまざまな町独自の支援、補助金等があるので堅持したい。

問　保健体育総務事務費、需用費、消耗品費が前年度比２倍になっていることについて。

答　駅伝大会が委託から直営になったことによる。

問　石垣りん記念室を人格形成、人間形成にどのように結びつけていくのか。

答　先人の功績を人間形成、社会教育に生かして、その拠点となるよう推進する。

問　幼稚園延長保育について。

答　幼稚園終了時、２時、３時から４時までの預かり保育で月預かりと一時預かりがあり、一時預かりは１月まで延べ157人であり、また月預かりはなかった。

２、議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算歳出のうち、第５款農林水産業費、第６款商工費、第７款土木費、第10款災害復旧費及び関連歳入。

問　農業委員会の遊休農地定住促進についての活用について。

答　定住促進等について、農業に精通した農業委員の知恵をかり推進する。

問　湯の花直売所を町内において、生産者と消費者を結ぶ循環経済の拠点とするという視点はあるのか。

答　湯の花直売所の出荷者が出発時の33名から408名に増加しており、地産地消、第１次産業と第３次産業を結びつける拠点として考える。

問　湯の花直売所を農業対策のみでなく、経済循環ベースに乗せ、自転するようにする方策について。

答　実情を把握しながら推進していく。

問　農振地域において無秩序な開発は行われていないか。

答　農地法改革プランにより示されている農転の厳格化を進める。

問　湯の花直売所の生産者も高齢化しており、将来減少も考えられるので、農業後継者育成の講座等を開設したらどうか。

答　関係者と連携して推進する。

問　農林水産業と観光立町との位置づけについて。

答　観光を主軸にそれぞれの産業に結びつけ、個人でなく専門的に農業に従事する組織に転換する必要がある。

問　湯の花直売所の実績について。

答　平成16年発足で17年4,000万円から年1,000万円ずつ伸びている。

問　地産地消の拠点である湯の花直売所に生ごみ処理機を置き、消費者には生ごみを、生産者にはそこから生産される土、肥料を提供する方向を試行してみたらどうかと。

答　農産物を販売するほか、波及効果が上がることを検討する。

問　給食施設に２つある町の生ごみ処理機の活用を検討したらとどうか。

答　産業観光課、町民課、そして教育委員会と検討する。

問　過疎地域に指定されている市町の県の陳情提言をどのようなものか。

答　時限立法である過疎法の期限が切れるので、１年間検討してきた提言を持ち陳情する。また、提言については陳情後公表する。

問　過疎地域の現状について。

答　過疎計画は町の総合計画と同等の重要性を持っているので、国等へ要望していく。

問　湯の花直売所の販売物の残留農薬の検査は行われてきているのか。

答　オープン前に全生産者を対象に県からの講師を招き研修会を開催している。生産者の意識に期待している。

問　高齢化する農家への対策として、農業への異業種参入を検討したらどうか。

答　法的な面から検討を開始する。

問　農業振興地域と都市計画を行政が調整すべきではないか。

答　農振地域の法規制が時代に適応しなくなっていくので、地方から中央へ声を上げていく。

問　台風等による海藻の海岸への漂着事例が発生している。漂着海藻の被害対策、漂着海藻の有効利用についての検討はどのようになっているのか。

答　地元の力では除去できないときは県の協力を得て実施している。漂着海藻の有効利用については検討すると。

問　林道青野八木山線について。

答　全長7.6キロメートルで松崎側5.1キロメートル、南伊豆町側2.5キロメートルである。南伊豆町側は500メートルずつを測量１年、工事１年の10年計画で進める。

問　林道一条加増野線について。

答　林道開設の要件である針葉樹林の割合が不足している。別ルートも考慮の上検討する。

問　本年度の海中クリーン作戦について。

答　ＮＰＯ法人伊豆未来塾を主体に垂水漁協で実施予定である。

問　町営一町田グラウンドの利用について。

答　グラウンドの保全の草刈り等を実施している。民宿等と連携した利用を検討する。

問　有害鳥獣対策について。

答　シカの対策については天城山系の生態系に関するので、情報の共有化を関係市町と連携して検討する。

問　森林吸収源対策緊急整備事業について。

答　京都議定書に基づくもので、保有林を対象にしたものである。

問　森林整備事業について。

答　申請減により予算額は前年度比減となっている。

問　観光交流館の足湯の管理料について。

答　電気料のみが対象である。

問　観光交流館においてのコーヒー販売は問題ないか。

答　調査する。

問　観光交流館の賃借料、使用料の徴収について。

答　条例に基づいて徴収していない。

問　経済支援対策事業の経済効果について。

答　観光協会に際する町内宿泊者を対象としたものであり、数字は低いが配慮している。

問　観光交流館の販売所、休憩所の将来展望、長期戦略はどのように立てているのか。

答　観光客の要望、ニーズを関係団体と協議していく。また、道の駅の指定を受けるため申請を考えている。

問　石廊崎の参観灯台について。

答　入り込み状況について２年間データを集計することになっている。２年目であり集計後公表する。

問　経済支援対策について。

答　入札を早期に行い、早期着工を目指す。

問　みなと湯と銀の湯の収支について。

答　みなと湯は若干の赤字あり、銀の湯は年間1,000万円の黒字である。

問　下賀茂旧河川の散策道の状況について。

答　雨天時の状況を河川協力員の報告をもとに土木事務所へ連絡している。

問　九条公園の管理について。

答　水はけ等のよくないところがあるので、整備について検討する。

問　橋梁の耐震診断、耐震化について。

答　橋梁の長さが15メートル以上のものは長寿命化計画により、国の補助により耐震化を進める。その他については町単により進める。

問　急傾斜地崩壊防止工事と文化財について。

答　調整して進めている。

問　町営住宅の耐震化、建てかえ計画について。

答　平成21年度に地域住宅計画を立て、平成22年度から基本設計に入る予定である。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

委員長報告は修正案可決です。

まず、原案に賛成者の発言を許可いたします。

梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　原案に賛成いたします。

今回の合併の必要性は、まず少子高齢化の進む社会の中で介護福祉費や医療費が増加することが火を見るより明らかであることです。

次に、上水道やごみ焼却場、入間、子浦の漁業集落排水等日常生活に必要な社会インフラが数年後には耐用年数を向かえ、新たに建設するか膨大な補修費等が必要となることも明らかであるからです。

これらの建設財源は毎年１億円程度の財政調整基金を積み立てても間に合いません。また将来の介護福祉費や医療費の増加は、財政調整基金の積み立てを困難にするであろうことも予測されます。新たな財源を産業活性化等によりつくり出す努力も必要でありますが、当町を取り巻く現状を考えた場合、不足する財源をカバーするほどに財政力をアップすることは不可能と言っても過言ではありません。ゆえにこれらのことを勘案したときに、行財政改革の必要なことは衆人の認めるところであります。究極の行財政改革は市町村合併であることも周知の事実であります。

以上のことを考えたときに、合併協議会の予算を否決することは許されないものと考えます。合併を反対するのであるなら、反対者は単独運営の財源等予算を明確に町民に明示する義務があるものと考えます。このことは、介護福祉費や医療費、さらに上水道やごみ焼却場等の将来の社会インフラの整備等を含めた将来構想を明示する義務であります。

また、単独運営の財源確保の一助として、隗より始めよの言葉がありますとおり、議会も議員定数の削減や報酬の削減等も検討すべきであります。議員諸氏はそのような覚悟を持って本決議に臨むべきであります。

町長に申し上げますが、松崎町の町長が合併の是非につき民意を問うために辞任されました。リーダーとして苦渋の決断であったと思います。それほどに市町の合併は町の将来を左右する非常に重要な問題であります。町と町議会の意思が不一致の場合は、民意を問うのが民主主義の常道であると考えます。幸いにも我が町には住民投票条例があります。その第３条第４項には、町長は町政運営に重大な影響を与える事案については、みずから住民投票を発意することができるとあります。さらに、合併の是非は町政運営に重大な影響を与える事案であります。合併協議会の設置を提案した町長としては、修正案が可決した場合には当然住民投票を実施することが職責であります。この職責を放棄することはリーダーとして不適格と言われてもいたし方ありません。また、住民投票の実施については、町議会が反対する

ことは議会制民主主義の根源のゆえんである民意を無視するものであり、良識のある議員諸氏であるなら、当然賛成すべきものであると考えます。

であるから、町長の決断・英断をもって合併の是非につき住民投票を実施すべきものであると考えます。住民投票の結果の上で町長も町議会も６月定例議会に予定されている合併の廃置分合の議決に臨むべきであります。

以上、修正案に反対いたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案及び修正案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、修正案に賛成者の発言を許可いたします。

清水清一君。

○予算決算常任委員長（清水清一君）　修正案に賛成いたします。

今回の修正は、合併協議会負担金の150何万円を商工費にすることになっておりますので、その商工費全体、１月に行われました将来経済活性化のため用としてプレミアム付の商品券等を行いましたけれども、それらをかんがみると合併よりまず町内の経済をよくしないことには地域はよくならないです。合併によって地域がよくなるとは限りませんので、まず今早急に町内経済を活性化するためにも、この修正案に賛成いたします。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者はありませんか。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　修正案に賛成の討論を行います。

この修正案は、法定協の当年度新年度予算154万7,000円を削減するものでありますが、合併の是非については、平成の大合併の検証をした全国町村会、そしてその声に動かされてやむなく総務省も合併の検証をしたわけでありますが、結果として合併した周辺自治体が疲弊して、その対策に政府を挙げて乗り出さざるを得ない状況に今日来ております。合併をすればよくなるというのは全くのでたらめであるということが、もう政府の中では明らかになっていると、全国でも周知の事実で、その周辺に住んでいる住民の国民の方々は多くの辛苦を味わっています。これが三位一体の改革の中で郵政の民営化で郵便局など、生活の柱、支えになったところも合併されている。そういうところもあって、非常に国民の生活苦が明確に

なっている次第であります。

こうした点から、合併の協議をもうする必要がないということ。もう一つは合併すれば行財政改革ということを言われますが、静岡県の中でも賀茂の市町村は県民所得でも最低の水準であります。これは努力が足りないのではなくて、地理的な状況に置かれたままであるということ。いみじくも、県の関係者がこの地域は公共事業で成り立ったということを言ったということを耳にしますが、これは県政がこの地域にいわゆる観光だけで産業の政策、または支援をここの中でなかなかできなかった、このあらわれではないでしょうか。

この間、町職員の給与等々も含めて行財政改革と言われていて、１つの指標で町職員のいわゆる給料体系はラスパイレスで89%であります。これでも町民の生活水準よりは高いというふうに言われています。ところが、合併協議会の委員の中に入っている県の職員の給与ベースはどうかというと、平成19年度のラスパイレス指数で102.7%、地域調整手当を入れると103.7%で、国家公務員より約４％も多い実態が浮かび上がってきます。町の職員から比べれば20%以上も高い。合併を推進する議員はこうしたことに対しては一切言及はしません。私は住民の声に直接響く議会や町職員はこの間、本当に行財政改革で本当に切っていいのかどうか、減額していいのかどうか、そういうことも議会の行財政改革委員会で議論しながらこれまで取り組んできました。

しかし一方で、合併を推進、押しつける県はどうかというと、何らそういうところに痛みを感じていない実態があるのではないか。私はここに行財政改革を旗印に合併を推進しても、大もとを変えなければ税の使い方、そして今総務省あるいは政府の首相官邸からして、地域活性化プランで過疎地ほど、地方ほど国の大事な宝と、この言っている意味はこうしたところが国の政策上、予算づけでも大事にしなければならないという裏づけであって、そうした意味からももう合併の理念、根拠は全くないということであり、２月16日の市町村セミナーで総務省の当時４年前には合併推進課長であった現在の審議官が、今もう、あめをぶら下げて合併する時期ではない、地域活性化を、まちづくりを進める時代だと、こういうふうに言っている。このことからも、まちづくりに専念して町民の暮らしを本当に守る方法に転換をしていくことを強く主張して、修正案に対する賛成の討論といたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者ありませんか。

〔「反対討論なんですが、よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　稲葉勝男君。

○４番（稲葉勝男君）　私は、反対討論をします。

国の地方分権の推進、顕著な少子高齢化の進展、多様化する住民ニーズ、生活圏の広域化、我が町みたいに依存財源が67%、こういう厳しい財政状況、これらに対応するための基礎自治体の確立を目的とした合併は当然であると考えます。伊豆地域すべての自治体の基幹産業は観光産業で、観光立市・立町を掲げ創意工夫を凝らして活性化に取り組んでおりますが、低迷を続け他産業へも非常に大きく影響しております。

地域の経済水準をとらえる指標の一つで、その町に暮らす人々の経済的豊かさを示す県民所得においても伊豆地域12市町は最も低く、その中で賀茂郡下が下位に名を連ねて、特に本町においてはトップの裾野市533万円に比べ202万円と、その差は2.6倍と県下最下位であります。ここで観光立市・立町と同じ目的の自治体が合併することにより、基礎を大きくし、それぞれの地域特性を生かし共有することで、観光産業を中心に他産業の活性化に結びつけ、将来を担う子や孫に負担を残さないためにも、この合併を進めることで少しでも大きい基礎自治体の確立が必要であると考えます。

このような思いから、昨年５月法定協議会設置が賛成議決されたものであります。議決は賛成多数であり、議会の意思であり、議員それぞれの意思からは独立したもので議会の統一した意思であります。議会の構成員である以上、成立した議決には従うべきであり、まして今回の法定協議会の義務的経費については原案どおり可決するのが責務であると考えております。

それで、今回の経済不況に対する支援策については、これは否定するものではありません。町の将来をかけた合併協議会義務的経費154万7,000円は非常に大きな意味を持っており、経済対策は商工費だけでなく、各分野でも検討を行い必要な予算計上を行うべきであるというふうに考えます。

これによって私は原案は賛成でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者はありませんか。

保坂好明君。

○５番（保坂好明君）　修正案に賛成の討論をさせていただきます。

先ほども動議について討論をさせていただきました。その内容はこれとダブるわけでございますけれども、そこでもう一つ今回の討論で述べさせてもらいたいのは、まず町当局に求めたいということで討論をさせていただきます。

今後においては、その道州制をにらみつつ平成の大合併の検証をしつつ、それから今後財政規律の低下を招かないように身の丈に合った財政運営を行って、この地域ならではの創意

工夫を凝らしながら、活力と魅力ある地域づくりに邁進していただきたいということが私の願いでございます。

それから、先ほど述べましたようにほかの議員からも述べられております。国の方向転換もされてきております。ですから、足元をしっかり固めて将来とるべきその体制に備えるということが大事であるということから、私は修正案に賛成の討論とさせていただきます。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算は、委員長の報告のとおり修正案可決をすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　賛成多数です。

よって、議第24号議案は修正案のとおり可決されました。

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　町長。

○町長（鈴木史鶴哉君）　ここで暫時休憩を求めます。

○議長（渡邉嘉郎君）　今町長から申し出がありました。暫時休憩します。

休憩　午前１１時１４分

再開　午前１１時３８分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（渡邉嘉郎君）　ただいま町長から議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算（再議の件）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１とし議題にしたいと思います。

◎議第２４号（再議の件）の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　追加日程第１、議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算（再議の件）を議題といたします。

町長からさきに議決した議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算について、地方自治法第177条第２項の規定により、再議に付されました。

町長から再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　鈴木史鶴哉君登壇〕

○町長（鈴木史鶴哉君）　議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算の再議について提案理由を申し上げます。

先ほどの議決により、削除された２款総務費、１項総務管理費、６目企画費、企画調整事務、19節負担金補助及び交付金のうち、南伊豆地区１市３町合併協議会負担金154万7,000円は地方自治法第177条第２項第１号に規定するその他の普通地方公共団体の義務に属する経費であるので、再議に付するものであります。

詳しい内容につきましては、総務課長から説明させますのでご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　説明を終わります。

総務課長。

○総務課長（鈴木博志君）　議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算の再議について内容説明を申し上げます。南伊豆地区１市３町合併協議会は、議会の議決や住民投票を経て地方自治法及び市町村の合併の特例等に関する法律、いわゆる合併新法に基づき設置されており、議会の議決に付された南伊豆地区１市３町合併協議会規約第15条には、協議会の経費は関係市町の負担金をもって充て、負担金の割合は関係市町の長が協議して定めると規定されています。

本合併協議会の平成21年度予算は、１月21日本町中央公民館で行われた第８回合併協議会において協議第41号で提案協議の上承認されており、この承認された予算に基づき関係市町

が当初予算に計上した合併協議会に係る負担金は、地方自治法第177条第２項第１号に規定するその他の普通地方公共団体の義務に属する経費であり、法律上の原因により普通地方公共団体が議決のとおり、既に実施すべき事務が確定している。そのため再議に付するものでございます。どうぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邉嘉郎君）　説明を終わります。

質疑、討論があればこれを許可いたします。

清水清一君。

○６番（清水清一君）　討論。再議に関する予算に反対いたします。

１市３町の合併協議会負担金等義務費ということなんですけれども、私先ほどの予算でも説明しましたとおり町内経済が優先だと、この町内経済の補正した予算を削って合併協議会の予算にする。要するに町内経済を考えていない。まことに異常なおかしい予算づけであると。また合併についても、これからもっとおかしなものがありますし、これも再議に付すことは町長の政治判断によって再議に付すわけでございますから反対いたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかにありませんか。

横嶋隆二君。

○１１番（横嶋隆二君）　再議に反対の意見を述べたいと思います。

この再議を提出する理由で、１月の法定協の確認事項が述べられましたが、そもそもさきの予算修正案に対するこの修正報告に対する討論でもありましたが、法定協議会は南伊豆町の場合は最終的には昨年20年５月２日の臨時議会で法定協の設置を議決されました。それに基づいて協議がやられてきたわけであります。先ほどの討論でもありましたように、議会の議決賛成多数でありましたが、議会の総意ということの表現にありました。それで協議がやられてきておりました。

それで、協議の中身といえば中身を先送りしていわゆる新市になってから決めるというのがほとんどで、確実に決まったのは新市の名前だけであります。しかもこの法定協の中には委員が２人、県の職員が入っているという自主的な合併とはほど遠い内容であるということが明らかになったということであります。法定協議会というのはあくまで自治体の自主権のもとに対等に協議をするということであります。

今回予算で新年度の法定協の予算を削除したということに対する再議ということでありますが、その前にいわゆる法定協議会を設置同意した議会、ついさっき法定協議会から離脱するという重い決議をされました。そういう点では法定協の予算をつける根拠はもう既にない

という、そういうことでありますので、再議そのものも無効であると、そういうことも含めてこの再議に対して反対の意思を表明いたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　梅本和熙君。

○７番（梅本和熙君）　賛成討論をいたします。

町長が合併の離脱の提案をしないで、この議案を再議に付すと、これは非常な決意であったと。合併の、これは当然合併を実現するということでの提案であろうと思われます。そういう中で、町長は住民投票条例があります。先ほど申し述べたように住民投票条例がある以上、民意を問うて最終決断をしていく、そのような覚悟のもとでの再議であろうと思いますので、賛成討論といたします。

○議長（渡邉嘉郎君）　漆田修君。

○８番（漆田　修君）　反対討論をいたします。

議長の温情的な配慮でこの再議に対して質疑、討論をいただくということは、まれなケースだと思います。本来であれば再議はそのまま議長に対する報告で済むわけでありますが、あえてこの場でその温情に対して一言申し上げたいと思うんですが、実は２月27日に、これ177条の２項の１号については私も十分熟知しておりますが、２月27日に関係市町で第１回目の法定協設置の規約の議案が上程されました。そして松崎はそれに基づいた一連の今日までの流れになっているわけですが、当町においては、松崎の住民投票を待って改めて５月２日に同規約の再上程という形であったかと思うんです。

先ほど言いました設置の義務の中では義務に属する経費であると、そしてそれに準ずるものとしてはさきの法定協でも県の職員さんが言っておりましたが、一部事務組合の規約を準用するというような表現を宮澤氏は言っております。その中では、では果たしてその規約はどうかといいますと、規約の中の15条の経費の支弁に関する条項がございますね。そこにおいては各関係市町やその経費においては分担すると、そしてその分担の割合は、ここが問題であります。地方自治法の逐条解釈においては、その規約は分担の割合にまで示しなさいと、逐条解釈の法の運用と解釈においては、そのようになされております。ところが２月27日の規約の第１回目の中においては、その分担の割合が全く書かれていないんですね。ということは平成15年12月１市２町の合併のときの規約をそのままスライドして、それを頭だけかえて出してきたというのが実態であります。そしてその間、２月27日から５月２日の間において実は経費の支弁の15条については関係の首長において、その規約は分配について改めて協議するという付記が第２項として提示をされたということなんです。ですから、そのまま突

っ走っている松崎町においては、法律的にちょっと問題があるだろうと、これ以降発生すると思いますが、我が町においてはそういう状況でありました。

ですから、私はこれは議会に対する議長の権限として地方自治法第177条で規定されている以上は、その権利を行使すると、しなければならないという、実質的な表現ではありますが、それはそれで理解するところでありますが。

以上、私は非常に残念な、断腸の思いを込めて反対を申し上げます。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　ほかに討論する者はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　これから議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算（再議）の件を採決いたします。

本件を、さきの議決修正案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を……

〔発言する人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　本件を、さきの議決のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔発言する人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　先ほど決まった議決、修正案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　賛成多数です。

議第24号　平成21年度南伊豆町一般会計予算（再議）の件は、さきの議決修正案のとおり決定いたしました。

ここで昼食のため１時まで休憩といたします。

休憩　午前１１時５１分

再開　午後　１時００分

○議長（渡邉嘉郎君）　休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議第２５号～議第２８号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第25号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算、議第26号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計予算、議第27号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計予算及び議第28号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算を一括議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　清水清一君登壇〕

○予算決算常任委員長（清水清一君）　それでは、予算決算常任委員会を報告させていただきます。

特別会計についてでございます。

開催月日及び会場、平成21年３月26日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会10時15分、閉会１時22分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

１、議事件目、付託件目、議第25号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第26号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第27号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第28号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

問　介護保険の認定審査の変更について。

答　平成21年度から介護認定の調査項目が82項目から74項目へ変更になること。また介護度が軽度に変更になったとき、認定判定結果に疑問がある場合は、区分変更制度があるので

周知する。

問　出産育児一時金について。

答　平成21年10月から償還払いから直接払い制度へ変更される。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第25号　平成21年度南伊豆町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第25号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第26号　平成21年度南伊豆町老人保健特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第26号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第27号　平成21年度南伊豆町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第27号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第28号　平成21年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　賛成多数です。

よって、議第28号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第３３号～議第３６号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第33号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算、議第34号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算、議第35号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算及び議第36号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算を一括議第といたします。

委員長報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　清水清一君登壇〕

○予算決算常任委員長（清水清一君）　予算決算常任委員会報告させていただきます。

開催月日及び会場、平成21年３月25日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前10時15分、閉会午後１時22分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長以下記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第33号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第34号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第35号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

付託件目、議第36号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項、特に質疑及び意見、要望はありませんでした。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第33号　平成21年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第33号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第34号　平成21年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第34号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第35号　平成21年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第35号議案は原案のとおり可決されました。

採決いたします。

議第36号　平成21年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第36号議案は原案のとおり可決されました。

◎議第３７号の委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　議第37号　平成21年度南伊豆町水道事業会計予算を議題といたします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員長。

〔予算決算常任委員長　清水清一君登壇〕

○予算決算常任委員長（清水清一君）　予算決算常任委員会報告させていただきます。

開催月日及び会場、平成21年３月25日、南伊豆町議会委員会室。

会議時間、開会午前10時15分、閉会午後１時22分。

委員会の出席状況、記載のとおりでございます。

事務局、事務局長山本正久さん、長い間ご苦労さまでした。記載のとおりでございます。

説明のため出席した町当局職員、町長、副町長、総務課長、企画調整課長、外岡茂徳様、どうも長い間ご苦労さまでした。記載のとおりでございます。

議事件目、付託件目、議第37号　平成21年度南伊豆町水道事業会計予算。

委員会決定、原案のとおり可決すべきものと決定。

審議中にあった質疑または意見、要望事項。

問　吉田区の簡易水道について。

答　地元管理の簡易水道については、長期的には高齢化による管理等が心配であり、他地区との関係もあり今後調整しながら検討する。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　委員会報告を終わります。

委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、委員長報告に対する反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、委員長報告に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第37号　平成21年度南伊豆町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、議第37号議案は原案のとおり可決されました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　発議第２号　伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を求める意見書を議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

保坂好明君。

〔５番　保坂好明君登壇〕

○５番（保坂好明君）　それでは、発議第２号の内容説明を申し上げます。

平成21年３月25日。

南伊豆町議会議長、渡邉嘉郎様。

提出者、賛成者、記載のとおりでございます。

伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を求める意見書。

上記の意見書を南伊豆町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出いたします。

内容説明は、朗読をもってかえさせていただきます。

伊豆中央道及び修善寺道路の無料化を求める意見書。

伊豆半島の中央部を南北に貫く国道136号、414号は半島全体に通じる背骨的な役割を果たす幹線道路として地元住民のみならず観光産業道路としても重要な路線である。そのため交通量も増大し、要衝となる箇所では厳しい交通渋滞が慢性的に起きる状態であった。この交通渋滞を緩和すべく昭和60年４月に伊豆中央道（約３キロ）が平成10年３月には修善寺道路（５キロ）が開通し、伊豆中部のバイパスとして形成された。しかし、有料道路のため利用者は伸びず、特に地元住民の生活用道路としての利用は少なく、期待された渋滞が緩和されない状況にある。

地方が疲弊していく今、これからは定住自立権構想や広域地方計画などの地域間連携の仕組みのもとで、地域活性化の取り組みを推進し、中心市と周辺市町が協定に基づき役割を分担し、相互に連携していく必要がある。伊豆地域においても市町ごとに生活に必要な機能を確保して、その連携を密にしていくためにも、両道路の役割は重要である。

伊豆地域は、富士山静岡空港の開港により交流人口の増加が期待でき、交流車両の増加も予想される。両道路の無料化は、観光地である伊豆半島全体の交通網をスムーズにするとともに、住民の日常生活に利便性が増すことにより、消費動向や地域間への交流も活発になる。さらに住民が自然に親しむ機会もふえ、生活環境の向上と双方にその効果が期待できる。

上記の点からも、伊豆中央道及び修善寺道路の通行料金の早期無料化を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、国土交通大臣、金子一義殿、静岡県知事、石川嘉延殿、静岡県道路公社理事長、村松靖則殿。

以上でございます。

○議長（渡邉嘉郎君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第２号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎発議第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邉嘉郎君）　発議第３号　地震財特法の延長に関する意見書を議題といたします。

本案は、竹河十九巳君が提出者で所定の賛成議員もあります。

趣旨説明を求めます。

竹河十九巳君。

〔１番　竹河十九巳君登壇〕

○１番（竹河十九巳君）　発議第３号　地震財特法の延長に関する意見書についての趣旨説明、内容説明は、意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

発議第３号。

平成21年３月25日。

南伊豆町議会議長、渡邉嘉郎様。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

地震財特法の延長に関する意見書。

上記の意見書を、南伊豆町議会会議規則第14条の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

地震財特法の延長に関する意見書。

予想される東海地震に備えて、地震防災対策強化地域の関係地方公共団体は、地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。この計画は、平成21年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、公共施設の耐震化、津波防災施設、避難地、避難路の整備、各種防災資機材の整備等により一層推進する必要が生じている。したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めなければならない。

よって、国においては地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の延長について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、江田五月殿、内閣総理大臣、麻生太郎殿、総務大臣、鳩山邦夫殿、財務大臣、与謝野馨殿、文部科学大臣、塩谷立殿、厚生労働大臣、舛添要一殿、農林水産大臣、石破茂殿、国土交通大臣、金子一義殿、内閣府特命大臣防災担当、佐藤勉殿、消防庁長官、岡本保殿、林野庁長官、内藤邦男殿、水産庁長官、山田修路殿。

以上です。

○議長（渡邉嘉郎君）　趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

〔発言する人なし〕

○議長（渡邉嘉郎君）　討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第３号は原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邉嘉郎君）　全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

◎委員会調査期限延期要求書について

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第14、委員会調査期限延期要求書の件を議題といたします。

地域医療問題調査特別委員会委員長から、会議規則第46条第２項の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、調査期限延長の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、調査期限を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、調査期限を延長することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出書について

○議長（渡邉嘉郎君）　日程第15、閉会中の継続審査申出書の件を議題といたします。

議会運営委員会委員長、第１常任委員会委員長、第２常任委員会委員長、予算決算常任委員会委員長、行財政改革特別委員会委員長及び地域医療問題調査特別委員会委員長から、会

議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました所管事務調査、本会議の会期日程等、会議の運営及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邉嘉郎君）　異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（渡邉嘉郎君）　本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

３月定例会の全部の議事件目が終了いたしました。

よって、平成21年度南伊豆町議会定例会は本日をもって閉会といたします。

私のほうから一言、このたび退職をいたします企画調整課長の外岡茂徳課長と、そして議会事務局長の山本正久君には、大変長い間行政の職につき、そして南伊豆町の発展のために絶大なる力でもってご尽力いただいたことに対し、感謝とお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。（拍手）

なお、同じ町の中でございますので、これからもひとつよろしくお力をおかしいただければということをお願い申し上げまして、私からのお礼にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉会　午後　１時２４分

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

平成　　年　　月　　日

議　　長　　渡　邉　嘉　郎

署名議員　　齋　藤　　要

署名議員　　横　嶋　隆　二